

# 総 括 調 査 票

令和 8 年 6 月公表分（3 1 事案）

## 【 目 次 】

	頁		頁
(1) [内閣府] 独立行政法人国立公文書館の利用促進等	1	(17) [厚生労働省] 介護給付費等負担金（訪問介護等）	58
(2) [内閣府] 沖縄北部連携促進特別振興事業	4	(18) [農林水産省] みどりの食料システム戦略推進総合対策	61
(3) [内閣府] 警察情報通信基盤整備事業	7	(19) [農林水産省] 産地交付金	64
(4) [内閣府] 障害福祉サービス等（障害児通所支援）	10	(20) [農林水産省] 林道施設等災害復旧事業	68
(5) [総務省] マイナンバーカード交付事業費補助金	13	(21) [農林水産省] 浜の活力再生・成長促進交付金等	72
(6) [外務省] 国際機関等分担金・拠出金	17	(22) [経済産業省] 日・EU産業協力促進事業	76
(7) [外務省] 広報文化センター等における広報・文化活動	20	(23) [経済産業省] 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	79
(8) [財務省] 普通財産管理処分経費（相続土地国庫帰属財産）	25	(24) [国土交通省] 無電柱化推進事業	84
(9) [内閣府] 公立学校施設整備事業	27	(25) [国土交通省] 空き家対策総合支援事業	88
(10) [文部科学省] 外国人研究者招へい・ネットワーク強化事業	30	(26) [国土交通省] 空港脱炭素化推進事業	92
(11) [文部科学省] ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	34	(27) [国土交通省] 民族共生象徴空間（ウポポイ）運営委託費	94
(12) [文部科学省] 埋蔵文化財の調査・活用事業等	38	(28) [国土交通省] 船舶、航空機及びその他装備品の調達	99
(13) [厚生労働省] 地域医療介護総合確保基金（医療分）	42	(29) [環境省] 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業	101
(14) [厚生労働省] 感染症指定医療機関運営事業	46	(30) [防衛省] 研究器材の使用実態等	104
(15) [厚生労働省] 地域自殺対策の実効性向上	50	(31) [防衛省] 装備品等の維持整備（PBL）	108
(16) [厚生労働省] 障害福祉サービス等（就労継続支援B型）	54		

府省名	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	項	独立行政法人国立公文書館運営費ほか
						目	独立行政法人国立公文書館運営費交付金ほか
調査対象予算額		令和7年度：2,732百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：2,856百万円の内数)				調査主体	本省調査

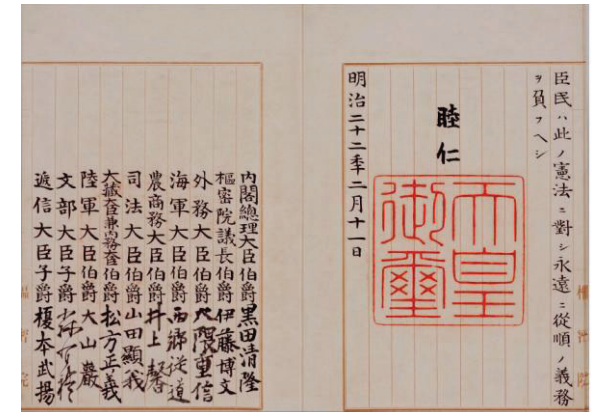
## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、「国立公文書館法」に基づき、特定歴史公文書等の保存及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的として、平成13年4月に設立された独立行政法人である。  
※令和11年度末の国立公文書館の新館開館に向け、現在、展示内容の検討及び施設の建設が進められている。
- 「公文書等の管理に関する法律」において、「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（略）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。（第23条）」と規定されているなど、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源としての公文書を積極的に公開し、その利用を促進することを国立公文書館に求めている。
- 平成28年度には、国立公文書館の利用促進を図る観点から、広報が効率的・効果的に実施されているか、また、自己収入の確保・拡大に向けた取組が適切に行われているかについて、予算執行調査を実施した。
- 本調査では、平成28年度調査で指摘した事項のフォローアップ調査を行うとともに、自己収入の確保・拡大に向けて諸外国の公文書館も含めた展示等の有料化について調査を行う。

(本調査は、平成28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

### 【前回の調査結果（平成28年度）の概要】



【大日本帝国憲法（原本）（抄）】国立公文書館所蔵

### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 刊行物について、利用実態を調査した上で有料化を含めて見直しを検討する必要がある。
2. 利用促進に向けて一般利用者向けの取組を検討する必要がある。
3. 広報について地方の公文書館等との連携を図る取組を検討する必要がある。
4. 自己収入の確保・拡大に向けた取組を検討する必要がある。

### 反映の内容等

1. 国立公文書館の研究紀要「北の丸」について、配布先を対象に利用実態の調査を実施し、その結果を踏まえて印刷部数の見直しを行った。また、有料化について検討した結果、他機関においても当該機関の研究紀要を概ね無償で関係先に配布している状況を踏まえ、引き続き無償で配布することとした。
2. 利用促進に向けた一般利用者向けの取組について、現在の取組に加え、更なる充実を引き続き検討する。
3. 広報について地方の公文書館等との連携を図る取組として、地方の公文書館等から情報を募集し、国立公文書館のホームページに地方の公文書館等の情報を掲載するページを開設するとともに、SNSにおいても同様に、情報発信することを検討している。
4. 自己収入の確保・拡大に向けた取組について、有償頒布物の販売機会の拡充や、販売実績を踏まえた商品供給の拡大を図るとともに、展示会の図録の内容・装丁の充実や価格の見直しを検討する。

② 調査の視点

1. 刊行物の利用実態と有料化を含めた見直しの検討について

平成28年度調査においては、研究紀要『北の丸』をはじめとする刊行物についての利用実態の把握が不十分であり、有料化を含めた見直しの検討を求めた。今回の調査では、以下の点を確認した。

○刊行物の配布状況及び利用実態

2. 利用促進に向けた一般利用者向けの取組

平成28年度調査では、一般利用者向けの取組が不十分であった。今回の調査では、以下の点を確認した。

- 来館者数の推移等
- 展示関連の一般利用者向けの取組
- 学校連携プログラム・学習コンテンツ等の取組状況

【調査対象年度】  
平成28年度～令和7年度

【調査対象先数】  
・国立公文書館  
・地方の公文書館等 91先

③ 調査結果及びその分析

1. 刊行物の利用実態と有料化を含めた見直しの検討について

積極的な情報発信を通じて国民の理解や関心を高めること等を目的として各種刊行物を発行しているが、令和7年度に発行した刊行物（『国立公文書館ニュース』『国立公文書館紹介パンフレット』『常設展パンフレット』『北の丸』）は、いずれも平成28年度調査時と同様に無償で配布されている。

ただし、『国立公文書館ニュース』については令和8年春号（Vol.45）をもって休刊することとされており、毎年度約180～200万円の費用が発生していたところ、今後はこれらの費用が削減される。また、『北の丸』については令和6年度からウェブサイト及びJ-STAGE（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する電子ジャーナルプラットフォーム）への掲載を開始していること等から、令和8年度より刊行物の配布を停止することとされており、毎年度約20万円～50万円の費用が発生していたところ、このうち印刷・発送費に相当する部分については、今後削減されることとなる。

上記のとおり、一定の費用削減効果は認められるが、『北の丸』については、一部アクセス件数の把握は行われているものの、利用拡大や研究活動への寄与といった効果について定量的な検証は行われていない。

2. 利用促進に向けた一般利用者向けの取組

(1) 来館者数の推移等

令和7年度の展示会来館者数は53,565人となっており、近年は増加傾向にあるが、コロナ禍以前の水準に戻っているだけで、**長期的に見て来館者数が増加傾向にあるとまでは言えない【図1】**。

また、来館者の属性（一般、研究者、学校教育、行政等）や来館理由を把握する取組は行われておらず、利用促進の検討において**有用なデータを把握する仕組みが十分に整備されていない**。

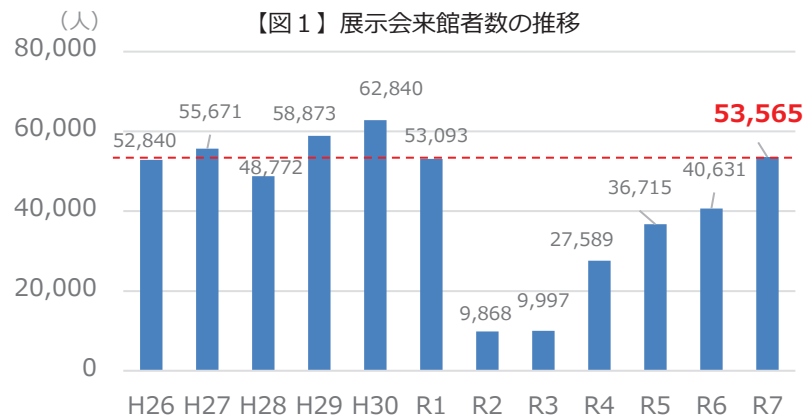
さらに、国立公文書館が令和6年度に実施した外部調査によれば、『国立公文書館』の名称の認知度は全国民で約27%、若年層で約20%にとどまっており、一部のリピーターによる来館が続いている状況が推察される。

(2) 展示関連の一般利用者向けの取組

常設展示や特別展示会のほか、夜間開館、音声ガイド、展示解説会、近隣施設との連携イベント等の各種取組が実施されている。しかし、**これらの取組による効果は明らかではない**。

(3) 学習コンテンツ・学校連携の取組

若年層向けに令和6年度から5か年計画で学習コンテンツ（動画・クイズ等計29点）を制作し、ウェブサイトで公開しているが、アクセス数の把握は行われているものの、利用者属性や学習成果等の利用実態の把握は行われていない。そのため、**学習コンテンツを制作した成果は定量的に明らかとなっておらず、若年層の認知度向上につながっているかは判然としない**。



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 刊行物の利用実態と有料化を含めた見直しの検討について

○『北の丸』のアクセス件数や引用状況、ダウンロード数等の動向を把握・分析し、**ウェブ化による利用拡大等の効果を定量的に検証の上、その存廃について検討すべき**である。また、ウェブ化に効果が認められる場合は、残る他の刊行物についてもウェブ化を検討すべきであるほか、後述の4. のとおり『友の会』の運営にも活用すべきである。

2. 利用促進に向けた一般利用者向けの取組

○国立公文書館の利用を促進するため、**来館者の属性や来館理由、一般利用者向けの展示や学習コンテンツの提供など既存の取組の効果等を把握・分析し、その効果を高めていくべき**である。また、所蔵する数多くの歴史的な文書を活かし、特定の層の誘致を目的とした展示を企画するなど、**国立公文書館の魅力の向上や更なる利用の促進につなげていくべき**である。

② 調査の視点

3. 広報における地方の公文書館等との連携

平成28年度調査では、地方との連携を強化した広報の取組を検討する必要があるとしていた。今回の調査では、以下の点を確認した。

○地方の公文書館等との広報連携の取組状況

4. 自己収入の確保・拡大に向けた取組

平成28年度調査では、館外展示時の販売機会の拡充、有償頒布物の周知強化、図録の内容・装丁・価格見直し等について指摘していた。今回の調査では、以下の点を確認した。

- 自己収入の状況
- 出版物・グッズ販売の取組
- 展示・講座等の有料化に関する検討状況
- 自己収入拡大に向けた課題認識

【調査対象年度】  
平成28年度～令和7年度

【調査対象先数】  
・国立公文書館  
・地方の公文書館等 91先  
・在外公館 23先

③ 調査結果及びその分析

3. 広報における地方の公文書館等との連携

2. のとおり国立公文書館の認知度が低い状況であるにもかかわらず、各都道府県に所在する地方の公文書館等を活かして国立公文書館の存在や展示を積極的にアピールする取組が十分に行われていない(専門情報誌で地方の公文書館等を紹介したり、全国公文書館長会議を開催したりするといった取組にとどまっている。)。また、一部の地方の公文書館等からは、SNS発信のノウハウ不足等を理由に継続的な情報発信が困難との声も見られた。

4. 自己収入の確保・拡大に向けた取組

(1) 自己収入の状況

令和7年度の年間収入額に占める自己収入の割合は0.6% (=b/a) にとどまっている(自己収入の大半を占める複写収入は実費に相当する負担を求めるものであり、実質的に収入の確保に資するものとは言い難く、複写収入を除くと、自己収入の割合は0.3% (=c/a) であり、自己収入の水準は極めて僅少である。)【図2】。

令和7年度からウェブサイト上で寄附金の募集を開始し、5,195千円の寄附があったが、それでも年間収入額に比べると極めて小規模にとどまっている。

(2) 出版物・グッズ販売の取組

令和7年度の出版物販売額は4,143千円、グッズ販売額は3,125千円である【図2】。また、近隣施設や合同庁舎内の売店・コンビニエンスストアでの委託販売等による販路拡大も図られており、増加傾向にある。このため、認知度が向上し来館者が増えれば、更なる拡大が期待される。

(3) 展示・講座等の有料化に関する検討状況

地方の公文書館等では有料講座等を実施している例がみられるほか、諸外国の公文書館では企画展の有料化や所蔵資料の出版・放送・広告等での利用に際し、商用ライセンス(使用許可)制度を導入している事例も存在する。

一方、国立公文書館では、企画展及び講座・イベントはいずれも無料で実施されている。これらの有料化については、有料展示等に関する事例調査や料金体系の設計、収入試算といった具体的な検討は進んでいない。

(4) 国立公文書館『友の会』の運営状況

『友の会』は、国立公文書館の活動支援及び利用促進を目的として運営されており、会員には展示会図録の無料送付や主催イベントへの招待・優先案内等の特典が付与されている。

会費(1年:1,600円、3年:4,500円)による収入は自己収入の一部を構成するものの、会員数は微減傾向にあり(R元:890人、R6:632人、R7:618人)、収入の拡大には至っていない。また、毎年度、会員特典に係るコストが会費収入を上回っている状況にある。

【図2】自己収入額の推移 (単位:千円)

項目	R3	R4	R5	R6	R7
年間収入額(a)	2,464,776	2,474,027	2,539,459	2,967,351	3,445,694
うち自己収入額					
複写	21,446	18,771	15,321	10,952	9,394
出版物販売	256	935	1,095	1,800	4,143
グッズ販売	905	2,343	2,453	2,181	3,125
友の会会費	782	587	434	837	936
その他	609	530	10,385	832	2,155
計(b)	23,998	23,166	29,688	16,602	19,753
計(複写を除く)(c)	2,552	4,395	14,367	5,650	10,359

※ 寄附金については、収益として計上せず預り金として処理し、使用時に収益化しているため、本表には含めていない。

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 広報における地方の公文書館等との連携

○認知度の向上を更に推進するため、地方の公文書館等を活かし、地方の公文書館等への来館から国立公文書館への来館につなげられるようSNS発信のノウハウ共有を含めた広報連携の仕組みを構築すべきである。

4. 自己収入の確保・拡大に向けた取組

○2. のとおり来館者数等の分析や魅力的な展示の企画等を行い、3. の取組も併せて行うことにより来館者数の増加につながれば、出版物等の販売増加や有料展示等による収入拡大のほか、寄附金の更なる獲得にもつながる見込みがあるため、まずは2. と3. の取組を進めるべきである。

○その上で、出版物等の価格の見直しや展示の有料化を、地方の公文書館等や他国の事例を参考にしながら行うべきである。

○『友の会』については、上記の来館者数増加と合わせて会員数増加を目指すと同時に、安定的な運営を確保する観点から収入と支出のバランスを考慮して、1. のウェブ化の効果検証も活用しつつコストのかかる特典を見直すべきであるほか、会費についても見直すべきである。

## (2) 沖縄北部連携促進特別振興事業

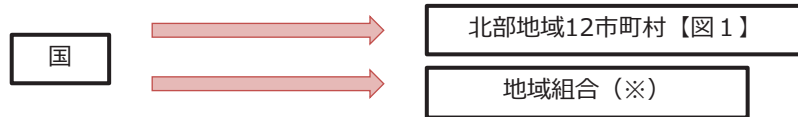
府省名	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	項	沖縄北部連携促進特別振興事業費
						目	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金ほか
調査対象予算額		令和5年度：4,450百万円 ほか (参考 令和8年度：5,000百万円)				調査主体	本省と福岡財務支局の共同調査

### ① 調査事案の概要

#### 【事案の概要】

○ 沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共分に限る。以下「本事業」という。）は、県土の均衡ある発展を図る観点から、沖縄県北部地域（以下「北部地域」という。）の連携を促進しつつ、定住条件の整備や産業振興に資する事業を支援している。

事業実施に必要な経費の8/10以内



（※）「地域組合」とは、複数の市町村で構成されるコンソーシアムを指す。

#### <採択された事業の例>



本部港クルーズ船受入体制構築・支援事業  
【北部広域市町村圏事務組合】

本部港へのクルーズ船の寄港状況や滞在中の観光客の行動を把握・調査分析し、受入体制を構築



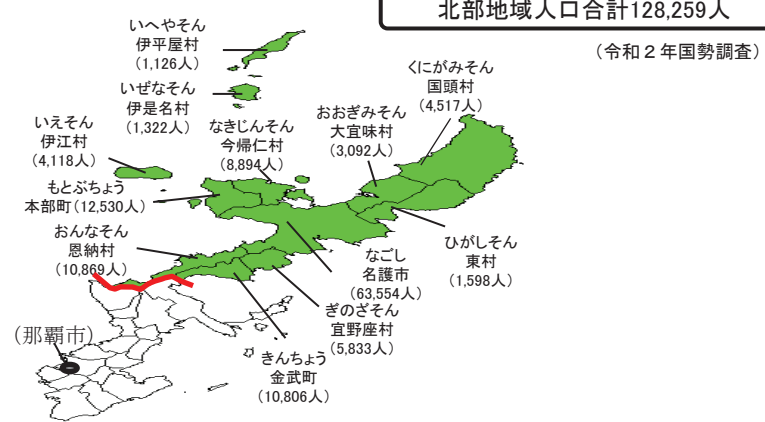
沖縄北部地域救急・救助ヘリ運航事業  
【北部広域市町村圏事務組合】

北部地域の救急医療体制の充実、救助活動の迅速化を図るため、救急・救助ヘリを運航

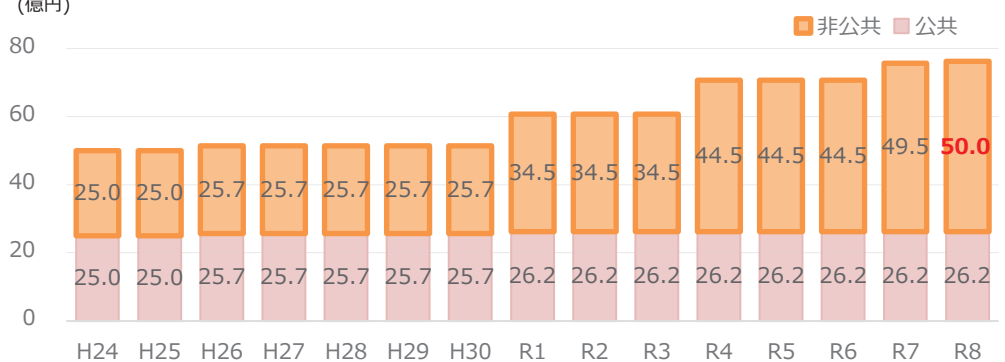
#### 【問題意識】

- 本事業は、定住条件の整備や産業振興に資する事業を「北部地域の連携を促進しつつ実施する」とこととされており、例えば、複数の市町村により共同で取組を実施することが想定されているものの、実態上は各市町村単独で行われている事業が採択されるなど、事業本来の趣旨が没却され、他の補助金との棲み分けが不明瞭になっているとの懸念がある。
- また、近年の予算は増額傾向【図2】であるものの、本事業が北部地域の人口（定住条件の整備）や総生産（産業振興）にどれほど寄与したのかが明らかではなく、採択された個別の事業によっては成果検証の状況も不明瞭であることから、より効果的な予算執行へつなげることを目的に本調査（アンケート調査及び実地調査）を実施した。

【図1】北部地域12市町村



【図2】沖縄北部連携促進特別振興事業の予算推移



② 調査の視点

1. 採択された事業について

本事業の目的及び趣旨に沿った事業が採択されているか。

2. 事業効果・成果検証について

本事業により北部地域の人口及び産業振興にどのような変化があったのか。

個別事業においては、成果目標が達成されているのか、また、未達成の場合は成果検証が適切に行われているのか。

<アンケート調査>

以下の対象事業、対象先に対し調査票によるアンケート調査を実施

【調査対象事業】

令和元年度～令和5年度までに終了した事業（計25事業）

【調査対象先数】

北部12市町村、北部広域市町村圏事務組合、本部町今帰仁村消防組合

<実地調査>

以下の対象事業について、職員が実際に訪問し、担当者への聞き取り等を実施

【調査対象事業】

本事業を活用し新設・改修した施設（計3件）

③ 調査結果及びその分析

1. 採択された事業について

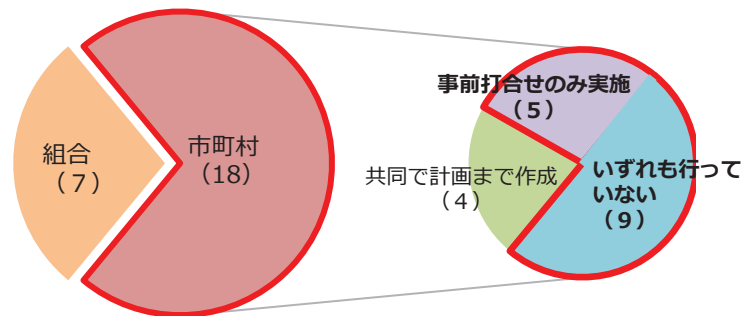
○ 全体の7割超の事業が個別の市町村からの申請であったが（18事業）、そのうち、他市町村の担当者と事前に打合せを行っただけのものを含めれば、約8割の事業が実質的に市町村単独の取組となっており、「連携」と呼べるものではなかった【図3】。

○ さらに、一部の事業においては、単独自治体を対象とする沖縄振興特別推進交付金なども同一施設の整備に投入されるなど、本事業と他の補助金との区別があいまいなまま運用されている実態が明らかになった。

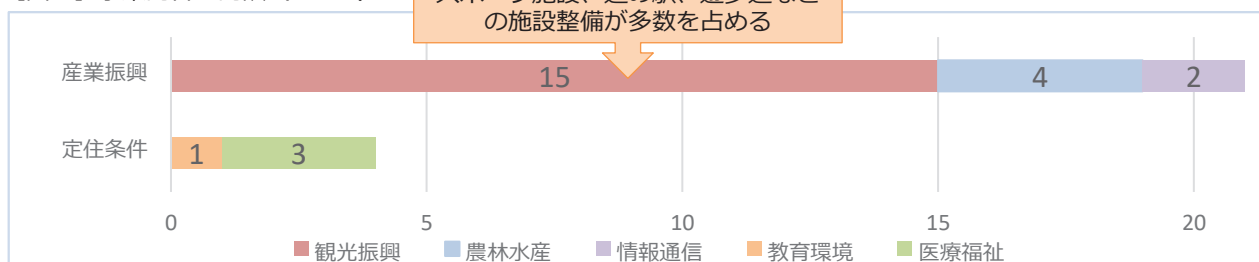
○ 加えて、採択された事業の半数以上が観光振興を目的とした施設整備費に充てられている（※）が、その内訳は、スポーツ施設や周遊拠点施設（道の駅）の改修などを複数自治体がバラバラに行っており、本事業が目指す北部地域全体への裨益につながる支出であるか疑問の残る事業が採択されており【図4】、現に後述のとおり明らかな成果に結びついていなかった。

※ 今般の「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集」において、自治体による施設整備については「施設整備・ハコモノが目的化している、あるいは納得感の低い支出に充てられている」などの声があがっている。

【図3】連携を行った事業（N=25）



【図4】事業内容の内訳（N=25）



【参考：「連携」によるメリット】

○ 本事業が目的としている地域の連携の推進は、行政コストの削減などの恩恵があるとされる。

○ この「連携」がもたらす効果について改めて検証すると、本事業を活用し改修を行った体育施設Aでは年間で1,000万円強の負担が自治体にかかっていた一方、5つの町村より共同で運営される広域体育館Bでは、より大規模な施設をより少ない費用負担で運営することができていた【表】。

○ 地価、施設の使用状況など様々な要因について留意する必要があるものの、地域の連携によるスケールメリットが行政コストの削減に貢献することが分かる。

【表】体育施設の運営費

	体育施設A (沖縄県北部)	広域体育館B (他県C地域)
運営市町村数	1	5
延床面積	1,549.38㎡	5,925.26㎡
1市町村当たりの負担額 (R3～R6平均)	10,739千円	D町：5,106千円 ※負担額の平均値が最も高い町村のみ記載

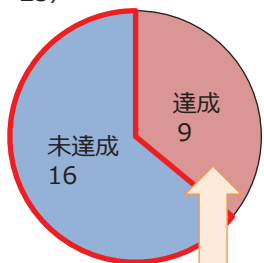
(注) 各施設への聞き取りにより作成

③ 調査結果及びその分析

2. 事業効果・成果検証について

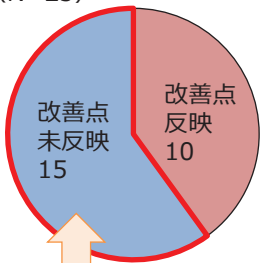
- 本事業では、個別事業ごとに成果目標を設定しているが、調査対象事業のうち**成果目標を達成していないものは6割以上**のぼった(16/25)。また、成果目標を達成していると回答した事業についても、**設定された目標そのものの妥当性について疑義があるものが散見され、これらを含めるとほとんどの事業(21/25)が成果をあげているとは言い難い状況であった**【図5】。
- こうした状況にもかかわらず、**6割の事業(15/25)では、過年度事業の改善点等を踏まえずに事業設計を行っていた**【図6】。この主な理由として、ほとんどの市町村等(12/15)が「**過年度事業との類似性がなく、改善点等の反映が困難だったため**」と回答しており、**過年度事業と牽連性のない単発的な事業が実施されたり、事業間で過去の改善点を共有する仕組みがない**など、**事業全体で過年度事業の改善点等を反映する構造になっていない**ためであると考えられる。
- この結果、本事業が現行の形態となった平成24年以降、**人口は沖縄県全体で増加基調にあるにもかかわらず、北部地域ではその傾向は確認できなかった**。また、**総生産については県全体の傾向と類似しており、北部地域に顕著な伸びは見られず、本事業による特段の効果は認められなかった**【図7、図8】。

【図5】 成果目標の達成状況 (N=25)



- <達成された目標の例>
- ・ 解決の方策についての検討を実施
  - ・ 訓練や調査の実施
  - ・ 会議(協議会)の開催
  - ・ 施設利用者数の増加

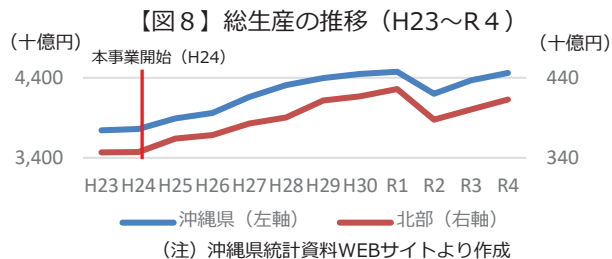
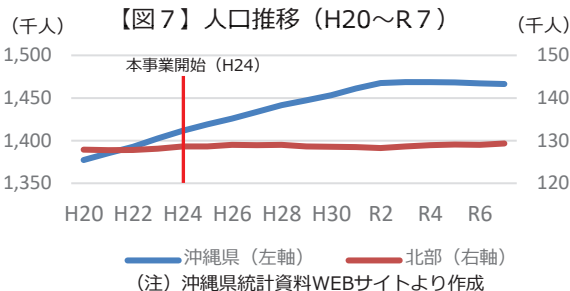
【図6】 改善点の反映状況 (N=25)



- <未反映の主な理由>
- ・ 過年度事業との類似性がなく、改善点等の反映が困難だったため

【実地調査について】

- 本事業を活用し新設・改修した屋内運動場等(計3件)を調査したところ、プロ野球球団の継続的なキャンプ誘致に成功するなど**一定の成果は認められるものの、年間を通じた恒常的な赤字計上**が確認された。
- これらの事業においては、事業実施により得られた成果やそれに伴う経済効果などが上記の赤字を上回るかどうかといった点について**定量的な評価・分析が不足**していることが課題として挙げられる。



【新設された多目的スポーツ施設】  
プロ野球球団向けなど用途が限定的と思われる設備もあり、年間の使用頻度について課題があった。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 採択された事業について
2. 事業効果・成果検証について

- 事業の採択に当たっては、本事業全体の目標達成に資する取組が採択されるよう内閣府は採択要件の厳格化を図るべきである。
- 具体的には、本調査において確認された課題に対応できるよう以下の採択要件について検討していくべきである。

・ 複数の市町村等による連携した取組となっている事業を採択対象とすること

・ 事業全体の目的と適切に紐づけ、明らかに北部地域の人口増や産業振興に結びつく目標を設定している事業のみを採択対象とすること

・ 事業実施主体において、事業実施により期待される成果やそれに伴う経済効果などについて定量的に示した上で、こうした恩恵が、年間の負担額などを上回ると判断される事業のみを採択対象とすること

・ 施設整備への支援については、将来的な自足を前提とする施設のみ限定すること

- 目標未達を踏まえて改善していく仕組みがないことから、事業実施主体において個別事業の**成果検証を徹底**させるとともに、過去事業の改善点を内閣府等が横展開するなど、**事業全体で成果検証等を反映させる仕組みを導入**していくべきである。

府省名	内閣府	組織	警察庁	会計	一般会計	項	警察情報通信基盤費ほか
						目	警察通信機器整備費ほか
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 22,163百万円 (参考 令和8年度 : 5,836百万円)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 警察は独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線(光IP網)、衛星通信等から構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、都道府県警察本部、警察署等を結んでおり、これらの回線を基盤として警察電話、移动通信システム等の情報通信システムを構築している。
- これら情報通信基盤については、必要に応じ、情報通信技術の進展等に応じた再編整備等を実施している。都道府県警察本部等を結ぶ無線中継所等について、順次、老朽化に対応するための更新・整備が進められている。また、警察庁では令和元年度より、民間の携帯電話通信網を活用したスマートフォン型の通信端末であるPⅢ(ポリストリプルアイ。以下「PⅢ」という。)を配備している。
- PⅢは、導入より一定期間が経過したため、令和9年度に増強更新する予定である。  
(本調査は、令和5年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

### 【選定理由・具体的な問題意識】

- 令和5年度の予算執行調査において、以下を指摘した。
- 前回調査より3年が経過したことを踏まえ、PⅢの活用状況および無線中継所等の廃止の進捗状況をフォローアップするとともに、この間の技術の進展や人口動態の変化といった外部環境の変化を踏まえて、更なる合理化の可能性を検討する。

### 【前回の調査結果(令和5年度)の概要】



- ① 車載通信系(警察無線)  
パトカー等の移動主体と通信を行うための警察独自の通信網。
- ② 署活系(警察無線)  
警察署単位で、地域警察官等と通信を行うための警察独自通信網。

- ③ PⅢ(ポリストリプルアイ)  
(民間携帯電話通信網)  
令和元年度に導入。地域警察官にスマホ等を配備し、民間通信網を用いて通信。車載通信系とも連携しているので、パトカー等においてPⅢを通じた通信も可能。

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. PⅢの活用状況については、音声通話機能の不便さが活用の阻害要因となっていることから、機能改善を含め、警察無線からPⅢへの切替えに取り組むべきである。
2. 補助中継所及び一部トンネル中継所は、PⅢの民間通信網で代替可能であり、更新期等を捉え、速やかに終了すべきである。また、警察通信網(署活系)については、PⅢへの機能統合が可能かを踏まえ、無線維持以外の方策を検討すべきである。
3. 警察情報通信基盤整備事業が効果的・効率的に執行されているかどうか、通信環境の変化等を踏まえた通信基盤整備・運用方針の策定や見直しを行っていく必要がある。

## 反映の内容等

1. PⅢの活用については、音声通話機能の改善や主たる警察通信への位置付けに向けた取組を推進する。
2. 補助中継所及びトンネル中継所については、民間通信網の通信状況を踏まえ、事業の終了に向けた取組を促進する。
3. 警察通信網(署活系)については、PⅢによる代替可能性に係る検証を行い、効率的・効果的な執行となるよう、事業の見直しなどを行う。

② 調査の視点

1. 現在の警察無線及びPⅢの活用状況

○ 警察無線からPⅢへの移行はどのくらい進んでいるのか。

【調査対象年度】令和7年度

2. アプリの種類及び活用状況

○ 搭載されているアプリについて、使用頻度及び現場の意見がどのようなものかを調査した。

【調査対象先】

全国の警察署：1,148署

③ 調査結果及びその分析

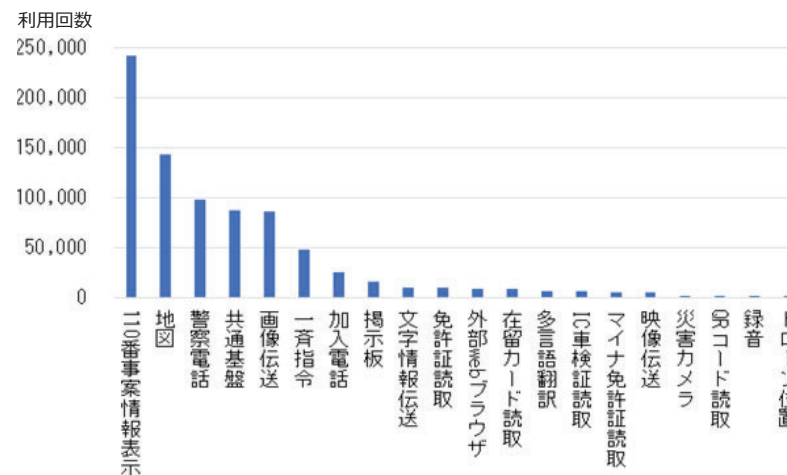
1. 現在の警察無線及びPⅢの活用状況

- 全国の警察署の各部門（地域、生活安全、刑事、交通、警備、その他）に対してアンケート（回答数：6,348件）を実施した結果、PⅢについて、日常の警察活動で広く活用されている実態が確認できた。
- 運用停止（停波）済みのトンネル中継所において通信を行う場合には、PⅢと車載通信系（警察無線）をペアリングすることで警察通信を確保するなど、PⅢを活用する場面が増えている。  
※前回指摘の音声通話機能の利便性向上は、令和9年度の増強更新時に反映する予定。

2. アプリの種類及び活用状況

- PⅢには、110番事案情報を受信・確認する機能を持つ「110番事案情報表示」、警察本部・警察署の内線に架電する機能の「警察電話」、撮影した画像データを送信する機能の「画像伝送」などのアプリが搭載されており、そのうち20種類のアプリについてアンケートを実施した。
- アンケートで各アプリ別の活用状況を確認したところ、以下の傾向が確認された【図1、図2】。
  - 全体として、「110番事案情報表示」、「地図」、「警察電話」、「共通基盤」、「画像伝送」、「一斉指令」、「加入電話」が多く活用されていた。  
※共通基盤…警察庁のシステムに接続して各種照会を行う機能
  - 部門別に業務上必要なアプリを確認したところ、総じて「110番事案情報表示」、「画像伝送」、「警察電話」が必要との回答が多い一方で、交通部門の「マイナ免許証読取」や「免許証読取」、警備部門の「災害カメラ」のように、部門特有のアプリの必要性が確認された。
  - 他方、「在留カード読取」、「多言語翻訳」、「IC車検証読取」、「ドローン位置」といったアプリについて、あまり利用されていない実態が確認された。
- 利用回数の低いアプリについて、利用回数が低調な理由を確認したところ、6割以上が「利用する機会がなかった」と回答した。その上で、例えば、「IC車検証読取」について「利用方法がわかりづらい」、「在留カード読取」、「ドローン位置」について「存在を知らない」という回答が多数確認された。それらのアプリについて、PⅢの設計時に想定していたようなアプリの活用が現場の業務フローに組み込まれておらず、例えば在留カードについてアプリを使わず別途照会による確認を続ける等、PⅢの有効活用につながっていないことが推察される。

【図1】アプリ別の利用回数



【図2】業務上必要なアプリ

部門	1位	2位	3位
地域部門	110番事案情報表示	画像伝送	地図
生活安全部門	110番事案情報表示	画像伝送	警察電話
交通部門	マイナ免許証読取	110番事案情報表示	免許証読取
刑事部門	110番事案情報表示	画像伝送	警察電話
警備部門	災害カメラ	画像伝送	110番事案情報表示

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 現在の警察無線及びPⅢの活用状況

2. アプリの種類及び活用状況

- 今回の調査で利用回数の低いアプリについて、それらの利用率が相対的に多い部門におけるアプリの利活用の在り方等を改めて調査・分析し、その結果を踏まえ、グッドプラクティスを他部門へ横展開する等、利用状況の改善に向けた方策を講じるべき。
- 特に、「IC車検証読取」、「在留カード読取」、「ドローン位置」、「多言語翻訳」といったアプリについて、設計時の意図とおりに適切に全国の警察活動に組み込まれるよう、現場の業務フローの見直しや教育・研修の実施といった対策を講じるべき。
- その上で、それらの利用状況の改善に向けた種々の検討・取組を踏まえても不要と認められたアプリについて、将来的なPⅢ更新時に当該アプリの削除・統廃合を行うべき。

②調査の視点

3. 警察通信網の合理化（置換え・廃止）状況

○ 警察通信網（車載通信系）の補助中継所・トンネル中継所及び警察通信網（署活系）については、通信状況に問題が生じなければ、民間通信網に置き換えて廃止すべき。

【調査対象年度】令和7年度  
【調査対象先】警察庁：1件

③調査結果及びその分析

3. 警察通信網の合理化（置換え・廃止）状況

○ 本調査において前回調査の指摘を踏まえた進捗について確認したところ、以下のとおりであった。

【警察通信網（署活系）】

○ 警察無線（PSW）について、次期PⅢにおいて機能統合を予定しており、移行が完了する**令和9年度中に運用を停止する見込み**である。  
（※PSW(Police Station Walkie talkie)形無線機…警察署単位で、地域警察官等と通信を行うための警察独自通信網）

【トンネル中継所】

○ トンネル中継所について、前回調査の指摘を受けて、**削除（廃止）対象である全国857か所のうち、事業者回線が届く場所等、PⅢのペアリングにより代替可能な739か所について、令和7年度中に運用停止（停波）済み**である。このことにより、令和8年度以降、回線費用（約2億円/年間）の削減効果が見込まれる。※撤去費用は除く。

○ 廃止に支障のある約118か所の内訳については、以下のとおりである。

- ① 事業者回線がトンネル内に届かない：25か所
- ② トンネル全長が長距離かつ交通量が多い場合：64か所
- ③ 空港等の特段の事情がある場合：29か所

【補助中継所】

○ 現状、警察庁では、全国260か所の補助中継所のうち、PⅢの配備に伴い削減可能な対象について、災害対応に必要な拠点等のカバレッジ等の条件から絞り込んで検討している。以下の条件に該当する場合、削減への支障が存在する。

- ① PⅢにより代替不可能なシステムが併せて整備されている
  - ② PⅢが使用できないエリアをカバー
  - ③ 災害対応に必要な拠点や離島等の特段の事情を有する
- ⇒ 具体的な削減可能な補助中継所は、今後実施する現地調査によって確定するものの、現時点においてシミュレーション上でサービスエリアを確認したところ、**上記を除いた約4分の1程度と見込まれる。**

○ 仮に補助中継所の**約4分の1程度**を更新時に削減した場合、段階的ではあるものの、鉄塔等の建替不要等に伴う削減効果（約70億円：平均的な補助中継所をモデルに試算）が見込まれる。※撤去費用は除く。

○ その上で、足元の情報通信分野の技術動向として低軌道衛星の活用が進められており、**将来的には、警察における従来の無線通信インフラの一部を代替していくことも想定される。**令和8年4月には、一部サービス事業者が閉域網サービスの提供を開始。**同技術の実用可能性次第では、将来的に上記②、③の一部を代替する可能性もあり得る。**

【参考：警察無線（PSW）及びPⅢ】



【参考：トンネル中継所内のアンテナ】



【参考：補助中継所】



④今後の改善点・検討の方向性

3. 警察通信網の合理化（置換え・廃止）状況

○ 前回調査の指摘を踏まえた警察通信網（署活系）の廃止及び警察通信網（車載通信系）の補助中継所の削減の方向性について、警察庁として、**これまでの検討内容及び取組の進捗の状況を踏まえて、令和8年中に方針を取りまとめるべき。**

○ その上で、例えば、今後PⅢを通じた民間通信網の活用を推進するのであれば、将来的に**低軌道衛星等の情報通信分野の技術が進展していくことを踏まえて、それらの技術の実用可能性の実証等を行いながら、現状で廃止に支障のある補助中継所について、将来的な更なる削減の可能性を模索すべき。**

# (4) 障害福祉サービス等（障害児通所支援）

府省名	内閣府	組織	こども家庭庁	会計	一般会計	項目	障害児支援等対策費
							障害児入所給付費等負担金
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：548,989百万円の内数 ほか （参考 令和8年度：514,845百万円の内数）				調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

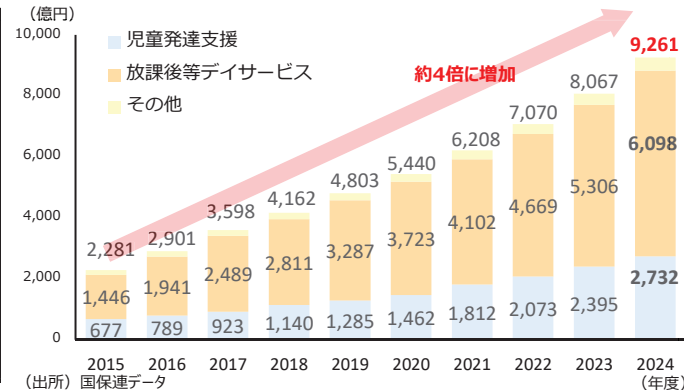
### 【事案の概要】

- 障害児通所支援とは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を指す。児童発達支援は、主に未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中における生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するサービスである。
- 両サービスともに、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）も行うとされている。また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）を行うことも求められる。なお、本人支援については、**生活や遊び等の中で、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点を網羅した支援が行われることが基本**とされている【表1】。
- 障害児支援サービスについては、**総費用額（国・地方・利用者負担の合計）が急増しており、その大半を児童発達支援、放課後等デイサービスが占めている**【図1】。また、これらの事業所数も増加しており、平成28年3月時点と令和7年3月時点の事業所数を比較すると約3倍となっている【図2】。こども家庭庁は、**本来の制度趣旨に沿わない加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況**としており、**サービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性の確保を検討する必要がある**。
- このため、こども家庭庁は、**地域差を是正し障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすることが必要**としている。
- あわせて、こども家庭庁では、**障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を重要な基本理念として位置付け**、保育所等訪問支援や後方支援の強化、放課後児童クラブ等の**一般施策との併行利用・移行支援を通じて、インクルージョンを積極的に推進**すべきとしている。また、市区町村における給付決定に当たっては、本人や保護者の希望を踏まえながら、**一般施策を利用・併用する機会が確保されるよう、例えば、福祉部門と子育て支援担当部門が連携し、一般施策の受入体制等について、保護者へ情報提供を行うとともに、必要に応じて保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること**とされている。
- 上記を踏まえ、事業所の収支状況、加算の取得状況や支援内容、市区町村における給付決定業務について実態の調査を行った。

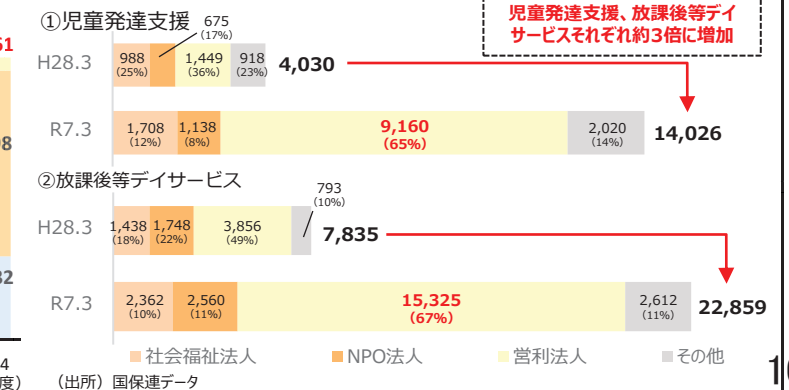
【表1】 障害児通所支援における5領域の視点

項目	内容
健康・生活	健康状態の維持・改善、生活習慣や生活リズムの形成 等
運動・感覚	姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用、身体の移動能力の向上 等
認知・行動	認知の特性についての理解と対応、対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得、行動障害への予防及び対応等
言語・コミュニケーション	コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出、人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 等
人間関係・社会性	アタッチメント（愛着）の形成と安定、遊びを通じた社会性の発達

【図1】 障害児支援 サービス別総費用額



【図2】 事業所数の伸びと法人類型の割合の変化



② 調査の視点

1. 各事業所の収支状況等について

近年事業所数が急増しているところ、事業所の収支状況について調査を行った。また、児童指導員等加配加算について、取得状況等を調査した。

2. 市区町村における給付決定事務について

利用者の1月当たりの給付量の決定については、市区町村が利用者の状態等を勘案して決定することとなっており、市区町村の給付量決定での課題等について調査を行った。また、インクルージョンの推進の観点から、一般施策への移行・併用について、市区町村内の部局間での連携等を調査した。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

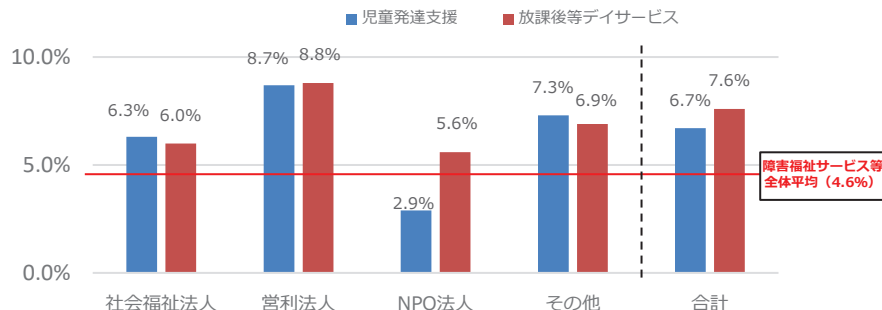
【調査対象先数】  
・児童発達支援・放課後等  
デイサービス事業所：5,832先  
・市区町村：1,171先

③ 調査結果及びその分析

1. 各事業所の収支状況等について

- 事業所ごとの令和6年度の収支差率を調査したところ、児童発達支援では平均6.7%、放課後等デイサービスでは平均7.6%と、いずれも障害福祉サービス等の全体平均（4.6%）・中小企業（3.8%）を大きく上回る結果となっている。また、運営主体別で見ると、児童発達支援、放課後等デイサービスともに、事業所数が急増している営利法人の収支差率が最も高く、**高い収支差率を背景に事業所が積極的に参入している状況**と考えられる【図3】。
- 他方、事業所における支援内容について、**本来は5領域の視点を網羅した支援が行われることが基本**とされているが、網羅されていないと思われる事業所が157あり、**中には本人支援が学習支援のみのものや楽器演奏のみとなっているものがあった。**

【図3】運営主体別の収支差率



【参考】事業所の支援内容のうち、適切ではないと思われるもの

- ・本人支援が学習支援のみなど、単独の支援にとどまっており、療育との関係が不明確
- ・保護者の相談支援やレスパイト支援のみを回答するなど、本人支援の内容が不明（本人支援が預かりのみの可能性）等

- 次に、児童指導員等加配加算（※）の取得状況について調査したところ、**約9割の事業所が加算を取得している**状況であった【表2】。また、収支差率の点を見ても、当該加算を取得している事業所の平均の収支差率は**児童発達支援で7.4%、放課後等デイサービスで8.2%**と、**取得していない事業所と比べても収支差率が高い状況**となっている【図4】。

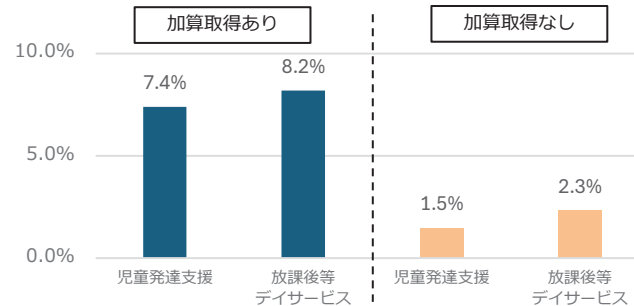
※ 常時見守りが必要な就学児等に対する支援及びその他障害児の家族等に対して就学児等への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るため、児童発達支援や放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業員数に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士などを1以上配置している事業所に加算している。加算総額は、令和6年度における児童発達支援、放課後等デイサービスの給付費総額のうち、それぞれ8.3%、12.8%を占めている。

【表2】児童指導員等加配加算の取得状況

	取得している	取得していない
児童発達支援	85.7% (1,738)	14.3% (291)
放課後等 デイサービス	87.5% (3,327)	12.5% (476)

※括弧内は事業所数

【図4】児童指導員等加配加算の取得状況別収支差率

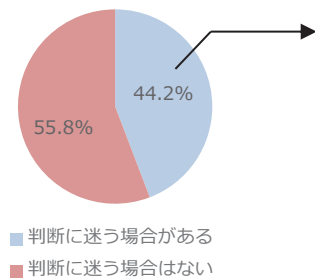


③ 調査結果及びその分析

2. 市区町村における給付決定事務について

- 障害児通所支援については、保護者の申請をもとに市区町村において給付日数（1か月の上限は「その月の日数－8日」）の決定を行うが、調査の結果、実際の給付決定の実務の中で、**半数近い市区町村が判断に迷うものがあると回答している。**  
 その中では、「**支援区分がないため障害の程度が分かりづらい**」、「**提出された障害児支援利用計画では利用するサービスの具体的な内容が分からない**」という回答が多いほか、「**療育が預かりか不明確**」、「**明確な基準がないため保護者の申請どおりの内容で決定せざるを得ない**」等という意見があった【図5】。
- また、実際に保護者の希望する給付量が市区町村が適切だと考える給付量より多い場合の対応について、一部の市区町村は常に保護者の希望を優先すると回答しており、**市区町村ごとに給付決定の基準やプロセスが異なり、給付要否や給付量に地域差が生じている可能性がある【表3】。**

【図5】 Q.給付決定をする際に判断に迷う場合はあるか



具体的に判断に迷う点	割合
支援区分がないため障害の程度が分かりづらく、利用日数や時間の決定の判断が難しい。	66.2%
提出された障害児支援利用計画では利用するサービスの具体的な内容が分からず、障害児に必要な支援が行われているか不透明。	57.4%
その他	20.5%

【表3】 Q.保護者が希望する給付量が、市区町村が適切と考える（給付決定基準に定める）給付量より多い場合の対応について

回答	割合
常に市町村が適切と考える給付量のとおり決定	5.0%
市町村が適切と考える給付量のとおり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性がある場合・障害児相談支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を助案した給付量とする	79.9%
常に保護者の希望を助案した給付量を優先的に決定	7.9%
その他	7.3%

【参考】 【図5】 「その他」の意見（抜粋）

- ・特に放課後等デイサービスに関しては、療育目的での利用なのか迷う。事業所によっては、**預かり目的の利用**もあるように感じる。
- ・適切だと考える日数や時間数と、保護者の希望に相違があったとしても、**明確な基準がないため申請内容どおりに決定せざるを得ない現状がある。**
- ・**周辺市町を含めて原則23日が基準となってしまうため、町単位では支給日数を一律に制限したり、放課後等デイサービスの利用認識を変えていったりすることが難しい状況となっている。**

- 次に、インクルージョンの推進の観点から、保育所といった一般施策の併用について、市区町村内の部局間の連携状況を調査したところ、**多くの市区町村では給付決定の際に一般施策を勧めることや、他部局との調整などを行っておらず、一般施策の利用・併用の機会の確保の必要性を適切に認識していないと思われる回答があった【表4】 【表5】。**

【表4】 Q.児童発達支援等の利用決定をするに当たって、保育所や放課後児童クラブの利用を勧めることはあるか

回答	割合
原則として申請のあった全ての児童に対して利用を勧めている。	9.0%
一部の児童に対しては利用を勧めている。	42.2%
基本的には利用を勧めていない。	48.8%

【参考】 【表4】 の「基本的には利用を勧めていない。」と回答した理由（抜粋）

- ・既に利用している、又は利用が難しいと判断された状態で児童発達支援や放課後等デイサービスの利用申請が行われているため、特に勧奨はしていない。
- ・**保護者の判断にゆだねている。**
- ・**担当部署が異なり管轄外であるため。**

【表5】 Q.給付日数決定をする際に、他部局との調整を行うか（複数回答可）

回答	割合
保育園や幼稚園等の受入状況等を確認するため、担当部局と協議する。	15.1%
給付決定に当たり、財政部局と協議する。	0.4%
特に他部局との協議は行わない。	80.3%
その他	5.8%

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業所の収支状況等について

- 給付費が急増する中で、事業所の収支差率は障害福祉サービス等の平均と比べても高い状況となっていることから、**制度の持続可能性を確保するために、一定の適正化は不可欠である。**また、サービスの内容についても、**市区町村による監査の強化や報酬上の評価の在り方を含め、質を確保するための方策を検討すべきである。**
- 事業所数について、高い収支差率を背景に多くの事業所が参入している状況を踏まえ、**地域の実情に応じてサービスが計画的かつ効率的に提供されるよう、総量規制を始めとした方策が実効的なものとなるための検討をすべきである。**
- 児童指導員等加配加算については、大半の事業所が取得をしている状況にあり、**児童に対する支援強化等のためのインセンティブとしての役割を果たしているとはいえないことから、要件の見直し等を検討すべきである。**

2. 市区町村における給付決定事務について

- 居住する地域によらず児童が適正な量のサービスを受けることができるよう、**地域差の分析と併せて、給付決定に係る一定の基準を設けることやプロセスの標準化を検討すべきである。**
- また、改めてインクルージョンの推進について市区町村に対して周知徹底するとともに、**他部局との調整を義務化することを含め、一般施策の利用勧奨や市区町村内の部局間連携を促すための方策を検討すべきである。**

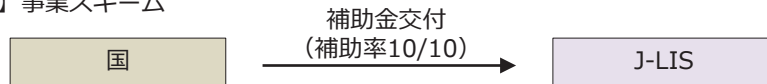
府省名	総務省	組織	総務本省	会計	一般会計	項	電子政府・電子自治体推進費
						目	マイナンバーカード交付事業費補助金
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 37,449百万円 (ほか (参考 令和8年度 : 12,486百万円))				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を構築することを目的とし、住民票を持つ日本国内の全住民に12桁の番号（マイナンバー）を付番し、社会保障制度、税制、災害対策等、法令又は条例で定められた事務手続において、効率的に情報を管理するため、平成25年度に導入された。
- マイナンバーカードは、住民からの申請により交付される顔写真付きのプラスチック製のカードであり、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「マイナンバー」等が記載されており、対面又はオンラインにおいて安全かつ確実な本人確認ができる最高位の身分証とされている。
- 地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条の2の規定により、マイナンバーカードの製造及び市区町村への発送、有効期限通知書の作成及び住民への発送、コールセンターの運営等を行っており、平成27年10月から申請受付及び製造を開始し、平成28年1月に住民への交付が開始された。
- 国は、J-LISが当該業務に要する経費について、その全額を補助している【図1】。

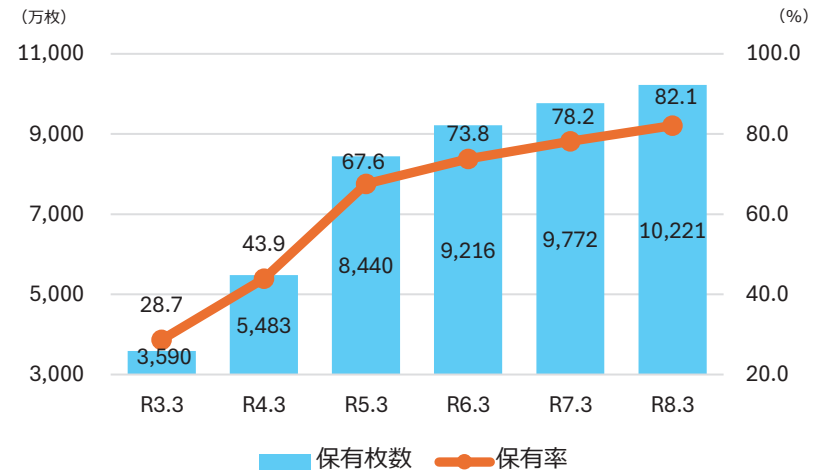
【図1】事業スキーム



### 【問題意識】

- これまで、マイナポイント事業第1弾（令和元～3年）や第2弾（令和3～5年）等、マイナンバーカードの取得促進策を講じてきたところ、マイナンバーカードの交付開始から11年目を迎え、保有枚数は1億枚を超えており、人口に対するマイナンバーカードの保有率が8割を超え（令和8年3月末時点）、制度として、安定的な段階に入りつつあると言える【図2】。
- そこで、1枚当たりのマイナンバーカードの発行に要する費用（国費）を機械的に算出すると、年々低下傾向にあるものの、令和7年度決算額ベースで、2,190円（製造費478円、発送費387円、申請書作成・受付1,173円、コールセンター152円）であった【表1】。
- 要している国費は少額ではないところ、製造・発送等の事業の執行方法や契約内容等に見直すべき点がないかを調査する。

【図2】 マイナンバーカードの保有枚数と保有率の推移（各年3月末時点）



（注1）保有枚数は、現に保有されているカード枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）。保有率は、人口に対する保有枚数の割合。ただし、令和2年度末から令和4年度末については、それぞれ累計交付枚数及び人口に対する交付枚数の割合。

（注2）人口は、前年1月1日時点で住民基本台帳に記録されている人数（国外利用分を含む）。

【表1】 1枚当たりのマイナンバーカードの発行費用（国費）の試算

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
決算額※(百万円)	24,697	34,121	40,083
発行枚数(万枚)	834	1,175	1,830
1枚当たりの国費(円)	2,961	2,905	2,190

※次期マイナンバーカードの発行に係る経費を除く。

②調査の視点

1. マイナンバーカードの製造発行について

- J-LISは、民間事業者に委託の上、マイナンバーカードの製造発行をしているところ、**マイナンバーカードの発行枚数は、住民の新規取得申請件数及び有効期限切れ更新申請件数により毎年度変動し**、特に、マイナポイント事業等の取得促進策を講じた年は、新規取得申請件数が増加することから、発行枚数も増加する。また、マイナンバーカードは有効期限が定まっている（カード：10回目の誕生日まで、電子証明書：5回目の誕生日まで、18歳未満：いずれも5回目の誕生日まで。）ことから、**発行枚数の変動は周期的に発生する。**
- 製造発行業務の委託契約について、**発行枚数の増減に合わせ、最大発行能力を変動させる仕組みになっているか、また、固定費が過剰になっていないか調査をした。**

【調査対象年度】  
令和4年度～令和7年度  
【調査対象先数】  
・総務本省：1先  
・J-LIS：1先

③調査結果及びその分析

- J-LISは、総務省との協議により、**毎年度、各月の最大発行能力を定め、委託事業者は、これに対応するために必要な機器及び設備を備え、稼働時間及び人員配置を計画し、確保することとなっているが、J-LISと委託事業者との間の契約においては、複数年に亘って固定費を支出する契約となっている。**
- 令和4年度～令和7年度における最大発行能力と発行枚数の実績【表2】を見ると、令和4年1月から、マイナポイント事業（第2弾）に伴うマイナンバーカード新規取得申込の受付が開始され、令和4年度においては発行枚数の増加が見込まれたことから、令和4年4月より、1月当たりの**最大発行能力を330万枚から480万枚に引き上げた。**
- 令和4年度においては、令和5年3月に発行枚数が480万枚を超えるなど、最大発行能力の引き上げには一定の必要性・合理性があったと考えられる。
- しかし、マイナポイント事業によるマイナンバーカード新規取得申請件数の増加が落ち着いた令和5年5月以降においては、最大発行能力と実際の発行枚数に大きな乖離が生じているにもかかわらず、令和6年度及び令和7年度においても、**480万枚の最大発行能力が見直されることなく維持されており、最大発行能力と実際の発行枚数に大きな乖離が継続している。**
- そのため、**実際の発行枚数にかかわらず、480万枚を発行可能な機器及び設備の維持管理費、人員体制確保等の経費が固定費として支出されている。**

【表2】委託事業者が備える最大発行能力と発行枚数実績

(単位：万枚)

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	合計
最大発行能力	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	5,760
発行枚数	92	61	69	128	229	419	475	328	412	449	410	487	3,559
差引	388	419	411	352	251	61	5	152	68	31	70	▲7	2,201
令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月	合計
最大発行能力	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	5,760
発行枚数	433	53	37	29	29	33	40	29	27	36	39	48	834
差引	47	427	443	451	451	447	440	451	453	444	441	432	4,926
令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	合計
最大発行能力	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	5,760
発行枚数	46	43	52	64	80	86	121	161	148	112	119	143	1,175
差引	434	437	428	416	400	394	359	319	332	368	361	337	4,585
令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	合計
最大発行能力	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	5,760
発行枚数	145	128	136	147	171	153	180	200	188	142	117	123	1,830
差引	335	352	344	333	309	327	300	280	292	338	363	357	3,930

④今後の改善点・検討の方向性

- マイナンバーカードは、全国約1億人が保有し、健康保険証等でも利用される社会的インフラであることから、**発行能力と実際の発行枚数の乖離を縮小して効率的で持続可能な制度を確立できるよう、製造発行の効率化・平準化に不断に取り組むべきである。**
- また、J-LISの第2期中期計画I-1-①においては、「申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。」とされているが、発行枚数が急増する時期に発行能力を再調整するコスト等にも留意しつつ、**直近の発行枚数の実績や今後の申請動向等に応じた適切な最大発行能力の見直しや平準的な発行枚数に応じて固定費を算出する契約内容への見直し等により、マイナンバーカードの製造発行に係るコストを縮減すべきである。**

②調査の視点

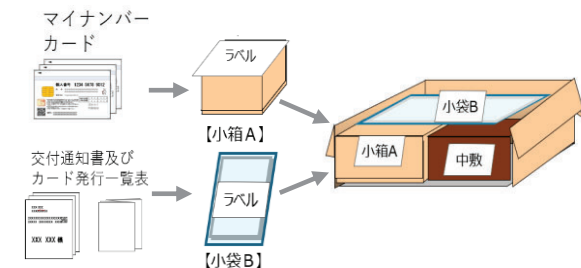
2. マイナンバーカードの郵送について

- J-LISは、申請に基づきマイナンバーカードを製造し、住民が居住する市区町村へ郵送しているが、**梱包する物量に応じた効率的な郵送方法になっているか調査をした。**

③調査結果及びその分析

- J-LISは、受け付けたマイナンバーカードの発行申請情報を、申請受付日順かつその住民が居住する市区町村単位に振り分けて製造するため、その日に製造するマイナンバーカードの枚数は自治体ごとに差がある（例：A市：20枚、B市：10枚、C市：1枚）が、**マイナンバーカードの枚数にかかわらず、製造したマイナンバーカード及び交付通知書、カード発行一覧表を同一のサイズの箱に梱包し、隙間は緩衝材により埋めて、速やかに市区町村に郵送している【図3】。**
- 郵便料金体系は、箱の3辺の長さにより定形外郵便・規格外となり、かつ、一般書留にて発送するため、1箱当たりの郵送料金は、重量に応じて、1,140～2,230円を要しているが、少数のマイナンバーカードしか梱包されずに発送されている件数が一定程度ある。
- そのため、令和7年度の実績データから推計した枚数帯ごとの郵送件数を基に、**枚数に応じた大きさの梱包に変更した場合の郵送料金を機械的に試算したところ【表3】、**現行の郵送方法と比較して、**約1.1億円の郵送料金の削減効果が生じるとの試算**となった。

【図3】 梱包形態イメージ（例）



※梱包するマイナンバーカード枚数や委託事業者により、梱包形態は異なる。

【表3】 郵送枚数ごとの郵送件数及び郵送料金の機械的試算

①現行					②変更案					③差引額
郵送枚数帯	郵送件数(件)	郵便料金体系	郵送単価(円)	合計(円)	郵送枚数帯	郵送件数(件)	郵便料金体系	郵送単価(円)	合計(円)	差引額(円)
1枚	51,819	定型外郵便 規格外	1,140	440,184,720	1枚	51,819	定型郵便	590	331,528,330	▲ 108,656,390
2枚	38,543				2枚	38,543				
3～9枚	136,378				3～9枚	136,378				
10～19枚	80,018		定型外郵便 規格内		990	10～19枚	80,018			
20～29枚	40,744					20～29枚	40,744			
30～39枚	23,885					30～39枚	23,885			

(注1) マイナンバーカードの厚さや重さ、緩衝材等を考慮して、郵便単価については、以下のとおり仮定（日本郵便株式会社ホームページにおける令和8年5月時点の郵便料金表を参照）。

1～2枚：定型郵便物 110円 3～39枚：定形外郵便・規格内 510円 40枚以上：定形外郵便・規格外 660円～1750円（重量により異なる）

一般書留料金：480円

なお、40枚以上の場合、梱包の大きさから、現在の郵送料金体系と同じ定形外郵便・規格外と想定されることから、本試算に含まれていない。

(注2) 「郵送件数」は、データ管理上、同一市区町村内の郵送先単位での管理が行われておらず、例えば、A市本庁舎に1件、同市出張所に1件発送している場合、本来はA市で2件であるが、1件としてカウントしている。そのため、実際には、同一市区町村内の複数の出張所等が郵送先となることがあり、その場合「郵送件数」は試算よりも多くなることが想定され、削減効果額は大きくなると考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

- マイナンバーカードの郵送方法については、梱包方法の変更に伴うコスト（梱包方法ごとの作業ラインの増設やシステム改修費等）にも留意しつつ、マイナンバーカード等の**枚数に応じた適切な梱包方法に見直し、コストの削減を図るべき**である。
- また、定形外郵便・規格外での郵送についても、**重量の引下げによる郵送料金の削減につなげるべく、梱包方法に改善できる点がないかを検討すべき**である。

②調査の視点

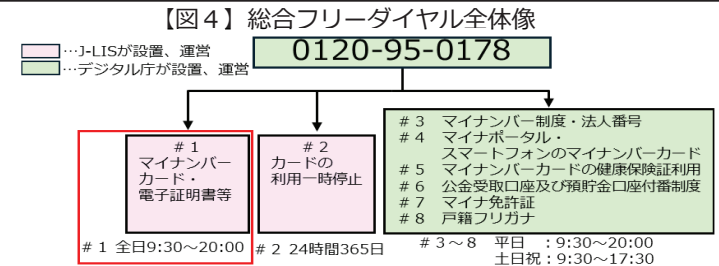
3. コールセンターの運営について

- デジタル庁及びJ-LISは、マイナンバー全般について住民が照会できる窓口として、総合フリーダイヤルを設けており、このうち、J-LISは、「マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関する照会」及び「マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止に関する照会」に応じるためコールセンターを設置している。
- コールセンター業務（住民からの照会対応、問合せフォーム等による問合せ対応、対応内容の記録、FAQの更新等）について、曜日・受付時間帯別の入電数等を踏まえ、**受付時間は適切であるか**、また、人員配置について**AIを活用した業務効率化が図れないか**調査をした。

③調査結果及びその分析

受付時間について

- J-LISは、デジタル庁が設置する総合フリーダイヤルに、以下の2つのダイヤルを設置しており、自動音声応答システムにより振り分けられる【図4】。
- #1：マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関する照会**
- #2：マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止に関する照会**
- 総合フリーダイヤルの「#3～8」の受付時間は、土日祝9:30～17:30となっているが、「#1」の受付時間は、全日9:30～20:00となっており、**土日祝17:30～20:00は、「#1」のみを受け付けている。**
- 土日祝17:30～20:00における「#1」の入電数は、総合フリーダイヤル全体の共通受付時間である土日祝9:30～17:30における入電数に比べ、**最小10%、最大でも31%にとどまっている【表4】。**【表4】 土日祝の時間帯別入電数
- ※データ管理上、取得可能な令和8年2月及び3月の実績件数から、17:00台を除外して算出。



AIを活用した業務効率化について

- オペレータは、主な業務として、住民からの照会対応、対応内容の記録及び業務マニュアルやトークスクリプトの改訂等をしており、座席数は、令和5年度～令和7年度の3年間の実績において、**220席～330席**（受電数の状況や見込により変動）で運営している。コールセンター業務委託費に係る令和7年度決算額は約22億円であるが、うち、**オペレータ等の人件費は約16億円で約7割を占めている。**
- 住民からの照会内容については、電子証明書やマイナンバーカードに係る各種手続や使用方法、異なるダイヤルへの転送、更新や新規発行等に係る受付状況の確認等が**約7割**を占め、人間の判断が必要な場合もあるが、**定型照会が多い【表5】。**
- 一方、紛失等によるマイナンバーカード利用一時停止及びその他の照会は**約3割**を占め、マイナンバーカード登録情報と本人確認及び利用一時停止の必要性の判断等、人間の判断を要する**非定型照会**であることが多い。

【表4】 土日祝の時間帯別入電数 (単位: 件)

	令和8年2月		3月	
	入電数	うち#1	入電数	うち#1
10:00	3,662	1,727	3,434	1,715
11:00	3,419	1,596	3,349	1,611
12:00	3,005	1,376	2,892	1,383
13:00	3,059	1,358	2,916	1,305
14:00	3,186	1,423	2,937	1,377
15:00	3,152	1,390	2,906	1,314
16:00	2,991	1,264	2,997	1,430
17:00	2,180	884	2,224	871
18:00	1,078	267	1,281	408
19:00	918	174	1,055	278

【表5】 カテゴリ別入電数 (令和7年度実績)

照会カテゴリ	入電数 (件)	割合
電子証明書	391,016	17.2%
交付申請書	377,006	16.6%
マイナンバーカード	290,014	12.8%
転送架け直し	255,335	11.2%
受付状況確認	221,308	9.7%
交付通知書	33,382	1.5%
コンビニ交付	29,001	1.3%
マイナンバー	4,754	0.2%
通知カード	3,663	0.2%
e-Tax	1,274	0.1%
個人番号通知書	1,250	0.1%
コールセンター	825	0.0%
電子申請・申告システム	433	0.0%
一時停止	509,539	22.4%
その他	151,676	6.7%
合計	2,270,476	100.0%

※1件の入電で複数のカテゴリの照会があった場合は、それぞれのカテゴリにカウントしている。

④今後の改善点・検討の方向性

受付時間について

- 「#1」については、照会内容が、マイナンバーカードの利用一時停止のような早急な対応が必要な性質ではなく、総合フリーダイヤルにおいて、「#1」のみ長い受付時間を設ける必要性は低いと考えるため、**住民サービスへの影響に配慮しつつ、受付時間を短縮すべきである。**

AIを活用した業務効率化について

- AIは、定型的な質問対応、記録作成及びドキュメントの更新等への代替性が高いため、マイナンバーカード利用一時停止等の非定型照会を除く**定型照会、問合せフォーム等による問合せ対応、対応内容の記録及びFAQの更新等の定型業務**については、AIによる自動対応への移行を積極的に検討すべきである。

# (6) 国際機関等分担金・拠出金

府省名	外務省	組織	外務本省	会計	一般会計	項	経済協力費ほか
						目	政府開発援助経済協力国際機関等拠出金ほか
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 259,074百万円 (参考 令和8年度 : 129,807百万円)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の前提】

国際機関等に対する分担金・拠出金は、以下に区分される。

- ① 分担金：国際機関等の設立条約等により加盟国等に支払が義務づけられるもの。
- ② 義務的拠出金：国際条約等において財政的義務は触れられていないが、締約国会合等において加盟国等に負担が求められているもの。
- ③ 任意拠出金：各国が政策上の必要に応じて任意に支払うもの。

分担金・拠出金は、各国間の負担の分かち合いによって国際機関等の活動を成り立たせるものであるが、昨今の変動する国際情勢を踏まえつつ、随時、分担・拠出の在り方や予算の見直しを図ることが重要である。

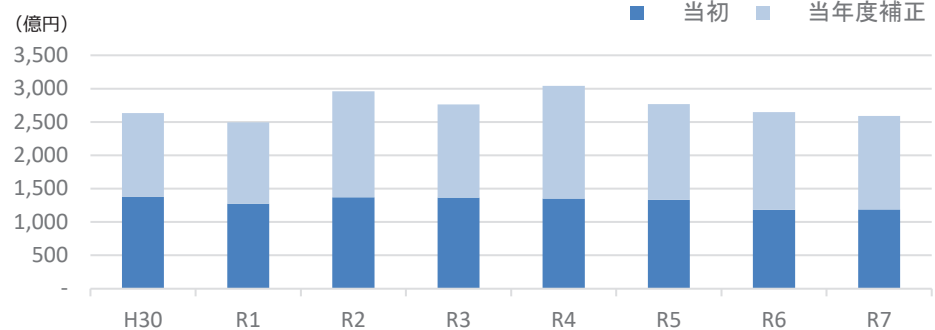
本調査では、我が国(外務省所管)が分担・拠出する国際機関等のうち、**足下の国際情勢による影響が大きいと考えられる国際機関等**について、**分担金・拠出金の見直し**を確認する。

### 【国際機関等を取り巻く環境】

一部の国際機関等では、加盟国による**分担金・拠出金の支払遅延が発生**しているとされている。仮に資金不足が生じている場合、こうした状況に対して**国際機関等及び外務省がどのように対応しているか**を確認する。

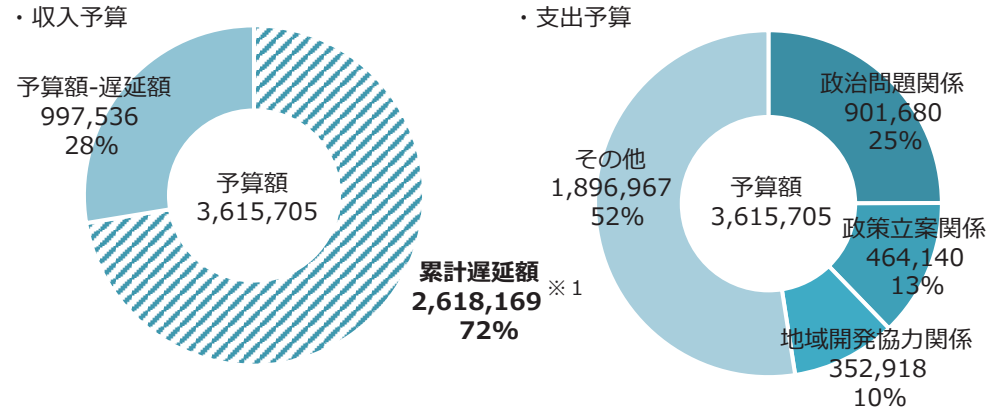
※ある国で支払遅延が発生した場合、その取扱いは国際条約や協定等に基づいて判断される。例えば、加盟国の分担金の滞納が累積2年以上に達した時、総会における投票権の停止措置が条約に規定されている事例がある。

【図1】国際機関等分担金・拠出金の予算推移(外務省所管)

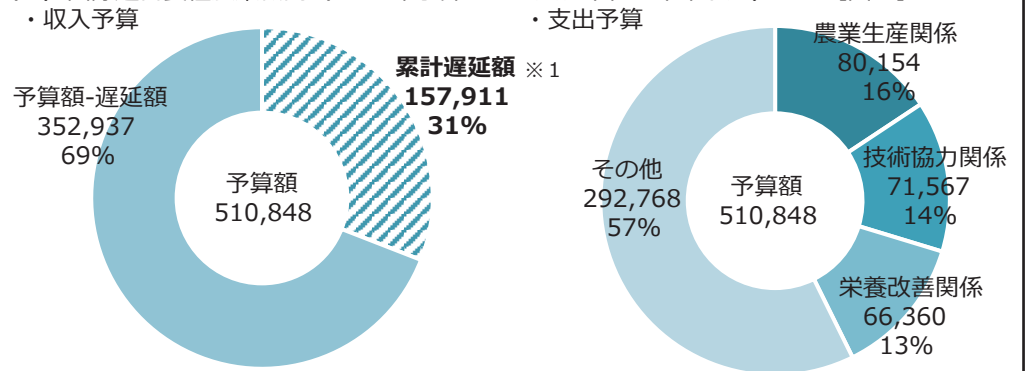


### 【国際機関の資金状況の事例】

(1) 国際連合(PKO分担金以外、2024年予算額ベース、単位：千米ドル) 【図2】



(2) 国際連合食糧農業機関(2025年予算額ベース、単位：千米ドル) ※2 【図3】



※1 遅延額は、令和8年3月末時点で確認された累計の支払遅延額(次頁に詳述)であり、各年予算と必ずしも1対1対応するものではない。  
 ※2 二箇年予算のため、予算額を二等分した金額で記載。また、端数処理(四捨五入)により予算額と内訳の合計額は一致しない。

②調査の視点

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

国際情勢の影響により、国際機関等の業務の継続性に課題が出る場合が考えられる。

そのため、**外務省が分担・拠出している国際機関等**のうち、  
①令和8年3月末時点で日本を除くG7諸国で、**分担金・拠出金の支払遅延が発生している**事例はあるか、  
②さらに、支払遅延が発生している影響で、資金繰り状況が悪化している場合、**各国際機関等及び外務省がどのような対応**を行っているか、  
について調査した。

【調査対象年度】  
令和7年度

【調査対象先数】  
外務本省及び国際機関代表部等

③調査結果及びその分析

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○加盟国による**支払遅延が発生している国際機関等名称**、**支払遅延国**、**全体予算額**及び**遅延額**の調査結果は以下のとおり。なお、G7諸国以外でも支払遅延を把握した場合は、調査の対象に含めている。今回の調査の結果、**該当機関は23機関**が確認された。以下【表1】には、支払遅延額上位10機関とその金額を記載している。

【表1】支払遅延額上位10機関

国際機関等名称	支払遅延国	全体予算額 (千円)	遅延額 (千円)
国際連合 (PKO分担金)	米、仏、中	802,537,393	466,249,714
国際連合 (PKO分担金以外)	米、中	553,889,620	390,107,234
国際連合教育科学文化機関	米	134,427,800	33,339,860
国際連合食糧農業機関	米	75,569,108	23,130,304
公表不可機関A	※2	※2	約14,000,000
公表不可機関B	※2	※2	約13,000,000
包括的核実験禁止条約機関準備委員会	米	139,300,000	7,722,180
世界貿易機関	米	36,272,433	4,087,367
国際連合気候変動枠組条約	米、中、韓	5,522,834	1,473,015
公表不可機関C	※2	※2	約900,000
国際再生可能エネルギー機関	米	8,857,305	656,179

- その他の該当機関
- ・国際海底機構
  - ・国際連合砂漠化対処条約事務局
  - ・ラムサール条約事務局
  - ・水俣条約事務局
  - ・世界遺産基金
  - ・国際海洋法裁判所
  - ・国際自然保護連合事務局
  - ・核兵器不拡散条約運用検討会議
  - ・国際熱帯木材機関
  - ・公表不可機関D
  - ・ウィーン条約・モントリオール議定書事務局
  - ・コロナボ計画
  - ・生物多様性条約・名古屋議定書事務局

※1 全体予算額及び支払遅延額は、令和8年度支出官レート（149円/米ドル、166円/ユーロ、177円/スイスフラン）にて計算。

全体予算額は、2025年予算額を記載。

※2 国際機関等名称・支払遅延国は公表不可の取扱い。

○上記23機関につき、資金繰り状況の悪化や遅延額の発生に対する**各国際機関等及び外務省の対応状況**は以下【表2】のとおり。

【表2】国際機関等及び外務省の対応状況

対応内容	国際機関等としての対応件数	外務省としての対応件数
①事務経費（管理費）の合理化を図っている	5	4
②人員合理化を図っている	1	0
③実施事業の縮減を図っている	0	0
④上記①～③以外の方法により費用削減を図っている	1	0
⑤各国に拠出金支払額の増額を要請している	0	0
⑥上記①～⑤を組み合わせている	12	15
⑦現段階では特段の措置はとっていない	4	4

(1) 国際機関等の対応事例

・国際連合：2026年国際連合通常予算が前年比で**9.6%減、約2,600ポストの削減**。

・ラムサール条約事務局：**旅費の削減**及び辞任・リタイアした**スタッフの補充凍結**。任意拠出を求める書簡の発出。

(2) 外務省の対応事例

・国際熱帯木材機関：新協定に向けた議論の中で、**分担金算出方法の見直し**実施を求めている。

・国際海洋法裁判所：予算案に対し、オンライン会議の活用や執行率の低い支出項目への**予算圧縮を行う**等により、減額を求めている。

③ 調査結果及びその分析

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○⑦現段階では特段の措置をとっていない国際機関等について

加盟国の支払遅延が発生しているにもかかわらず、⑦現段階では特段の措置をとっていないと回答した国際機関等が4機関（核兵器不拡散条約運用検討会議及び公表不可機関）あった。

また、当該4機関の収支状況を確認したところ、支払遅延額を剰余金等で賄う財政的な余裕があるとは言えない状況であった（当該4機関いずれも支払遅延が発生している加盟国は、当該国際機関等への拠出額第1位の加盟国であった）。

○①から⑥のいずれかの対応をとっている国際機関等について

加盟国の支払期限超過という状況に対し、①から⑥のいずれかの対応をとっている国際機関等の中には、分担金・拠出金が支払われていないにもかかわらず、資金繰りに影響は生じていないと回答した国際機関が4機関（国際海底機構、国際海洋法裁判所、国際自然保護連合事務局及び公表不可機関）あった。

当該4機関では、拠出額5位以内の加盟国で支払遅延が発生しており、その上で、資金繰りが悪化していないとすれば、機関全体の予算額を見直す必要性や、他の収入状況を踏まえて分担額を見直す余地があり、その上で日本の分担・拠出額を減額できる可能性がある。

○具体的な対応として不足分を任意拠出金にて賄うことを検討又は全体予算額の増額を検討している国際機関等について

以下【表3】の4機関は、加盟国に対して任意拠出金の要請や義務的拠出金にて賄われる予算額を増額させる対応をとることとしていた。このうち、例えばラムサール条約事務局の場合、任意拠出金の要請に応じている加盟国は170カ国中4カ国（ドイツ、イギリス、インド、スイス）のみにすぎなかった。

【表3】国際機関等の対応状況の例

国際機関等名称	対応
ラムサール条約事務局	事務局長が主要国に対して、任意拠出金を求める書簡を発送した。
国際連合砂漠化対処条約事務局	事務局長が主要国に対して、任意拠出金を求める書簡を発送した。
生物多様性条約名古屋議定書事務局	以前より増額した義務的拠出金にて賄われる予算案を締約国会議に対して提案した。また、新規事業を有志国による任意拠出から賄っている。
国際連合気候変動枠組条約	義務的拠出金にて賄われる予算の増額を提案し、締約国で議論することとなった。

④ 今後の改善点・検討の方向性

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○現段階では特段の措置をとっていない国際機関等について、現在、支払遅延が発生している国が拠出額第1位の加盟国であることも踏まえれば、外務省は早急に経費削減などの取組を促すべきである。

○支払遅延が発生している状況に対して何らかの対応を行っている国際機関等のうち、現状、資金繰りに影響は生じていない国際機関等について、拠出額上位国の分担金・拠出金がなくとも機関を運営できるならば、現状の全体予算額の設定が過剰となっているおそれがある。

まずは、これら機関の全体予算額を減額する等、改めて加盟国の負担額を公平に取扱うことにつながるため、外務省は早急に全体予算額の見直し等を促すべきである。

○支払遅延が発生している状況に対して何らかの対応を行っている国際機関等のうち、任意拠出金の増額や義務的拠出金にて賄われる全体予算額を増額させる対応を検討している国際機関等について、こうした対応に応じることは、支払遅延の穴埋めを他の加盟国が行うこととなり不適である。

実際に、任意拠出金の増額を要請しても、その要請に応じている加盟国は少数であるため、効果が低い事業の削減など、外務省は、事務局に対して事業経費の合理化による具体的な対応を早急に求めていくべきである。

# (7) 広報文化センター等における広報・文化活動

府省名	外務省	組織	外務本省ほか	会計	一般会計	項	独立行政法人国際交流基金運営費ほか
						目	政府開発援助独立行政法人国際交流基金 運営費交付金ほか
調査対象予算額		令和7年度：16,513百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：17,017百万円の内数)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

外務省では、(ア)日本の政策や取組、立場の発信及び(イ)日本の多様な魅力の発信を行うことで(ウ)日本への関心・理解・支持を拡大するという基本方針の下、様々な角度から情報収集し分析を行った上で、「国家安全保障戦略」(令和4年12月16日閣議決定)も踏まえながら、戦略的に対外発信を行っている【図1、表1】。

本調査では、広報文化センター及び国際交流基金(JF)海外事務所に対し前回調査での指摘事項のフォローアップを行うとともに、調査対象先に**ジャパン・ハウス**を追加の上、これらの拠点(以下「センター等」という。)における**KPIの設定状況及び自己収入確保の取組状況について調査を行った。**

(本調査は、令和5年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

### 【表1】センター等の機能の役割分担

広報文化センター	日本の外交政策や一般事情、文化に関する広報文化活動
国際交流基金(JF)海外事務所	文化芸術、日本語教育及び日本研究・知的交流を中心とした対日理解の促進
ジャパン・ハウス	日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場の発信を通じた親日派・知日派の裾野の拡大

【前回の調査結果(令和5年度)の概要】

### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層  
活動分野やターゲット層の対象をより絞り込むことで、戦略的・効果的な広報を行う余地について検討が必要である。
2. 広報文化活動における施設の稼働状況等  
講堂・ホール等の稼働状況はコロナ禍以前から低調なものも見られ、要因の特定と有効活用を検討すべき。
3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報  
先進事例を積極的にセンター等間で共有し、好事例を横展開していくべき。
4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組  
好事例の横展開を一層進め、より戦略的・効果的な広報を推進していくべき。

【図1】 広報文化センター、JF海外事務所及びジャパン・ハウスの設置都市

赤：全て設置、青：2施設設置



### 反映の内容等

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層  
対象を絞り込み、新たな層の取り込みに引き続き努めていく。
2. 広報文化活動における施設の稼働状況等  
独立行政法人等、周辺にホールを持たない法人への貸出し(共催事業)も行い、有効活用を引き続き図っていく。
3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報  
好事例の関係者間の共有に引き続き努めていく。
4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組  
JF本部が中心となり、全JF海外事務所とオンライン会議を実施して好事例の横展開を図るなど、より戦略的・効率的な広報を引き続き推進していく。

② 調査の視点

- 1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層
- 3. 広報文化活動における施設の稼働状況等

令和5年度の予算執行調査の指摘事項を踏まえた取組状況及び改善状況を確認した。

2. KPIの設定状況

戦略的・効果的な広報を推進する観点から、実施した広報文化活動の成果を検証できる成果指標を定めているか調査を行った。

4. 自己収入確保の取組

自己収入確保の現状を調査し、料金等の見直し、自己収入の内容等の改善の余地の有無について調査を行った。

【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】

広報文化センター：23先  
JF海外事務所：26先  
ジャパン・ハウス：3先

③ 調査結果及びその分析

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層

(1) 重点分野

JF海外事務所（26先）では、「日本語教育の普及」など、前頁の「役割分担」【表1】に沿った分野を重視している拠点が多い。

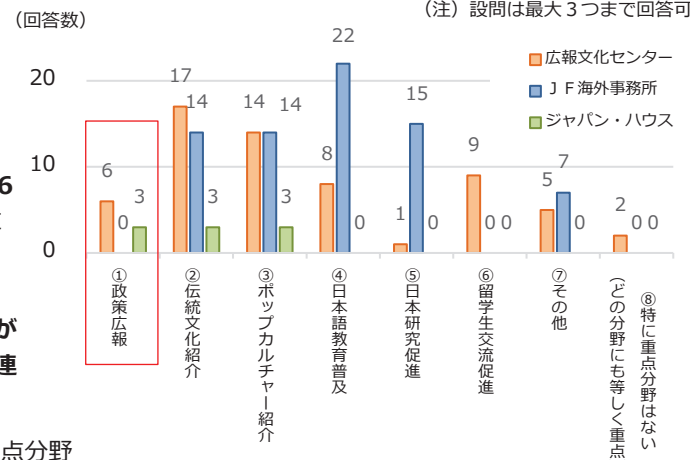
一方、広報文化センター（23先）では、前回調査を踏まえ重点分野を設定するなど改善が見られるものの、**政策広報を重点分野と位置付ける先は6先**（前回：2先）にとどまっている。なお、**特に重点分野が無い**（どの分野にも等しく重点）**先も一部（2先）**（前回：6先）見られた【図2】。

さらに、両拠点が設置されている7都市のうち、**4都市の広報文化センターで政策広報を重点分野としていないほか、3都市で両拠点の重点分野が重複している【表2】**。それぞれの期待される役割を踏まえ、**すみ分け・連携を図る必要がある**。

【表2】 広報文化センター・JF海外事務所の双方が設置されている都市の重点分野

	ロンドン		ロサンゼルス		カイロ		ニューデリー		北京		ソウル		ハノイ	
	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所	広報文化センター	JF海外事務所
①政策広報	○		○		○									
②伝統文化の紹介	○			○			○		○				○	○
③ポップカルチャーの紹介				○			○	○	○				○	
④日本語教育の普及		○		○	○	○		○		○		○		○
⑤日本研究の促進		○				○			○		○			○
⑥留学生交流の促進				○		○	○		○			○		
⑦上記以外	○	○	○						○		○			
⑧特に重点分野はない (どの分野にも概ね等しく重点)											○			

【図2】 各センター等が特に重点を置いて活動している分野



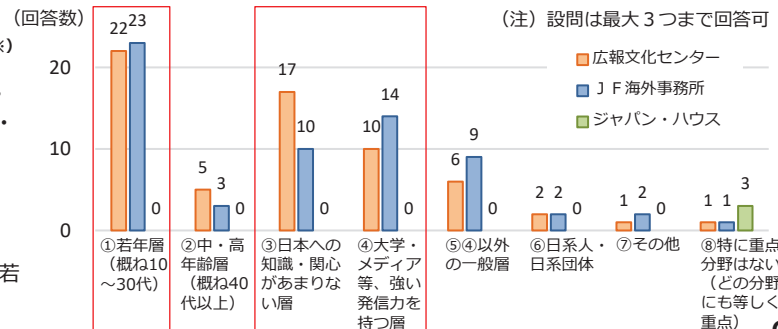
(2) ターゲット層

訴求を目指すターゲット層は、前回調査に引き続き**「若年層」**（※）**や「強い発信力を持つ層」**を重視している傾向が見られた【図3】。その理由として、現地の若年層の割合の高さや、中長期的な親日派・知日派を育成する必要性を挙げる拠点多く見られた。

さらに、親日派・知日派の裾野を広げる観点から、**「日本への知識・関心があまりない層」**を挙げる拠点多く見られた。

（※）中高齢層をターゲットにしている拠点（8先）は、前回調査同様、若年層もターゲットにしている。

【図3】 各センター等が特に訴求したいと考えているターゲット層



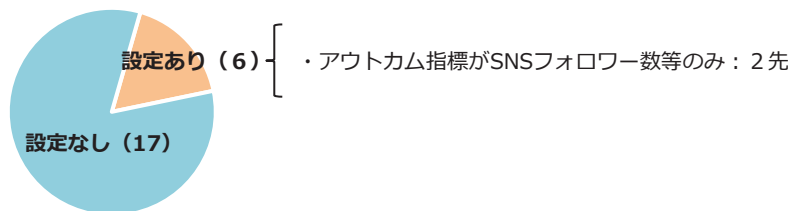
③ 調査結果及びその分析

2. KPIの設定状況

各センター等における広報文化活動の成果測定指標（KPI）を確認したところ、**広報文化センターでKPIを独自に設定しているのは6先にとどまっている【図4】**。また、当該6先の中には、有効な成果測定が困難と思料される先（例：SNSのフォロワー数のみをアウトカム指標に設定）が見られる。

一方、**多面的なKPIを独自に設定している先も見られており、こうした事例を積極的にセンター間で共有し、横展開していく必要がある。成果検証の実施・手法の改善を通じて、一層効率的・効果的な広報文化活動を実施すべきである。**

【図4】 広報文化センター（23先）におけるKPIの設定状況



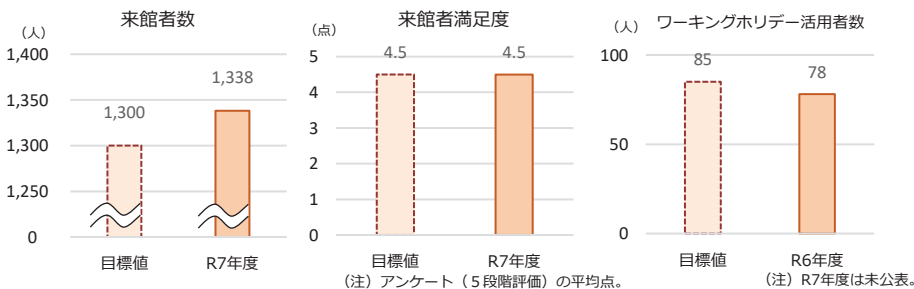
【多面的なKPIを独自に設定している事例】

プラハ広報文化センター（チェコ）

- ・ **インプット**： 広告、SNS投稿件数、企画立案数
- ・ **アウトプット**： 来館者数、稼働日数、来館者満足度
- ・ **アウトカム**： SNSフォロワー数の増加、ワーキングホリデー活用数、MIRAIプログラム応募者数（※）

（※） 将来の欧州のリーダーとなる若手人材をテーマ別に日本に招へい。

（KPIの達成状況の例）



JFは、東京本部でJFの海外事務所全体としてのKPIを設定の上、各海外事務所の毎年度の実績を集計し、達成状況を測定している。

【JFにおける主なKPI】

- ・ **インプット**： 主催日本語事業実施件数、催しスペースにおける事業実施件数
- ・ **アウトプット**： 催しスペース稼働率、催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数
- ・ **アウトカム**： SNS利用者数増加率、ネットワーク形成の取組件数

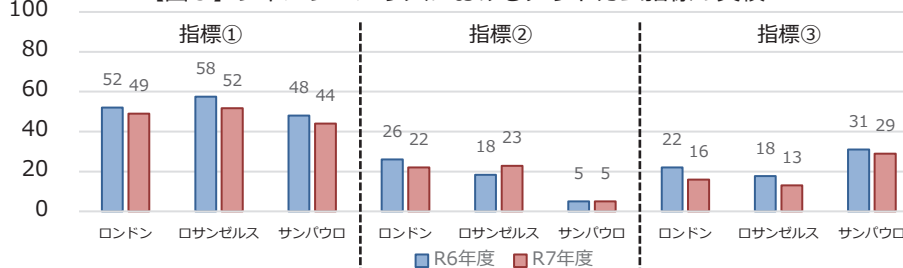
ジャパン・ハウスは、3拠点共通のKPIを設定の上、拠点ごとに定めた目標値に対する実績（達成状況）を測定している。このうちアウトカム指標の推移を見ると、令和7年度の「SNS等で発信を行った人の割合（指標③）」は、**3拠点いずれも令和6年度より微減、かつ2拠点で目標値を下回っており、その要因を分析の上、改善に向けて取り組む必要がある【図5】**。

【ジャパン・ハウスにおける主なKPI】

- ・ **インプット**： インバウンド観光促進企画実施件数
- ・ **アウトプット**： 年間来館者数、各展示への評価
- ・ **アウトカム**： 指標①（訪問の結果、）日本について調べた人の割合  
指標②（訪問の結果、）日本へ旅行した人の割合  
指標③（訪問の結果、）SNS等で発信を行った人の割合

目標値	指標①		指標②		指標③	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
ロンドン	50%	50%	4%	15%	25%	20%
ロサンゼルス	40%	45%	10%	15%	15%	15%
サンパウロ	20%	35%	2%	2%	20%	25%

【図5】 ジャパン・ハウスにおけるアウトカム指標の実績



③調査結果及びその分析

3. 広報文化活動における施設の稼働状況等

(1) 来館者数の推移

大宗のJF海外事務所及び広報文化センターにおいて、令和7年度の来館者数は令和4年度から改善している。改善理由として「コロナ禍の収束」を挙げた拠点多い中、「メディアやインフルエンサーを通じた認知度向上」や「若年層をターゲットとしたイベントの開催」など、対外発信の強化を挙げた拠点も見られた。

しかし、来館者数が平成30年度（コロナ禍前）の水準を未だに下回っている拠点は過半数を超えている（有効回答数34先のうち22先）【図6】ことから、その要因を分析し、来館者数の増加を図りつつ、一層効果的・効率的に拠点を運用していく必要がある。

さらに、来館者数を把握していない拠点も複数（ロサンゼルス広報文化センターなど5先）見られており、拠点ごとの費用対効果を検証する観点から、その把握に努めるべきである。

(2) 講堂・ホールの利用状況

JF海外事務所の講堂・ホールの年間平均利用日数は、前回調査以降増加が続いており、令和6年度以降、コロナ禍前の水準を上回っている。一方、広報文化センターの同利用日数は、前回調査以降も低位で推移しており、依然としてコロナ禍前の水準まで回復していない【図7】。

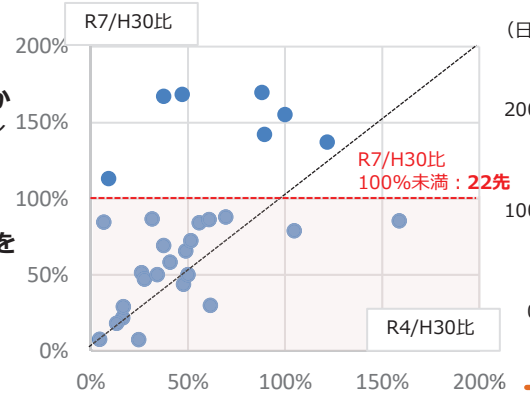
前回調査において、稼働日が平均週1日以下（以下「低稼働」という。）にとどまっている旨の指摘を行った施設のうち、講堂・ホールの令和7年度稼働状況を確認したところ、6施設のうち5施設で改善が見られた【表3】。

一方、3年連続（令和5年度～令和7年度）で低稼働にとどまった講堂・ホールは4施設見られた【表4】。コロナ禍収束後も依然として稼働が低調な施設について、必要性や費用対効果等を検証の上、機能の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを図るべきである。

【施設の稼働に改善が見られた事例：プラハ広報文化センター（チェコ）】

- 企画展を新たにホールで実施することで、「常に何かが開催されている状態」を維持。
- 加えて、企画展に関連した講演やワークショップ等を併せて開催するとともに、人気テーマのシリーズ化や多彩なテーマの講演会の開催など工夫を重ねることで、従来来館しなかった層の取り込みやリピーターの創出につながった。

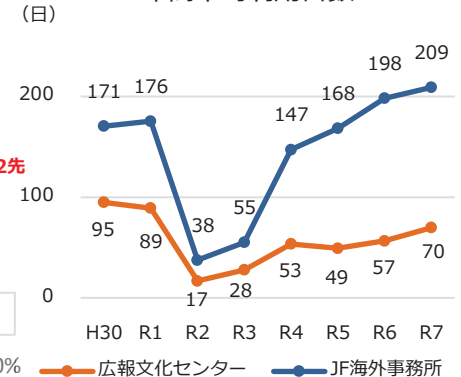
【図6】来館者数の比較



(注1) 有効回答数34先

(注2) 紙面の関係上、ハノイ広報文化センター（R7/H30比：1,514%）カラチ広報文化センター（R7/H30比：1,344%）、上海広報文化センター（同：415%）、JFローマ（同：324%）、JFジャカルタ（同：221%）は表示を省略。

【図7】講堂・ホールの年間平均利用日数



(注) 平成30年度～令和4年度の利用日数は、前回調査結果から講堂・ホール分を抽出の上、再計算を行った。

【表3】前回調査における低稼働の講堂・ホールの令和4年度・令和7年度利用日数

広報文化センター	施設の種類	利用日数 (令和4年度)	利用日数 (令和7年度)
米国（ワシントンD.C）	講堂	45	16
チェコ（プラハ）	ホール	38	148
ケニア（ナイロビ）	ホール	10	96
英国（ロンドン）	ボールルーム	7	15
オーストリア（ウィーン）	閲覧室兼展示ホール	6	77
エジプト（カイロ）	多目的ホール	4	65

【表4】3年連続（令和5年度～令和7年度）低稼働の講堂・ホール

広報文化センター	施設の種類	利用日数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
インド（ニューデリー）	ホール	1	1	1
米国（ワシントンD.C）	講堂	26	16	16
英国（ロンドン）	ボールルーム	9	16	15
イラン（テヘラン）	多目的ホール	16	2	5

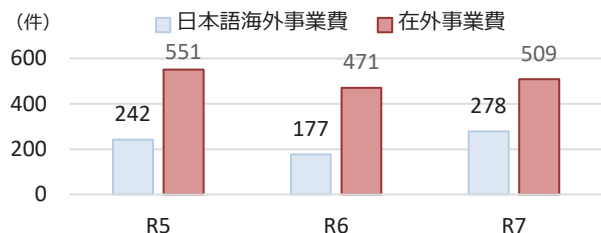
③ 調査結果及びその分析

4. 自己収入確保の取組

JF海外事務所は、在外事業費を用いて、図書館等の施設運営や各種イベント（例：日本映画の上映会、公演会、展覧会）の開催等の広報文化事業を実施している【図8】。しかし、当該事業の自己収入として「図書館収入（利用料）」と回答した先は複数見られる一方、「入場料収入（イベント参加料等）」と回答したのは1先にとどまっている【表5】。

日本の伝統文化やポップカルチャーなど優れたコンテンツの適正な対価として、先行事例も参考に、イベント参加料等を求めることにより、自己収入を確保するとともに、参加者の意欲を喚起するなど戦略的に事業を実施していく必要がある。

【図8】 JF海外事務所が主催する広報文化事業件数



(注) 日本語海外事業費では、日本語教育支援や日本語試験等を実施。

【表5】 在外事業費における自己収入内容の回答先数

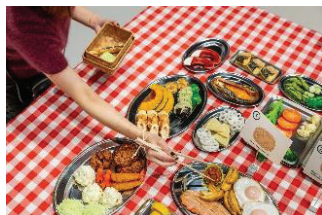
(注) ①～④は重複回答先あり

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①入場料収入	1	1	1
②図書館収入	10	10	10
③カタログ販売収入	3	3	2
④その他収入	1	2	1
⑤在外事業費の自己収入なし	15	14	15

【自己収入確保の事例】

<ジャパン・ハウス ロンドン>

- 新規顧客開拓等のため「食品サンプル」をテーマに、日本の技術や食文化等を発信するイベントを開催 (R6.10～R7.2)。
- 企画展に加え食品サンプル作りの有料ワークショップにも多くの参加が得られ、来館者数の増加に寄与。



©Japan House London

【協賛企業確保の事例】

<JFロンドン事務所>

- 現地大学生を対象とした日本語スピーチコンテスト (R8.3) に当たり、協賛企業を募集したところ、大手電気機器メーカーなど17社・団体の賛同を得た。
- 優秀なスピーカーに対し、協賛企業の製品等を贈呈することで、企業の広報や参加者の意欲喚起に寄与。



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層

前回調査を踏まえ重点分野を設定するなど、改善が見られる。しかし、広報文化センターとJF海外事務所の双方が設置されている都市で、両拠点の重点分野が重複しており、それぞれの役割を踏まえたすみ分けを図る必要がある。

2. KPIの設定状況

センター等は設定したKPIに基づき、拠点ごとに成果を検証し改善に取り組む必要がある。例えば、外務省の政策評価体系やJF中期目標等に個別のKPIを設定するなど、PDCAサイクルの取組を継続的に実施していく必要がある。

その際、広報文化センターにおいては、KPIを設定していない先が多い中、多面的な指標を設定している事例を積極的にセンター間で共有し、横展開していく必要がある。

3. 広報文化活動における施設の稼働状況等

既存施設の有効活用により利用日数の増加を実現した拠点も見られる。しかし、コロナ禍収束後も依然として来館者数・施設利用日数が低位で推移している拠点も見られており、要因分析や必要性の検証等を行い、機能の集約や廃止を含めた抜本的な見直し等を図る必要がある。

4. 自己収入確保の取組

多数のJF海外事務所がイベント参加料等を設定していない中、優れたコンテンツの適正な対価として、先行事例も参考に、イベント参加料等を求めることにより、自己収入を確保するとともに、参加者の意欲を喚起するなど戦略的に事業を実施していく必要がある。

# (8) 普通財産管理処分経費（相続土地国庫帰属財産）

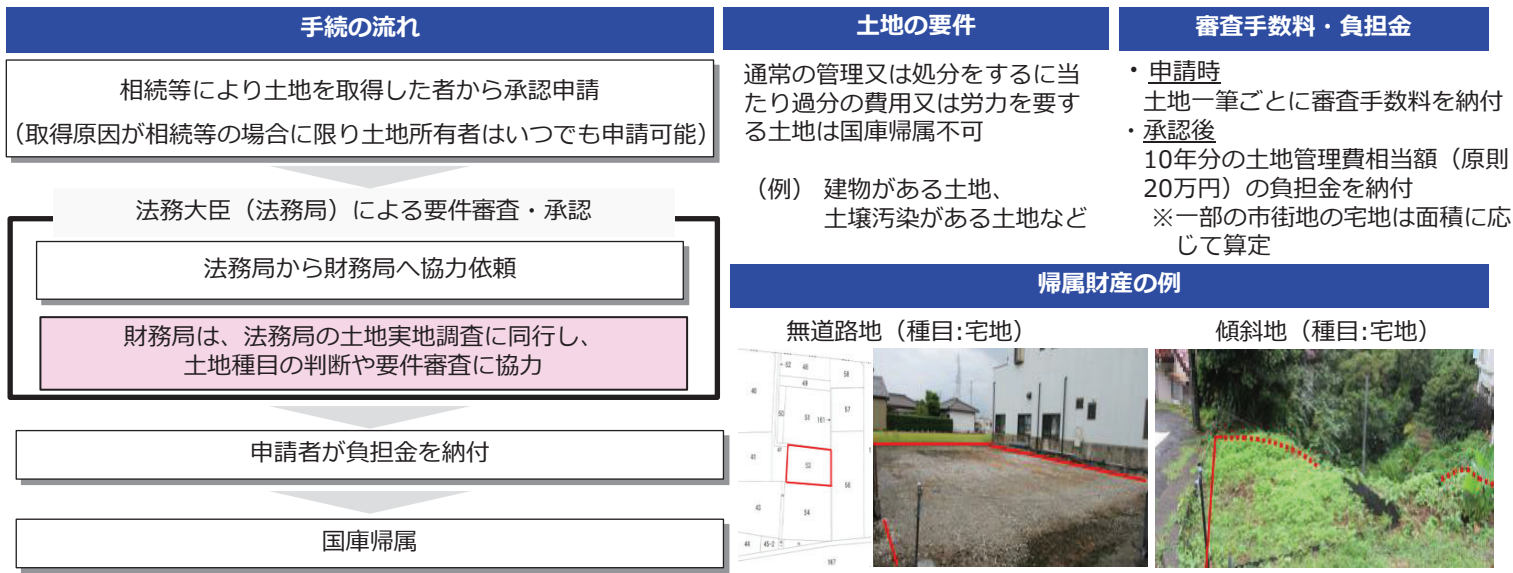
府省名	財務省	組織	財務局	会計	一般会計	項	財務局業務費
						目	国有財産管理処分庁費 国有財産評価等手数料
調査対象予算額		令和7年度：185百万円 ほか (参考 令和8年度：2,946百万円の内数)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる相続土地国庫帰属制度が創設され、令和5年4月27日から運用開始された。
- 相続土地国庫帰属制度において、国庫に帰属した農用地又は森林以外の土地（以下「帰属財産」という。）は、普通財産として、財務省（財務局）において、適切な管理・処分に取り組んでいる。
- 運用開始後の3年間で財務局が管理・処分することとなった財産は累計で1,000件を超えるなど、帰属財産は急増しており、人口減少・少子高齢化という社会情勢を踏まえれば、更に累増すると考えられる。
- 帰属財産の中には、傾斜地や無道路地、樹木に覆われた土地などの活用が困難な土地もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要があることから、効率的な管理が行われているかという観点から、財務局における帰属財産の管理状況等について調査を実施した。

(参考) 相続土地国庫帰属制度の概要



## ② 調査の視点

### 1. 財産の管理状況について

- 運用開始から3年が経過する中で、財務局が管理する帰属財産の件数はどのように推移してきているか。
- 帰属財産の管理に要するコストはどの程度か。また、効率的な管理が行われているか。

### 2. 処分促進への取組について

- 運用開始以降、売却に至った土地はないが、売却等に当たり課題となっている点は何か。また、課題の解消に向けてどのような取組がなされているか。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

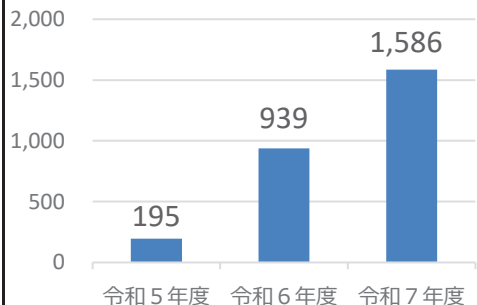
【調査対象先数】  
財務（支）局：10局

③ 調査結果及びその分析

1. 財産の管理状況について

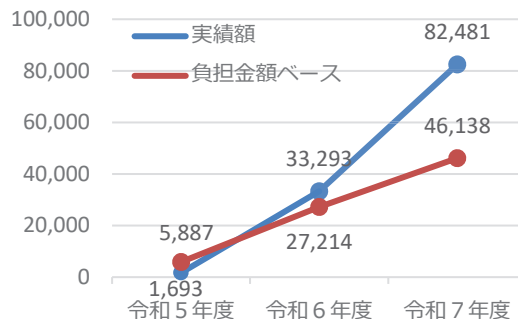
- 財務局が管理している帰属財産のストック数の推移を調査したところ、【図1】のとおりであった。調査時点（令和8年3月末）で売却に至った財産はなく、**今後も財務局が管理すべき財産は毎年増えていくことが予想される。**
- 帰属財産に係る管理業務の内容としては【表】のとおり、柵の設置、草刈り、定期巡回等が主なものであるが、画一的な対応ではなく、各財務局が帰属財産の状況に応じて実施内容及び頻度を決めている。管理コストの推移は【図2・青線】のとおりである。なお、相続土地国庫帰属制度の活用に当たり、相続人は10年間分の土地管理費用相当額の負担金を納付することになっており、納付額実績を10で除した金額が【図2・赤線】であるが、**足元の管理コスト実績が年換算の負担金納付額を上回っていることが分かる。**

【図1】 帰属財産ストック推移（単位：件） 【表】 管理業務例



管理業務例	令和7年度平均費用
柵設置	約14万円
看板設置	約2万円
草刈り（年0～4回実施）	約6万円
巡回（年0～5回実施）	約1万円

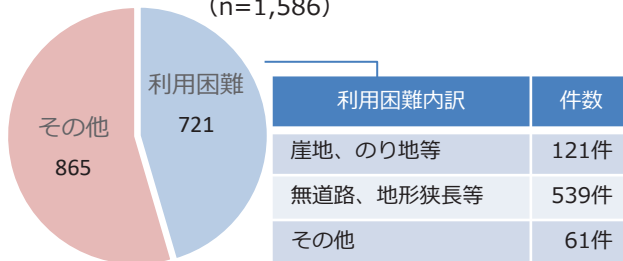
【図2】 管理コスト推移（単位：千円）



2. 処分促進への取組について

- 本来、国庫帰属されたものの国において活用予定のない財産については、売却等により税外収入の確保につなげることが望ましい。他方、相続土地国庫帰属制度により国庫帰属した財産は、**傾斜地や狭隘な土地といった利用困難なものや、利用困難には分類されないものであっても土地需要が少ない地域に所在するものがほとんどであるため、売却が困難で国が長期的に管理する必要が生じている。**（財産の分類は【図3】参照。）
- このように売却が困難と考えられる財産であっても、**処分を行うためには一般競争入札の実施が必要となり**、測量、境界確定、地下埋設物調査、鑑定評価、物件調査作成といった様々な業務を**費用（令和7年度：71,248千円）と時間をかけて行う必要がある**ことも処分を促進する上での課題の一つとして考えられる。
- こうした状況の中、財務省は令和8年6月に**新規通達の発出等を行い**、隣接土地所有者との随意契約や測量等を実施せず現状有姿での売却を可能とするといった**処分手続の簡素化**を行い、購入希望があった際に処分コストを最小限に抑えた上でタイミングを逸することなく速やかに契約を締結できる制度を整えた。

【図3】 財産分類内訳（n=1,586）



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 財産の管理状況について

- 今後も右肩上がりでの財産ストックが増えていくことが予想される場所、**管理コストの上昇幅を抑えるために、より一層効率的な管理手法を検討していく必要がある。**  
例えば、草刈りや定期巡回といった管理業務について、年に複数回実施しているものは帰属財産の状況に応じて実施回数を見直し等を検討し、管理費用の低減に努めるべきである。
- また、帰属財産の増加に加え、物価上昇が進む中、管理コストが負担金納付額を上回る状況が続く場合、制度を安定的に持続させるために将来的には負担金額の見直しも必要と考えられるところ、管理コスト等の推移を注視し、関係省庁との検討を進めていく必要がある。

2. 処分促進への取組について

- 引き続き**手続の簡素化により売却処分を進めるとともに**、売却困難な事由があるものについては、個々の財産の特徴に応じて**貸付や管理委託といった売却以外の手法も積極的に検討し**、管理費用の低減に努めるべきである。
- また、**貸付等に至った事例については好事例として全国の財務局に横展開**することにより、各財務局が活用方法を検討するに当たって売却処分以外の選択肢についても広く検討できるようにすべきである。

府省名	内閣府 文部科学省	組織	内閣本府 文部科学本省	会計	一般会計	項目	公立文教施設整備費、沖縄教育振興事業費
						目	公立学校施設整備費負担金ほか
調査対象予算額	令和6年度(補正後) : 281,586百万円 ほか (参考 令和8年度 : 70,767百万円)				調査主体	本省と中国財務局の共同調査	

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 公立学校施設は「学校教育法」第5条に基づき、設置者である市町村等が管理し、その経費を負担することが原則とされているが、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(以下「施設費国庫負担法」という。)に基づき、公立学校の新増改築や改修に係る費用の一部を国が負担又は交付金を交付している。

#### <公立学校施設整備費負担金>

- 施設費国庫負担法第3条に基づき、公立の小中学校等における校舎・屋内運動場(体育館)等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担。(国庫負担率:原則1/2)

#### <学校施設環境改善交付金>

- 施設費国庫負担法第12条に基づき、地方公共団体が公立小中学校の施設の整備をするに当たり、地方公共団体が作成した施設整備計画(※)に基づく改築等に係る事業の実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付。(国庫補助率:1/3等)

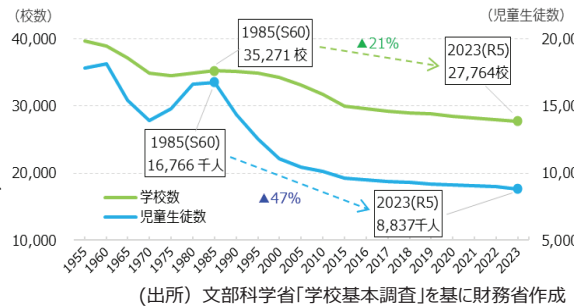
(※) 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、文部科学大臣が作成・公表する「施設整備基本方針」等を踏まえた「施設整備計画」を策定することとなっている。

- 補助対象メニュー: 改築、大規模改造(バリアフリー、トイレ改修、空調整備など)、長寿命化改修、太陽光発電等設置 等

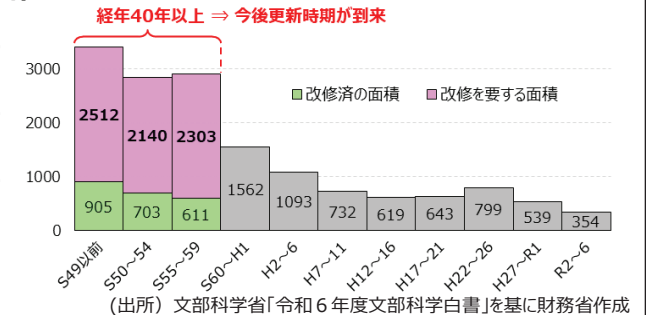
### 【調査の背景】

- 第2次ベビーブーム世代の児童生徒数がピークを迎えた昭和60年以降、児童生徒数は約5割減少しているが、学校数は約2割の減少にとどまっている。また、学級数が標準規模以下となっている小学校は、足元(令和6年度)において約4割を占めている状況。
- 小中学校施設は第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多くあり、今後順次更新時期が到来することとなる。また、令和32年度までに全市区町村の約3割が人口半数未満となる見通しであることも踏まえると、各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえつつ、将来の児童生徒数の見通し等を踏まえて学校規模の適正化(統廃合等)を適切に行うことが重要。

【参考1】学校数と児童生徒数の推移(公立小中学校の合計)



【参考2】公立小中学校の経年別保有面積



## ② 調査の視点

1. 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分の状況について

過去に国庫補助(学校施設環境改善交付金等)を受けて整備された学校施設について、その後も継続して学校施設として適切に利用されているか。

2. 新増築した学校施設における学級数の推移について

過去に国庫負担(公立学校施設整備費負担金)の対象となった学校施設の新増築事業について、新増築時に必要と見込んだ学級数(国庫負担金の算定の根拠とされた学級数)は適切なものであったか。

【調査対象年度】  
令和2年度~令和6年度  
【調査対象先数】  
地方公共団体: 1,794先  
(回答率94%)

③ 調査結果及びその分析

1. 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分  
の状況について

- 国庫補助を受けて取得した財産を処分（交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付又は取り壊すこと等）する場合、処分制限期間内（主に国庫補助事業完了後10年未満）のものについては、各省庁の承認を受けることとされている。
- 令和4～6年度において地方公共団体が文部科学省に提出した財産処分承認申請について調査したところ、全国の公立小中学校において平成24年度～令和6年度に実施された**学校施設整備事業277件**において、**国庫補助（学校施設環境改善交付金等）を受けて施設整備を実施したにもかかわらず、交付決定後10年以内に当該施設の処分が行われていた。また、処分後においては、75%の施設が別の用途に使用され、残りの25%は取壊しとなっていた【図1、2】。**
- **交付決定後5年以内に処分されたものは約3割（85事業）**となっており、このうち、「**児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校**」を理由とするものが約5割を占めていた。また、「**改築、建替え等**」を理由とするものも**12%**を占めていた【表1】。
- 「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」及び「改築、建替え等」を理由とする処分について、国庫補助を受けた際の補助メニューを見ると、「**空調整備**」「**ネットワーク整備**」「**トイレ整備**」が約8割を占めており、補助金額が5千万円以上のものも含まれている【表2、図3】。
- 交付決定後5年以内に「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由として学校施設の処分を行った24自治体（41事業）について、各自治体が策定している個別施設計画の内容を分析すると、**約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約4割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていないものであった【表3】。**

【図1】 財産処分件数の分布（交付決定後の経過年数別）（277事業）



【表1】 財産処分の理由（277事業）

処分理由	交付決定後の経過年数			
	10年以内	(割合)	うち5年以内	(割合)
児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校のため	159件	(57%)	41件	(48%)
改築、建替え等のため	28件	(10%)	10件	(12%)
余裕教室の転用等のため	19件	(7%)	5件	(6%)
児童生徒数の増加への対応のため	14件	(5%)	7件	(8%)
損壊のため	11件	(4%)	4件	(5%)
その他	46件	(17%)	18件	(21%)
合計	277件	(100%)	85件	(100%)

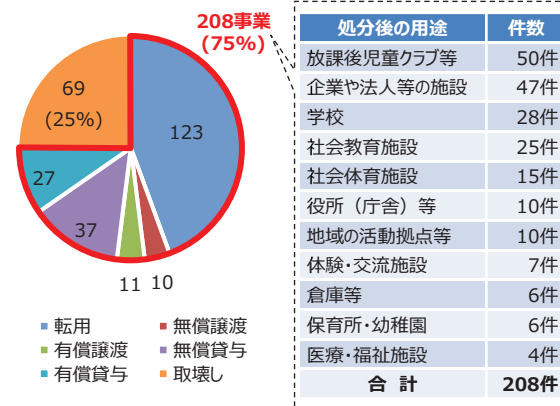
【表3】 交付決定後5年以内に「児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校」を理由に財産処分した24自治体の個別施設計画の内容

	はい	いいえ	(割合)
「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	15	9	(38%)
「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	10	14	(58%)
「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか	14	10	(42%)

【参考3】 回答のあった1,695の個別施設計画の内容

	はい	いいえ	(割合)
「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	1,089	606	(36%)
「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	692	1,003	(59%)
「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか	702	993	(59%)

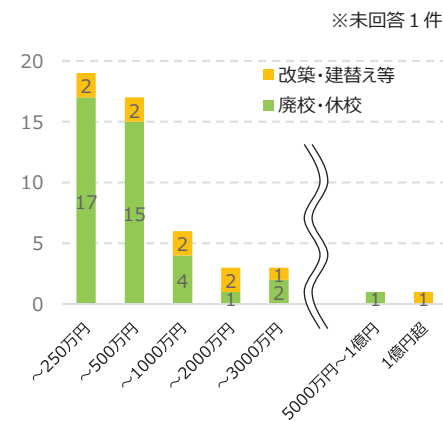
【図2】 処分内容と処分後の用途（277事業）



【表2】 補助メニューの分布（51事業）

補助メニュー	件数	(割合)
空調整備	18件	(35%)
ネットワーク整備	15件	(29%)
トイレ整備	9件	(18%)
防災機能強化	5件	(10%)
教育内容	4件	(8%)
合計	51件	(100%)

【図3】 補助金額の分布（50事業）



③ 調査結果及びその分析

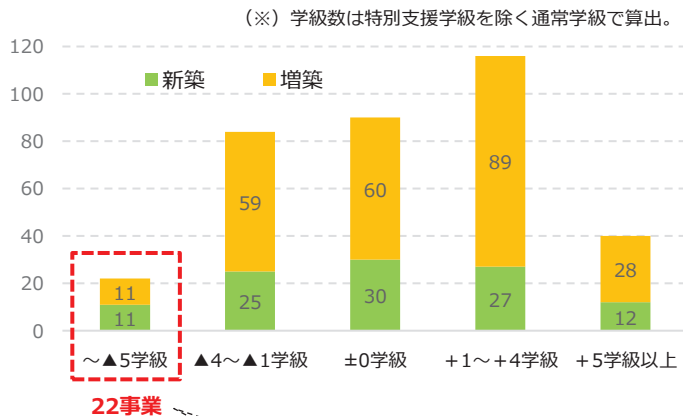
2. 新增築した学校施設における学級数の推移について

- 公立学校施設整備費負担金の対象となる新增築事業については、児童生徒数の見通し等を踏まえて当該学校に必要となる学級数を算出した上で、当該学級数に応じた国庫負担金額が算定されることとなっている。
- 国庫負担の対象となった校舎に係る新增築事業のうち、令和2～4年度に完了したもののについて、当初必要と見込んでいた学級数（国庫負担金額の算定の根拠とされた学級数）と、事業完了から約3～5年経過した令和8年5月1日時点における実際の学級数を比較したところ、学級数が減少している事例は全体の約3割の106事業（103校※）であり、このうち、**学級数が5学級以上減少しているものは22事業**であった【図4】。

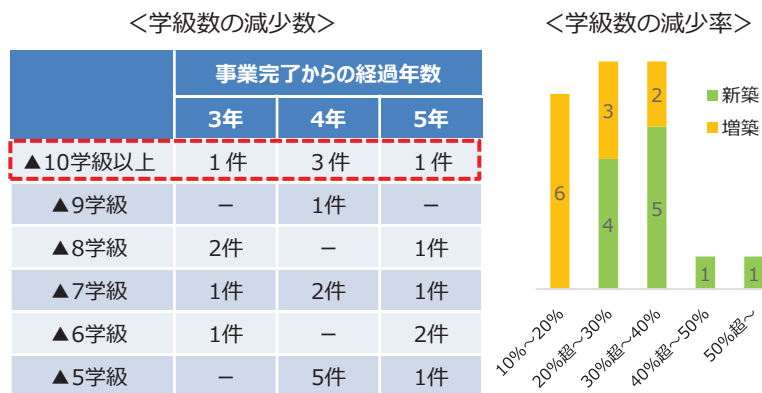
（※）同じ学校であっても国庫負担金の対象となる建物が2つに分かれる場合（西棟と東棟に分かれている場合など）は、2事業としてカウントしているため、事業数と学校数は一致しない。

- 当該22事業の中には、**事業完了から約3～5年のうちに10学級以上の減少が生じているものや、学級数の減少率が3割超となっているもの**も含まれていた【図5】。
- 当該22事業を実施した15自治体について、各自治体が策定している個別施設計画の内容を分析すると、**約6割が「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれておらず、また、約5割が「統廃合の考え方や方針」が盛り込まれていないものであった**【図6】。

【図4】 学級数の増減の状況（352事業）



【図5】 学級数の減少数と減少率の分布（22事業）



【図6】 5学級以上減少している15自治体の個別施設計画の状況

	はい	いいえ	(割合)
「域内全体の将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	7	8	(53%)
「域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計」が盛り込まれているか	6	9	(60%)
「域内全体の統廃合の考え方や方針」が記載されているか	7	8	(53%)

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 過去に国庫補助を受けて整備された学校施設の処分の状況について
2. 新增築した学校施設における学級数の推移について

- 国費の効率的・効果的な活用を最大限図る観点から、今後の学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の執行に当たっては、文部科学省において、改正後の施設整備基本方針に基づき、**将来の児童生徒数の推計を適切に踏まえた個別施設計画の策定や統廃合に係る方針の検討の実施を交付要件**とすることなどを含めて検討した上で、**中長期的に小中学校施設としての利用が見込まれるものに対して重点的に交付決定を行うことを徹底**していくべき。

【参考】 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（抜粋）  
（令和8年3月31日最終改正）

（略）この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たっての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や**児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置**や他の公共施設との複合化・共用化の**方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直し**を行っていくことが求められる。（略）

# (10) 外国人研究者招へい・ネットワーク強化事業

府省名	文部科学省	組織	文部科学本省	会計	一般会計	項目	独立行政法人日本学術振興会運営費
							独立行政法人日本学術振興会一般勘定運営費交付金
調査対象予算額	令和7年度：27,352百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：27,097百万円の内数)					調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

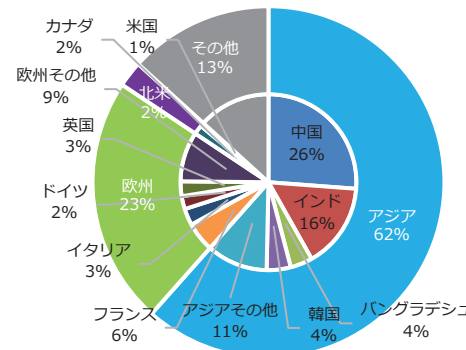
- 独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）が行っている外国人研究者招へい・ネットワーク強化事業には、外国人研究者招へい事業と研究者ネットワークの形成・強化の2つがある。
- 外国人研究者招へい事業は、**外国人研究者に対し、我が国の大学等において日本の研究機関に所属する研究者（以下「受入研究者」という。）の指導のもとに協働して研究に従事する機会を提供し、外国人研究者との研究協力関係を通じて、我が国の学術研究の推進及び国際化の進展を図るものである。**
- 研究者ネットワークの形成・強化には、外国人研究者ネットワーク形成支援と外国人研究者再招へいプログラムがあり、それぞれの事業概要は以下のとおりである。
  - (1) 外国人研究者ネットワーク形成支援…世界21か国・地域に存在し、過去にJSPSの事業に採用された**外国人研究者で構成される団体（以下「同窓会」という。）に活動経費を支援し、来日経験のある外国人研究者のネットワークの形成を推進する。**
  - (2) 外国人研究者再招へいプログラム…**日本人研究者との研究協力関係の維持・発展・強化を図るため、同窓会に所属する外国人研究者のうちJSPSの事業で来日経験のある外国人研究者に対し、再来日（30日以内の短期間）する機会を提供する。**
- 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において、**10年以内にTop10%補正論文数において世界第3位になること、国際共著論文率において50%を目指すこととされており、上記の事業について、目標達成に寄与する効果が出ているか調査を行った。**

【参考1】外国人研究者招へい・ネットワーク強化事業の支援対象経費

事業名	支援対象経費
外国人研究者招へい事業	往復国際航空券、滞在費、渡日一時金、海外旅行保険
研究者ネットワークの形成・強化	同窓会が実施するシンポジウム・セミナー等の日本との学術関連イベント等の実施に係る経費（日本人講師派遣旅費、会議費、配布物作成費等）
外国人研究者再招へいプログラム	往復国際航空券、滞在費、調査研究費、海外旅行保険

【参考2】国籍別の外国人特別研究員採用者（令和7年度）

(n=294人)



## ② 調査の視点

### 1. 外国人研究者招へい事業について

- (1) 採用された外国人研究者における日本の研究機関に所属する研究者との共著論文は増加しているか。
- (2) 外国人研究者を受け入れた日本の研究機関に所属する研究者において、研究における質の向上につながっているか。

### 2. 外国人研究者ネットワーク形成支援について

- 同窓会に参加している外国人研究者における日本の研究機関に所属する研究者との共著論文は増加しているか。

### 3. 外国人研究者再招へいプログラムについて

- 再招へいされた外国人研究者における日本の研究機関に所属する研究者との共著論文は増加しているか。

【調査対象年度】  
平成27年度～令和7年度

【調査対象先数】  
・JSPS：1先

③ 調査結果及びその分析

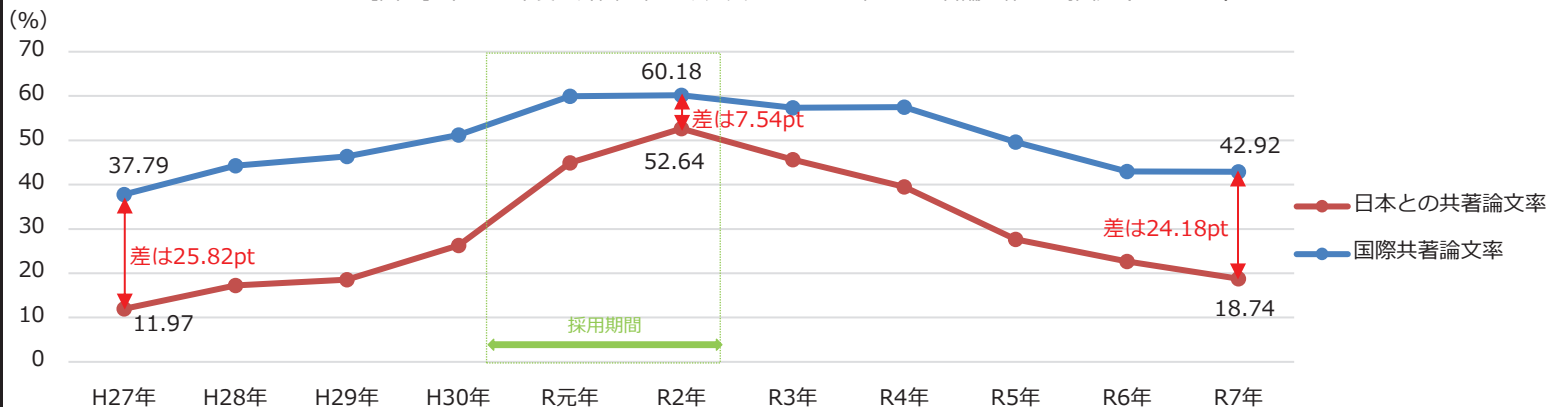
1. 外国人研究者招へい事業について

(1) 採用された外国人研究者における日本の研究機関に所属する研究者との共著論文率について

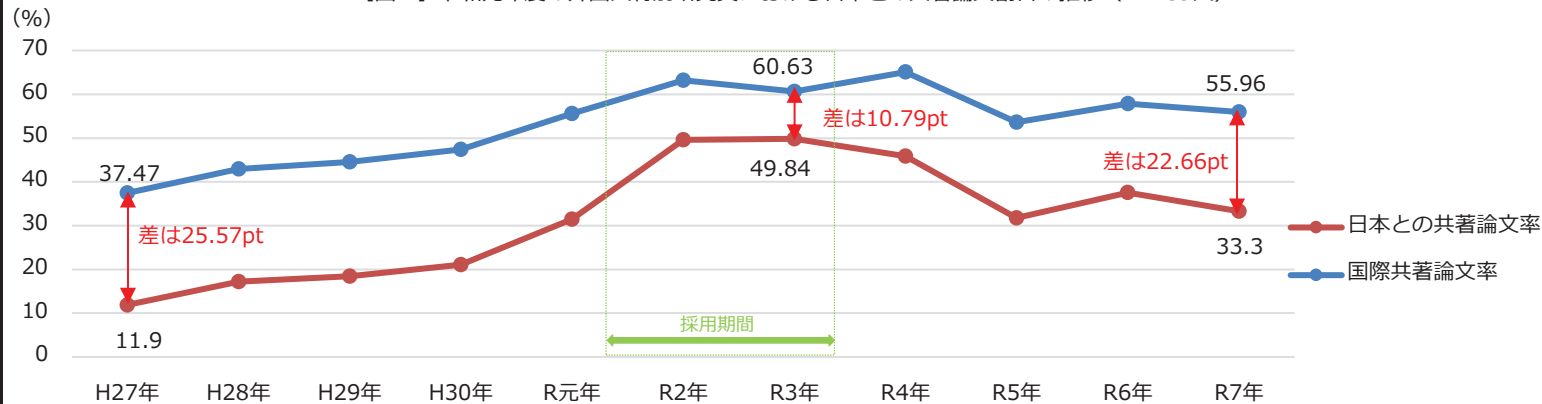
- 平成30年度及び令和元年度の外国人研究者招へい事業で外国人特別研究員として採用された研究者（以下「外国人特別研究員」という。）における平成27年から令和7年までの日本の研究機関に所属する研究者との共著論文率（以下「日本との共著論文率」という。）を調査したところ、日本との共著論文率と国際共著論文率※の差について、2年間の採用期間中は縮小しているものの、令和7年になると平成27年と同程度まで戻っており、一時的な事業効果しか出ておらず、国際的な研究ネットワークが構築されているとはいいがたい結果であった【図1、図2】。「第7期科学技術・イノベーション基本計画」において、10年以内に国際共著論文率50%を目指すこととされていることから、長期的な事業効果の発現が見込まれる制度への見直しが求められる。

※研究者が発表した全論文数に占める国境を越えた組織間の研究者による共著論文の割合

【図1】平成30年度の外国人特別研究員における日本との共著論文割合の推移 (n=245人)



【図2】令和元年度の外国人特別研究員における日本との共著論文割合の推移 (n=259人)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 外国人研究者招へい事業について

(1) 採用された外国人研究者における日本の研究機関に所属する研究者との共著論文率について

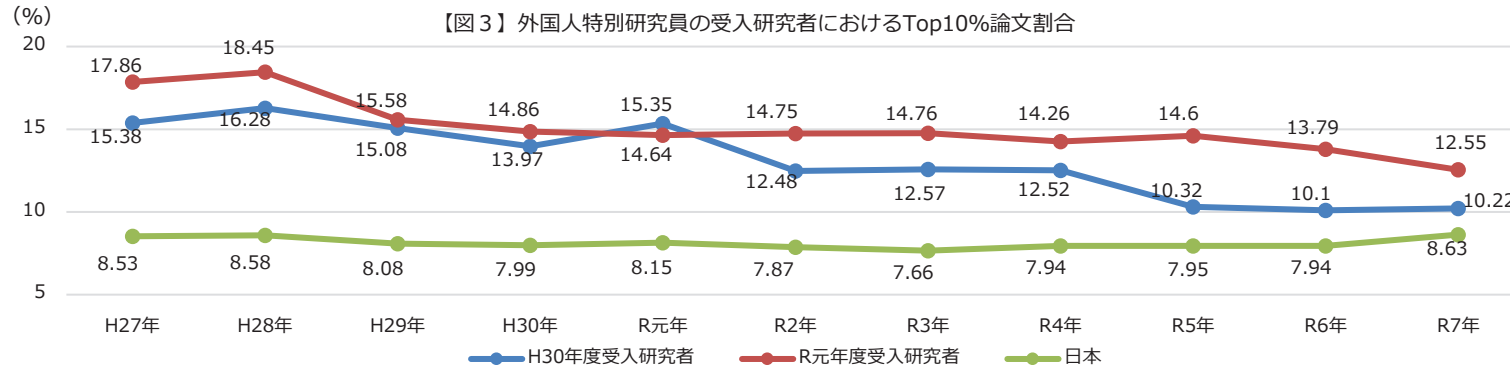
- 一時的な事業効果しか出ておらず、長期的な事業効果が見受けられないことを踏まえ、本事業が受入研究者と外国人研究者が継続して日本との共著論文を発表する契機となるよう抜本的に事業設計を見直すべき。

③ 調査結果及びその分析

(2) 外国人研究者を受け入れた日本の研究機関に所属する研究者における研究の質の向上について

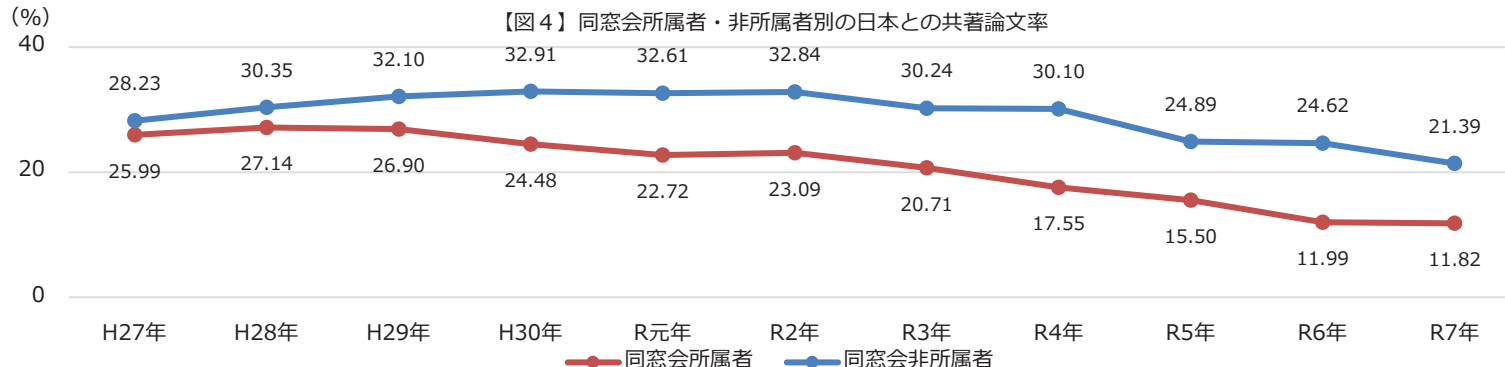
- 平成30年度及び令和元年度に外国人特別研究員を受け入れた受入研究者の平成27年から令和7年までのTop10%論文の割合※を調査したところ、**受入れの有無にかかわらず、日本全体の割合よりも上位にいることが確認されたが、令和7年においては、日本の割合が増加しているにもかかわらず、受入時より割合が低くなっていた【図3】。外国人研究者を招へいしても受入研究者における研究の質の向上につながっておらず、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」において、10年以内にTop10%補正論文数で世界第3位を目指すこととされていることから、受入研究者における研究の質の向上が見込まれる案件に支援対象を絞るなど、より受入研究者の研究の質の向上にもつなげる事業に改善する必要がある。**

※研究者が発表した全論文数に占める論文被引用数が上位10%に入る論文の割合



2. 外国人研究者ネットワーク形成支援について

- 平成22年度から令和2年度の外国人特別研究員のうち、同窓会に所属している外国人研究者（536人）及び同窓会に所属していない外国人研究者（2,593人）の平成27年から令和7年までにおける日本との共著論文率を調査したところ、**令和7年において同窓会非所属者は21.39%であるが、同窓会所属者は11.82%であり、同窓会所属者より同窓会非所属者の方が日本との共著論文率が高く、同窓会活動経費の支援は日本との共著論文率の増加に全く寄与していなかった【図4】。**



④ 今後の改善点・検討の方向性

(2) 外国人研究者を受け入れた日本の研究機関に所属する研究者における研究の質の向上について

- 受入研究者における研究の質の向上にも資するよう採択基準を見直すなど、**Top10%論文割合の増加に寄与する事業となるよう改善策を検討するべき。**

2. 外国人研究者ネットワーク形成支援について

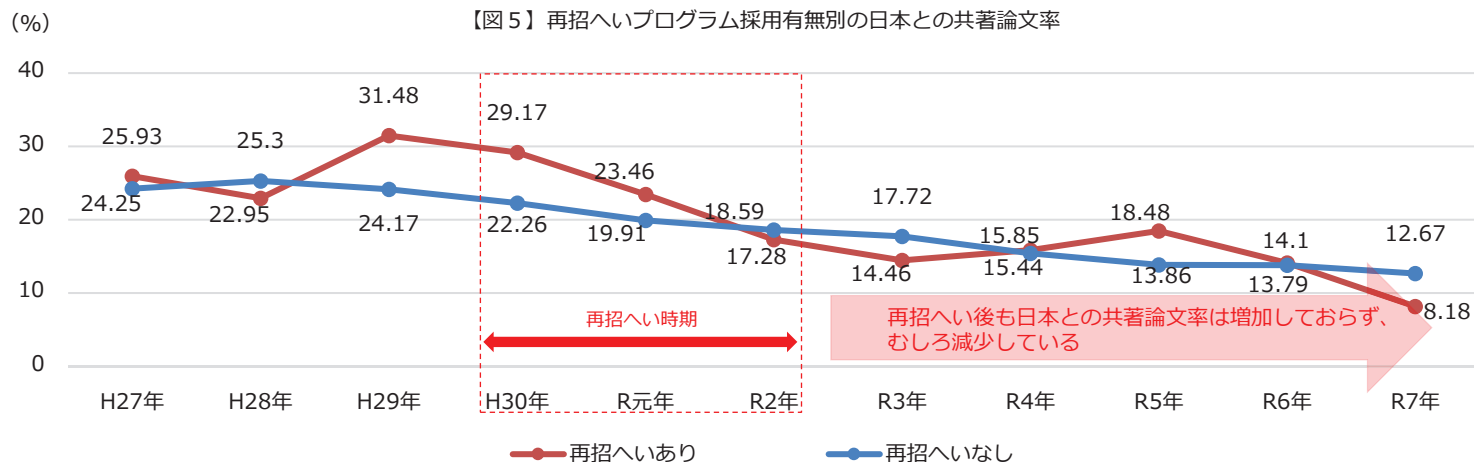
- 同窓会所属者より同窓会非所属者の方が、日本との共著論文率が高く、**同窓会活動経費の支援は、共著論文率の増加に全く寄与していない現状を踏まえ、廃止を含め事業の在り方を抜本的に見直すべき。**

③ 調査結果及びその分析

3. 外国人研究者再招へいプログラムについて

○ 平成30年度から令和2年度までの外国人研究者再招へいプログラム採用者のうち、平成17年度から令和2年度における外国人特別研究員採用者（21人）※と再招へいプログラムの採用者と同年度※の外国人特別研究員（3,049人）における日本との共著論文率を調査したところ、**再招へい後の令和3年度以降も再招へい前の水準を下回っており、さらには令和7年では再招へいされていない研究者をも下回っていることから、再招へいしても日本との共著論文率の増加に全く寄与しておらず、事業目的である日本人研究者との研究協力関係の維持・発展・強化につながっているとは言いがたい結果であった【図5】。**

※調査対象となったのは平成17、18、20、21、23、25、26、27年度の外国人特別研究員採用者



④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 外国人研究者再招へいプログラムについて

○ 再招へいしても日本との共著論文率の増加に全く寄与しておらず、**再招へいプログラムに採用されていない研究者の日本との共著論文率より下回っている現状を踏まえ、廃止を含め事業の在り方を抜本的に見直すべき。**

府省名	文部科学省	組織	スポーツ庁	会計	一般会計	項 目	スポーツ振興費 スポーツ振興事業委託費
調査対象予算額		令和6年度：947百万円 ほか (参考 令和8年度：880百万円)				調査主体	本省と北海道財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【調査対象事業の概要】

**ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）の設置**

○ 我が国のトップレベル競技者が、最先端のスポーツ医科学・情報サポートを受けながら競技力向上を図るトレーニング施設として東京都北区にNTCが設置されており、高度な科学的トレーニング環境を提供している。

**NTC競技別強化拠点の指定等 ※調査対象事業**

- 他方、NTCのみではトレーニングを行うことが困難な競技（冬季、海洋・水辺系、屋外、高地トレーニング及びパラリンピック等）の競技力向上のため、スポーツ庁が既存スポーツ施設をNTC競技別強化拠点（以下「拠点」という。）として指定・委託し、中央競技団体（以下「NF」という。）が集中的・継続的な強化活動を実施している。
- 併せて、拠点において、平成30年の「拠点の機能強化」にかかる有識者会議の答申を踏まえ、トレーニング環境の確保に加えて、NTC等と連携した医・科学サポート、マネジメント機能の強化を行う。

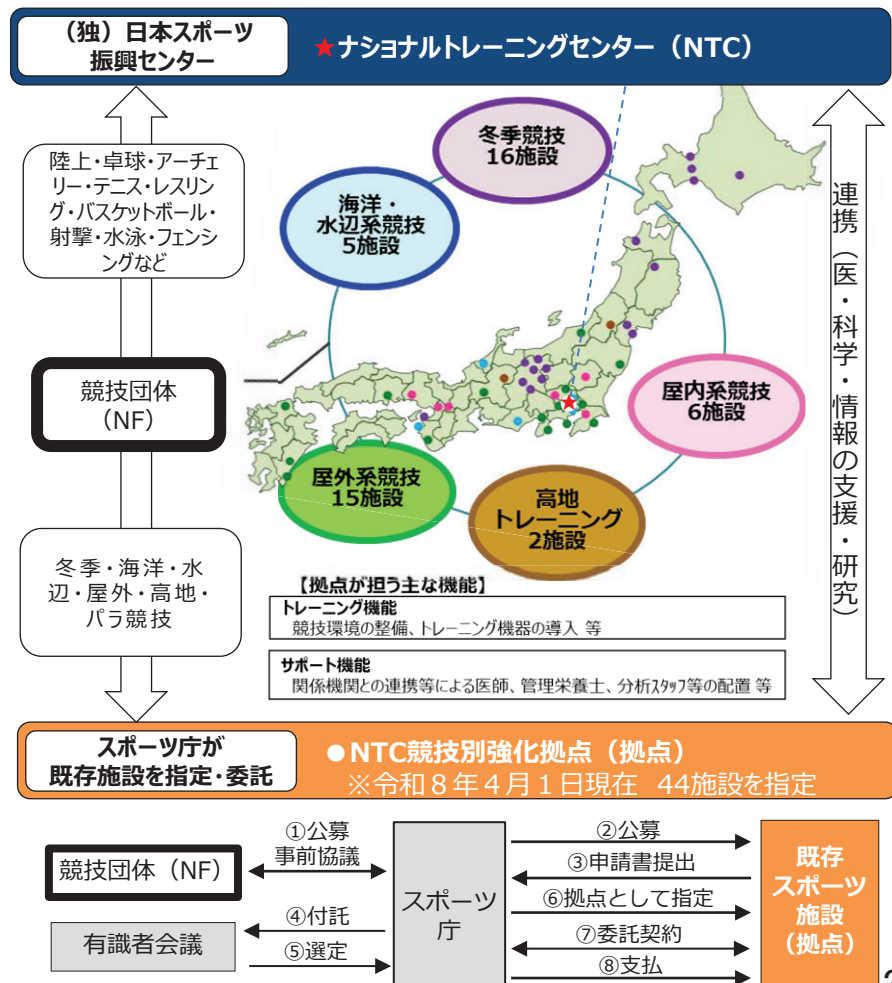
○ 「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の機能強化について」（答申）  
（ナショナルトレーニングセンターの在り方に関する検討会議）平成30年8月

4. 喫緊の機能強化に向けた具体的な方策  
NTC競技別強化拠点は、単なるトレーニング場所の確保ではなく、トレーニング環境の整備とともに、医・科学・栄養・情報等のサポート機能を有することが求められる。

(3) ハイパフォーマンスセンター（中核拠点）との連携強化  
①中核拠点と地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携  
・中核拠点と連携する機関においては、スポーツ医・科学・情報に関する資源の活用、支援及び研究に取り組む。  
(注) ハイパフォーマンススポーツセンター：NTC及びJISS（国立スポーツ科学センター）（以下「NTC等」という。）

【調査の視点】

①	<b>拠点の必要性、効果的な運用</b> ○NTCが整備されている中、それぞれの拠点を指定する必要性はあるか？ ○有識者の提言に基づく医科学等支援は効果的に運用されているのか？
②	<b>拠点選定における競争性</b> ○過去、拠点の指定は、スポーツ団体「推薦」から競争性のある「公募」に変更されたが、効果的に運用されているのか？
③	<b>利用状況、予算の執行状況</b> ○既存スポーツ施設を活用する拠点の利用日について計画と実績に乖離はないか？ ○各拠点の1日当たり単価、利用日数との関係に傾向はあるか？
④	<b>予算の執行実績を踏まえた要求（PDCA）</b> ○執行実績が適切に予算要求等に反映されているか？



②調査の視点

1. 拠点の在り方

(1) 拠点の必要性の検証及びNTC等との連携

- NTCではトレーニング等を行うことができない競技施設を「拠点」として指定することとされている。これまで指定された拠点の必要性の観点から検証を行う。
- また、平成30年の在り方検討会答申において、拠点の機能強化のためには、トレーニング環境の確保（ハード面）のみならず、NTC等との連携による医科学・情報支援（ソフト面）の強化が必要とされている。
- そこで、NTC等との連携は効果的に運用されているか、また、答申を受けて導入された機能強化ディレクターは効果的に運用されているかについて検証する。

(2) 公募方式による競争性の確保

- 拠点の指定に当たっては、平成22年度から、それまでの公益財団法人日本オリンピック委員・公益財団法人日本パラスポーツ協会による「推薦」方式を改め、公平性・透明性を確保するとともに、競争性を持たせるため、「公募」方式を採用しているが、「競争性」は確保されているか検証する。

【調査対象年度】

- ・平成19～令和6年度（指定状況）
- ・令和3～6年度（指定状況以外）

【調査対象先数】

- ・スポーツ庁：1先
- ・拠点：44先
- ・NF：35先

③調査結果及びその分析

1. 拠点の在り方

(1) 拠点の必要性の検証及びNTC等との連携

①拠点の必要性

- 拠点の利用状況を調査したところ、一部の競技においては、拠点とNTCとが併用されていた。また、その中には、拠点よりもNTCの方が多く利用されているものもあった【表1】。
- NTCはトレーニング施設と併せて最先端の医科学・情報支援機能を有するなど、国のトップアスリートのトレーニングのために整備された施設であり、上記において併用されているNTCのコート（共用コート）の利用率は高くても50%であることも踏まえ、拠点は真に必要な施設に絞るべきではないか。

②答申を踏まえた医科学・情報支援等にかかるNTC等との連携

- 拠点を活用しているNFに対してNTC等との連携状況を調査したところ、「現在は連携していない」と「連携実績なし」が合計10拠点（24%）存在しており、依然として連携が不十分な団体が存在している【図1】。

- NTC等との連携強化等のために導入された機能強化ディレクターについては、令和元年度に導入し7年を経過する中で設置実績が6拠点にとどまっており、そのうち3拠点が「効果が限定的」と回答している。また、機能強化ディレクターを設置していない拠点にその理由を確認したところ（複数回答可）、「現体制で対応可能」と「必要性を感じない」が合計22拠点あった。

- 答申において競技力向上のためにはソフト面の支援強化も必要とされていたが、NTC等との連携が不十分な状況や機能強化ディレクターの効果が限定的となっていることを踏まえ、その運用を改善する必要があるのではないか。

(2) 公募方式による競争性の確保

- 平成22年度に公募方式へ変更して以降の公募状況を調査したところ、101件のうち複数応募があったのは6件のみであり、9割以上が1者応募となっていた【図2】。
- また、NFに対して拠点の設置理由について調査したところ、2割程度のNFは他施設との比較検討を行う「唯一性」や「比較優位」を選択せず、過去からの「継続性」を理由としていた【図3】。

（注）令和2年度までは指定期間（概ね4年程度）終了時に再度公募を実施、令和3年度以降は指定期間終了時に実績評価を実施し、その評価結果を基に指定期間更新又は公募等を実施。

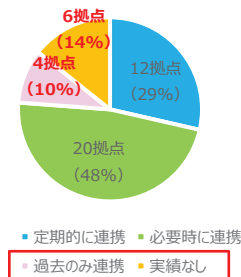
- 本事業においては、拠点の公募要件の設定に当たり、スポーツ庁とNFにおいて事前協議が行われている。競技特性や強化活動上の必要性を踏まえて公募要件を設定することは重要であるが、他方、要件設定をするNFが単に拠点施設の継続性のみを念頭に要件設定した場合は、より効果的・効率的な施設を選定する公募方式が形骸化してしまう可能性がある。第三者の視点を活用し公募要件を検証する必要があるのではないか。

【表1】NTCを併用している競技の利用状況（令和6年度）

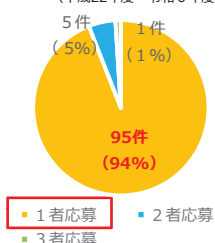
	拠点利用	NTC利用
屋外競技A	7日	167日
〃 B	131日	149日
屋内競技C	20日	46日
〃 D	79日	16日
〃 E	43日	4日
〃 F	60日	27日
〃 G	74日	103日

【参考】NTC共用コート利用率  
令和4～6年度平均 25～49%  
（大小サイズ別）

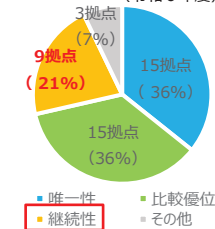
【図1】NTC等との連携（令和6年度）



【図2】公募の応募状況（平成22年度～令和6年度）



【図3】拠点の設置理由（令和6年度）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 拠点の在り方

(1) 拠点の必要性、NTC等との連携強化

- NTCの設置目的に鑑み、特に、NTCと併用している競技について、真に必要な拠点のみに絞り込むことを検討すべきである。
- 機能強化ディレクターの活用については、効果検証を徹底し、役割の明確化及びNF等との連携強化などにより実効性のある運用が行われるよう、スポーツ庁において見直しを図るべきである。

(2) 公募要件の設定の適正化

- 公募要件の設定に当たっては、NFが設定する施設設備や運営体制等の施設要件について、必要に応じて第三者の視点も活用しながら、公募要件を検証し、適正化を図るべきである。

② 調査の視点

2. 利用日数・予算の実態

- 拠点は、NFの強化活動への優先・占有利用への配慮を指定の条件とし、一般利用も行われる既存スポーツ施設を指定する仕組みとなっている。
- 計画日数と実績日数が乖離した場合、拠点の一般利用が一定程度制限されるなどの影響を与えることとなるため、計画と実績の乖離の状況について調査する。
- 併せて、拠点の利用状況、国費の投入状況などについて調査する。

【調査対象年度】  
令和3～6年度

【調査対象先数】  
・スポーツ庁：1先  
・拠点：44先  
・NF：35先

③ 調査結果及びその分析

2. 利用日数・予算の実態

(1) 拠点の利用状況

- 拠点ごとの利用状況を調査したところ【図4】、令和3～6年度平均で28拠点（71%）（注）はその利用が半年未満（182日未満）にとどまっている。また、利用が50日未満の拠点は令和6年度では10拠点あり【表2】、これらの令和3～5年度平均を見ると継続的に利用が低調であった。
- また、拠点として確保した施設・設備におけるNF以外の一般利用状況を調査したところ、回答のあった42拠点のうち36拠点（86%）が一般利用を行っていることが分かった。そこで、利用日数について、計画と実績の乖離の状況を調査したところ【図5】、令和3～6年度平均で17拠点（41%）（注）において±30%以上の乖離が生じており、多くの拠点で一般利用への影響が生じていると考えられる。

（注）各年度の該当拠点数を指定されている拠点のうち回答のあった拠点数で除した令和3～6年度の平均。

(2) 拠点ごとの国費支援の状況

- 1日当たり国費単価（確定額/利用日数。以下「単価」という。）を拠点（競技）ごとに調査したところ【図6】、競技特性もあり、令和6年度では最大346.2万円/日（4日利用）、最小0.5万円/日（60日利用）と大きな差が生じている。
- また、1日当たり国費単価と利用日数の状況を調査したところ、利用日数が少ない拠点の方が単価にばらつきが生じ、より高い単価となる傾向となっている。

- 利用日数は競技特性や強化方針により決まることとなるが、同じ日数でも単価に大きな差が生じていたり、利用日数が少ない拠点の方が比較的単価が大きくなっていたりする状況も考慮し、契約方法や運用の工夫、代替手段の利用により各拠点において単価やコスト削減を図る方策を検討すべきではないか。

【事例1】（利用日数4日・単価346.2万円/日）

当該NFの強化方針において、当該拠点を「補完的に活用」と位置付けており、民間施設において日常練習を行い、拠点では年数回の合同トレーニングを実施している。利用日数に関係なくトレーニングに必要な環境整備を行う必要があるため、実績日数が少ないと単価が極めて高額となる。

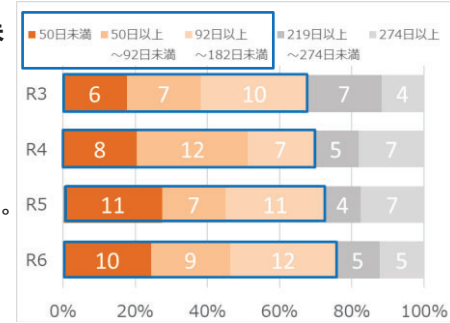
【事例2】（利用日数43日・単価30.6万円/日）

当該NFは、複数の備品保管用倉庫等を年間契約で借り上げており、執行額の81%を借損料が占めている。この場合、本事業による利用がゼロの期間も費用は発生し続け、実績日数が少ないにもかかわらず費用が圧縮されない構造となっている。

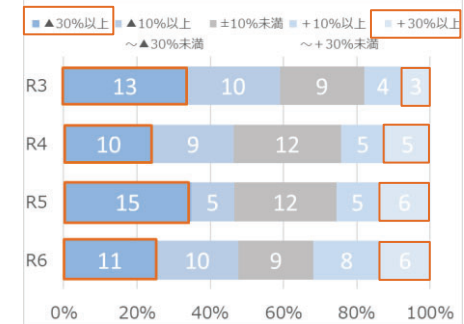
【表2】利用日数が50日未満の拠点（令和6年度）

施設競技種目	令和6年度	平均 (令和3年度～令和5年度)
夏季・オリンピック競技A	4日	8日
夏季・パラリンピック競技B	7日	19日
夏季・オリンピック競技C	13日	13日
夏季・オリンピック競技D	18日	17日
夏季・パラリンピック競技E	20日	20日
夏季・オリンピック競技F	42日	37日
夏季・オリンピック競技G	43日	37日
夏季・パラリンピック競技H	43日	39日
オリパラ共同利用I	43日	44日
夏季・オリンピック競技J	47日	81日

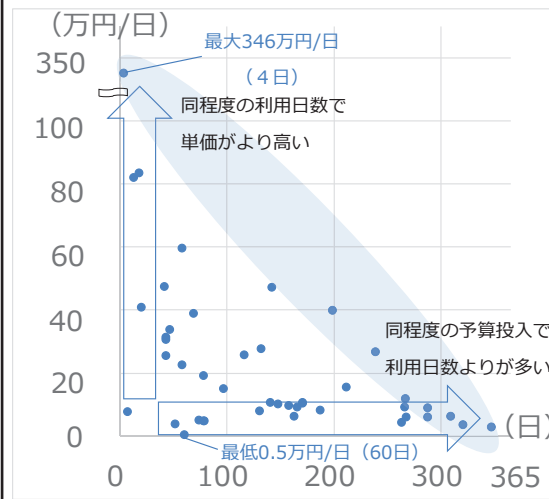
【図4】利用日数の状況（拠点数）



【図5】利用日数の計画・実績の乖離状況（拠点数）



【図6】1日当たり確定額と実績日数の散布図



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 利用日数・予算の実態

- 一般利用の制限につながる利用日数の計画と実績の乖離を極力小さくするよう、拠点・NF及びスポーツ庁で要因分析を行い、一般利用への影響を少なくする取組を検討すべきである。
- 利用日数が継続的に低水準となっている拠点については、大きな単価差が生じていたり、比較的単価が大きくなっていたりする状況も考慮して、
  - ・競技特性も踏まえつつ、拠点設置の必要性や、
  - ・特に、利用日数に連動していない借損料等の固定費を、契約方法や運用の工夫などにより削減させる方策
 を検討すべきである。併せて、スポーツ庁においては、委託要項に規定する「利用実績が少ない場合の指定解除」の具体的基準を整備するなど、指定継続の基準を明確化すべきである。

② 調査の視点

3. 額の確定手続きについて

- 本事業においては、委託先となる拠点に対して契約額全額の概算払が行われており、事業完了後には精算（額の確定）を行っている。
- また、額の確定等を通じた本事業の評価を、翌事業計画、概算要求へ反映させることにより、効果的・効率的な予算執行へつなげる必要がある。
- そこで、額の確定作業の実態、概算要求等への反映の状況を調査する。

【調査対象年度】  
令和3～6年度

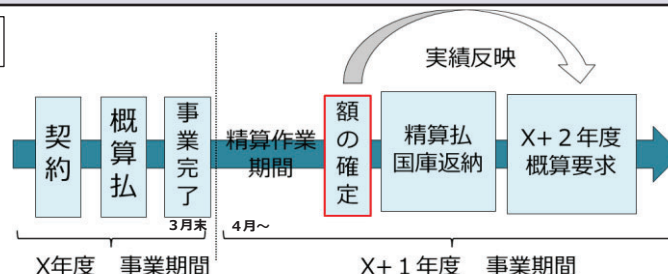
【調査対象先数】

- ・スポーツ庁：1先
- ・拠点：44先

③ 調査結果及びその分析

3. 額の確定手続きについて

【参考】X年度の予算執行と執行実績の反映までの流れ



- 事業終了後（3月末）から額の確定までに要した日数を調査したところ、数日で完了した拠点がある一方で2年以上要した拠点もある。そして、確定までに長い時間を要している拠点は固定化している状況にあった【表3】。

【表3】事業終了後、額の確定までに要した日数の多い拠点、少ない拠点（単位：日）

（注）施設A・I・Jは拠点に指定されなかった年度があることから3か年平均としている。  
 なお、それぞれの年度において、額の確定までに最も日数を要した拠点（赤）、最も日数を要しなかった拠点（青）を網掛けして表示している。

拠点	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	4か年平均
A	未指定	416	978	741	712
B	392	700	668	728	699
C	392	700	668	728	699
D	209	519	429	777	484
E	345	280	485	732	461
F	30	15	26	46	29
G	24	7	16	45	23
H	3	15	26	39	21
I	8	23	16	未指定	16
J	2	8	12	未指定	7
全施設平均	143	213	293	342	248

(1) 契約額と確定額の差額（=不用額）

- 次に、本事業による委託契約額と確定額との差額（不用額＝国に返還）の状況について調査した。本事業全体で、例年契約額に対し1割程度の不用額が発生しているが、約半数は、概算要求期限（8月31日）以降に額が確定しており、予算要求に執行実績を反映することができていなかった。その金額の合計は、4か年平均で約0.7億円であった。
- 執行実績を適切に予算要求に反映し、効果的・効果的な予算執行を図る必要がある。

(2) 額の確定に長い期間を要している理由

- そこで、概算要求に執行実績を反映できなかった拠点到、額の確定手続きに時間を要した要因を調査したところ、「スポーツ庁に新たな資料を求められ、作成に時間を要した（7件）」、「修正依頼を受ける時期と繁忙期が重なった（5件）」、「人手不足（4件）」などの理由が見受けられた。

（具体的な意見の例）

- ・ 必要な添付書類が明確でなく、当初想定していなかった追加資料等の再収集・再整理が必要となった。
- ・ 少人数の担当者で作業を行っており、日常業務と並行して整理するには書類が多い。等
- スポーツ庁は、拠点に対し説明会の実施、Q&A集や記載例の作成などを行っているが、上記の理由で額の確定に時間を要している状況を踏まえ、スポーツ庁からの情報提供等について改善を図る必要がある。

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 額の確定手続きについて

- 額の確定の遅れは、最適な要求内容（質）とならなかったり、適切な規模（量）での予算計上ができないことにつながる。
- そのため、法令的には額の確定期限の定めはないものの、期限を明確化し、確定遅延の解消を図るべきである。
- また、拠点が作成する書類等について、作業内容が十分に理解されていないなどの理由で、修正対応が多く発生している実態が伺える。
- そのため、拠点において適切かつ迅速に事務処理を行い、額の確定の早期化につながるように、例えば、
  - ・ 本事業において必要となる書類が拠点においてより理解できるようなQ&A集や添付書類例の充実
  - ・ 多岐にわたる書類の簡素化なども検討すべきである。
- 1. 2. も含め、以上の改善を図ることにより、効率化された予算を、大会において高成績をあげるNFの拠点に重点措置するなど、より競技力の向上に資する予算執行につなげるべきである。

府省名	文部科学省	組織	文化庁	会計	一般会計	項	文化財保存事業費
						目	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
調査対象予算額		平成28年度：2,991百万円（埋蔵文化財緊急調査事業） （参考 令和8年度：2,851百万円） 令和6年度：500百万円 ほか（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業） （参考 令和8年度：485百万円）				調査主体	本省調査

## ① 調査事業の概要

### 【調査の概要】

- 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（以下「文化財補助金」という。）は、建造物・美術工芸品等の有形文化財、演劇・音楽等の無形文化財及び遺跡や動植物などの記念物等を対象に、その適正な保存管理等を目的に交付される補助金である。
- 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）については、その発掘調査等に要する経費を文化財補助金により措置しているが、その他の文化財が「文化財保護法」に基づく国による指定等（例えば、建造物の重要文化財指定）により補助対象としての適格性を担保しているのに対して、埋蔵文化財については、発掘しなければその学術的価値等が確定できないこと等を踏まえ、補助対象に係る法的な指定等の仕組みはなく（「文化財保護法」に基づき「史跡」指定された埋蔵文化財を対象とする「史跡内発掘調査」を除く）、発掘調査等の補助対象については、運用により決定されている。
- こうした状況を踏まえ、埋蔵文化財に関する補助対象決定の妥当性を確認するため、補助対象となった埋蔵文化財について、その後の保存・活用の状況を調査した。また、埋蔵文化財に係る補助としては、発掘調査等以外に、調査によって出土した出土品の公開活用のための収蔵・展示設備の整備等に係る補助も措置しており、当該設備を通じた出土品の利活用や収蔵等の状況についても調査した。

### 【調査対象とする予算事業】

- 埋蔵文化財緊急調査事業（調査対象年度：平成28年度）
  - ・ 事業目的：埋蔵文化財の実態を把握するための調査等に要する経費に対して国庫補助を行う。
  - ・ 補助先：地方公共団体
  - ・ 補助率：原則、補助対象経費の1/2

【表1】（発掘調査等の類型）※予算上の類型

開発対応調査		保存目的調査		出土遺物保存処理
試掘調査	本発掘調査	指定に向けた調査	史跡内発掘調査	
土地の開発に伴い、開発予定地に埋蔵文化財が存在しないかを、事前に確認するための発掘調査。	開発予定地に埋蔵文化財の存在が明らかになった場合に、その保存の在り方等の検討や当該文化財の記録をとるための発掘調査。	国による史跡指定を想定している重要な遺跡について、その範囲・内容を確認するための発掘調査。	史跡の整備等に伴い、その内容の確認を行うための発掘調査。【国史跡指定済みの埋蔵文化財のみが対象】	緊急に処理しなければ失われる脆弱な出土品に対して行われる保存措置。

- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（調査対象年度：令和5、6年度）
  - ・ 事業目的：埋蔵文化財の公開活用のために行う事業に要する経費に対して国庫補助を行う。
  - ・ 補助先：地方公共団体、文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適当と認める法人
  - ・ 補助率：原則、補助対象経費の1/2
  - ・ 補助対象事業：埋蔵文化財の整理・収蔵等を行うために必要な設備整備  
埋蔵文化財の公開活用のために必要な出土品等の収納・再収納 等

② 調査の視点

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ 発掘調査等が、国として保護すべき重要な埋蔵文化財の適切な保存につながっているか。

具体的には、埋蔵文化財が国により「文化財保護法」上の史跡等に指定されれば、重要な埋蔵文化財の法的な保護につながることを踏まえ、**発掘調査等の対象遺跡等が後年度に史跡指定等されたか**を確認した。

○ 保存目的調査のうち、「指定に向けた調査」は、国による史跡指定を想定する重要な遺跡について、必要な資料収集等を行うために実施する調査であるが、その**補助目的に沿った予算執行がなされているか**を確認した。

【調査対象年度】  
平成28年度

【調査対象先数（有効回答数）】  
地方公共団体：621先

③ 調査結果及びその分析

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ 調査の結果、平成28年度に実施した発掘調査等から令和8年3月31日時点で国指定等につながった調査の件数・割合は、下表のとおりであった【表2】。

○ 発掘調査等のうち、**開発対応調査や出土遺物保存処理については、国による史跡指定を直接の目的としないこともあり、国による史跡指定等につながった割合（以下「国指定等割合」という。）は試掘調査で0.14%、本発掘調査で2.0%、出土遺物保存処理で0.5%程度にとどまること等**を確認した。

○ このうち試掘調査は、開発事業の対象地に遺跡が存在している可能性がある場合に実際に試掘して確認する調査であるが、**地方公共団体が埋蔵文化財を包蔵する土地として周知している土地（以下「包蔵地」という。）の外においても、試掘調査が実施されていることが確認され、また、その国指定等割合が0.08%と、「包蔵地」内での調査に比べて更に低いことが判明した。**

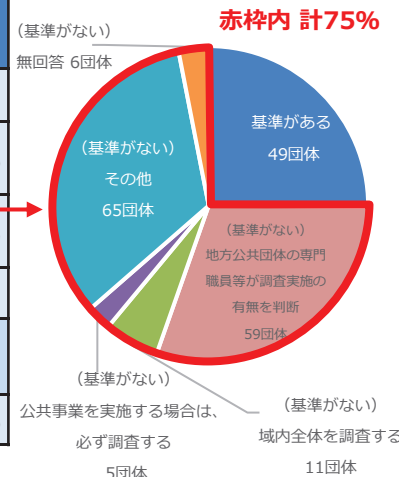
○ 「包蔵地」外でどのような場合に試掘調査を行うのかの**基準を整備していない地方公共団体が75%（【図1】赤枠内合計）**に達しており、「包蔵地」外での試掘の実施について、地方公共団体によって具体的な実施判断にばらつきが生じる実態が明らかになった。

○ 「指定に向けた調査」について、**国による史跡指定に至った割合が49%に留まることが確認された**。また、地方公共団体による史跡指定に向けた発掘調査（17件）や、国指定の史跡ではない遺跡の修繕（3件）など、「指定に向けた調査」として本来想定されていない内容の調査が実施されていることが確認された。

【表2】 調査類型ごとの国指定等割合

		調査件数		国指定等割合
			うち国指定等	
開発対応調査	試掘調査	9,758件	14件	0.14%
	「包蔵地」内の調査	8,463件	13件	0.15%
	「包蔵地」外の調査	1,295件	1件	0.08%
	本発掘調査	897件	18件	2.0%
保存目的調査	指定に向けた調査	177件	87件	49%
	出土遺物保存処理	17,303件	83件	0.5%

【図1】 「包蔵地」外の調査を実施した地方公共団体の基準の有無 (n=195)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

○ **調査の類型により、国として保護すべき重要な埋蔵文化財の適切な保存につながる程度には差があることが明らかになったことを踏まえ、調査類型に応じた発掘調査等補助の在り方について見直しを検討すべきである。**

特に、「包蔵地」外での試掘調査については、**国による補助の必要性の精査を行うべきではないか**。少なくとも、地方公共団体が任意に実施判断した調査に対し、**自動的に国庫補助をするのではなく、国として補助を行う場合の一定の指針や考え方を整理すべきである。**

○ 保存目的調査のうち「指定に向けた調査」は、国による史跡指定を目的とした調査であることを踏まえ、

- ・ 国指定に至るまでの年限を明確に定めた計画の提出を求め、文化庁においても、その内容の妥当性を確認すること
- ・ 地方公共団体による史跡指定を直接的な目的とする事業などは補助対象外であること

等を国庫補助要項（国庫補助要項上は「重要遺跡緊急確認調査」）等において明確化した上で、上記、国指定に至るまでの計画の履行状況についてフォローアップを行う等の対応を行うべきである。

② 調査の視点

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

- 文化財補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図ることを目的としているところ、**発掘調査等が、埋蔵文化財の利活用につながっているかを確認した。**

【調査対象年度】  
平成28年度

【調査対象先数（有効回答数）】  
地方公共団体：621先

③ 調査結果及びその分析

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

(1) 史跡内発掘調査

- 史跡内発掘調査の対象となった史跡について、令和8年3月31日時点で、集客を目的とした観光地や地域住民向けの公園とするなどの**利活用がなされていない割合（以下「未活用割合」という。）は、32%に上ることが確認された【表3】。**
- このうち、「保存活用計画」※1又は「整備基本計画」※2が策定された史跡と、これらの計画が策定されなかった史跡について、未活用割合を比較すると、それぞれ、**29%、35%**であった。計画が策定された史跡の方が未活用割合が低いものの、その差は約6%程度にとどまることが確認され、**計画策定が必ずしも史跡の利活用に直結していないことが明らかになった。**
- ※1 史跡等の本質的価値をどのように保存し、活用するかについて大枠を定める計画。
- ※2 史跡等の本質的価値を復旧し、その価値を持続的に享受できるよう積極的に公開・活用を図る上での方針及び具体的方法を定める計画。

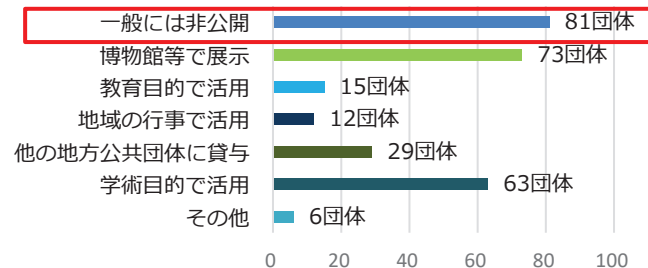
【表3】史跡内発掘調査対象史跡の利活用割合

	利活用している	利活用していない
全体 (n=133)	68% (91史跡)	32% (42史跡)
計画を策定している史跡 (76史跡)	71% (54史跡)	29% (22史跡)
計画を策定していない史跡 (57史跡)	65% (37史跡)	35% (20史跡)

(2) 出土遺物保存処理

- 出土遺物保存処理を行った出土品について、「**一般には非公開**」を選択した**地方公共団体が134団体中81団体**存在し、調査において回答可能な選択肢の中で最多の回答数であり、必ずしも対象となった**出土品の利活用が図られていない実態が確認された。**

【図2】出土品の利活用状況 (n=134 複数回答可)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 埋蔵文化財緊急調査事業

- 史跡内発掘調査の対象とした史跡について、
  - ・ 調査を行った史跡について、その**利活用を図ること**
  - ・ 史跡の利活用に向けた「保存活用計画」又は「整備基本計画」の提出を求め、文化庁においても、その**内容の妥当性を確認すること**
 等を**補助条件として国庫補助要項等に明示するとともに、史跡の利活用に係る計画の履行状況について、フォローアップを行う等**の対応を行うべきである。

- 出土遺物保存処理の実施に当たり、処理実施後の出土品について、その**利活用を図ることを補助条件として国庫補助要項等に明示した上で、その履行状況のフォローアップを行う等**の対応を行うべきである。

② 調査の視点

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

○ 文化財補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図ることを目的としているところ、地方公共団体に対する**出土品の展示・収蔵設備に係る補助が出土品の利活用につながっているか**、確認した。また、地方公共団体による、出土品に係る「**取扱基準**」<sup>※3</sup>の策定が利活用状況に与える影響も確認した。

※3 収蔵施設の逼迫を背景に、**出土品を、その活用可能性等に応じて区分した上で、その区分に応じた保管・管理（廃棄を含む）を適切に行うために、地方公共団体が策定する出土品の取扱基準（文化庁が定めた指針に基づき策定）。**

○ 出土品の収蔵・展示設備の整備等に係る補助のうち、**収蔵スペースの拡充を目的とした事業に充てられているものは、「取扱基準」に基づく出土品の整理が行われた上で、真にスペースの拡充が必要な対象に対して措置されているか**を確認した。

【調査対象年度】  
令和5、6年度

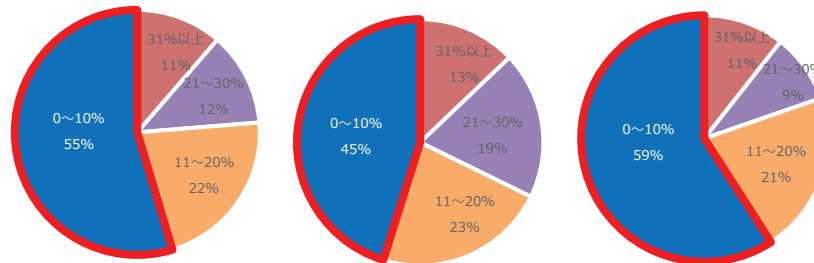
【調査対象先数】  
地方公共団体等：97先

③ 調査結果及びその分析

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

- (1) 収蔵・展示設備における出土品の利活用状況
  - 保管している出土品について、「**活用実績のある出土品は10%未満**」とする地方公共団体等が過半数（55%（53団体））に上ることが確認された。
  - このうち、**出土品の「取扱基準」に基づく出土品の整理を実施済の団体と、未実施の団体における「活用実績のある出土品は10%未満」の割合を比較**すると、それぞれ、**45%、59%**であり、「**取扱基準**」に基づく整理を行っていない団体においては、**出土品の利活用率が更に低い傾向が確認された。**

【図3】 利活用されている出土品の割合  
(全体 (97団体)) (整理実施 (31団体)) (整理未実施 (66団体))

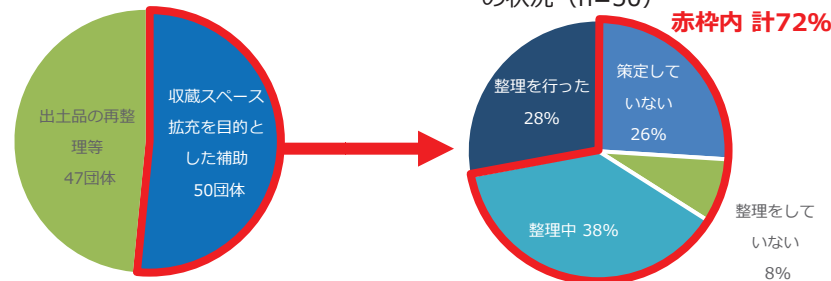


(2) 収蔵・展示設備における出土品の収蔵状況

- 半数以上の地方公共団体において収蔵率が8割を超えるなど、地方公共団体の収蔵・展示設備が逼迫する中、本事業の補助金を活用した**97団体のうち、50団体が、出土品の収蔵スペース拡充に補助金を充てており【図4】、このうち72%が出土品の「取扱基準」に基づく整理を未完了であることが確認された（基準自体を未策定であるものを含む）【図5】。**

【図4】 補助実施内容 (n=97)

【図5】 「取扱基準」に基づく整理の状況 (n=50)



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業

- 出土品の利活用を促す観点及び補助を真に必要な対象に重点化する観点から、
  - ・ 補助を受ける地方公共団体等の出土品について、その利活用率の向上を図ること
  - ・ 出土品の収蔵スペース拡充補助の申請に当たっては、「**取扱基準**」に基づく整理等（売却等も含む）を完了していることを補助条件として国庫補助要項等に明示するとともに、**事業完了後の出土品の利活用の状況について、フォローアップを行う**等の対応を行うべきである。

# (13) 地域医療介護総合確保基金 (医療分)

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	医療提供体制基盤整備費
						目	医療介護提供体制改革推進交付金
調査対象予算額		令和7年度：61,299百万円 ほか (参考 令和8年度：64,731百万円)				調査主体	本省と九州財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 地域医療介護総合確保基金は、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度として創設し、各都道府県に設置されている。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施している。
- 基金には以下のとおり医療分の事業区分が設けられている（記載のないⅢ・Ⅴは介護分）。
  - 事業区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 事業区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
  - 事業区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 事業区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業
  - 事業区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
  - 事業区分Ⅶ 業務効率化・勤務環境改善に関する事業 ※令和9年1月創設

### ■ 事業スキーム

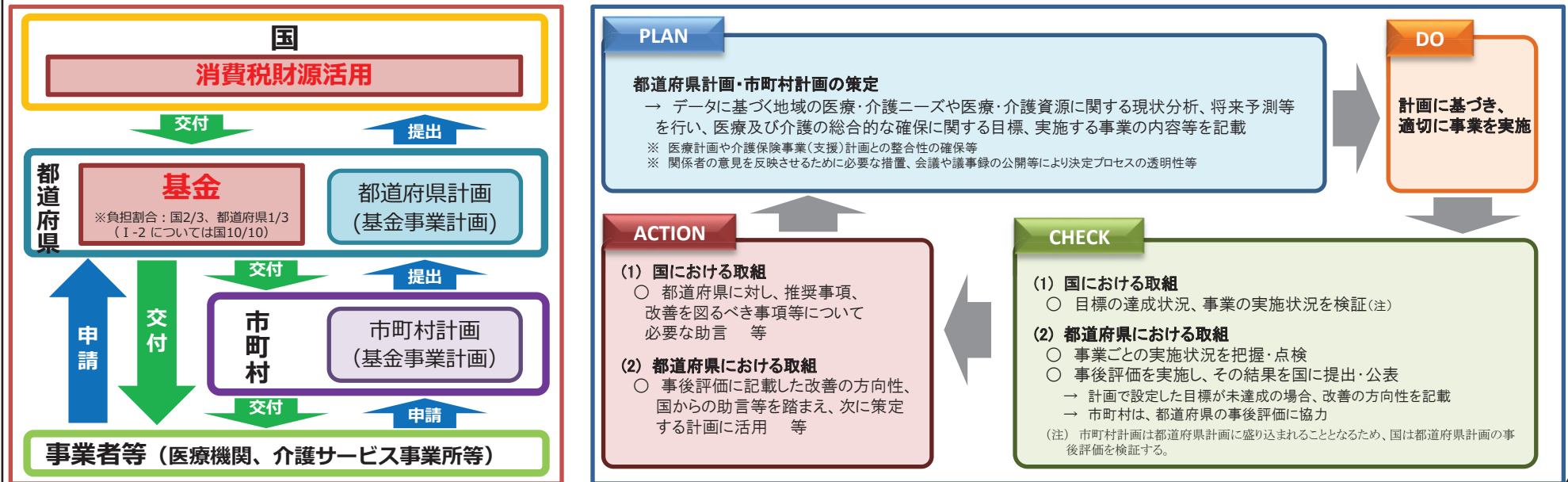
### ■ 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
  - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
  - ・ 医療介護総合確保区域の設定 ※1
  - ・ 目標と計画期間（原則1年間）
  - ・ 事業の内容、費用の額等
  - ・ 事業の評価方法 ※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

### ■ 基金のPDCAサイクル



②調査の視点

1. 基金の適正な執行について

基金全体として、毎年度の計画に沿った執行となっているか。都道府県における基金の残高は適正な規模となっているか。

個別の事業について、現行の標準事業例は適切か。また、執行されている事業は法定された事業目的に照らして適切なものとなっているか。

2. 基金のPDCAサイクルについて

事業の政策目的は適切に設定されているか。

都道府県計画におけるアウトプット指標及びアウトカム指標の達成状況を適切に評価し、事業の改善に有効に活用されているか。

【調査対象年度】  
令和4年度～令和7年度

【調査対象先数】  
・47都道府県

③調査結果及びその分析

1. 基金の適正な執行について

(1) 基金全体について

○ 令和4年度から令和6年度までの計画・実績ごとの事業数と基金充当額を確認した結果、事業数は計画と実績に大きな差はないが、**基金充当額はいずれの年度も計画に対して実績が7割程度**となっている【図1・2】。

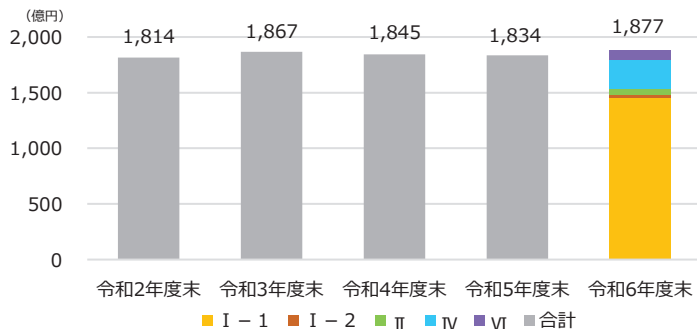
実績が計画を下回る要因は不可抗力によるものを含めて様々であると思われるものの、全体で恒常的に3割程度が執行されていないことは**計画策定段階で適正な事業量を見込めていない事業が一定数存在している可能性**があると考えられる。

○ 事業区分別で見ると、事業区分Iは施設整備が中心であるため1事業当たりの金額が高い。また、計画と実績の乖離も大きい傾向にある。事業区分IVは非常に多くの事業が実施されており、1都道府県当たり平均して約26事業が実施されている。

○ 基金残高の推移を見ると、**令和2年度末から5年間、約2年分の事業量に相当する1,800億円超の残高が継続して積み上がっていた**。特に令和6年度末時点における**事業区分I-1の残高は1,453億円となっており、これはI-1の実績の5倍超に相当する**【図3】。

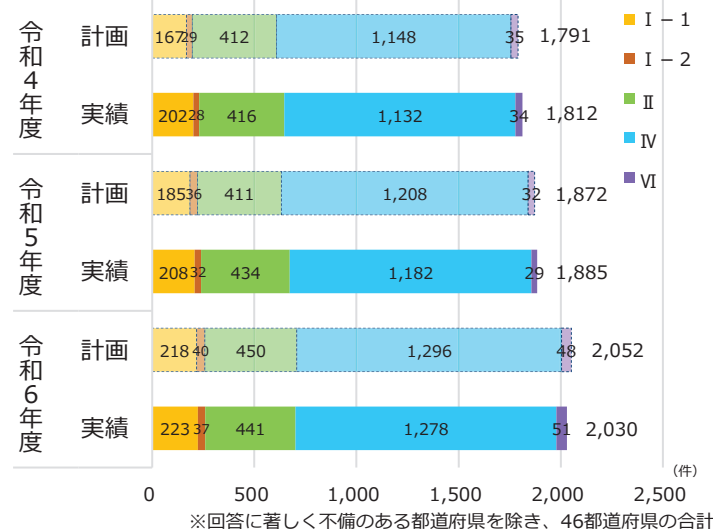
I-1は複数年度の支出を必要とする大型の施設整備等が含まれるものの、実績に比して過剰な残高が積み上げられている可能性がある。また、I-1以外の事業区分、特にIVについては**単年度で完結するソフト事業が中心であり、毎年度の執行残額を基金残高として保有する必要はないもの**と考えられる。

【図3】各年度末における基金残高総額（公費ベース）

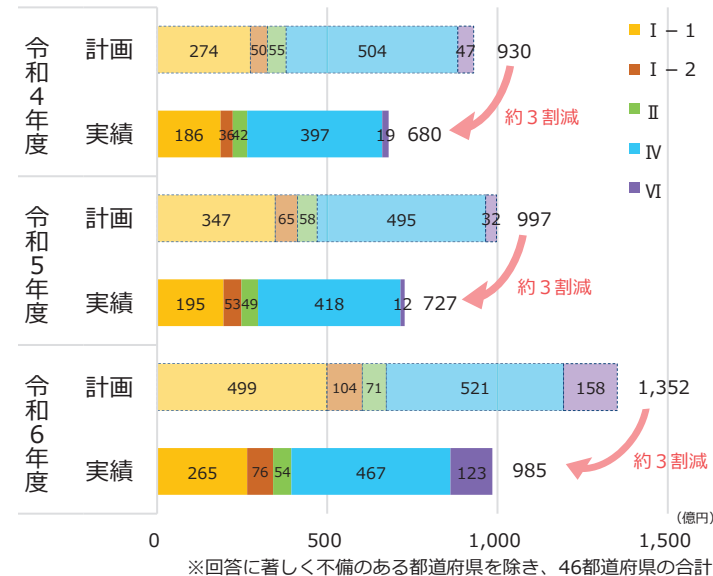


※令和6年度末よりは事業区分別の正確な数値が確認できなかった。  
(出所)厚生労働省医政局調べ

【図1】事業区分別の事業数



【図2】事業区分別の基金充当額（公費ベース）



③ 調査結果及びその分析

1. 基金の適正な執行について

(2) 個別事業について

- 本基金は事業目的が法定されているものの、厚生労働省はそれ以上に具体的な補助対象等を定めておらず、各都道府県において地域の実情に応じつつ事業目的に沿った取組が行われることとなっている。  
 そこで、実際に各都道府県が実施している個々の事業を確認した結果、地域医療構想との関係が必ずしも明らかではない個別施設等への支援、有効性に疑義のある人材確保事業、他の政策目的に属する事業といったその事業内容の適切性に疑義のある事業が多数確認された【表1】。
- 一方、厚生労働省は、どのような事業が補助対象となるかを例示的に示した「標準事業例」を都道府県に対して示している。(標準事業例は54例あり、事業区分Ⅰ-1で6例、Ⅱで18例、Ⅳで30例となっている。なお、Ⅰ-2及びⅥは標準事業例の設定後に創設されたため、標準事業例はない。)  
 ただし、この標準事業例は平成29年1月に示されて以降、現在まで一度も改正されておらず、医療提供体制の構築に向けた現場の各種の取組に合致していないおそれがある。  
 具体的には、標準事業例ごとに事業数や基金充当額の実績を確認した結果、相当なバラつきが生じていた。特に事業数に関しては、3か年の平均事業数が100件を超える標準事業例がある一方で、3年間で極めて実績の少ない又は皆無の標準事業例が確認された【表2】。また、都道府県に各事業の標準事業例の該当番号を確認した結果、事業区分Ⅰ-2・Ⅵを除いた令和6年度事業数1,942件のうち144件が「該当なし」との回答であった。

【表1】 事業目的に照らして事業内容に疑義がある主な事業

事業区分	事業内容
地域医療構想との関係が必ずしも明らかではない個別施設等への支援	
Ⅰ-1	診療所の承継に係る改修整備
Ⅰ-1	がん医療体制における空白地域以外のがん医療に係る医療機器(CT、MRI)、臨床検査機器、手術支援ロボット等の導入支援
Ⅰ-1	ドクターヘリの設備整備支援
Ⅰ-1	消防機関が保有する救急車の無線機設置支援
有効性に疑義のある人材確保事業	
Ⅳ	診療所の承継に伴う諸経費への定額助成
Ⅳ	薬剤師少数区域の病院・薬局に就職・転職した病院薬剤師・薬局薬剤師に対する薬剤師会費の支援等
Ⅳ	夜間休日に開局する保険薬局の赤字部分の補助
他の政策目的に属する事業	
Ⅳ	自治体保健師の育成支援(公衆衛生対策として別個の国庫補助あり)
Ⅳ	臓器移植院内コーディネーターの養成支援(移植医療対策として別個の国庫補助あり)
Ⅳ	外国人受入環境整備(観光施策として別個の国庫補助あり)

【表2】 標準事業例ごとの事業数・基金充当額

事業区分	標準事業例	3か年平均 事業数 (実績)	3か年平均 基金充当額 (実績)
Ⅳ	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	多 164	30
Ⅳ	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	139	13
Ⅰ-1	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	128	178
Ⅳ	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	114	111
Ⅱ	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	83	6
⋮	⋮	⋮	⋮
Ⅱ	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	1.0	0.004
Ⅱ	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	0.7	0.001
Ⅰ-1	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	0.3	0.292
Ⅱ	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	0	0
Ⅱ	在宅歯科患者搬送車の設備整備	0	0
Ⅳ	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	0	0
Ⅳ	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	少 0	0

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 基金の適正な執行について

(1) 基金全体について

- 令和4～6年度のいずれの年度も計画額に対する執行額(実績)は7割程度にとどまっていることから、計画策定段階で適正な事業量を見込むことができるよう、厚生労働省は都道府県に対する助言・指導の強化を図るなどの対応策を講じるべきである。
- 基金残高について、複数年度の支出を要する事業区分Ⅰ-1については、足下の残高(1,453億円)の今後の具体的な用途や支出時期等を確認するとともに、今後も過剰な残高とならないような適正な管理を徹底すべきである。  
 また、Ⅰ-1以外の事業区分、特にⅣに関しては単年度で完結するソフト事業が中心であり、毎年度の執行残額を基金残高として保有する必要性はないことから、足下の残高の国庫返納に加え、今後の計画額の適正規模を再考すべきである。

(2) 個別事業について

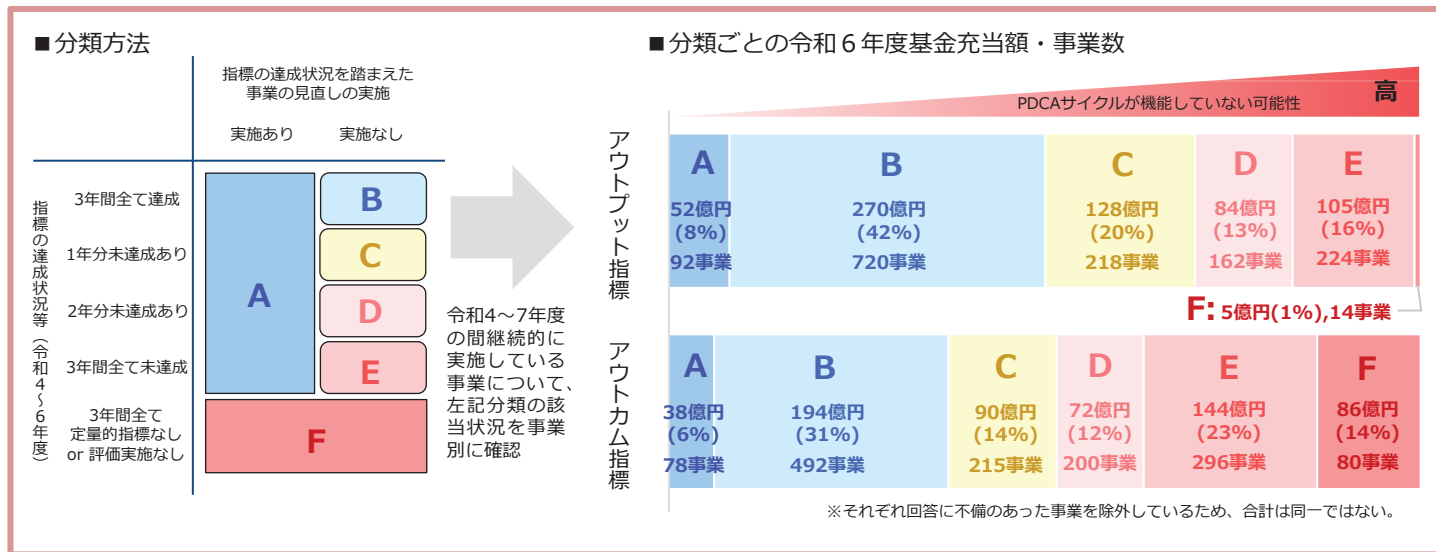
- 法定された事業目的に照らして事業内容の適切性に疑義がある事業が散見されることは問題であり、事業の該当要件の明確化や、計画段階での詳細な事業内容の審査など、不適当な事業が実施されない執行体制を構築すべきである。  
 また、現在の標準事業例は、活用状況に相当なバラつきがあり、該当しない事業も多数実施されていることから、事業目的の達成のために相応しい実効的な標準事業例に見直すべきである。  
 なお、本基金の前提である地域医療構想について、各都道府県は2040年とその先を見据えた「新たな地域医療構想」を策定することとされているため、構想に基づく取組が開始される令和9年度までに上記見直しを完了させることが重要である。

③ 調査結果及びその分析

2. 基金のPDCAサイクルについて

- 本基金は、事業ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を都道府県計画に定め、事後評価においてその達成状況等の確認を行っている。今般、これら計画策定・事後評価のプロセスにおいて、PDCAサイクルが適切に機能しているか確認を行った。
- まず、令和4～7年度の間継続的に実施している事業(1,459事業)を対象に、政策目的の設定状況を確認した結果、**政策目的が何らかの文書等に明文化されている事業は8割を超えていた一方、政策目的の達成目標年度を設定している事業は半数を下回っていた。**
- 次に、個々の事業の令和4～6年度におけるアウトプット指標・アウトカム指標の設定状況、指標の達成状況、指標の達成状況を踏まえた事業の見直しの実施状況を確認し、対応関係を整理した【図4】。  
 【図4】の左図のとおり対応関係をA～F(FがPDCAサイクルが機能していない可能性が最も高い)に分類し、分類ごとの令和6年度基金充当額・事業数が【図4】の右図のとおりである。右図に示すとおり、**PDCAサイクルが機能していない可能性が高いE・Fが占める割合(金額ベース)は、アウトプット指標に関しては2割程度(110億円)、アウトカム指標に関しては4割程度(229億円)となっていた。**  
 特に、**毎年度の進捗を測る上で重要なアウトプット指標において、令和4～6年度の3年間全てで指標が未達成にもかかわらず事業の見直しが一切行われていない事業(E)や、3年間全て定量的な指標がない又は評価を実施していない事業(F)が110億円分も存在していることは深刻な問題である。**加えて、この110億円のうち4割程度が、「**事業を継続する理由(又は見直しを実施しない理由)**」を事後評価において明記していなかった。
- なお、基金残高から充当して執行している場合、当該年度の都道府県計画にアウトプット指標等の設定がなく、事後評価が行われていないケースも散見された。

【図4】アウトプット・アウトカム指標の達成状況と事業の見直し状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 基金のPDCAサイクルについて

- 本基金におけるPDCAサイクルは十分に機能しているとは言い難い状況であり、早急な改善が必要である。  
**厚生労働省は、各都道府県において以下の事項が徹底されるように所要の措置を講じるべきである。**
  - ・ 全ての事業について、政策目的を明確化し、目標の達成年度を設定すること。
  - ・ 政策目的の達成に向けて、その進捗を測ることが可能な定量的なアウトプット指標とアウトカム指標を設定し、毎年度の事後評価において達成状況を確認すること。
  - ・ アウトプット指標とアウトカム指標の達成状況に応じ、必要な事業の見直しを確実に実施すること。見直しが必要ない場合であっても、その結論に至った理由等を事後評価に明文化すること。
  - ・ 基金残高から充当して執行している場合であっても、計画・評価のプロセスは確実に行うこと。

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	感染症対策費
						目	医療施設運営費等補助金
調査対象予算額		令和7年度：885百万円 ほか (参考 令和8年度：1,005百万円)				調査主体	本省調査

## ① 調査事業の概要

### 【事業の概要】

- 本事業は、感染症病床の確保及び維持、運営を確実なものとし、感染症患者に良質かつ適切な医療の提供を行うため、感染症法(注1)に基づき指定された感染症指定医療機関(注2)の運営費(光熱水料、燃料費、修繕費等)について、国が都道府県を通じて補助するものである【図1】。
- 都道府県が指定する感染症指定医療機関は感染症診療の中核・専門拠点として、一類感染症・二類感染症の患者の受入れを行うほか、新型インフルエンザ等感染症等の発生早期の段階から対応するものである(注3)。

(注1) 正式名称：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

(注2) 感染症指定医療機関とは、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の医療を担当する医療機関であり、特定感染症指定医療機関は厚生労働大臣が、第一種感染症指定医療機関(以下「第一種」という。)及び第二種感染症指定医療機関(以下「第二種」という。)は都道府県知事が指定している(役割分担は【表1】、感染症の分類は【表2】のとおり)。

(注3) 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年に感染症法を改正し、令和6年度より感染症発生時の医療提供体制を確保するため、都道府県と医療機関との間で医療措置協定(新興感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確な医療提供体制を確保するため、都道府県と医療機関が平時から病床確保や発熱外来等の役割を定めておく協定)を締結することとしている。

### 【問題意識】

- 厚生労働省は感染症指定医療機関の感染症病床における指定基準(注4)を第一種、第二種それぞれに定めている。感染症患者が発生した際に適切に医療を提供できることが重要であり、実効性は確保されているかという観点から、**感染症指定医療機関がその指定基準を満たしているのか、指定基準自体が適切なものとなっているか、医療機関の受入体制は十分なものになっているか**等について調査した。
- 都道府県が感染症指定医療機関を指定するに当たって、厚生労働省は感染症病床の配置基準を都道府県に示しており、第一種の場合は原則、都道府県の区域ごとに1箇所(2床)程度とし、第二種については、二次医療圏ごとに1箇所とし、病床数は二次医療圏の人口その他事情を勘案することとしている。**配置基準と比較して都道府県の指定病床数がどうなっているか、指定に当たっての審査方法とともに調査した。**

(注4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(平成11年3月19日厚生省告示第43号)

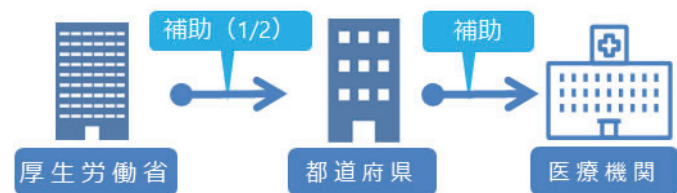
【表1】 感染症指定医療機関の類型

比較項目	特定感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関
指定を行う者	厚生労働大臣	都道府県知事	
医療機関の分布	4医療機関	原則、都道府県域毎に1箇所程度(56医療機関)	都道府県毎に数箇所～数十箇所程度(361医療機関) <small>※感染症病床を有する指定医療機関の数</small>
医療を担当する感染症の類型	新感染症 一類感染症 二類感染症 新型インフルエンザ等感染症	一類感染症 二類感染症 新型インフルエンザ等感染症	二類感染症 新型インフルエンザ等感染症
施設基準	第一種感染症指定医療機関と同等以上	・除圧制御が可能であること ・病室内にトイレ及びシャワー室があること ・排水処理設備を有すること等	・病室内又は病室に隣接してトイレ及びシャワー室があること等
運営費	全額を国 (運営費については、1床当たり約800万円/年を上限)	1/2を国、1/2を都道府県 (運営費については、1床当たり約630万円/年を上限)	1/2を国、1/2を都道府県 (運営費については、1床当たり約200万円/年、◎陸上診療なし、約150万円/年を上限)

【表2】 感染症の分類(一部抜粋)

分類	規定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等	・インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

【図1】 第一種及び第二種感染症指定医療機関の補助スキーム



② 調査の視点

1. 感染症病床における医療の提供について

(1) 施設・設備は指定基準を満たしているか、感染症患者が発生した時に適切な治療を行う施設・設備が整っているか。  
 (2) 平時から受入可能な体制が確保されているか。

2. 都道府県における感染症指定医療機関の指定について

(1) 病床数は厚生労働省が定めている配置基準と比較してどうなっているか。  
 (2) 指定に当たって都道府県はどのように審査しているか。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】  
 都道府県：47先  
 第一種感染症指定医療機関：56先  
 第二種感染症指定医療機関：361先

【回答数】  
 都道府県：47先（回答率100%）  
 第一種感染症指定医療機関：54先（回答率96%）  
 第二種感染症指定医療機関：334先（回答率93%）

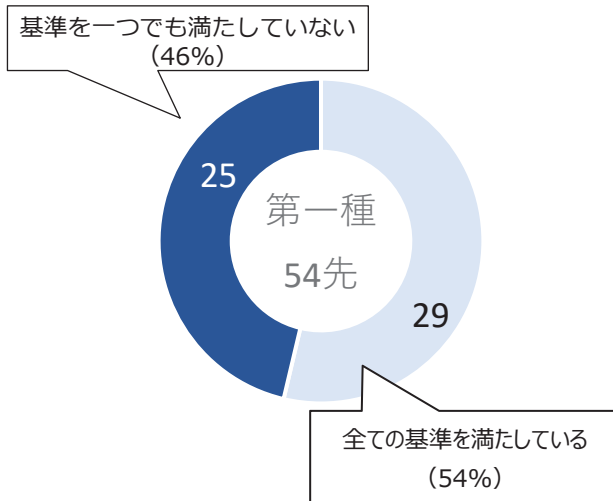
③ 調査結果及びその分析

1. 感染症病床における医療の提供について

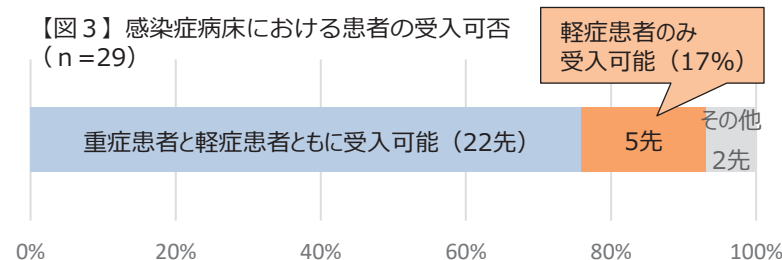
- (1) 指定基準の達成状況及び実効性の検証
- 第一種の指定基準の達成状況を確認したところ、基準を一つでも満たしていなかった医療機関は46%であった【図2】。達成割合の低い基準は【表3】のとおりであり、特に低い基準は「一類感染症に係る感染性廃棄物を消毒し、又は滅菌することができる設備を有すること」で、達成割合は81%であった。
  - 全ての基準を満たしている医療機関のうち感染症病床における患者の受入可否に関する状況を確認したところ、「軽症患者のみ受入可能」と回答した医療機関が17%であった【図3】。また、感染症病床におけるECMO（注5）の設置可否について確認したところ、「全ての病床で設置不可」との回答が52%であった【図4】。

（注5）正式名称：体外式膜型人工肺

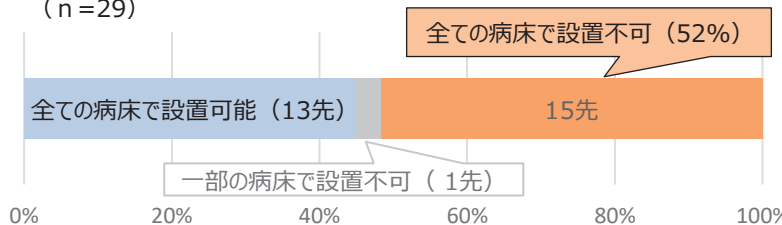
【図2】第一種の基準達成状況



【図3】感染症病床における患者の受入可否 (n=29)



【図4】感染症病床におけるECMOの設置可否 (n=29)



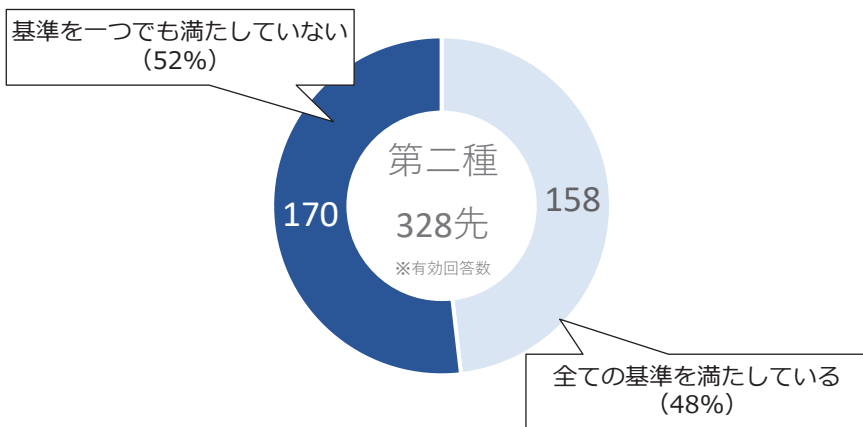
【表3】第一種の指定基準（38項目）のうち達成割合の低い基準

●一類感染症に係る感染性廃棄物を消毒し、又は滅菌することができる設備を有すること（81%）	●病室に電話機及びテレビが設置されていること（87%）	●窓は気密性が高く、かつ、非常時にのみ開くことができるものであること（89%）
●面会設備を有していること（89%）	●集中治療室を有すること（91%）	●使用した医療器具等を消毒し、又は滅菌できる設備を有すること（91%）
●診療科名中に内科、小児科及び外科を有し、それぞれに常時勤務する医師があること（93%）	●微生物学的検査を迅速に行うことができる設備を有すること（93%）	●病室から外部までのベッドの出し入れが容易な構造であること（93%）

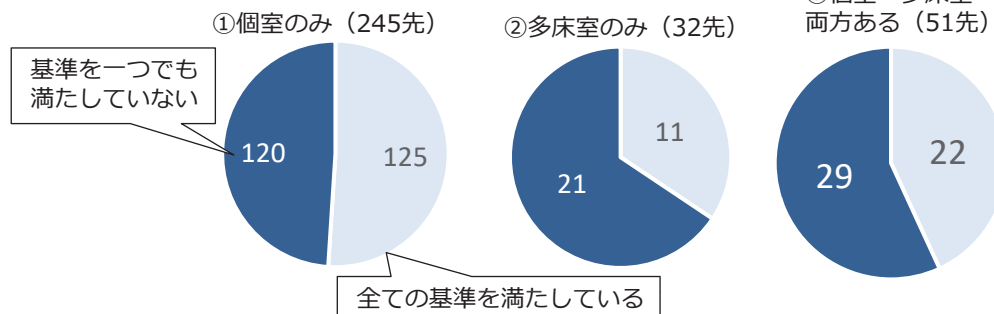
③ 調査結果及びその分析

- 第二種の指定基準の達成状況を確認したところ、基準を一つでも満たしていない医療機関は52%であった【図5】。さらに、第二種は個室のみならず多床室も感染症病床として指定できるため、第二種を①個室のみ、②多床室のみ、③個室・多床室両方ある先に細分化した上で、指定基準の達成状況を確認したところ、多床室がある医療機関（②、③）において、基準を満たしていない先が多かった【図6】。達成割合の低かった基準は【表4】のとおりであり、「重症の救急患者に対し医療を提供する体制が常に確保されていること」の達成割合が低かった。
- 全ての基準を満たしている医療機関のうち、感染症病床における患者の受入可否を確認したところ、「軽症患者のみ受入可能」と回答した医療機関は12%であった【図7】。また、感染症病床におけるECMOの設置可否を確認したところ、「全ての病床で設置不可」と回答した医療機関は65%であった【図8】。
- これらの調査結果から、**指定基準を満たしていない項目が一つでもある感染症指定医療機関が第一種及び第二種それぞれに半数程度存在している**ことが明らかとなった。第二種については、個室よりも多床室で整備している方が基準を満たしていない割合が高かった。  
また、全ての基準を満たしている場合であっても、軽症患者のみ受入可能、ECMOを設置することができない、といった回答もあり、**一部の感染症指定医療機関において良質かつ適切な医療の提供を確実に実施できる施設・設備が整っているとは言い難い状況**である。

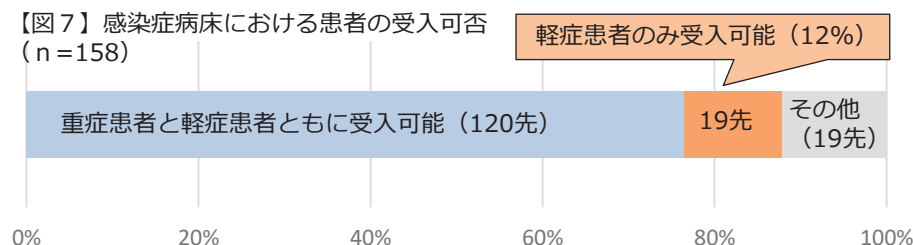
【図5】 第二種の基準達成状況



【図6】 第二種の内訳



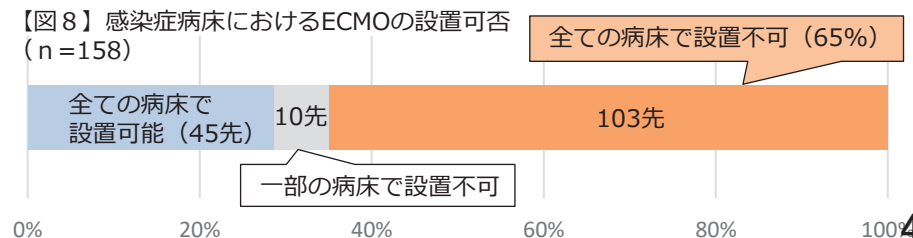
【図7】 感染症病床における患者の受入可否 (n=158)



【表4】 第二種の指定基準（10項目）のうち達成割合の低い基準

第二種（個室）	第二種（多床室）
● 病室に電話機及びテレビが設置されていること (76%)	● 重症の救急患者に対し医療を提供する体制が常に確保されていること (70%)
● 重症の救急患者に対し医療を提供する体制が常に確保されていること (82%)	● 病室に電話機及びテレビが設置されていること (72%)
● 第二種病室における給水及び給湯のための設備は、逆流を防止するための機能を有すること (87%)	● 第二種病室における給水及び給湯のための設備は、逆流を防止するための機能を有すること (84%)

【図8】 感染症病床におけるECMOの設置可否 (n=158)



③ 調査結果及びその分析

- (2) 平時から受入可能な体制が確保されているか。
- 感染症病床の受入体制方針について、「定めていない」との回答は、第一種が6%であったのに対し、第二種は18%であった【図9】。
  - 感染症病床の訓練の実施状況を確認したところ、第一種では「実施していない」との回答が少数であったが、第二種では23%が「実施していない」と回答した【図10】。
  - 感染症患者が発生した時に適切に医療を提供できるようにするためには平時からの備えが重要であるが、**感染症病床における受入体制方針を定めていない、訓練を実施していない、といった医療機関が存在しており、特に第二種においてその割合が高くなっていた。**

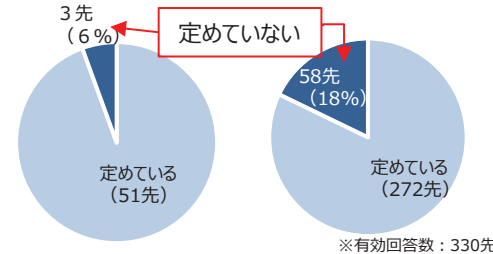
2. 都道府県における感染症指定医療機関の指定について

(1) 指定病床数と配置基準の比較

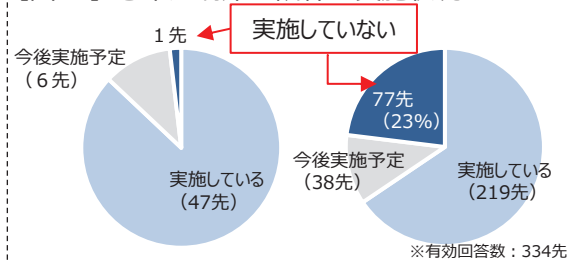
- 都道府県における感染症指定医療機関の指定状況を確認したところ、感染症病床の指定病床数が配置基準と一致していない先は、第一種では9先、第二種では半数を上回っていた【図11】。
  - 厚生労働省が定める配置基準はあくまで目安として示しているものではあるが、**特に第二種の配置基準については地域の実態を反映しているとは言い難い。**
- (2) 指定に当たって審査方法等は適切に行われているか。
- 感染症指定医療機関を指定するに当たって、全ての都道府県が書面調査若しくは現地調査を実施していた【図12】。
  - 一方、感染症指定医療機関を指定した後も定期的に指定基準の適合状況を確認している先は6先にとどまり、41先が確認をしていないとの回答であった【図13】。
  - 指定基準を満たしていない医療機関が半数程度ある中で、**基準を満たしていない施設・設備の改善を求めていることが現状の審査方法では十分ではないことがわかった。**

左：第一種（54先）、右：第二種

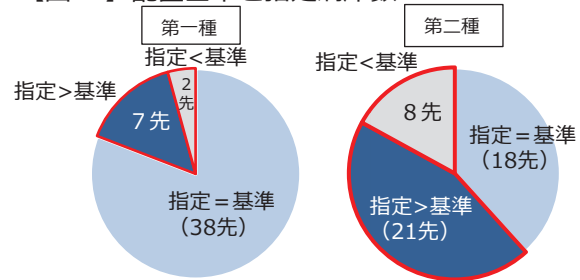
【図9】 感染症病床の受入体制方針の策定状況



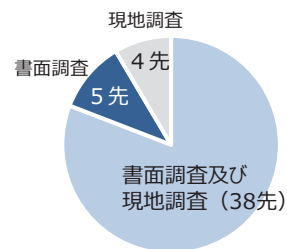
【図10】 感染症病床の訓練の実施状況



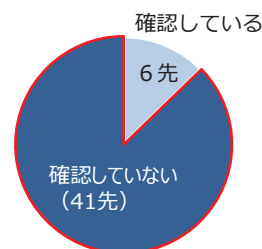
【図11】 配置基準と指定病床数



【図12】 審査方法



【図13】 指定後の確認状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 感染症病床における医療の提供について
2. 都道府県における感染症指定医療機関の指定について

○ 感染症指定医療機関については、指定基準を満たした上で良質かつ適切な医療の提供が行われることが重要である。基準の達成に向けては、各医療機関単独での基準達成だけではなく、**複数の感染症指定医療機関における連携体制の構築など、広域的な枠組みによる対応についても検討する必要がある。**

○ 指定基準を満たしていても、一部の医療機関では重症患者の受入れが困難等の実効性に課題があることを踏まえ、厚生労働省は**指定基準の見直しを検討すべき**である。

○ 都道府県は指定後も定期的に適合状況を確認するなど、**区域内における感染症指定医療機関の実態を把握することが必要**である。

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	自殺対策費
						目	地域自殺対策強化交付金
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 5,316百万円の内数 (参考 令和8年度 : 3,281百万円の内数)				調査主体	本省と四国財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- **地域自殺対策強化交付金** (以下「本交付金」という。) は、「自殺対策基本法」に基づき、若年層対策や自殺未遂者の再発防止に関する自殺対策等を行う**都道府県又は市区町村等に対する国の交付金**である。
- 本交付金は、自治体(都道府県及び政令指定都市)が実施する電話相談事業について、**全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」**(以下「統一ダイヤル」という。)の運営に要する経費を交付の対象としている。
- 統一ダイヤルは、自殺に関する報道において相談先として掲載され、かつ、「自殺」「死にたい」等と検索した場合に最上位に表示されるなど、我が国の自殺対策における主要なツールの一つである。しかし、自治体ごとに**接続完了率**(発信者と着信者が正常につながったコール数の全着信コール数に対する比率)に**差がある**など、現在の実施体制が我が国全体で見ても必ずしも最適化されていない可能性がある。このため、**自治体ごとの支援体制の実態等を把握し、事業が効果的・効率的に実施されているかについて調査**を行った。

### 【統一ダイヤルの基本情報】

電話番号	● <b>全国共通</b> 0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ)
運営主体	● <b>自治体(都道府県及び政令指定都市)による対応</b> ※自治体が自ら運営する場合と民間団体等に委託する場合がある ※受付時間は自治体ごとに異なる ● <b>公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本公認心理師協会による対応</b> (以下「民間団体による統一的夜間対応」という。) ※月曜日～金曜日の18時30分～22時30分において、自治体が受付を行っていない時間帯に対応 ※全国を6ブロックに区分した上で対応
接続先	● <b>自治体対応分</b> については、 <b>電話発信地の自治体</b> (以下「所在自治体」という。)の相談機関へ接続 ● <b>民間団体による統一的夜間対応分</b> については、 <b>電話発信地の所在するブロックの相談窓口</b> へ接続
地域差	● <b>全着信コール数</b> は <b>100件未満～約16万件</b> の差がある ● <b>接続完了率</b> は <b>1%未満～96%</b> の差がある (出所) 厚生労働省提供資料「統一ダイヤル利用状況一覧表」 ※令和7年度の状況

### 【統一ダイヤルの接続の仕様】

- **基本的に相談者の所在自治体に接続**される。
- 都道府県と当該都道府県内の政令指定都市では、**政令指定都市の方に接続**される。その際、**政令指定都市が話し中又は受付時間外であっても、都道府県への転送は行われない。**
- 民間団体による統一的夜間対応の受付時間と所在自治体の受付時間が重複する場合、**所在自治体の方に接続**される。その際、**所在自治体が話し中であっても、民間団体による統一的夜間対応窓口への転送は行われない。**

### 【統一ダイヤルの検索結果の表示画面(スマートフォンの例)】

ヘルプが利用可能  
今すぐ相談する

こころの健康相談統一ダイヤル  
時間: 都道府県によって異なります

発信 0570-064-556

「自殺」「死にたい」等と検索した場合、左記表示画面が検索結果一覧画面の先頭に表示される  
※Googleの場合

② 調査の視点

1. 電話が繋がらない要因について

令和7年度における不完了呼（発信者と着信者が繋がらなかったコール）の要因は何か。

2. 支援体制について

自治体ごとの支援体制の実態はどうなっているか。

3. 接続先の現行の仕組みについて

相談者が電話をかけた所在地の相談窓口につながる現行の仕組みについて、相談者目線で考えた際に、接続完了率向上に寄与する仕組みとすべきではないか。

【調査対象年度】

令和7年度

【調査対象先数】

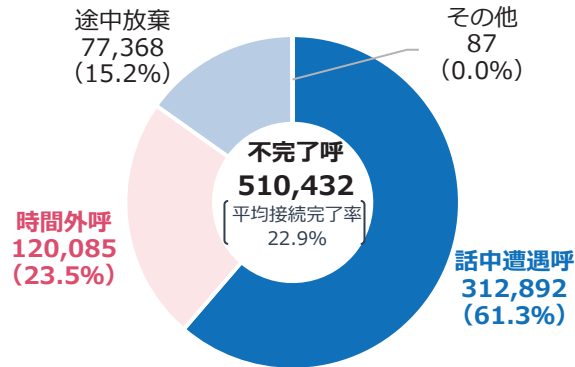
- ・厚生労働省
- ・都道府県：47先
- ・政令指定都市：14先
- ・事業者：1先

③ 調査結果及びその分析

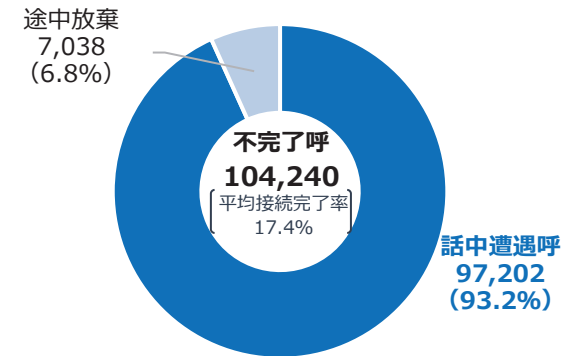
1. 電話が繋がらない要因について

- 自治体対応分について確認したところ、**不完了呼510,432件**のうち、**話中遭遇呼が312,892件（61.3%）**と最も多く、続いて**時間外呼が120,085件（23.5%）**であった【図1】。
- 民間団体による統一的夜間対応分について確認したところ、**不完了呼104,240件**のうち、**話中遭遇呼が97,202件（93.2%）**と最も多く、続いて**途中放棄が7,038件（6.8%）**であった【図2】。
- 自治体対応分について、**年末年始・祝日・土曜日・日曜日以外の特定の日を定休日としている自治体の不完了呼に占める時間外呼の平均割合は88.1%**となっており、上記以外の自治体の時間外呼の平均割合21.8%を大きく上回っている【図3】。

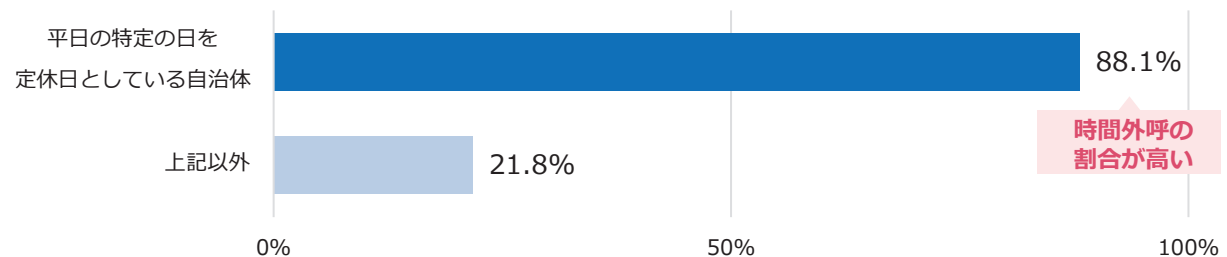
【図1】自治体対応分の状況（件）



【図2】民間団体による統一的夜間対応分の状況（件）



【図3】定休日別の不完了呼に占める時間外呼の平均割合



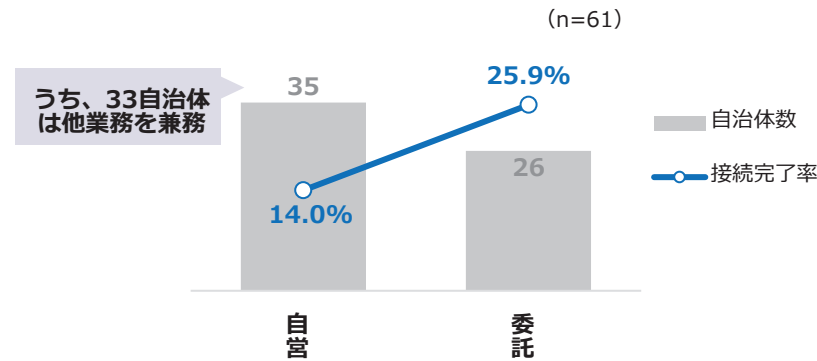
※**平均接続完了率**：各地域の接続完了率を単純平均したものではなく、発信者と着信者が正常につながったコール数の全着信コール数に対する全体の比率、**話中遭遇呼**：話し中によりつながらなかったコール、**時間外呼**：受付時間外によりつながらなかったコール、**途中放棄**：案内中放棄等によりつながらなかったコール

③ 調査結果及びその分析

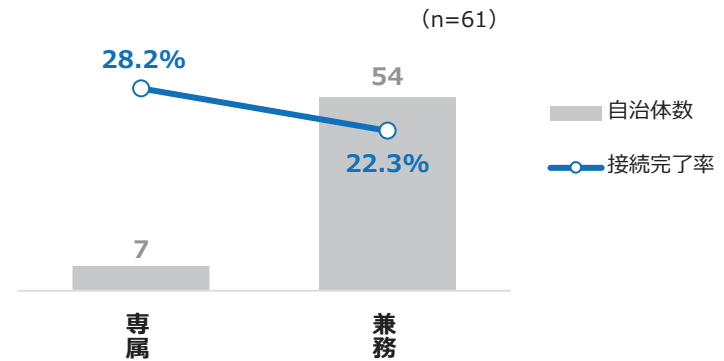
2. 支援体制について

- 自治体対応分については、**35自治体が自ら運営**し、**26自治体が民間団体等へ委託**している。**自ら運営する自治体の平均接続完了率は14.0%**と低調であり、その背景には、**35自治体のうち33自治体で電話相談員が他業務（自治体独自の電話相談や対面相談など）も兼務**していることが理由と考えられる【図4】。
- 自治体対応分の電話相談体制については、**7自治体が統一ダイヤル専属の電話相談員のみを配置**し、**54自治体では他業務との兼務により対応**している。**統一ダイヤル専属の電話相談員のみを配置している自治体の平均接続完了率は28.2%**であり、他業務との兼務により対応している自治体と比べてやや高い水準であった【図5】。

【図4】統一ダイヤルの運営は自営方式か委託方式か



【図5】統一ダイヤルの電話相談体制



<参考> 統一ダイヤルの接続先が集約されている事例

- 61自治体のうち4自治体が、それぞれ別個に、電話相談業務を同一の民間企業に委託している。
- 当該委託先では、ソフトフォン（PC等にインストールして使用するソフトウェア型の電話）を用い、電話相談員1人に1つのアカウントを付与して電話対応を行っている。なお、アカウント1つにつき1回線分の受電が可能。
- また、4つの自治体の電話対応を受託しているものの、自治体ごとに電話相談員やアカウントを分けていない。いずれかの自治体向けの受電があれば、その時点で対応可能な電話相談員に自動的に割り振られる仕組みとなっている。

→ 当該**4自治体の電話相談窓口**は、当該1つの委託先において、（結果として）**集約された形**となっている。

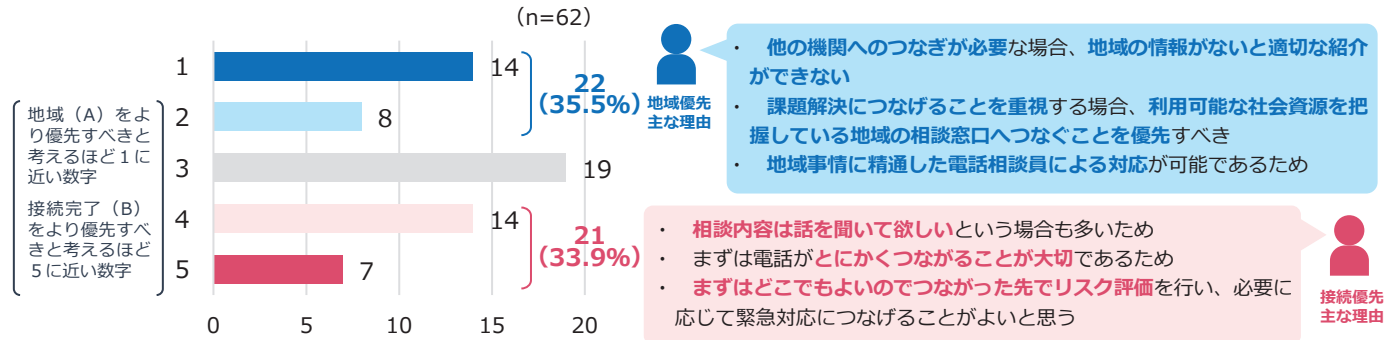
（※）当該4自治体の**平均接続完了率は、70.9%**

③ 調査結果及びその分析

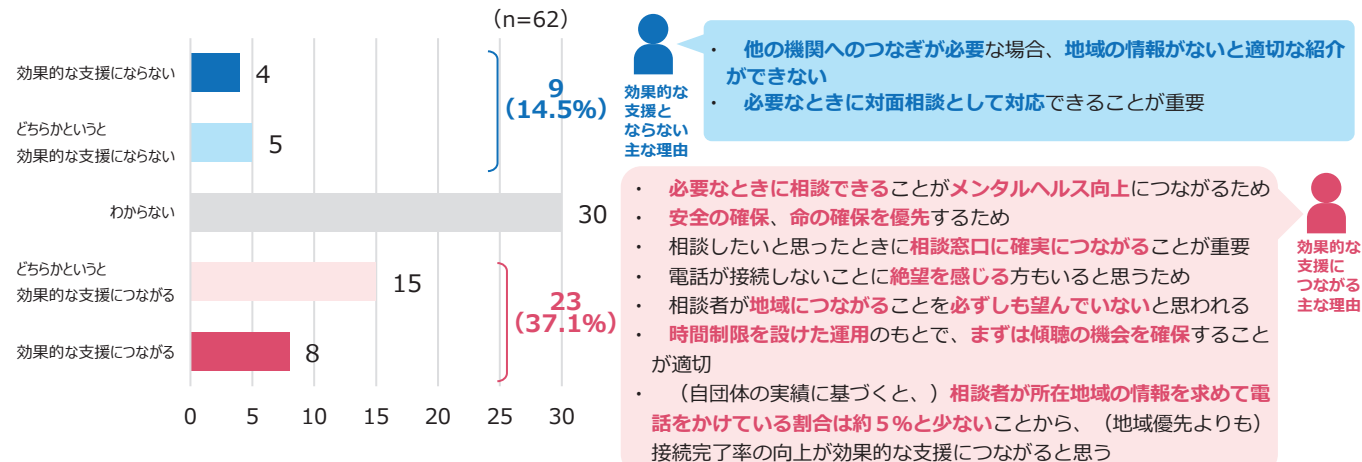
3. 接続先の現行の仕組みについて

- 調査対象先に対し、「現行の仕組みどおり相談者の所在地の相談窓口へ転送すること (A)」と「接続失敗（相談者と電話相談員が繋がらないこと）を生じさせないこと (B)」のどちらを優先すべきと考えるかを確認したところ、(A)を優先すべきとの回答が35.5%、(B)を優先すべきとの回答が33.9%であった【図6】。
- 併せて、所在地の地域につながる既存の仕組みにとらわれず、**接続完了率向上に寄与する仕組みとすることは、相談者に対する効果的な支援につながると思うかを確認したところ、効果的な支援につながると思うとの回答が37.1%、効果的な支援とはならないと思うとの回答が14.5%であった【図7】。**

【図6】「相談者の所在地の相談窓口へ転送すること」と「接続失敗を生じさせないこと」の優先度の回答状況 (件)



【図7】「接続完了率向上に寄与する仕組みは相談者に対する効果的な支援につながると思うか」の回答状況 (件)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 電話が繋がらない要因について
2. 支援体制について
3. 接続先の現行の仕組みについて

- 統一ダイヤルの運営について、厚生労働省は、各地域の支援機関との連携確保に留意しつつも、自殺相談電話には緊急性が高いものもあることを考慮し、**相談者からの電話が然るべき相談先のいずれかに確実につながることを優先した事業実施体制とすべきである。**
- 検討に当たっては、支援体制に非効率が生じないように、**相談窓口を所在自治体ごとに細分化せず一定程度集約することや、受付時間の設定における工夫、話中遭遇や時間外の際の融通の仕組みの構築、自治体独自の取組との関係の整理を行う等により、限られた専門人員を最大限活用して対策の実効性を向上させられるよう留意すべきである。**その結果として、特に現状において**接続完了率が低い地域について、接続完了率を向上させることを目指すべきである。**
- 併せて、**通話時間等に関する電話対応の統一ルールなどの接続完了率向上に資する観点や、地域を越えた支援機関の連携確保などの電話接続後の支援の実効性確保に資する観点における検討も行うべきである。**

# (16) 障害福祉サービス等（就労継続支援B型）

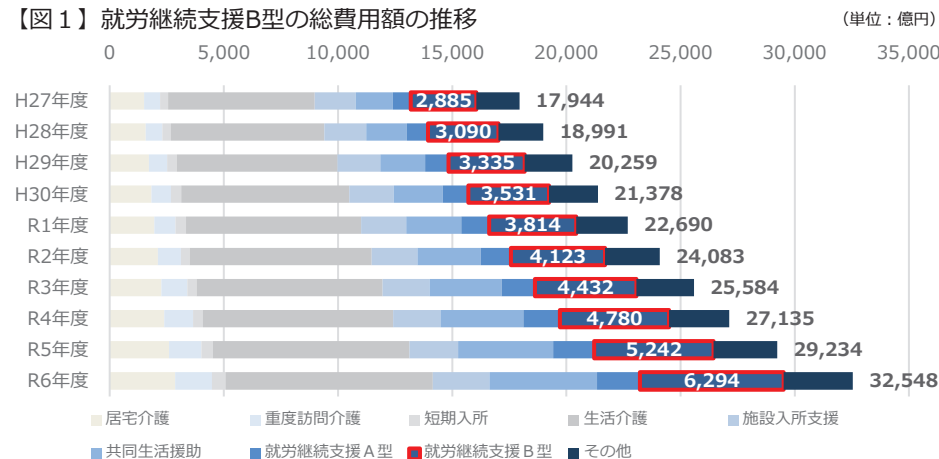
府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費
						目	障害者自立支援給付費負担金
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：1,772,498百万円の内数 ほか （参考 令和8年度：1,814,520百万円の内数）				調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

## ①調査事案の概要

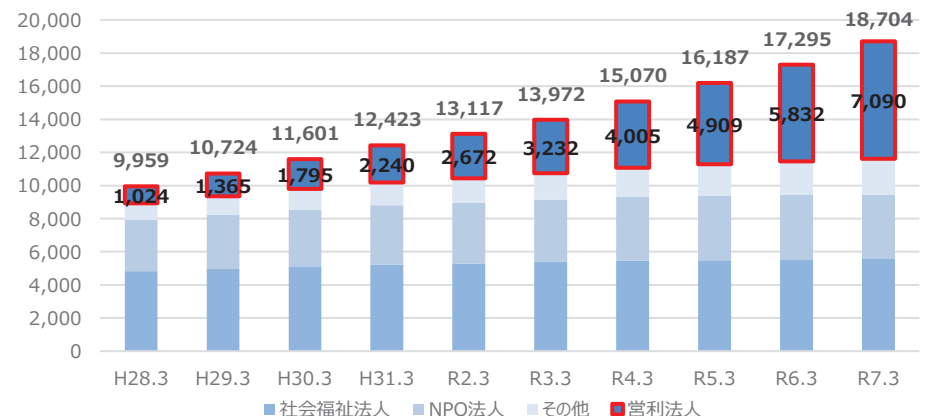
### 【事案の概要】

- 障害福祉サービスは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者や障害児に提供する福祉サービスである。
- このうち**就労継続支援B型**は、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者や就労移行支援事業等を利用したが通常の事業所に雇用されなかった者に対して、**生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うもの**である。また、就労継続支援B型（利用者の就労や生産活動等をもって一律に評価する体系を除く。）は、利用者に支払う**工賃が高いほど事業所が受け取る基本報酬が高くなる報酬体系**となっている。
- 就労継続支援B型は、過去10年間で**総費用額（国・地方・利用者負担の合計）が約2倍に増える等、全サービスの中でも伸びが著しく高く、全サービスの約2割を占めるに至っている【図1】**。また、**事業所数も過去10年間で約2倍に増加し、特に営利法人は約7倍に増加している【図2】**。
- 厚生労働省社会保障審議会障害者部会や障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、不適切な事例として、**公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている、禁止されている障害者自立支援給付費負担金から利用者の工賃の支払いを行っている**といった指摘がなされ、**在宅利用の利用者数が急増しているが支援の実態がないものもある**といった指摘もされている。また、同部会報告書（令和4年6月13日）においても、「**障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される**」と指摘されている。厚生労働省は令和7年11月に「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」（以下、ガイドラインという。）を発出し、新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項を整理するなどの就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保に向けて対応しているところであるが、サービスの質の確保・向上と総費用額の抑制の両立のため、より一層の対応を検討する必要がある。
- 上記を踏まえて、サービスの質が確保されているか等の観点から、在宅利用の実態や市区町村における在宅利用等の支給決定の実態、就労継続支援B型の人員配置の実態について調査を行った。

【図1】 就労継続支援B型の総費用額の推移



【図2】 就労継続支援B型の事業所数の推移



② 調査の視点

1. 在宅利用について

在宅利用が適切に運用されていないのではないかといった指摘を踏まえて、サービスの質の確保等の観点から、在宅利用の支給決定業務に当たる市区町村の実態や、就労継続支援B型事業所における在宅利用の有無による収支差率等について、検証を行った。

2. 人員配置等について

サービスの質の確保等の観点から、就労継続支援B型事業所の代表者、配置基準として定められている管理者、職業指導員及び生活支援員の資格保有状況等について、検証を行った。

【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】（有効回答数）

・就労継続支援B型事業所：7,396先

（注）事業所に対する調査は令和5年度及び令和6年度を対象としているため、令和7年4月以降に開設した事業所217先を除いた7,396先を有効回答数としている。

（参考）令和7年3月時点の就労継続支援B型の請求事業所数は18,704事業所

・市区町村：1,128先

③ 調査結果及びその分析

1. 在宅利用について

○ 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用については、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、以下のとおり利用者要件が緩和された。

従前の運用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所利用が困難で、</li> <li>・在宅による支援がやむを得ないと市区町村が判断した場合</li> </ul>

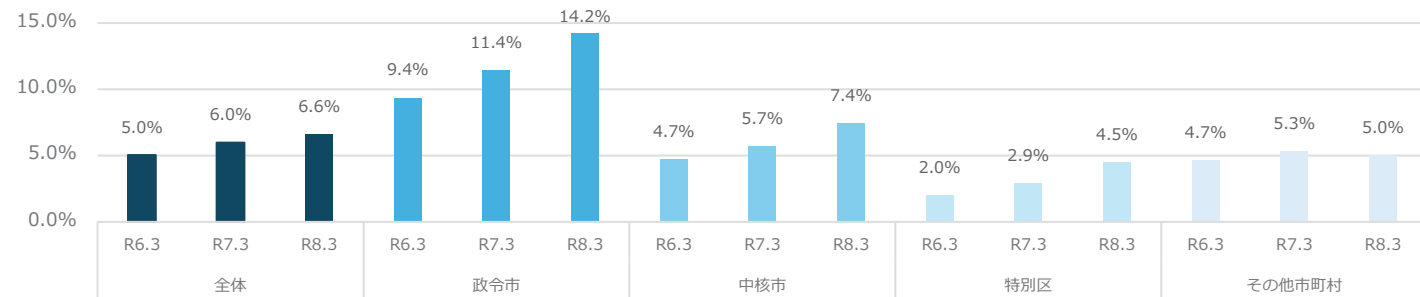
現在の運用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅でのサービス利用を希望する者であって、</li> <li>・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合</li> </ul>

○ 「在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合」に在宅利用が認められるが、どういった場合に支援効果が認められるかについては具体的な判断基準はなく、現行の運用では市区町村が独自に判断することになっている。

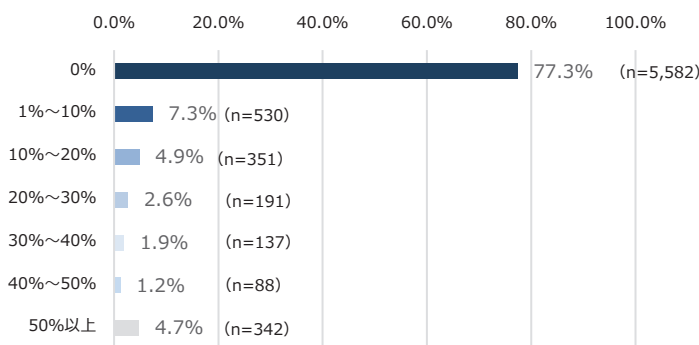
○ 市区町村における就労継続支援B型の支給決定者数に占める在宅利用者数の割合を調査したところ、政令市や中核市といった大規模都市の方が在宅利用者数の割合が多く、在宅利用者数の割合の伸び率を比較しても大きい【図3】。

○ 事業所ごとの在宅利用者数の割合を調査したところ、在宅利用者がいない事業所は全体の約8割であった【図4】。また、在宅利用者がいない事業所の収支差率は全体平均の約2%低く、在宅利用者がある事業所の方が収支差率は高い【図5】。

【図3】市区町村の区分別の在宅利用者数の割合

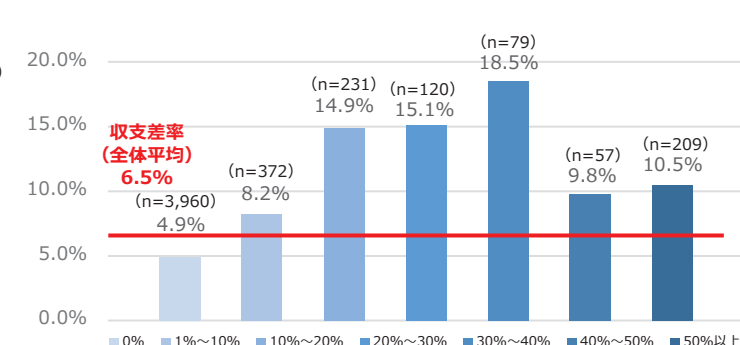


【図4】事業所における在宅利用者数の割合別の事業所数の割合



※無効回答175先。

【図5】事業所における在宅利用者数の割合別の収支差率（令和6年度決算）

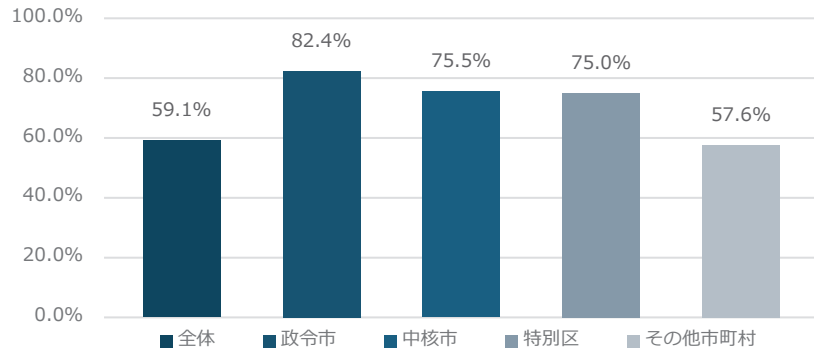


※収支差率の算出に当たっては、四分位範囲法を用いて異常値を除いている。

③調査結果及びその分析

- 市区町村に対して、利用者の支給決定に当たって、**在宅利用による支援効果が認められるかどうかの判断に迷うことがある**かを調査したところ、全体としては**約6割が判断に迷うことがある**との回答があり、市区町村の区別に見ると、**政令市や中核市といった大規模都市の方がより高い割合である**ことが分かった【図6】。
- 支給決定業務に当たっている市区町村の約6割が支援効果の判断に迷ったことがあると回答していることを踏まえれば、**支援効果が認められない場合であっても、支給決定されている可能性がある**。在宅利用者の割合が増加している現状に鑑みれば、個々の障害特性等によっては在宅利用での支援の方が利用者によりメリットが多い場合があることに留意しつつも、**判断基準を明確化する**か、**通所利用を原則とする**など、**運用の厳格化を図るべきではないか**。また、**在宅利用者がある事業所の収支差率が高いことを踏まえ、費用構造を分析すべきではないか**。

【図6】支援効果が認められるかの判断に迷うことがあると回答した市区町村の割合



【参考】市区町村が支援効果が認められるかどうかの判断に迷う具体的な例（抜粋）

- ・ **在宅での作業は実際に通所して行う作業とは内容が大きく異なり、本当に支援効果が認められるか疑問**である。また、判断基準が明確に示されていないため、支援効果が認められているか否かの判断に迷う。
- ・ サービス利用歴や関係機関支援歴のない新規申請者で、かつ支給歴がない事業所の利用を希望する場合、計画案の内容だけでは支援効果が認められるか判断に迷う。
- ・ 特に精神的な障害により通所が困難と申請される場合においては、どの程度通所が困難か判断することが難しく、単に面会だから又は事業所側の支援負担が少ないからといった理由で申請されるものと、真に通所が困難であるものとの区別がつかない。
- ・ 現に通所できている利用者について、事業者側から「精神疾患などによる気分のムラや不調により通所できない場合の在宅でのサービス利用」の相談があった。**通所できている利用者に対し、安易に在宅利用の提案をすることは、通所意欲の低下につながるおそれがあるため、判断に迷った**。障害特性や環境を踏まえた利用者の意向ではなく、**事業所側の都合（通所しなくても支援費を算定できる）が反映されている**と感じることもある。

2. 人員配置等について

- 就労継続支援B型に関する職務には、法人の運営方針等を決定する**代表者**、事業所全体のマネジメントを行う**管理者**、職業訓練や作業指導を行う**職業指導員**、生活全般に関する相談対応のような日常生活に関する支援を行う**生活支援員**等がある。管理者には①**社会福祉主事資格要件に該当する者**、②**社会福祉事業に2年以上従事した経験**（以下「**従事経験**」という。）**がある者**、③**企業を経営した経験を有する者**、④**これらと同等以上の能力を有すると認められる者**という要件が課されているが、4つの要件のうちいずれか1つを満たすことを求められており、**福祉資格や従事経験がなくとも企業を経営した経験を有していれば、管理者の要件を満たすことができる**（なお、代表者については法令上定められておらず、職業指導員及び生活支援員については要件が課されていない。）。
- 昨年発出されたガイドラインにおいても、就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保が求められていることを踏まえ、直近の調査対象年度（令和6年度）に開設した事業所の管理者の要件を調査したところ、以下のとおりであった【表1】。

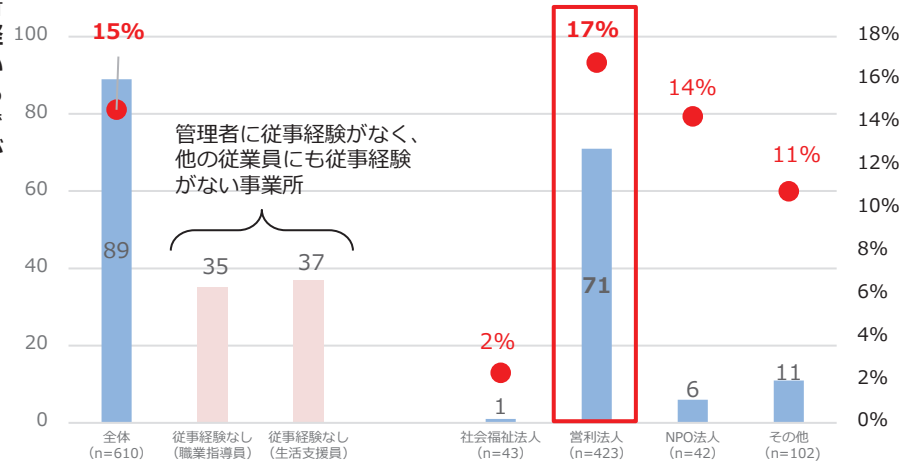
【表1】令和6年度に開設した事業所における管理者の資格要件の状況（※要件を複数満たしている場合は複数回答可）

	社会福祉主事資格要件に該当する者	従事経験のある者	企業を経営した経験を有する者	これらと同等以上の能力を有すると認められる者	事業所数
全体	140 (23%)	430 (70%)	149 (24%)	62 (10%)	610
社会福祉法人 (社会福祉協議会含む)	17 (40%)	36 (84%)	4 (9%)	4 (9%)	43
営利法人	91 (22%)	290 (69%)	112 (26%)	42 (10%)	423
NPO法人	10 (24%)	28 (67%)	10 (24%)	5 (12%)	42
その他	22 (22%)	76 (75%)	23 (23%)	11 (11%)	102

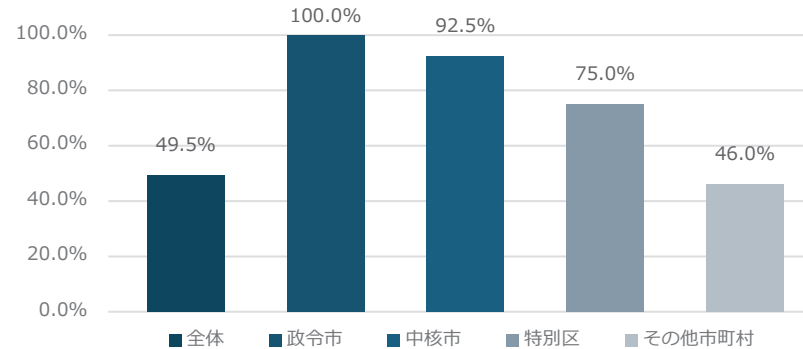
③ 調査結果及びその分析

- **令和6年度に開設した事業所のうち、管理者が企業経営経験の要件のみを満たしている事業所数を調査したところ、全体の約15%を占めており、この割合は営利法人で最も高い。**また、上記の事業所について、**職業指導員及び生活支援員の資格保有状況並びに従事経験の有無を調査したところ、従事経験のある職業指導員が一人もいないと回答した事業所は35か所（約4割）であり、従事経験のある生活支援員が一人もいないと回答した事業所は37か所（約4割）であった【図7】。**これらの結果から、**事業所開設時に、従事経験がある者が一人もいない事業所が一定数あると推察される。**
- 一方、市区町村に対して、就労継続支援B型事業所における**従業員と利用者間のトラブル**を耳にするか調査したところ、**約半数の市区町村が耳にしている**と回答している【図8】。具体例としては、**従業員の利用者の障害特性の理解不足から強い口調で注意や指示を行ったためにトラブルに発展する例や、従業員の発言が意図した内容で利用者に伝わらず、トラブルに発展する例がある等の意見があった。**従業員と利用者間に生じたトラブルについては、利用者の障害特性等や従業員が合理的配慮をしているか等、複合的な要因があるので、一概に責任の所在を推定することはできないが、市区町村の意見を踏まえ、**管理者を含む従業員が障害者支援や障害福祉制度等の知識を有していないことや障害福祉の理念等を理解していないことでトラブルにつながっている例が多いのではないかと考えられる。**
- 就労継続支援B型については、指定基準上配置が求められている**管理者、職業指導員及び生活支援員（サービス管理責任者を除く。）が資格を保有せず、又は社会福祉事業に従事した経験がなくとも事業所を開設することができる。**調査の結果、上記の市区町村の声及び障害者部会報告書を踏まえれば、**少なくとも管理者については、職業指導員や生活支援員といった直接処遇職員のマネジメントを適切に行う観点から、従事要件の義務化を検討すべきではないか。**その上で、**直接処遇職員についても、介護保険制度や障害福祉サービスにおけるグループホームの取組も参考に、障害福祉制度等の知識の向上のための取組を検討すべきではないか。**

【図7】令和6年度に開設した事業所（n=610）のうち管理者が企業経営経験のみを満たしていると回答した事業所の数及び割合



【図8】従業員と利用者間のトラブルを耳にすると回答した市区町村の割合



【参考】市区町村から回答があった従業員と利用者間のトラブルの具体例（抜粋）

- ・事業所における障害福祉の理念等の理解不足をベースとして、適切な工賃が支払われていない、生産性のない支援のような適切な支援をしていないといった利用者の事業所に対する不信心。
- ・従業員の発言内容が意図した内容で利用者に伝わらず、問題に発展してしまう場合や利用者同士のトラブルを従業員に相談するものの、取り合ってもらえずどちらかが退所してしまう場合がある。
- ・利用者間の私的なやり取りや、恋愛を含む感情的な対立に起因するトラブルについて、管理者を含む事業所職員が十分に収拾できない場合、それが利用者から従業員や事業所全体への苦情へと発展し、市に対して虐待や不適切支援である旨の通報が寄せられる事例がある。
- ・従業員が利用者に対して障害特性の理解不足から強い口調で注意や指示を行い、虐待通報として対応することが年1回程度ある。
- ・事業所の職員は、利用者にとって必要な助言・指導等を行っているが、障害による特性から理解が難しく、理不尽なことを言われたと解釈してしまい事業所へのクレームに繋がるケースが多い。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 在宅利用について

個々の障害特性等によっては、在宅利用での支援の方が利用者にとって多い場合があることに留意しつつも、判断基準の明確化や通所利用を原則とする等の運用の厳格化を検討すべきである。また、在宅利用者がいる事業所の収支差率が高いことを踏まえ、費用構造を分析すべきである。

2. 人員配置等について

指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営指導の実務を担う自治体の事務も勘案しつつ、サービスの質の確保の観点からは、少なくとも管理者の従事要件の義務化等を検討すべきである。

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費ほか
						目	介護給付費等負担金ほか
調査対象予算額		令和7年度：3,492,487百万円 ほか (参考 令和8年度：3,551,184百万円)				調査主体	本省と東北財務局の共同調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 訪問介護や居宅介護支援等の訪問系サービスについては、**点在する利用者宅に個別に訪問する場合と、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合と**で、移動時間をはじめ、**利用者1人当たりの労働投入時間は大きく異なる**と考えられる。
- 事業所と同一敷地内に居住する利用者にサービスを提供する場合などには、「同一建物等減算」が適用されるが、減算率は限定的（注）であり、**併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを提供する事業者は、利用者宅に訪問する事業者と比して、対労働投入時間で多くの介護報酬を得ており、収支差率も良い傾向にある**ことが推察される。  
 （注）「同一建物等減算」の減算率は、訪問介護は▲10～▲15%、居宅介護支援は▲5%。
- 以上の仮説を検証するため、訪問介護・居宅介護支援に関して、
  - ・ **訪問介護：訪問介護1回当たりの移動時間 居宅介護支援：利用者1人当たりの労働投入時間** について、「同一建物等減算」の適用の有無別に調査する。
  - ・ **事業所の収支差率**について、「同一建物等減算」の適用の有無別に調査する。

（参考）訪問介護・居宅介護支援の「同一建物等減算」の概要

- 訪問介護 ※10～15%減算
  - ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者の場合、原則10%減算される。
  - ・ 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合、15%減算される。
  - ・ その他、同一建物等に居住していなくとも、利用者の集住状況等に応じた減算（10%・12%）がある。
- 居宅介護支援 ※5%減算
  - ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者の場合、5%減算される。
  - ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者の場合、5%減算される。

②調査の視点

1. 訪問介護 2. 居宅介護支援

○ 訪問介護・居宅介護支援について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合（「同一建物等減算」なし）と、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合（「同一建物等減算」あり）とで、**労働投入時間や収支差率に差が生じているかを分析**する。

【調査対象年度】

労働投入時間：令和8年度（令和8年4月の任意の連続した10日間）

【調査対象先数】

回答事業者数：7,747先（うち訪問介護：4,281先 うち居宅介護支援：4,680先）

収支差率：令和6年度（令和6年度決算）

※訪問介護・居宅介護支援の両方のサービスを提供している事業所もあるため、内数と総回答事業者数は一致しない。

③調査結果及びその分析

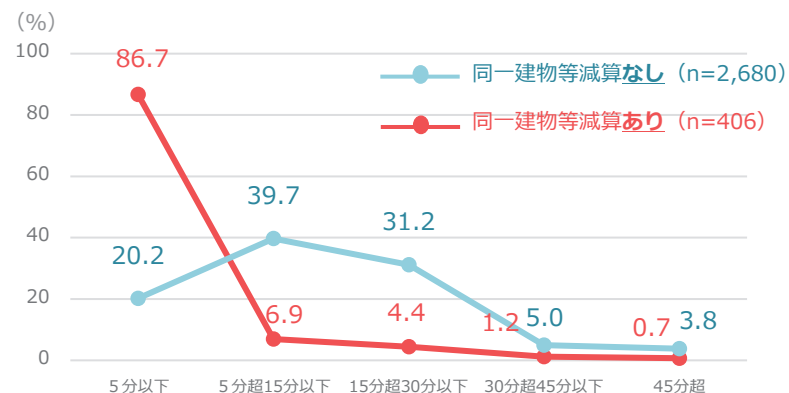
1. 訪問介護

○ 訪問介護の労働投入時間に関しては、

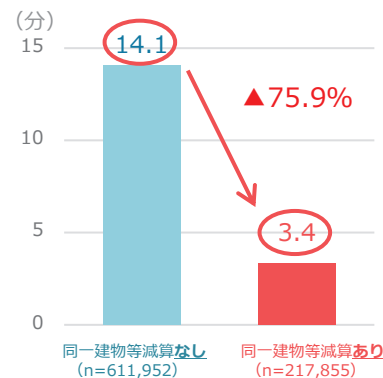
- ・ 訪問介護1回当たりの**移動時間**について、「同一建物等減算」の適用がない場合より、「同一建物等減算」の適用がある場合の方が、**顕著に少ない傾向**にある【図1】。
- ・ **移動時間の平均値**については、「同一建物等減算」の適用がない場合は14.1分である一方、「同一建物等減算」の適用がある場合は3.4分と、適用がある場合は、適用がない場合に比べて**約8割少なくなっている**【図2】。

○ 訪問介護事業所の**収支差率**については、「同一建物等減算」の適用がない事業所の収支差率は4.4%、「同一建物等減算」の適用がある事業所の収支差率は11.2%であり、適用がある事業所は、適用がない事業所に比べて**顕著に収支差率が良い**【図3】。

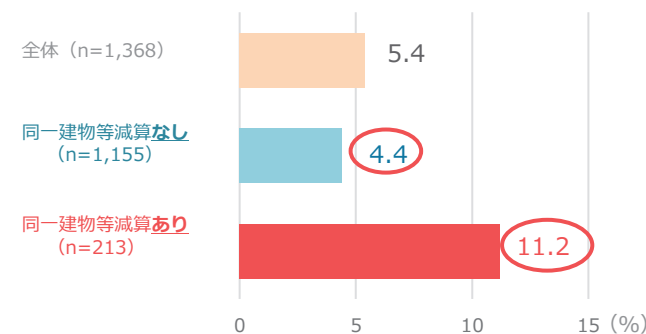
【図1】訪問介護の移動時間の分布（訪問1回当たり）



【図2】訪問介護の移動時間の平均値（訪問1回当たり）



【図3】訪問介護事業所の収支差率



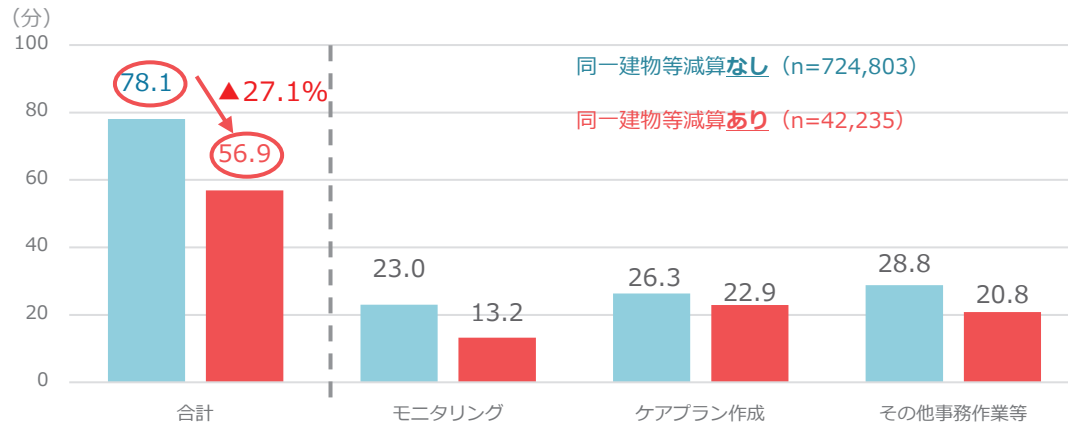
(注) 収支差率については、税引き前収支差率（コロナ補助金・物価高騰対策関連補助金を含み、特別収益・特別損失を除く。）である。

③ 調査結果及びその分析

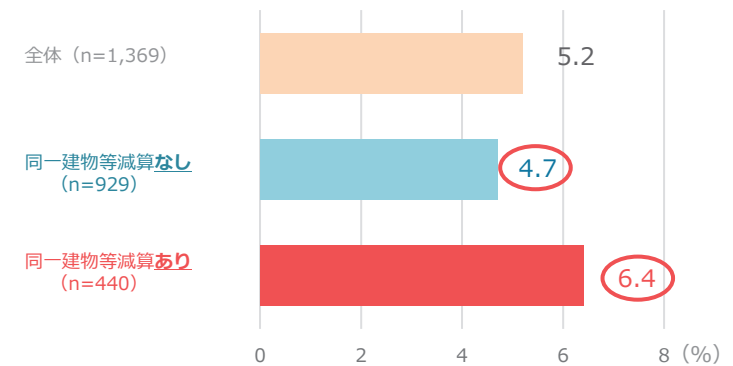
2. 居宅介護支援

- 居宅介護支援の利用者1人当たりの労働投入時間（10日間）について、「同一建物等減算」の適用がない場合は78.1分である一方、「同一建物等減算」の適用がある場合は56.9分と、適用がある場合は、適用がない場合に比べて約3割少なくなっている【図4】。
- 居宅介護支援事業所の収支差率については、「同一建物等減算」の適用がない事業所の収支差率は4.7%、「同一建物等減算」の適用がある事業所の収支差率は6.4%であり、適用がある事業所は、適用がない事業所に比べて顕著に収支差率が良い【図5】。

【図4】居宅介護支援の労働投入時間（利用者1人当たり、10日間）



【図5】居宅介護支援事業所の収支差率



(注) 収支差率については、税引き前収支差率（コロナ補助金・物価高騰対策関連補助金を含み、特別収益・特別損失を除く。）である。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 訪問介護 2. 居宅介護支援

- 訪問介護・居宅介護支援について、点在する利用者宅に個別に訪問する場合（「同一建物等減算」なし）に比べて、併設している住宅型有料老人ホーム等でサービスを集中的に提供する場合は、労働投入時間は少なく抑えられており、収支差率は良い傾向にあることが明らかになった。
- こうしたサービス提供の実態の違いや、それに基づく収支差率の違いを踏まえて、令和9年度介護報酬改定において、住宅型有料老人ホーム等において提供される、訪問介護と居宅介護支援（注）について、介護報酬を適正化すべきである。

(注) 登録制の住宅型有料老人ホームの入居者に対するケアプラン作成等のサービスについては、従来の居宅介護支援に代わって、新たな相談支援類型が令和10年度に導入される予定。

府省名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	項 目	農林水産業環境負荷低減推進費 農林水産業環境負荷低減推進交付金
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：4,612百万円 ほか （参考 令和8年度：574百万円）				調査主体	本省と東海財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）に基づき、環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進する。

### 【調査対象】

#### A. 有機農業転換推進事業 ※

- 事業実施主体 都道府県、市町村又は協議会
- 事業対象者 「国際水準の有機農業」に転換する農業者  
「国際水準の有機農業」に新たに取り組み新規就農者

○補助率 定額 2万円/0.1ha

○事業期間 1年間

（事業の流れ）

- ①事業実施主体は、対象者をとりまとめて交付申請する。
- ②国は、交付金として予算の範囲内で支援する。
- ③対象者は交付金を活用して有機農業へ転換し、継続的に取り組む。
- ④事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度に事業の自己評価を実施し、報告する。



事業を活用して有機農業に取り組む圃場

#### 【成果目標】

事業実施年度の翌々年度において、有機農業に取り組む面積が維持又は拡大されていること

#### （国費の流れ）



※ 都道府県等における事務費の支援メニューを除く。

#### B. 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ※

- 事業実施主体 市町村又は協議会
- 対象の取組 研修会の開催、イベントの開催、商品開発、学校給食への提供 等
- 補助率 定額（機械リースは1/2以内）  
上限 1年目（計画の策定） 1,000万円  
2年目（取組の実践） 800万円

○事業期間 5年間（交付金の対象は最初の2年間）

（事業の流れ）

- ①事業実施主体は、事業1年目に有機農業実施計画を策定・公表し、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことの宣言（オーガニックビレッジ宣言）を行う。
- ②事業実施主体は、事業2年目に有機農業実施計画の実現に向けた取組を実践する。
- ③国は、交付金として予算の範囲内で支援する。
- ④事業実施主体は、事業3年目以降、自走して計画の実現に向けた取組を継続する。
- ⑤事業実施主体は、5年間の有機農業実施計画終了時に、取組を自己評価し、報告する。



有機農業に関する消費者向け研修会

#### （国費の流れ）



※ 都道府県域の事業メニューを除く。

### 【調査の背景】

- みどりの食料システム戦略推進総合対策は、令和4年度に開始された事業であり、これまで、予算執行調査の対象として実態を把握する機会がなかったところである。現在では、事業の実績が一定程度蓄積されており、事業の実態を把握することが可能であると思われる。
- また、行政事業レビューシートにおいて、アウトプット・アウトカムを設定して評価が行われているものの、本総合対策全体として複数の事業にまたがる内容を一括して評価する形となっており、個々の事業を自己点検するものとなっていないことから、今回、詳細な調査を行うこととした。

② 調査の視点

A. 有機農業転換推進事業

1. 事業実施状況の確認について

「国際水準の有機農業」の定義は実施要綱に定められており、それに取り組むことが交付要件とされているものの、現地での確認方法については定められていない。

そのため、確認方法が事業実施主体によって異なり、有機農業に取り組まれていることが必ずしも担保されていないのではないか。

【調査対象年度】 令和5年度～令和7年度  
【調査対象主体数】 145主体

2. 有機農業の単収について

有機農業へ転換することにより、慣行栽培と比較して単収が減少しているのではないかと。

また、その程度は作物ごとに異なるのではないかと。

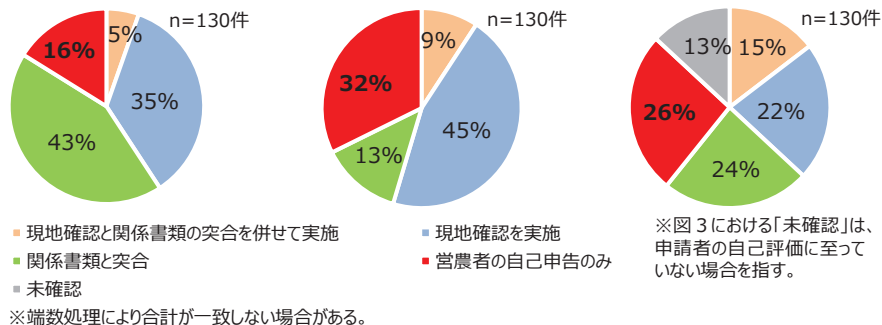
【調査対象年度】 令和5年度～令和7年度  
【調査対象主体数】 145主体

③ 調査結果及びその分析

1. 事業実施状況の確認について

有機農業に取り組むとして、営農者から申請された面積について、事業実施主体においてどのように確認しているか調査したところ、**営農者の自己申告のみとする事業実施主体は16%**であった【図1】。また、申請された面積に対して、実際に有機農業の取組がされているかという点に関しては、**営農者の自己申告に任せている事業実施主体が32%**であった【図2】。さらに、事業の成果目標として、「事業実施の翌々年度に有機農業の面積が維持又は拡大されている」ことの確認が求められているところ、**事業実施主体の26%が営農者の自己申告により判断している**（又はその予定である）ことが分かった【図3】。

【図1】申請面積の確認方法 【図2】有機取組の確認方法 【図3】面積維持の確認方法



2. 有機農業の単収について

各事業実施主体に対して、事業を活用した営農者の品目・単収について調査を行った。

営農者別に見ると、695件の営農者に関して回答があった。このうち、**単収が不明である者(※)は374件であり、全体の半数以上であった**【表1】。

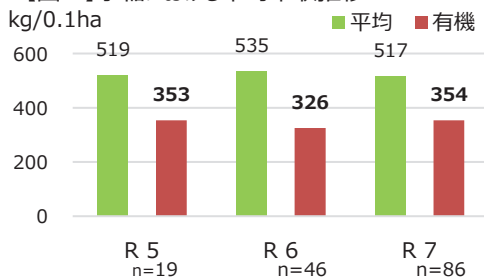
(※) 事業実施年度以降の全ての年度において単収の報告がなかった営農者を指す。

把握された単収のデータに関して、品目ごとに整理すると、**水稻においては、平均に比べて有機の方が30～40%単収が低い結果となった**【図4】。

【表1】事業実施年度別単収不明者

事業実施年度	生産者数(件)	単収不明者(件)	割合
令和5年度	275	162	59%
令和6年度	240	142	59%
令和7年度	180	70	39%
計	695	374	54%

【図4】水稻における平均単収推移



※平均：農林水産省公表の作物統計調査に基づく全国平均

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 事業実施状況の確認について

○調査の結果、各事業実施主体における確認方法が異なり、一部では、申請者の自己申告以上の確認がなされていないことが分かった。

○有機農業の取組面積に応じて経費を支援するという事業の性質上、適切な確認手法について検討を行い、実施要綱において明確化すべきである。

2. 有機農業の単収について

○今回の予算執行調査により、**事業を活用した営農者の半数以上について単収が把握されていないことが判明した**。事業の費用対効果や支援の妥当性が評価できず、**EBPMの観点から事業の点検が行われていない**。

○水稻について、有機農業の取組当初に大きな単収の低下が見られた。**農業者人口が減っていく中で、単収の大きな低下が見られる品目について、有機農業の取組をどの程度まで広げていくべきなのか、農林水産省が掲げるほかの政策目標との整合性も踏まえながら、整理する必要がある**。

○有機農業へ転換した結果、各品目の単収にどのような影響があるか等について十分にデータを収集し、それを踏まえて事業内容を見直すとともに、ほかの有機農業に関する政策にも活かしていくことが重要である。

② 調査の視点

B. 有機農業拠点創出・拡大加速事業

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

実施要綱において、事業実施主体が設定する成果目標に係る、具体的な基準が示されていないため、事業の目的等に照らして、適切な目標設定がなされていない事例があるのではないかと。

【調査対象年度】 令和4年度～令和7年度  
【調査対象主体数】 149主体

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

本事業は、5年間の事業期間のうち、最初の2年間について補助金を交付するものであるところ、事業最終年度における成果目標の達成状況はどうなっているのか。

【調査対象年度】 令和4年度～令和7年度  
【調査対象主体数】 149主体

③ 調査結果及びその分析

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

各事業実施主体で設定した「有機農業実施計画」における成果目標を調査したところ、合計で315件の回答があった。

最多のサンプル数が集まった目標は「有機農業の取組面積」(125件)であったが、**事業初年度の面積からの増加率を整理すると、増加率が10%以下の目標が30件あった【図5】。**

「有機農業実施計画」は事業初年度に策定するものであり、当然、それに盛り込む成果目標は初年度の面積から増加する数値を設定すべきであるが、**増加率が0%以下の目標が11件あった【図5】。**

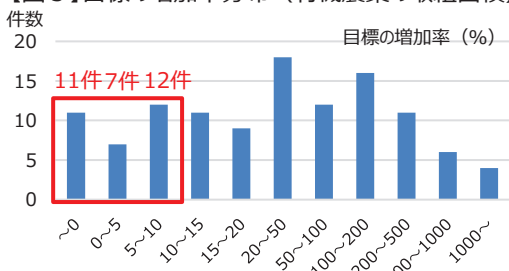
また、個別に目標設定の状況を見ると、主体Jは、面積の増加率は30%であるが、面積の規模は4ha(事業開始時は3ha)となっている【表2】。

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

回答があった313件の成果目標について、事業最終年度(5年目)までに達成する見込みがあるか調査したところ、**54件(17%)の目標について達成する見込みがない**との回答であった【表3】。

同様に、事業実施主体別で見ると、**達成する見込みのない目標が1つ以上存在する事業実施主体は、25主体(21%)に上った【表4】。**

【図5】目標の増加率分布(有機農業の取組面積)



【表2】水稲の面積拡大目標(抜粋)

主体	有機栽培面積		増加率(B/A-1)	全作付面積(慣行栽培含む)(C)	全作付面積に対する有機栽培目標の占有率(B/C)
	事業開始時(A)	目標(B)			
A	159ha	160ha	1%	不明	-
B	72ha	76ha	6%	2,727ha	3%
C	141ha	150ha	6%	9,227ha	2%
D	81ha	91ha	12%	1,888ha	5%
E	88ha	100ha	14%	6,366ha	2%
F	39ha	45ha	15%	5,621ha	1%
G	21ha	24ha	17%	1,719ha	1%
H	8ha	10ha	20%	493ha	2%
I	13ha	17ha	29%	5,203ha	0%
J	3ha	4ha	30%	不明	-
K	210ha	276ha	31%	8,594ha	3%
L	34ha	47ha	38%	1,020ha	5%

※面積は小数点以下の数値を含むため、増加率は見た目上の計算と合わない場合がある。

【表3】目標の達成見込み(指標別)

	回答内容	件	%
313指標中	実績評価前	106	34%
	見込みなし	54	17%
	達成又は達成見込み	153	49%

【表4】目標の達成見込み(主体別)

	回答内容	件	%
119主体中	実績評価前	44	37%
	見込みなし含む	25	21%
	達成又は達成見込み	50	42%

※表3、表4における「実績評価前」とは、指標の設定から期間がなく、達成の見込みについて回答することが困難な場合を指す。

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 「有機農業実施計画」における成果目標の設定について

○一定程度、地域や品目の違いを考慮すべきとはいえ、**面積の増加率が低い目標は見直す**べきである。

○また、**目標拡大の最低条件を設定し、事業実施主体が一定以上の規模拡大に取り組むような仕組みとすべき**である。

○特に、「有機農業実施計画」の策定だけが想定されている**初年度よりも小さい面積の目標が設定されることがないようにすべき**である。

○地域ぐるみで有機農業を推進することを支援するという本事業の趣旨を踏まえれば、**面積の規模についても、適切な下限を設ける**べきである。

○加えて、調査結果で分析した「有機農業の取組面積」に限らず、**その他の目標設定についても同様に精査の上、見直しを検討**すべきである。

4. 「有機農業実施計画」における成果目標の達成状況について

○**成果目標の進捗や達成状況が不十分な事業実施主体については、農林水産省が継続的にフォローするとともに、その状況が解消するまでの間は、関連事業に申請できない等の仕組みを導入**するなど、**事業効果を確実に発揮させることが必要**である。

○また、本事業のKPIの目標年度である**令和12年度以降について、今回の指摘も踏まえながら、本事業の在り方について検討**することが必要である。

府省名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	項目	国産農産物生産基盤強化等対策費
						目	水田活用直接支払交付金
調査対象予算額		令和6年度：290,300百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：261,000百万円の内数)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 産地交付金は、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組への支援であり、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）が「水田収益力強化ビジョン」を策定し、独自に助成内容を設定する【図1】。
- 助成内容は、①地域における水田農業経営の課題に対応し、**収益力向上に資する取組に対する助成**とすること、②経営所得安定対策等の趣旨を損なうような助成としないこと、③主食用米等に対する助成は行わないこと等のルールに則して設定する。

### <水田収益力強化ビジョン>

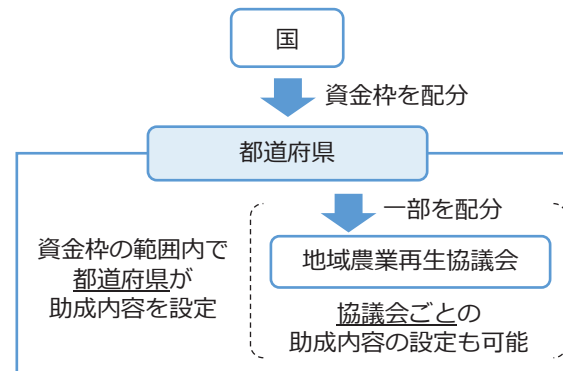
都道府県・協議会それぞれの段階で内容を取りまとめて公表。

- 主な規定項目
  - ・ 地域における作物の作付状況、地域が抱える課題
  - ・ **高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標**
  - ・ 作物ごとの取組方針、作付予定面積
  - ・ 課題解決に向けた取組及び目標（**目標期間は3年以内**）
  - ・ **産地交付金の活用方法の概要（対象作物、交付単価、要件等）**等

#### （参考）産地交付金の活用例

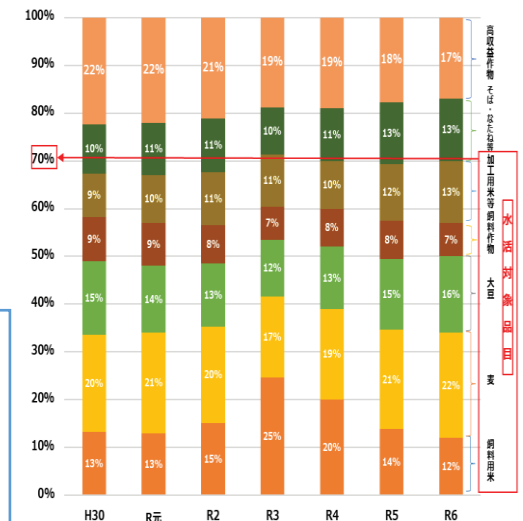
- ・ 露地園芸作物の生産支援：1万円/0.1ha
- ・ 加工用米の生産支援：1.5万円/0.1ha（生産性向上の取組を実施）
- ・ 麦豆の生産支援：2万円/0.1ha（低コスト生産の取組を実施）

【図1】産地交付金の仕組み



(※) 都道府県・協議会の双方から助成を受けることが可能

【図2】産地交付金の作物別の交付実績



### 【調査の背景】

- 作物別の交付実績を見ると、高収益作物への交付割合が減少傾向にある一方、**その多くが水田活用直接支払交付金（以下「水活」という。）の交付対象である飼料用米や麦・大豆等に交付されている【図2】**。当該事業の政策目的を踏まえれば、飼料用米や麦・大豆等については、**収益力向上に資する要件**（生産性向上や付加価値向上など）を適切に設定する必要がある。
- また、国から都道府県に対する資金枠の配分ルールが明確化されておらず、具体的な配分状況も示されていない等、**当該事業の運用について、透明性が確保されていない**。
- こうした中、各地域において、政策目的に照らして適切に対象作物・交付単価・要件が設定されているか、資金枠は適切に配分されているか等の実態を把握し、**令和9年度からの水田政策の見直し（※）に合わせて、収益力向上の観点から見直しを行うこと**を目的に本調査を実施した。

(※) 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、産地交付金を含めた水田政策について、令和9年度から根本的に見直し、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとされている。

② 調査の視点

【調査対象年度】 令和2年度～令和6年度  
 【調査対象先数】 ・都道府県：47先

1. 助成内容の設定状況、PDCAサイクル

- ・「収益力向上に資する取組」に対する助成が求められているが、各助成内容は生産性向上や付加価値向上といった要件を適切に課しているか。
- ・取組の目標期間は3年以内とされているところだが、助成内容が適時適切に見直されているか。
- ・上記見直しに当たり、PDCAサイクルを回し、現行の助成内容が収益力向上という政策目的をどの程度達成できているか、定量的な目標を設定し、毎年検証する仕組みとなっているか。

2. 資金枠の配分ルール・配分状況

- ・国から都道府県への資金枠の配分方法及び配分状況はどのようになっているか。
- ・都道府県内の配分方法及び配分状況はどのようになっているか。透明性が確保されるような仕組みとなっているか。

③ 調査結果及びその分析

1. 助成内容の設定状況、PDCAサイクル

- 各都道府県が定める産地交付金の助成内容について、助成を受けるための具体的な要件を、①収益力向上に資するもの（生産性向上、付加価値向上、生産コストの低減）、②作付けのみを求めるものに分けた結果は【表1】のとおりである。
- 令和6年度においては、「土地生産性」、「労働生産性」、「付加価値」及び「生産コスト」を要件としている割合は219件（40%）、作付け（作付面積の拡大等を含む）のみを求めるものうち、高収益作物等は126件（23%）と、概ね収益力向上に資する適切な要件が設定されているものが多かった。
- 他方で、高収益作物等に該当しないにもかかわらず、「作付け」のみを要件としているものは107件（20%）となっている。麦・大豆等については、主食用米以外への転作助成を行う水活が交付されており、国からの補助金がなければ十分な所得を得ることができない状況である【図3】。
- こうした収益構造の麦・大豆等について、単純な作付けのみをもって産地交付金の助成を行ったとしても、「収益力向上に資する取組」とは言い難いと考えられる。

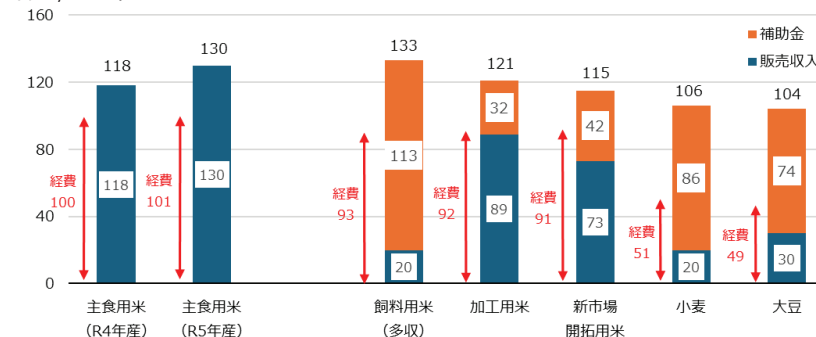
【表1】産地交付金の助成を受けるための要件（令和6年度）

要件 (件数)	要件 (件数)								
	土地生産性	労働生産性	付加価値	生産コスト	作付け (作付面積の拡大等を含む)			その他	
					高収益作物	地力増進作物	麦・大豆等		
545	104 (19%)	32 (6%)	35 (6%)	48 (9%)	233 (43%)	110 (20%)	16 (3%)	107 (20%)	93 (17%)

収益力向上に資するもの  
219件 (40%)

高収益作物等の作付けを求めるもの  
126件 (23%)

【図3】令和6年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (千円/0.1ha)



(出所) 経営所得安定対策等の概要 (令和6年度版)

③ 調査結果及びその分析

(2) 産地交付金の助成内容の見直し状況

- 各都道府県における対象作物・交付単価・要件の見直し状況は【図4】のとおりである。「3年以上、対象作物・交付単価・要件が変わっていない」が146件(28%)、このうち「5年以上、対象作物・交付単価・要件が変わっていない」が62件(12%)であった。
- また、単価の増減はあれど、「3年以上、対象作物・要件が変わっていない」が375件(72%)、このうち「5年以上、対象作物・要件が変わっていない」が177件(34%)であった。
- 取組の目標期間が3年以内となっている中、各都道府県において、産地交付金の助成内容が**収益力向上につながっているか**といった観点から適切に見直されることなく**取組が固着化し**、長年に亘って継続されているおそれがあると考えられる。

(3) PDCAの取組状況

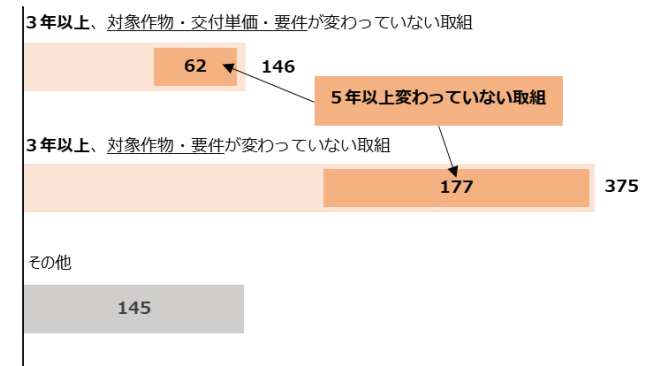
- 各都道府県において設定されている収益力向上に資する要件は、例えば、多収品種の作付け、直播栽培の導入、スマート農機具の導入、肥料・農薬の低減などが挙げられるが、こうした取組を行った結果、**実際に収益力が向上したか**、**定量的に検証するPDCAサイクルを回していくことが重要**である。
- 各都道府県(産地交付金が配分されていない東京都を除く)のうち44県(96%)がPDCAに取り組んでいるとしているが、500件を超える助成内容の**KPI(達成目標)**について、収益力向上を定量的に検証可能な指標(単収、労働時間及び生産コスト)が設定されているのはわずか50件(9%)である。**多く(388件(73%))は「作付面積」がKPIとして設定されていることから、助成内容が真に収益力向上につながる結果となったか、定量的に検証することができているとは言い難い**と考えられる【図5】。
- なお、農林水産省は各都道府県・協議会におけるPDCAの取組を推進するため、「産地交付金目標達成状況チェックシート」を作成・展開しているが、同シートを実際に活用しているのは26県(57%)と、多くの県は独自にPDCAに取り組んでいる状況であった。

2. 資金枠の配分ルール・配分状況

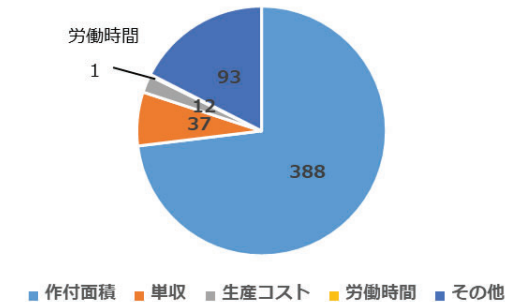
(1) 国から都道府県への資金枠の配分状況

- 産地交付金の実施要綱において、国から都道府県への資金枠の配分ルールは特段明記されていないが、農林水産省によれば「これまでの作付転換の実績等に基づき配分を行っている」とのことであり、実際に、**各都道府県の産地交付金額と飼料用米や麦・大豆等の作付面積(主食用米からの転作面積)の間には一定の相関が認められる**【図6】。
- 都道府県への配分状況を見ると、上位10県に5割強が集中しており、直近5年間で見てこうした状況は変わっていない。また、**上位10県の顔ぶれもほぼ変わっておらず、それぞれの配分割合も概ね同程度と、各都道府県への配分が固着化している**と考えられる。

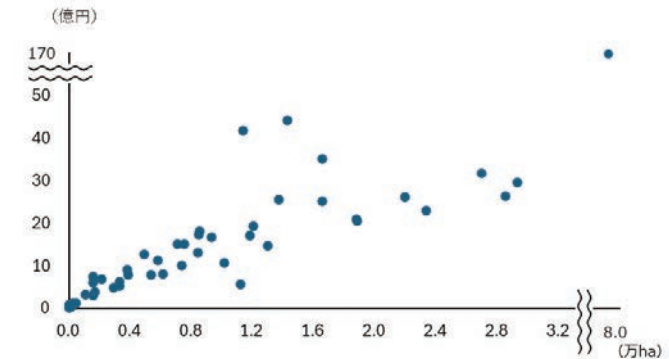
【図4】 助成内容の見直し状況(令和6年度)(n=520件)



【図5】 達成目標(令和6年度)(n=531件)



【図6】 都道府県別の産地交付金額と転作面積(令和6年度)



③ 調査結果及びその分析

(2) 都道府県内における都道府県・協議会への資金枠の配分状況

- 都道府県内における都道府県と協議会の配分割合は、令和6年度で**都道府県分が48%・協議会分が52%**と概ね同程度となっており、**直近5年間で大きな変化はなかった【表2】**。地域別に見ると、例えば、東北は都道府県分：20%・協議会分：80%、関東は都道府県分：50%・協議会分：50%、九州は都道府県分：42%・協議会分：58%と、**配分割合には地域差**があった。
- 都道府県内の配分割合を決めるに当たり、**32県(70%)が配分基準を明文化**しており、うち**28県(61%)が当該文書を協議会に展開**していた。なお、具体的な配分基準として挙げられていたのは、「産地交付金の交付対象面積」や「飼料用米や麦・大豆等の作付面積」などであった。
- 都道府県（産地交付金が配分されていない東京都及び協議会に配分を行っていない6県を除く）のうち、協議会における「産地交付金の活用状況を把握・確認している」のが29県(73%)である一方、「特段把握・確認していない」のが11県(28%)であり、**協議会の自主性に委ねる都道府県も一定程度存在**していた。都道府県からは、**都道府県と協議会で助成内容(品目・要件)に重複が見られる場合も一定程度あるが**、「そもそも差別化する必要がない」、「事前の調整が困難」との意見があった。このほか、国の補助金に依存しない都道府県の単独事業として、産地交付金とは別に（あるいは上乘せる形で）、作付面積の拡大支援等を行っている都道府県が8県あった。

(3) 都道府県から見た執行上の課題

- 各都道府県からは、執行上の課題として「事務負担の軽減や制度の簡素化」に関する要望が多くあった。このほか、「資金枠の配分ルールに関する基準を国が示すべき」又は「全国の産地交付金の取組状況などを国がまとめて全国に情報共有すべき」などの要望があった。

【表2】資金枠の配分割合（n=46県、東京都は配分なし）

年度	国から都道府県への配分割合 (46道府県の平均)	
	うち都道府県分	うち協議会分
令和2年度	44%	56%
～	～	～
令和6年度	48%	52%

都道府県からの主な意見

- ✓ 支払手続・実績報告・現地確認などが複雑化しており、市町村や協議会の負担が大きいため、事務負担の軽減や制度の簡素化をすべき
- ✓ 各都道府県への交付金の配分基準を国が示すべき
- ✓ 全国データや取組事例の共有、交付額の可視化等、国主導で情報共有を行うべき
- ✓ 特色ある産地の維持には、継続的な支援が必要であり、配分額を維持してほしい

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 助成内容の設定状況、PDCAサイクル

- 産地交付金は、「**収益力向上に資する取組**」に対する**助成とする必要**があり、特に、**飼料用米や麦・大豆等については**、単純な作付けではなく、「**生産性向上**」や「**付加価値向上**」といった**収益力向上の要件を必ず設定**すべきである。また、取組の目標期間が3年以内となっている中、助成内容の見直しが長年行われておらず、取組が固着化している地域も見られた。各経営体の収益力を向上させ、補助金に依存することなく自立的な経営を目指すためにも、**取組の定着度合いなどに応じて、助成内容を適時適切に見直す**べきである。
- 見直しに当たっては、**毎年、PDCAサイクルを回して検証することが重要**であり、現在、農林水産省が作成・展開しているチェックシート等を要綱などで規定し、**PDCAの取組を制度化**すべきである。その際、KPIについては、単に「**作付面積**」とするのではなく、**収益力向上を定量的に検証可能な指標とすべき**である。その上で、**PDCAの検証結果を公表**すべきである。また、**都道府県は協議会の取組状況(PDCAの検証結果を含む)を確認し、適切な是正指導を行うとともに、農林水産省は一定期間ごとに、全国の都道府県・協議会に対する調査・検証を行い、その結果を公表**すべきである。

2. 資金枠の配分ルール・配分状況

- 制度の透明性を確保するため、**国から都道府県への配分ルールを要綱等で明確化**するとともに、それに基づき、**毎年、各都道府県への交付額を適切に見直し**していくべきである。その際、**配分ルールについては**、令和9年度からの水田政策の見直しが作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することも踏まえ、**収益力向上に基づくものとした上で、KPIの達成状況を考慮したもの**とすべきである（現状、産地交付金は予算額の全額が配分されているが、例えば、**生産性向上や付加価値向上といったKPIの達成状況に応じて、各都道府県に交付**することも一案ではないかと考える）。

府省名	農林水産省	組織	林野庁	会計	一般会計	項	山林施設災害復旧事業費
						目	林業用施設等災害復旧費
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：9,796百万円の内数（ほか （参考 令和8年度：2,013百万円の内数）				調査主体	本省調査

## ① 調査事業の概要

### 【事業の概要】

- 暴風、豪雨等の異常な天然現象等により被災した、国有林林道施設等の災害復旧を行う事業である。
- 林道施設等災害復旧事業の主な実施基準
  - ・ 利用区域（造林事業、生産事業等）森林面積が50ha以上
  - ・ 一被災箇所当たりの復旧額が2百万円以上
  - ・ 災害の原因が暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生じた被害であること
  - ・ 原形に復旧する必要があると認められること（原形復旧が著しく困難又は不適當な場合で効用を回復するのに必要な措置を含む）等

【表1】 国有林林道施設災害復旧事業費推移

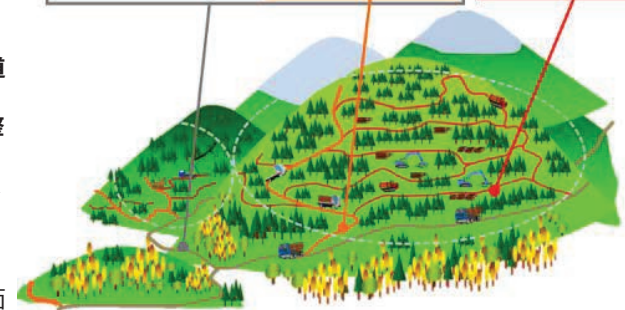
（単位：百万円）

年度	被害額		決定額	
	箇所数	被害額	箇所数	決定額
令和5年	1,396	7,460	188	6,546
令和6年	1,591	13,122	307	12,625
令和7年	656	10,052	208	9,893

- 林道工事は、重要な水源地域等に存する国有林の森林整備や木材の搬出などに利用される道を整備する工事である。林道工事の種類には、林道を開設する新設工事、既存の林道の機能強化を行う改良工事、豪雨等により被災した林道の機能を復旧する災害復旧工事がある。いずれの工事においても地形の改変を最小限とし、木材を利用するなど環境に配慮して実施しているため、林道の整備は低コストだが、豪雨等による被災リスクは高い。その中でも、林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を横断する箇所では被災が多くみられ、被災原因の多くは暗きよ呑口の閉塞に起因する。そのため、復旧に当たって暗きよ呑口付近の状況や復旧後の状況等を調査し、再度災害防止の観点が適切に踏まえているかについて調査を行う。また、災害復旧事業は、原則として被災した施設を原型に復旧することを基本とするが、費用が原形復旧よりも安価である場合は他の工法を選択できる。当該箇所における復旧工法は、暗きよ、開きよ、洗越工が考えられるが、多くの箇所では暗きよの再設置による工法が選択されており、他の工法が考えられないか調査分析を行う。

○林道等  
 森林の整備・保全を適切に実施するとともに、林業の生産、流通の効率化を図るため、路網の整備が行われており、路網を構成する道は、トラック等が走行する「林道」及び「林業専用道」と、主として林業用の機械が走行する「森林作業道」に区分される。  
 ※林道施設等災害復旧事業の対象は、「林道」及び「林業専用道」。  
 同事業の対象の国有林林道（林業専用道含む）は、13,667路線、総延長46,507km。

<p><b>林道</b>                  森林施業の実施に必要な路網の骨格となり、一部は一般車にも利用される道</p> 	<p><b>林業専用道</b>                  主に森林施業に利用し、10ト積トラック等の走行を考慮した道</p> 	<p><b>森林作業道</b>                  フォワーダ等の林業機械の走行を想定した森林施業用の道</p> 
---	---	--



②調査の視点

1. 林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を横断する箇所の  
 (1) 被災原因と  
 (2) 暗きよ呑口部に不安定土砂等がある場合において想定される対応について

【調査対象年度】  
 令和6年度及び令和7年度

【調査対象先数及び件数】  
 森林管理局 7先  
 令和6年災 76箇所  
 令和7年災 55箇所  
 計 131箇所

(参考) 不安定土砂とは  
 溪床部に不安定な状態で堆積している土砂のことをいう。



③調査結果及びその分析

1. 林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を横断する箇所の  
 (1) 被災原因と  
 (2) 暗きよ呑口部に不安定土砂等がある場合において想定される対応について

(1) 当該箇所の被災要因（推定を含む）

- ・暗きよ呑口が埋塞し、流水が林道を越水するとともに路肩を洗掘し林道が崩壊：117箇所（89%）
- ・林道上を流下した路面水が集中したことにより盛土部分の路肩が崩壊：4箇所（3%）
- ・多量の降雨により盛土部分の含水率が飽和状態となったことにより路肩が崩壊：4箇所（3%）
- ・暗きよの排水機能を超える異常増水により、路体が流出：2箇所（2%）
- ・その他（林道上部の大規模な法面崩落に伴う路体の崩壊等）：3箇所（2%）

調査箇所は地形や暗きよの形状の関係から暗きよ呑口付近に流木や土砂が堆積しやすく、調査した箇所における被災要因の89%は、暗きよ呑口の閉塞に起因するものであり、暗きよを再設置し復旧する際は、再度災害防止の観点から暗きよ呑口への対応が重要である。

(2) 暗きよ呑口部に不安定土砂等がある場合において想定される対応  
 復旧工法検討時の暗きよ呑口付近の不安定土砂の有無と不安定土砂がある場合に想定される対応について調査を行った。

【表2】復旧工法検討時の暗きよ呑口付近の不安定土砂の有無

	6年災	7年災	合計
不安定土砂:有	52	38	90
想定される対応			
土砂止工等	9	18	27
流木除け工	3	0	3
不安定土砂撤去工	40	20	60
不安定土砂:無	24	17	41
合計	76	55	131

不安定土砂等は、次期降雨等により流出する可能性が高いものであり、復旧後に再度呑口を閉塞させ被災するおそれがある。

不安定土砂等が確認された箇所90箇所のうち不安定土砂撤去工が想定される60箇所は、復旧工事実施時に併せて土砂の撤去が行われる見込みであるが、土砂止工等及び流木除け工が想定される箇所は、いずれも復旧図面上ではこれらの工事の見込みが確認できなかった【表2】。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を横断する箇所の  
 (1) 被災原因と  
 (2) 暗きよ呑口部に不安定土砂等がある場合において想定される対応について

復旧計画の検討を行う際、暗きよ呑口付近やその背後に不安定土砂が確認され、次期出水で流出するおそれがある場合は、再度災害防止の観点から林道技術基準に基づき土砂止工等の検討を行う等、必要に応じた対応を行うべきである。

土砂止工の例



(参考)  
 ○暗きよ・呑口とは  
 水を流す管を地下に設け、外から見えないようになっている水路を「暗きよ」、水が流れ込む側を「呑口」という。  
 例：暗きよ呑口に土砂や流木の流れ込みを防ぐ「呑口保護工」設置例



②調査の視点

(3) 過去に災害復旧事業を実施した箇所の暗きよ呑口付近の状況について

【調査対象年度】  
特定の年度を対象としたものではない  
※調査時点（令和8年4月）での以下の対象箇所を調査

【調査対象先数及び件数】  
森林管理局 7先

工事完了3か年以内 34箇所  
工事完了4～7か年以内 22箇所  
工事完了から経過年数不明 50箇所  
計 106箇所

洗越工による箇所 3箇所

(参考)

○開きよのイメージ



○洗越工のイメージ



③調査結果及びその分析

(3) 過去に災害復旧事業を実施した箇所の暗きよ呑口付近の状況について

過去に災害復旧事業等を実施し工事が完了した106箇所の暗きよ呑口付近の状況について調査を行った。

【表3】過去に災害復旧事業等を実施し工事が完了した106箇所の暗きよ呑口付近の状況

呑口付近の状況	件数
異常なし	33
呑口付近異常なし、呑口保護工に土砂等が堆積	14
土砂・流木等が少量堆積～4割程度堆積	46
土砂・流木等が5割程度堆積～8割程度堆積	11
土砂・流木等により呑口埋塞	2
合計	106
洗越工による箇所、堆積なし	3

呑口が閉塞している2箇所及び5～8割程度堆積している11箇所の計13箇所は、次期出水により被災リスクが高くなっていることが想定され、速やかに土砂等の除去を行う必要がある箇所である。他の93（異常なし～4割程度堆積）箇所も適切な維持管理を行い続ける必要がある【表3】。

※林道の維持管理のうち、暗きよ呑口付近で堆積している土砂や流木等の除去については、簡易な場合を除いて大部分を外部委託により実施している。

また、106箇所の他に開きよ及び洗越工による工事が完了している3箇所についても調査を行ったところ洗越工の背後（山側）では土砂等は確認されなかった。

○開きよや洗越工のメリット

- ・再度同様の出水があった場合、流水や土砂等は林道上をそのまま流れることになり林道が損壊するリスクが減少する（土砂等が林道に残った場合排除するのみ）
- ・点検は目視で路面等を確認するだけで済み、洗越工部分に土砂の流出がなければ特段対応は不要のため、維持管理が容易となる。（将来の更なる人口減少にも対応）等

○開きよや洗越工のデメリット

- ・洗越工は路面上を流水が流れるため、未舗装箇所はコンクリートで舗装する必要があり、費用が増加する。
- ・洗越工は凹型の路面形状となるため車両の走行性が劣る。等

④今後の改善点・検討の方向性

(3) 過去に災害復旧事業を実施した箇所の暗きよ呑口付近の状況について

今回調査した106箇所は復旧工事完了後の箇所であり、完了後の出水により暗きよ呑口付近に土砂・流木等が流れ込んだものである。

土砂・流木等の流れ込む量は箇所によって異なるものの約7割の箇所で確認され、加えて暗きよ呑口付近に土砂・流木等が多く堆積している13箇所は、水の流れが緩やかな箇所や出水時以外の時は水量が少ない箇所であり、維持管理を頻繁に行う必要がある。

また、点検は車両に乗車して目視で行い異常があれば降車し確認しているが、暗きよが設置されている箇所では林道下部に設置されている呑口部分まで降りて直接確認する必要があり、開きよや洗越工と比較して手間が掛かる。

そのため維持管理も考慮した復旧工法も検討すべきである。

② 調査の視点

2. 復旧工法について

(1) 復旧工法と他の工法の検討

【調査対象年度】

令和6年度及び令和7年度

【調査対象先数及び件数】

森林管理局 7先  
 令和6年災 76箇所  
 令和7年災 55箇所  
 計 131箇所

(2) 原形復旧以外の工法が考えられる箇所数及び経済比較

暗きょ工 (原形復旧)



洗越工



路面の形状

③ 調査結果及びその分析

2. 復旧工法について

(1) 復旧工法と他の工法の検討

林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を通過する箇所では、開きよ、暗きよ、洗越工による工法が考えられるが、131箇所の復旧工法は表4のとおりであった。

【表4】暗きよが設置されていた林道の復旧工法

復旧工法等	6年災	7年災	合計
暗きよ工 → 暗きよ工 (原形復旧)	74	49	123
暗きよ工 → 開きよにより復旧	2	5	7
暗きよ工 → 洗越工により復旧	0	1	1
合計	76	55	131

原形復旧123箇所のうち開きよや洗越工での復旧の可能性を検討したところ、34箇所で見ることが分かった。

(2) 原形復旧以外の工法が考えられる箇所数及び経済比較

○開きよや洗越工で復旧の可能性のある34箇所のうち11箇所で見開きよや洗越工の工事費を試算し経済比較を実施したところ、10箇所で見開きよ又は洗越工による復旧の方が安価となる試算結果となった。

○具体的な比較検討は次のとおりである。（事業費は千円単位）

【表5】34か所の暗きよ工の工事費（実費）と洗越工の工事費（試算）のサンプル

暗渠工復旧計画	数量	単位	事業費
土工	579	m3	929
路盤工 (砕石)	13	m3	247
コンクリート擁壁工	111	m3	7,913
排水構造物工 (BOX,土砂止工)	7	m	1,715
構造物撤去工	1	式	12
仮設工	1	式	860
直接工事費計			11,676
間接工事費計			7,291
工事価格計			22,891

洗越工復旧計画	数量	単位	事業費
土工	476	m3	839
コンクリート路面工	8	m3	552
コンクリート擁壁工	76	m3	5,430
排水構造物工 (土砂止工,流末工)	1	式	363
構造物撤去工	1	式	12
仮設工	1	式	817
直接工事費計			8,013
間接工事費計			5,189
工事価格計			16,036

○工事費が安価となった10箇所の工事費合計

・原形復旧 517百万円

・試算額 440百万円

差引き△78百万円 (△15%)  
 ※差引き幅の多い2箇所を除くと△23百万円 (△6%)

④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 復旧工法について

(1) 復旧工法と他の工法の検討

(2) 原形復旧以外の工法が考えられる箇所数及び経済比較

災害復旧は原形復旧が原則であるが、原形復旧不適当として原形復旧によらない安価な工法を選択することができる。

林道が沢（溪流や降雨時水が集まりやすい箇所）を横断する箇所が被災した際は、再度災害防止の観点から踏まえた原形復旧による工法に加え、開きよや洗越工も検討し、経済比較を行った上で安価な工法を選択すべきである。

加えて、国有林林道については、他の公共土木施設と比較して用地に関する制限が少ないという特殊性を踏まえ、工法検討に当たっては、林道の線型等の変更も含め様々な検討を行い、適切な工法を選択すべきである。

今回の調査で、単に開きよや洗越工の工法が可能であるケースや林道の線型を変えれば開きよや洗越工の工法が可能となるケースが確認された。それらのケースでは費用が原形復旧を上回るケースであるものの維持管理費用や再び暗きよの閉塞に伴う再度被災リスクを考慮すると、長期的には災害に強く費用が安価で済むと想定される箇所でもあった。

気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化（被災リスクの増大）、人口減少に伴う維持管理の効率化の課題も踏まえ、長期的に見ると安価で済む事業の検討・実証を行い有効性の検証を行うべきである。

府省名	農林水産省	組織	水産庁	会計	一般会計	項	水産業強化対策費
						目	水産業強化対策整備交付金 水産業強化対策推進交付金
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 6,772百万円 ほか (参考 令和8年度 : 1,752百万円)				調査主体	本省と北陸財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

### 【事業の概要】

- 地域水産業再生委員会(漁協・市町村等)では、地域の漁業者の所得が5年間で1割以上アップすることを目標とし、それを実現するための収入向上・コスト削減の取組や、漁村の活性化につながる幅広い取組について各地域で整理しプランとしてまとめた「浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)」を作成している。
- 浜の活力再生・成長促進交付金等(以下「本事業」という。)は浜プラン等の着実な推進を図るため、**共同利用施設の整備等の取組**を支援している。



荷さばき施設

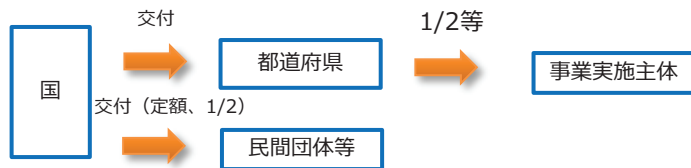


種苗生産施設



鮮度保持施設

### 【事業の流れ】



(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

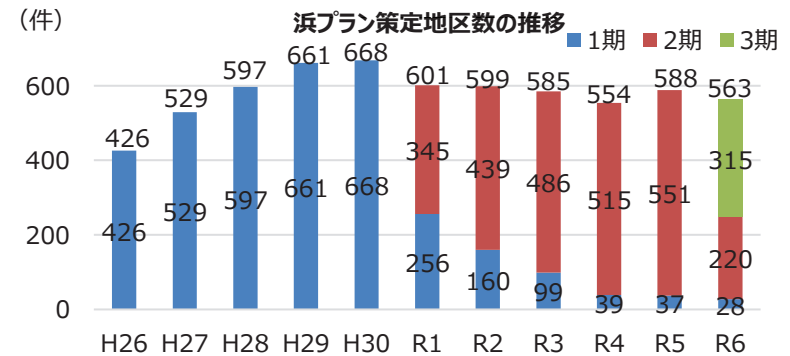
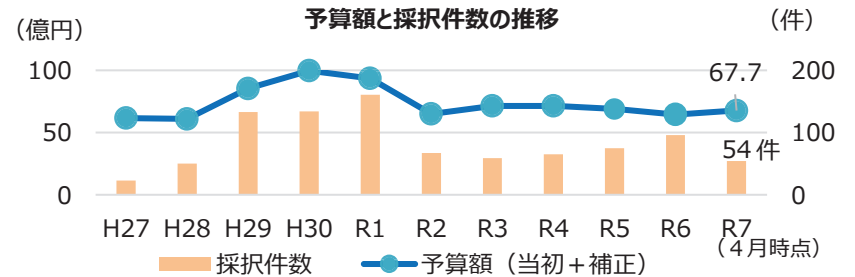
### 【前回の調査結果(令和元年度)の概要】

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 浜プランの策定時に、事業による効果を適切に検証できる仕組みの導入を検討すべきである。
2. 交付金で整備した施設の稼働状況や費用対効果等を毎年フォローアップできる仕組みを構築すべきである。

#### 反映の内容等

1. 浜プランの策定時に、所得目標に加え、本事業による効果を適切に検証できる仕組みとして**所得目標以外の成果目標(サブ指標)**を設定することとした。
2. 成果目標の目標年度の翌年度に実施する事後評価に加え、評価年度に達していない施設についても、**毎年度その達成状況などを報告するよう指導**した。



② 調査の視点

漁業所得向上目標の達成状況について

【調査対象年度】平成27年度～令和7年度  
 【調査対象数】対象数：488件（回答事業数：479件）

浜プランは漁業者等による創意工夫により漁業所得向上を目指す取組となるが、前回の予算執行調査においては、漁業所得向上目標の達成状況が不十分であり、本事業による効果検証ができる仕組みが必要との指摘を行ったところである。これらを踏まえ、以下の視点から本事業を調査・検証した。

(1) 前回調査からの改善状況

漁業所得向上目標の達成状況は改善しているか。本事業に基づき整備した施設が計画どおり稼働しているか。

(2) 水産業・漁港を取り巻く環境変化への対応

漁業者数の減少や海洋環境変化等による漁獲の減少が見られる中、漁港機能や漁業所得の改善等の観点から、漁港の再編統合の検討や都道府県が策定する漁港整備計画を踏まえた取組の実施が適切に進められているか。

(3) PDCAの実施

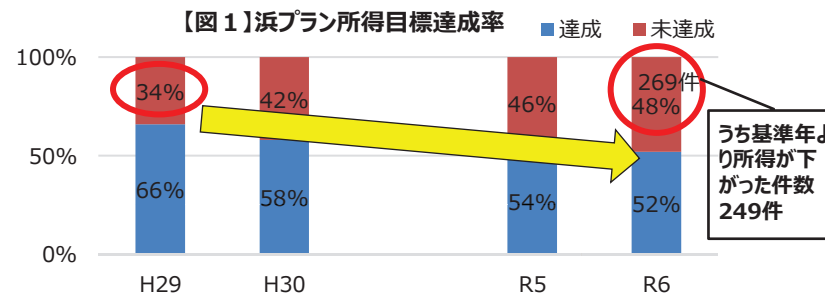
取組の実効性を担保するため、施設整備の効果検証のためのサブ指標の設定が適切になされているか。

③ 調査結果及びその分析

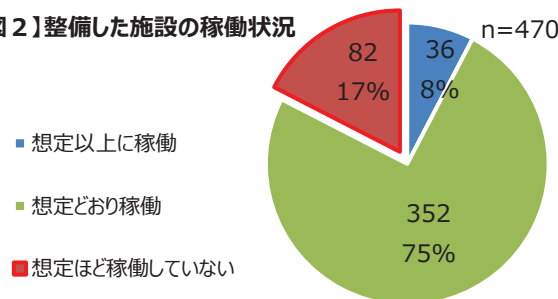
漁業所得向上目標の達成状況について

(1) 前回調査からの改善状況

- 漁業所得向上目標の達成状況は、半数が未達成（令和6年度：48%）であり、本事業開始当初（平成29年度：34%）と比べると、全体としてはむしろ悪化していた【図1】。  
 さらには、所得目標未達成の浜プランのうち93%は、浜プラン策定当初より所得が下がっていた。  
 （令和6年度末に目標未達成269件、うち基準年より所得が減少249件）
- 本事業に基づき整備した施設の稼働状況を調査したところ、約8割の施設（388施設）では、計画水準の稼働が確認されているものの、82施設では想定を下回る稼働状況であった【図2】。  
 さらに、うち12施設は、一部を含め施設が稼働していない（遊休化している）状況であった【図3】。



【図2】整備した施設の稼働状況



【図3】遊休化している施設例



③ 調査結果及びその分析

(2) 水産業・漁港を取り巻く環境変化への対応

① 海洋環境変化の影響

- 遊休化施設（12施設）の要因を確認したところ、高水温などの海洋環境の変化に伴う主要魚種の漁獲量減少や予定していた漁獲魚種の魚体の変化を主たる理由としている【図4】。  
 なお、想定以下の稼働となった施設（82施設）においても、海洋環境の変化に伴う漁獲量減少を主たる原因として分析されていた【図5】。
- また、水産庁においては、事業採択時において、海洋環境の変化を踏まえた各魚種の漁獲状況の推移を審査項目に入れていないほか、各都道府県においても当該県内の各魚種の漁獲状況の推移を確認することとしていない状況であった。
- こうした事態の背景には、**各事業体の事業計画策定時における足下の海洋環境の変化に対する見込みの甘さ**に加え、**水産庁における事業採択の事前審査が不十分**であったことが要因であると考えられる。
- 他方で、計画時の想定を下回る稼働となった施設において、**他の地域と連携し同様の施設との機能集約の上、当該施設の新たな利活用により、海洋環境変化への対応**を図っている事例（※）も確認された。

（※）【他の施設との機能集約・新たな利活用により施設の有効活用が図られた事例】

海洋環境の変化により、さけのふ化放流の回帰率が僅少となり、水揚げ減少による種卵の慢性的な不足のため、ふ化場等が計画どおり稼働できない状況。そこで、当該漁協では、他の地域と連携し同様の施設との一定の機能集約を図った上で、当該施設をさけのふ化場として利用しながら、同時にトラウトサーモン養殖の種苗生産施設としても有効活用する取組を行っている。

② 再編統合の検討等

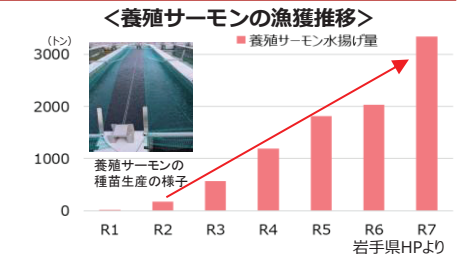
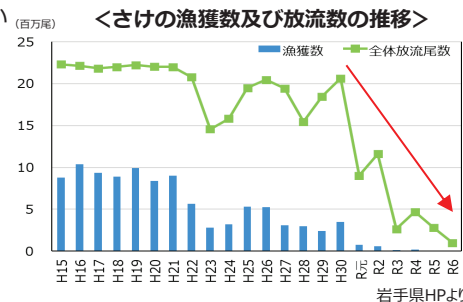
- **漁港の施設整備は、上記のとおり海洋環境の変化に伴う魚種の変化や、各浜の漁業者の急減等を踏まえる必要がある。**漁港機能や漁業所得の改善等に向けては、**再編統合の検討**や都道府県が策定する**漁港整備計画を踏まえた取組の実施が課題**となっている。
- 今般の調査では、再編統合を進める動き（40施設）が出始めており、特に30件の事業体において、事業計画書提出の段階から再編統合を計画していた。こうした中には、施設を統合する拠点化を行った事例もあり、広範囲で集約化を図っているものも確認された。
- しかしながら、**7割超の事業体で近隣との再編統合の検討が行われておらず**【図6】、都道府県が策定する**漁港整備計画との関連付けも半数超の事業体が意識していない実態**が明らかとなった。
- こうしたことを踏まえると、本事業の審査においても、再編統合の検討状況や漁港整備計画との関連付けについて確認することで、将来的にもより効率的、効果的な施設整備を図ることができるのではないか。

【図4】 遊休化している施設の主な要因

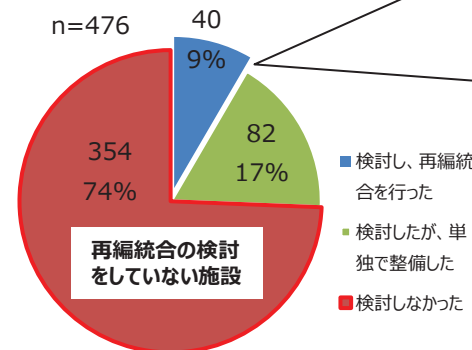
さけの漁獲量が予定を下回ったため、さけのふ化場の稼働時間が減少	4件
主要魚種の漁獲量が予定を下回ったため、冷凍冷蔵施設等の稼働時間が減少	2件
漁獲魚種の魚体幅が予定を上回ったため、魚体選別機の稼働時間が減少	1件

【図5】 稼働しているものの当初予定よりも稼働が低下している施設の主な要因

海洋環境の変化に伴い主要魚種の漁獲量が予定を下回ったため、導入機器等の稼働時間が減少	17件
海水温の上昇に伴い養殖の生産数が減少したため、導入機器等の稼働時間が減少	17件
燃油や漁業用資材等の高騰に伴い導入機器等の稼働時間が減少	7件
漁業者や漁船が減少したため、導入機器等の稼働時間が減少	6件



【図6】再編統合の検討状況



【再編統合の事例】

- ・放流用地場産アユ種苗の生産能力の増強及び安定供給を図るため、県内の種苗生産施設を2か所から1か所に集約し、拠点化を行った。
- ・同一漁協の2漁港における鮮度保持用水の不足を補うため、製氷貯氷施設を1つの漁港に整備し、もう一方には運搬することで、効率的な施設整備を行った。
- ・取扱量の増加等を目的に荷さばき所の増改築を行い、産地市場を2か所から1か所に集約し、再編統合を行った。

③ 調査結果及びその分析

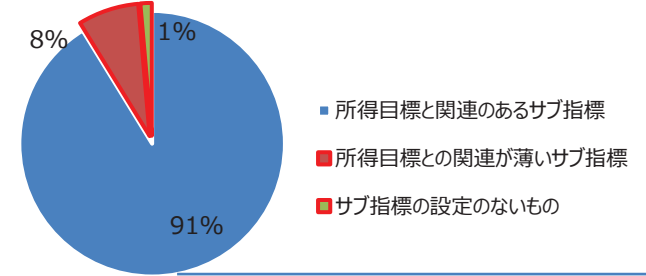
(3) PDCAの実施

- 前回調査指摘を踏まえ、PDCAの観点から所得目標以外の成果目標（サブ指標）を設定することとしており、全体の約99%でサブ指標が導入されていた【図7】。事業体においては、「漁獲魚種の単価の向上」や「燃油コストの削減」といった複合的なサブ指標を設定し、その目標達成状況を踏まえつつ浜プランの内容を見直すなどの取組も見られている。
- しかしながら、**8件でサブ指標の設定がされていない**ほか、サブ指標を設定している事業体のうち**43件は、「放流・資源管理」など、漁業所得向上の目標達成に向けた効果発現の可能性や度合いが不明瞭な指標**となっており、所得目標の達成状況を十分に分析できるものにはなっていなかった【図8】。  
また、水産庁は報告を受け取るにとどまり、**サブ指標の達成状況について把握、分析を行っていなかった**。その間、本事業の施設整備は行われていたが、水産庁はサブ指標の効果検証及び有効な指導を行っておらず、そのことが漁業所得目標の改善につながっていない要因と考えられる。

【サブ指標が未達成の浜プランの割合：37%】

- 海洋環境による漁獲魚種の変化等が起こる中では、将来に向けた効果的な施設整備を行う上で、PDCA実施の必要性はより高まっており、水産庁は的確なサブ指標の設定を含めた実効性ある計画策定を指導していく必要がある。

【図7】浜プランにおけるサブ指標の設定状況



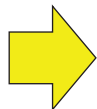
【図8】所得目標との関連が薄い主なサブ指標

放流・資源管理の取組	16件
新規就業者の増加	8件
漁業体験の受入れ人数	4件
新たな観光メニューの創出	1件

④ 今後の改善点・検討の方向性

漁業所得向上目標の達成状況について

- 漁業所得向上目標についてまだ**半数が目標未達**となっており、**整備した施設も一部で遊休化等**が見られている。
- 海洋環境や漁業者数の減少など水産業・漁港を取り巻く環境変化に的確に対応すべく、**水産庁は、**
  - ・ **事業体に対し、海洋環境変化等の影響を分析した上で的確な事業計画を策定**させるべき
  - ・ **その際、地方公共団体と連携して再編統合の検討を行うこととし、漁港整備計画とも関連付けた取組となるよう指導**を行うべき
- また、有効なサブ指標の設定が十分にできていない状況を踏まえ、**多角的に効果検証が可能になるよう、水産庁は事業体に対し、サブ指標について漁業所得向上目標を的確に検証できる指標を設定し、PDCAの着実な実施を指導**すべきである。
- これらの取組が実施されていることを前提として、**事業採択の審査を厳格に実施**すべきである。



以上を踏まえ、PDCAサイクルを適切に実施できる計画に基づき事業を実施するとともに、浜の将来を見据えた**再編統合等の合理化が進むよう事業の見直しを図る**べき。

府省名	経済産業省	組織	経済産業本省	会計	一般会計	項	対外経済政策推進費
						目	中小企業対外経済政策推進事業費補助金
調査対象予算額		令和7年度：191百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：250百万円の内数)				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 日・EU産業協力促進事業（以下「当事業」という。）は、EUが世界的に政策形成のイニシアティブを有するグリーン、デジタル、サプライチェーン強靱化、経済安全保障、人権といった幅広い分野において、日本企業の利益の拡大、日EU企業間のビジネス協力、国際共同研究等の日EU間の産業協力を推進するため、日欧産業協力センター（以下「実施団体」という。）が実施する事業への補助等を行うものである。
- 当事業は複数の施策で構成されており、本事案における調査対象である「ヴルカヌス・イン・ヨーロッパプログラム」（以下「研修プログラム」という。）は、平成5年、日EU産業政策・産業協カダイアログ（日EU次官級会合）において、将来の日EU関係を担う人材育成の必要性、双方向によるプログラム実施に合意されたことにより、平成8年度から実施されている。
- 具体的には、理工系学生を対象として、EU加盟国に9か月間派遣し、語学研修3か月及び企業インターンシップ6か月を提供するプログラムである【図1、図2】。
- プログラム開始の平成8年度～令和7年度の30年間で、計548人（※）の学生を派遣している。  
（※）内、20名はコロナウイルス感染症の影響によりオンライン語学研修のみ実施。

【図1】 事業スケジュール



【問題意識】

- 本施策の効果を図るため、成果指標を設定しており、行政事業レビューシートにおいてその内容を記載している。現在は、派遣人数や対象国の増加に加え、日欧産業協力の架け橋となる人材の輩出に繋がっているかを把握する観点で、欧州企業や、日本企業を含む欧州関連業種への就職者数（以下「欧州関連業種への就職者数」という。）を定量的な指標として設定している。しかしながら、令和6年度の実績における達成率は0%【表1】であり、過年度の実績も経済産業省へのヒアリングから数名程度と推察された。
- 日本とEUは、国際社会の課題に共に取り組む重要な戦略的パートナーであり、EUをはじめとする同志国との協力は必要不可欠であることから、経済産業省の予算として執行する本施策を有効に機能する枠組みとすることが重要である。研修プログラムへの派遣者の欧州関連業種への就職者数が低迷していると見受けられることを踏まえ、適切な効果検証及び事業の見直しが行われる仕組み・運用となっているか、また日EU間のビジネス協力を担う人材を育成する上で効果的・効率的な事業内容や情報提供体制となっているかについて調査するものである。

【図2】 帰国報告会の様子



【表1】 令和7年度行政事業レビュー抜粋

長期アウトカム	成果目標	欧州企業や、関連業種への就職者数	成果指標	就職者数
			実績/目標/見込みの根拠として用いた統計・データ名(出典)	事業実績書において記載される実績値
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績/目標/見込みの根拠として用いた統計・データ名(出典)	事業実績書において記載される実績値
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績			2024年度	最終目標年度 2025年度
	当初見込み/目標値(人)		15	15
	活動実績/成果実績(人)		0	--
	達成率(%)		0	--

② 調査の視点

1. 適切な効果検証・指標の見直しについて
2. 事業内容の見直しについて
  - I. 語学研修の柔軟化
  - II. 事業趣旨の明確化
  - III. 企業・就職情報の提供

○ 事業を開始した平成8年度以降の当該研修プログラムへの全派遣者に対し、高等教育機関（大学・大学院・高専）卒業後（修了後）の就職先（内定先）の区分、研修への参加理由、改善策等についてアンケート調査を行った。

【調査対象期間】  
平成8年度～令和7年度

【調査対象先数】  
研修プログラムへの派遣者528人  
(回答者数274人)

○ 経済産業省及び実施団体に対し、派遣者の就職先の把握状況、語学研修、事業の見直し状況等について調査を行った。

【調査対象期間】  
平成24年度～令和7年度

【調査対象先数】  
経済産業省：1先  
実施団体：1先

③ 調査結果及びその分析

1. 適切な効果検証・指標の見直しについて

- 欧州関連業種への就職者数が低迷している主な要因として、派遣者の多くは派遣の翌年度に企業への就職ではなく進学しており、「事業開始後5年後程度に効果発現を見込むため」と経済産業省は分析している。
- 上記の実態を踏まえると、派遣の翌年度の就職状況を実績値として取り扱う現在の成果指標は適切とは言えず、効果発現が見込まれるタイミングでの実績をフォローする指標に見直す必要がある。

○ また、経済産業省及び実施団体に対し、これまでの派遣者の現在の勤務先の把握状況等を調査したところ、199/528人（38%）について、**直近の勤務先が「不明」とされており、把握できていないことが判明した**。さらに、平成24年度以降の派遣者に絞って確認したところ、60/241人（25%）について、**卒業後最初の勤務先を把握できていないことも分かった**【表2】。

【表2】派遣者の就職先把握状況（n=241）

把握内容	件数	割合
不明	60	25%
進学	50	21%
就職	131	54%

○ なお、上記に加えて派遣者の状況を確認するために実施団体が**定期的に実施するアンケートの回答率は半数を下回っている**。

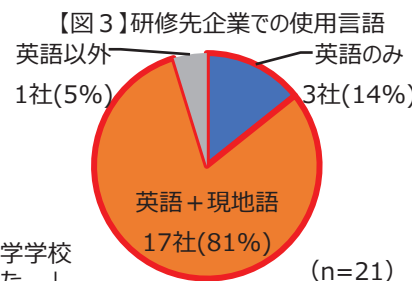
2. 事業内容の見直しについて

I. 語学研修の柔軟化

- 研修プログラムでは、企業研修に先立ち、企業で使用する言語に係る語学研修を研修国にて3か月間（令和6年度以前は4か月間）実施している。
- 令和8年度の派遣先候補企業における企業で使用する言語を確認したところ、21社のうち、英語以外の言語のみを使用する企業は1社にとどまり、英語のみを使用する企業が3社、英語と現地語を併用する企業が17社であった【図3】。

○ 研修プログラムへの応募に当たっては一定程度の英語能力が募集要件（例えば、TOEFL iBT70点以上）となっており、また英語については国内においても学習環境が比較的整っていることを踏まえると、**英語を使用する企業への派遣者に対して、研修国で一律に実施する必要性は必ずしも高くないと考えられる**。

○ また、経済産業省及び実施団体から入手した派遣者に対するアンケート調査によると、「語学学校ではドイツ語を学んだが、研修言語は英語だった。」等、**語学研修で学んだ言語と派遣先企業で使用する言語が合致していない**という意見が複数あり、派遣者にとって適切な研修内容とは言い難い事例も見受けられた。また「最後の1か月は早く企業研修をしたいと思った。研修言語が英語で、新しく学ぶことが少なくなっていたため。15週間在籍は語学学校でも比較的長い。」等、**語学研修の短縮を求める意見も確認された**。



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 適切な効果検証・指標の見直しについて

- 前述の成果指標の設定内容、経済産業省及び実施団体の派遣者の勤務先の把握状況、実施団体が行うアンケートの回答率等から、**適切に事業の効果検証を行えているとは言い難い状況であった**。
- これに対して、経済産業省は成果指標における達成率が低いことを理由に成果指標の見直しを検討しているが、**まずは適切な効果検証ができるような指標設定を検討するとともに、派遣者に対する調査を継続的に行い、実態を把握すべきである**。
- その上で、社会情勢の変化に応じ、事業の改善につながる**効果的な指標への見直しを検討すべきである**。

2. 事業内容の見直しについて

- I. 語学研修の柔軟化
- 左記の状況を踏まえると、現行の語学研修については、**より効果的な研修とする観点から見直しを検討すべきである**。
- 具体的には、語学研修で学ぶ言語については、原則として**企業で使用する言語と一致させるべきである**。
- また、企業で使用する言語が現地語でなく英語である場合には、英語の語学研修を**研修国現地において実施する必要性はないこと**、英語・現地語にかかわらず**派遣者の語学能力が高い場合には一律に研修を実施する必要性は低いこと**を踏まえ、派遣者ごとのニーズに応じ、例えば、**実施場所の見直しや受講期間の短縮・省略などにより語学研修を柔軟に実施すべきである**。

③ 調査結果及びその分析

2. 事業内容の見直しについて

II. 事業趣旨の明確化

- 研修プログラムへの全派遣者に対し、研修に参加した理由等を確認したところ、回答者の半数以上にあたる、147/274人（54%）が「異文化理解を深めグローバルな視点を養うため」、30/274人（11%）が「インターンを通じて実践的なビジネススキルを身につけるため」と回答している。
- 学生時代の海外経験はグローバル人材の育成の観点では有効であるものの、**必ずしも経済産業省が掲げる事業趣旨である日欧産業協力への貢献を主たる関心としない形で参加している実態も見られた。**
- また、派遣者からは、事業趣旨の達成に向けた改善策として、68/274人（25%）が「研修プログラムの趣旨・目的を明確に発信すべき」と回答するなど、**事業趣旨を含めた周知の強化に関する一定程度の意見が確認できた【表3-①】。**

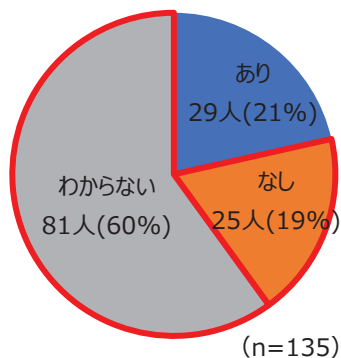
【表3】事業趣旨の達成に向けた改善策（n=274）

回答内容	回答数	回答割合	
帰国後、欧州企業等への就職に向けたフォローアップを充実すべき	178	65%	②
研修中、欧州企業等への就職活動のサポート（イベント参加、情報案内等）を行うべき	157	57%	
研修プログラムの周知を強化すべき	86	31%	
研修プログラムの趣旨・目的を明確に発信すべき	68	25%	①
派遣先企業を増やすべき	64	23%	
その他	111	41%	

III. 企業・就職情報の提供

- 派遣者のうち、現時点における学生や、これまで欧州関連業種を経験していない者に対し、今後の欧州関連業種への就職・異動意向を確認したところ、「わからない」81/135人（60%）、「なし」25/135人（19%）と回答しており【図4】、そうした業務に従事することについて、**具体的なイメージを持っていない、もしくは消極的であることが確認できた。**
- さらに、回答者全体のうち、178/274人（65%）が欧州関連業種への就職者数増加のために研修プログラム等で見直すべき点として「帰国後、欧州企業等への就職に向けたフォローアップを充実すべき」と回答していること【表3-②】から、欧州関連業種への就職意欲は一定程度あるものの、**研修プログラム終了後のフォローアップ不足が当該業種への就職・異動について消極的となる一つの要因と考えられる。**
- また、欧州関連業種への就職者数が低迷している背景として、151/274人（55%）が「欧州企業等に関する採用情報・キャリアパスの情報が十分に提供されていない」と回答している。**欧州企業や、欧州関係の事業を行う日本企業等に関する採用情報、業務内容及び将来的なキャリアパスは、個人が自力で収集しにくい点に課題があり、その結果、欧州関連業種へ就職する意欲を有する者であっても就職・転職を断念する、又は欧州関連業種への就職後に業務内容等にミスマッチが生じている可能性がある。**

【図4】今後の欧州関連業種への就職・異動意向



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 事業内容の見直しについて

II. 事業趣旨の明確化

- 所管省庁である経済産業省及び実施団体は、経済産業省予算で実施する以上、本事業が単なる海外経験や異文化理解の機会にとどまることのないよう**所掌や事業趣旨に沿った執行や周知をすべきである。**
- その際、社会情勢の変化を踏まえ、経済産業省としても**本事業を通じて育成すべき人材像や戦略的に重点化すべき分野を明確化**した上で、学生の選考や派遣先企業の選定を含め、事業の実施や見直しを行っていく必要がある。

III. 企業・就職情報の提供

- 欧州関連業種への就職者数増加に向けて、経済産業省及び実施団体は、**研修プログラム終了後のフォローアップ支援として、派遣者に対する調査を継続的に行い、実態を把握しつつ、キャリアパス等に関する情報提供を充実させるべきである。**
- また、単なる情報提供にとどまらず、派遣者が研修経験を具体的なキャリア形成につなげられるよう、OB等を活用した継続的な関連企業との接点の形成や、欧州採用情報・業務内容・キャリアパス等の提供を含め、**就職活動段階における実効性のある支援の在り方についても検討すべきである。**
- なお、実施団体においては、新たにEUの研究開発支援の枠組みである「ホライズン・ヨーロッパ」の事務局となっており、実施団体において、EU各国の情報や企業情報についてこれまで以上に集約される見込みであることから、これらの情報を学生に発信するなど、就職促進に資する取組を検討すべきである。

府省名	経済産業省	組織	経済産業本省	会計	一般会計	項 目	経済構造改革推進費 中小企業経済構造改革推進事業費補助金
調査対象予算額	令和7年度(補正後) : 211,973百万円 ほか (参考 令和8年度 : -)					調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

(1) 本事業は、中堅・中小企業が、持続的な賃上げや事業成長等を目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して、経済産業省が事業実施事務局を通じて、中堅・中小企業に補助金を交付するものである。

予算措置：令和5年度…国庫債務負担行為3,000億円、令和6年度…国庫債務負担行為3,000億円

※ 調査対象予算額のうち、令和7年度(補正後)の211,973百万円は、令和5年度及び6年度予算で措置した国庫債務負担行為の歳出化額である。なお、令和7年度補正予算には基金2,000億円も計上されているが、当該基金は第5次公募分であり、調査対象予算額には含めていない。

(2) 本調査で対象とした第1次公募から第4次公募に係る要件は以下のとおり。

<補助率(補助上限)> 1/3以内(50億円)

<補助事業の要件>

- ①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)
- ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、以下の値以上)

- ・1次・2次公募：事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率(全国平均3.0%)

- ・3次・4次公募：全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)

<加点措置>

- ①中小企業から中堅企業への移行に関する宣誓書を提出した場合に加点措置を設ける。
- ②金融機関から計画の妥当性の確認を受け「確認書」を提出した事業者に対して加点措置を設ける。(確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合。)

【問題意識】

下記の4つの視点から、第1～4次公募で採択された企業の財務諸表等を分析し、当該企業に対しアンケート調査を実施した。

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性
2. 賃上げに向けた政策効果
3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果
4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

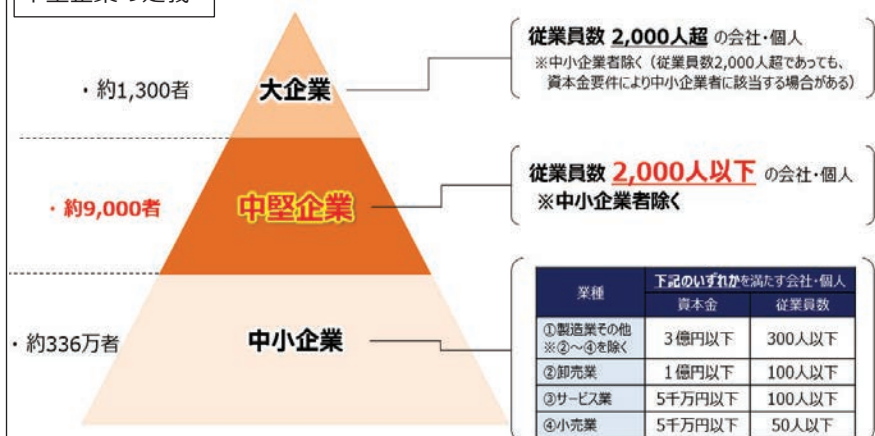
【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】

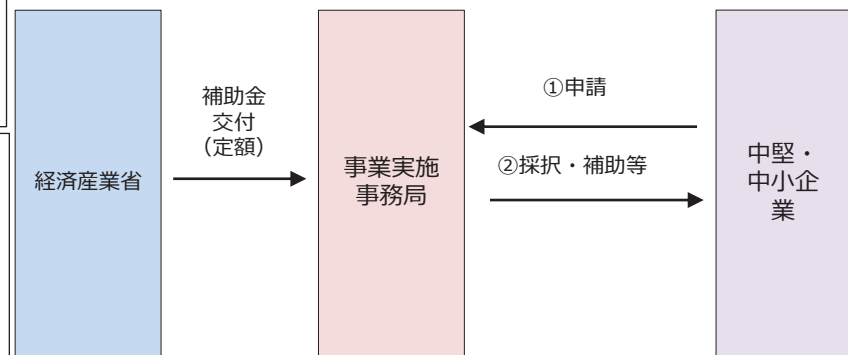
- ・経済産業省
- ・事業者：412先

中堅企業の定義



出典：METI Journal ONLINE

事業スキーム



② 調査の視点

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○本補助金は、投資規模の大きさ等を背景に、自力だけでは成長投資資金を調達できない中堅・中小企業に対し、補助を行うものであるが、**現預金保有残高などの財務状況に照らして、自力で投資可能な企業への収益支援になっていないか（真に支援の必要がある企業が採択されているか）**。

③ 調査結果及びその分析

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○全採択企業（412者）について、採択直前の決算期の現預金保有状況を確認すると、**43%**の企業は、現預金から有利子負債を差し引いた「**ネット現預金**」がゼロを上回っており、決算期末時点では**実質無借金企業**である。更に、**22%**の企業は、「ネット現預金」から資金繰り上必要な現預金を差し引いても残る、「**余剰キャッシュ**」（※）を保有している。また、**中堅企業に限ってみると、いずれの割合も高まる【表1】**。

（※）ここでは、「**現預金保有残高－有利子負債残高－月商2か月分（業種によっても異なるが、資金繰り上必要な現預金を月商2か月分と仮定）**」と定義する。

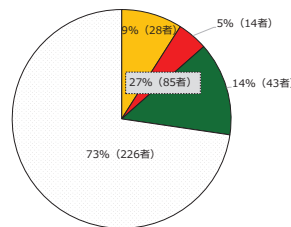
○**潤沢な現預金を保有する採択企業が多い**ことを踏まえ、アンケートにより、補助対象投資の投資資金の内訳（自己資金、新規借入、補助金）を尋ね、追加的な分析を実施した。回答が得られた311者について、以下の2点を確認し、**まずは「余剰キャッシュ」の取崩しや金融機関からの借入を最大限活用した上で、それでもなお投資資金が不足する企業への支援となっているか、**検証した。

- ①：補助対象の投資において、「余剰キャッシュ」保有額を下回る自己資金しか充当していない企業
- ②：補助対象の投資において、新規の借入を全く行っていない企業

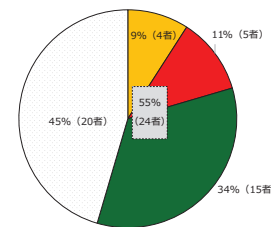
○その結果、**全体の27%**が、①または②に該当した【図1】。更に、アンケート回答企業のうち**中堅企業（44者）に限って同様の検証を行うと、半数を超える55%**が、①または②に該当した【図2】。各社の業態や経営状況は様々であり一律の評価が難しい点には留意が必要だが、①または②に該当するこれらの企業の多くは、**余剰キャッシュの取崩しや新規借入の余力を残したまま、補助金の採択を受けている可能性が高い**。

○更に、**全体の7%にあたる21者**については、採択直前の決算期において、**補助対象の投資総額を上回る余剰キャッシュを保有していたことが確認された【図3】**。こうした**極端なキャッシュリッチ企業は、補助がなくとも自力で投資を行えた可能性が高く、補助の必要性に疑問がある**。

【図1】全サンプル（311者）



【図2】中堅企業（44者）

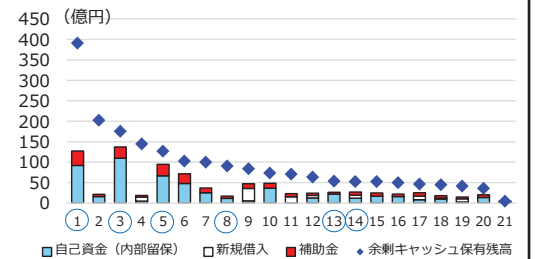


①：余剰キャッシュを下回る自己資金しか投資に充当せず  
 ①かつ②：余剰キャッシュを下回る自己資金しか投資に充当せず、新規の借入れもゼロ  
 ②：新規の借入れがゼロ  
 その他：①にも②にも該当せず

【表1】採択直前の決算期の現預金保有状況

	全採択企業	うち中堅企業
全体	412者	54者
ネット現預金（現預金－有利子負債）≤0 （＝実質無借金企業）	233者 (57%)	25者 (46%)
ネット現預金（現預金－有利子負債）>0 （＝実質無借金企業）	179者 (43%)	29者 (54%)
ネット現預金－月商2か月>0 （＝「余剰キャッシュ」保有企業）	92者 (22%)	19者 (35%)

【図3】投資総額を上回る余剰キャッシュ保有企業



（注）○で囲った企業は中堅企業。棒グラフは補助対象となる投資総額及びその内訳。「自己資金（内部留保）」は投資総額から補助金の交付決定額とアンケート調査による新規借入額を差し引いて算出。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○第1～4次公募においては、そもそも、今回アンケート調査で取得したような、**有利子負債残高やその短期借入・長期借入の内訳、及び、投資計画の内訳（自己資金<内部留保>、新規借入、補助金）といった基本的な情報が、事務局において分析・加工可能なデータ**の形で取得されていなかった。まずはこの点を改め、補助金の審査において、**現預金の保有状況や、既存の借入状況及び新規の借入の意向を適切に把握・分析した上で、現預金の取崩しや借入れによって投資資金を賄える企業は、補助対象から除外すべきである**。

○その上で、アンケートに回答した採択企業の4分の1以上、**中堅企業に限れば半数以上が、潤沢な「余剰キャッシュ」を保有しつつもそれを十分に取崩していない、もしくは、新規の借入れを行っていないことが確認された**。相対的に経営基盤が強固な中堅企業に対する補助は、自力で投資可能な企業への実質的な収益支援となる懸念が強い。したがって、例えば、**中堅企業は補助の対象外とし、金融手法を活用することなども含め、制度の抜本的な見直しを行うべきである**。

②調査の視点

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金は、大規模な成長投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的として掲げているが、政策の即効性の観点からは、投資の完了・事業化を待たず、補助事業期間中から賃上げを行うことが望ましい。この点、本補助金が、採択企業の賃上げに対して即効性のある政策効果を発揮しているか。

③調査結果及びその分析

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金では、申請時の事業計画において、補助事業の終了後3年間の補助事業に関わる従業員及び役員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、一定以上であることを要件（賃上げ要件）としている。

○一方で、投資を実施する補助事業期間（採択・交付決定が行われる年度も含め、最長3年度）における賃上げについては、賃金の引下げを行っていないことのみを確認しており、賃上げ率の数値要件が課されていないばかりか、そもそも当該期間の各年度の賃上げ実績については報告が不要となっており、事務局はその実態を把握できていない【図4】。

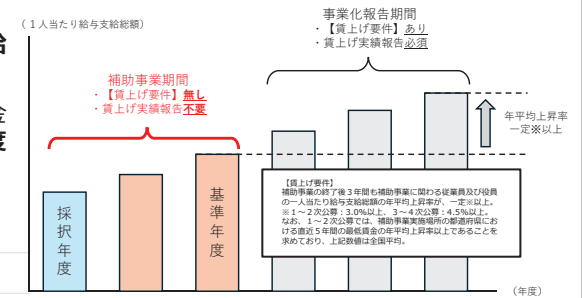
○このため、採択企業のうち、補助事業を開始して1年以上経過している企業に対しアンケート調査を行い、補助事業期間においてどの程度の賃上げが行われているのか、実績値を分析した（回答：68社）【図5】。

○高い賃上げ率を既に達成している企業も確認された一方で、最頻値は、近年の物価上昇率（2024年：2.7%、2025年：3.2%）を下回る+1～+2%の範囲となっている。また、中央値は3.27%となっており、春闘における中小企業のベア率（2025年：3.49%、2026年：3.54%）を若干下回る水準となっている。

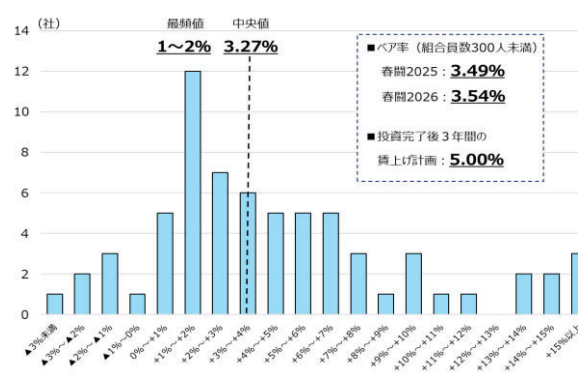
○上記対象企業について、賃上げ要件の対象期間である「補助事業の終了後3年間」の賃上げ計画をみると、中央値は年平均5.0%と高い目標となっているが、補助事業実施期間中の賃上げ実績とは乖離が存在する。

○また、採択企業に対するアンケート調査（回答：311者）により、本補助金と直近年度の賃上げ率との関係性について尋ねたところ、50%（157社）が「補助金と直近年度の賃上げは無関係」と回答している【図6】。

【図4】本補助金における賃上げ要件の対象期間

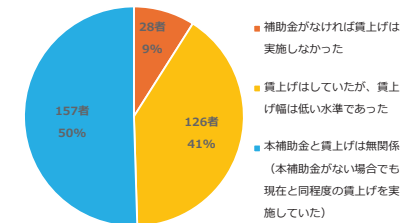


【図5】補助事業期間の賃上げの実績（68者）



(注) 賃上げ率は、補助事業開始の前年度と比較した、補助事業期間中の従業員1人当たり給与支給総額の変化率（補助事業1年目だけでなく2年目の実績も取得できる企業は、2年間の年平均変化率）。春闘のベア率（組合員数300人未満）は、連合の公表資料における「賃上げ率が明確にわかる組合の集計（加重平均）」。

【図6】本補助金と直近年度の賃上げ率の関係性



④今後の改善点・検討の方向性

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金においては、補助事業期間（最長3年度）の終了後3年間の賃上げ率が一定以上であることを要件として求めており、採択企業は高い賃上げ計画を掲げているが、賃上げ要件の達成判定は、予算計上から最長6年後となるため、賃上げへの働きかけとしては即効性に乏しい。

○投資を実施する補助事業期間の賃上げについては、要件を課していないばかりか、そもそも事務局が実績を把握していない。本調査によれば、同期間の賃上げ実績が物価上昇率や中小企業全体の賃上げ率を下回る採択企業も多く含まれており、定性的にも、「補助金と直近年度の賃上げは無関係」と回答した企業が半数に上っている。

○こうした現状を踏まえれば、補助事業終了から3年を待つのではなく、地域を牽引する高い賃上げを早期に促すため、①補助事業期間における賃上げも要件化するなど、足もとの賃上げ状況を審査・評価する仕組みに見直した上で、②同期間における賃上げ状況を適切にフォローアップすべきである。

②調査の視点

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○中堅企業政策の目標については、「中堅企業成長ビジョン」（令和7年2月）において、日本経済・地域経済に重要な役割を果たす企業が中小企業から中堅企業、さらにその先へとシームレスに成長していく環境を整備することとしており、中堅企業数を2030年までにのべ2,000者以上増加させる目標を掲げている。本補助金も、中堅企業政策の主要施策の一つとして位置付けられているが、**中堅企業数の増加に寄与しているのか。**

③調査結果及びその分析

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○第1～4次公募における採択企業（412者）のうち、**87%（358者）は中小企業**であった。第3～4次公募においては、「**中小企業から中堅企業への移行に関する宣誓書**（以下「**宣誓書**」という。）」を提出し、補助事業期間中における中堅企業化を宣誓する等の要件を満たした企業に加点措置を講じているが、第3～4次公募における採択企業（218者）のうち、**宣誓書を提出している企業は、3%（6者）**であった【表2】。

○採択企業に対するアンケート調査によれば、宣誓書を提出していない中小企業のうち、**25%（52者）は、そもそも、「中堅企業に移行する意欲はない」と回答した**。また、**63%（132者）が「3年以内（＝補助事業期間中）に中堅企業になる予定はないが、将来的には目指したい」と回答**しており、将来的に中堅企業に移行する意欲を有する企業であっても、**そのための具体的な計画は描けていない【図7】**。

○なお、中堅企業化の意欲はないと回答した52社のうち、54%（28者）が、「現在の資本や従業員数を勘案すると、中堅企業へ移行する見通しが立たないため」と回答したのに次いで、**38%（20者）は、「中小企業にとどまる場合と比べて、中堅企業には、税制上や補助金等のメリットが感じられないため」と回答**しており、中小企業に対する各種支援策が、企業規模拡大のインセンティブを削いでいる可能性も示唆される【表3】。

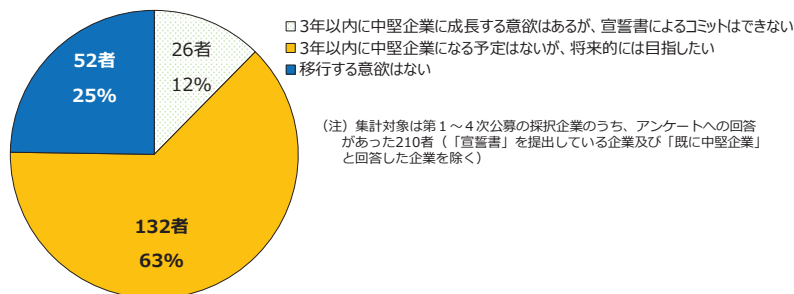
○このように、本補助金は、**採択された中小企業の中堅企業への移行を十分に促すような制度設計になっていない**。

【表2】採択企業の区分

区分	者数	比率
中堅企業	54者	13%
中小企業	358者	87%
合計	412者	100%
中堅企業への移行に関する宣誓を行っている中小企業	6者	3%※

※当該加点措置を行った第3～4次公募の採択企業218者を母数としている。

【図7】中堅企業への移行に関する考え



【表3】中堅企業に移行する意欲はない理由

「中堅企業に移行する意欲はない」と回答した理由	者数	比率
中小企業にとどまる場合と比べて、中堅企業には税制上や補助金等のメリットが感じられないため	20者	38%
現在の資本や従業員数を勘案すると、中堅企業へ移行する見通しが立たないため	28者	54%
その他	4者	8%
合計	52者	100%

④今後の改善点・検討の方向性

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○中堅企業政策においては、中堅企業数を2030年までにのべ2,000者以上増加させるという目標を掲げているにもかかわらず、本補助金においては、現状、**そもそも中堅企業数の増加がKPIの一つとして位置付けられていない**。この点、**中堅企業数の増加を事業のアウトカムに設定した上で、必要なPDCAサイクルを実施すべき**である。

○第3～4次公募において宣誓書による加点措置を活用している採択企業が3%（6者）であり、宣誓書を提出していない中小企業の88%が**中堅企業に移行する意欲がない、または移行に向けた具体的な計画を有していない現状【図7】**を踏まえ、**補助金の設計を見直す**べきである。具体的には、**一定期間内の企業規模拡大や中堅企業への移行を要件化するなど、企業規模拡大を促す仕組みとすべき**である。

②調査の視点

4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○本補助金は、地域の金融機関が成長性等を加味した融資判断を行い、中堅・中小企業に対して成長資金が十分に行き渡るような融資慣行の確立に向け、補助金を「呼び水」として金融機関の積極的な融資や行動変容を促すことを目指している。  
 ○補助金審査時に、金融機関から投資計画の妥当性の確認を受け「金融機関による確認書」を提出した事業者に対して加点措置を講じているが、当該加点措置が成長資金の融資慣行確立に向けた効果を発揮しているのか。また、当該加点措置を通じて、金融機関との関係性に変化はみられるのか。

③調査結果及びその分析

4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○採択企業に対するアンケート調査によると、回答企業311者のうち、「金融機関による確認書（以下「確認書」という。）」を提出した企業は97%（303者）であり、大半の採択企業が加点措置を活用した一方で、確認を受けた金融機関から実際に融資を受けた企業は、65%（201者）にとどまった【図8】。別の金融機関からのみ融資を受けた企業が一定数存在するほか、そもそも、回答企業の18%（57者）は、補助対象の投資に関して新規の借入れを全く行っていない【前掲図1】。

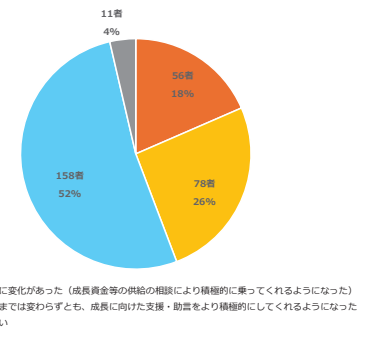
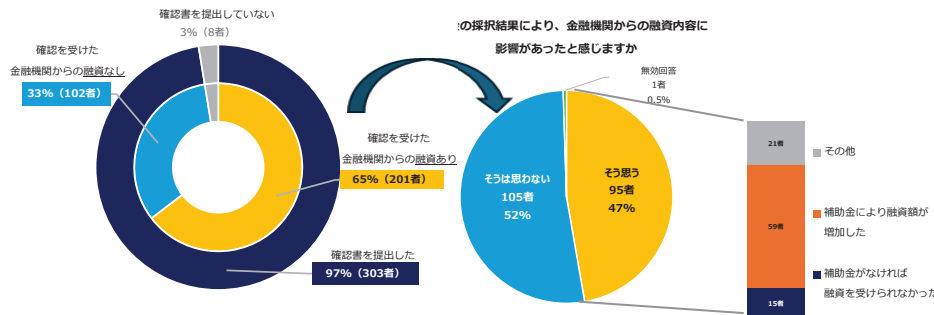
○このように、確認書の提出は、必ずしも当該金融機関からの資金調達に結び付いているわけではない。また、確認書を依頼した金融機関から借入れを行った201社のうち、52%（105者）が、補助金の採択結果により金融機関からの融資内容に影響があったとは「思わない」との回答であった【図9】。なお、影響があったと「思う」と回答した95者に具体的な影響を調査したところ、「補助金により融資額が増加した」との回答が59者と多い。

○更に、仮に当該融資への影響がなかったとしても、補助金申請を契機に金融機関との関係性（融資態度や成長投資への助言等）に変化をもたらす可能性はあるため、この点も確認したところ、確認書を提出した303者のうち、52%（158者）は、関係性に「変化はない」と回答しており、「融資態度に変化があった」との回答は18%（56者）にとどまった【図10】。

【図8】 確認書の提出状況と実際の融資状況

【図9】 補助金採択の融資への影響（呼び水効果）

【図10】 成長投資計画の確認を受けた金融機関との関係性の变化



【図10】 成長投資計画の確認を受けた金融機関との関係性の变化

■ 融資態度に変化があった（成長資金等の供給の相談により積極的に乗ってくれるようになった）  
 ■ 融資態度までは変わらずとも、成長に向けた支援・助言をより積極的にしてくれるようになった  
 ■ 変わらない  
 ■ その他

④今後の改善点・検討の方向性

4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○確認書は、必ずしも当該金融機関からの融資に繋がっておらず、そもそも約2割の採択企業は新規借入れを一切行わずに投資を行っている現状を踏まえれば、本補助金が資金調達の「呼び水」となって金融機関の積極的な融資を促す効果は不十分である。また、補助金採択による融資内容への影響や、その後の金融機関との関係性の变化は、半数以上の企業には実感されておらず、本補助金が金融機関の行動変容に繋がっているとも言い難い。

○こうした現状を踏まえ、確認書の提出のみに基づく現行の制度設計は見直すべきである。具体的には、金融機関から新規の資金調達を行うことを要件化する（内部留保の取崩しと補助金のみによる投資計画は認めない）、メインバンク等から単なる投資計画の「確認」以上に強いコミットメントを得られた申請企業に対してのみ加点するといった見直しを検討し、成長投資資金の融資慣行確立を促す仕組みとすべきである。

府省名	国土交通省 ほか	組織	国土交通本省 ほか	会計	一般会計	項	道路環境改善事業費ほか
						目	無電柱化推進事業費ほか
調査対象予算額		令和7年度：68,288百万円 (参考 令和8年度：70,294百万円)				調査主体	本省調査

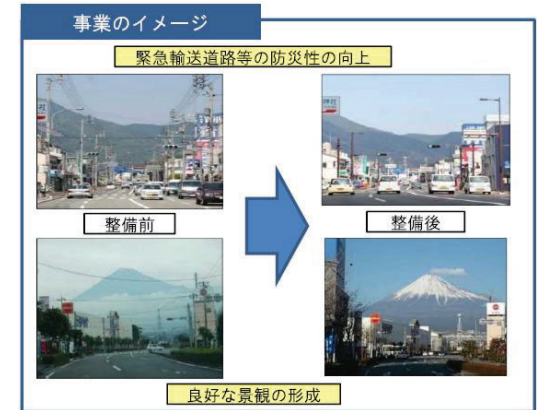
## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 本事業は、道路の防災性能向上、道路の安全性・快適性の確保、良好な景観形成等を目的として、電線を地下に埋設すること等による道路の無電柱化を推進するものである。
- 国土交通省（国道事務所）における国直轄による事業実施に加え、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化を計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和2年度に創設するなど、地方公共団体等に対する財政支援を行っている。
- 令和8年度以降の新たな「無電柱化推進計画」の策定が予定されている中、令和元年度の予算執行調査において指摘した「低コスト手法」の活用によるコスト削減及び占用制限による規制等が機能しているかを検証するとともに、事業の更なる効率化に向けて調査を行った。

(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

### 【前回の調査結果（令和元年度）の概要】



### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 効率的に無電柱化を推進するためには「低コスト手法」を最大限活用することから、
  - ・コスト削減が可能であった好事例の周知を推進すべき
  - ・設計時に「低コスト手法」の活用を前提とした比較検討の実施を要件とすべき
2. 緊急輸送道路上の電柱の占用制限は防災上重要であり、道路法上の規制手法を更に活用することから、
  - ・新設電柱の占用制限の規制権限について、認知度を高めるべき
  - ・新設電柱のみならず、既設電柱に対する占用制限についても検討すべき
  - ・占用制限の可能範囲について、運用ガイドラインを早急に策定すべき
  - ・既設電柱の占用制限を規制手法で進める場合、電線管理者が主に大企業であることを勘案し、これまでの予算支援の在り方について見直しを検討すべき

### 反映の内容等

1. 「低コスト手法」に関する講習会を開催し、コスト削減が可能であった好事例とともに、電線共同溝整備マニュアルの周知徹底を行う。  
「低コスト手法」や「新技術・新工法」の導入の検討などの低コスト化への取組を要件とする補助制度を創設する。
2. 新設電柱の占用制限について、説明会の開催等を通じて地方公共団体へ周知する。  
補償の要否や具体的な占用制限の内容を明確化するための運用ガイドラインを策定する。  
電線管理者が主体的に事業を進めることも重要であるため、経済産業省や総務省、関係事業者に加え、有識者も含めた推進体制を構築するなど、連携をより強化する。

### 【今回の新規調査項目の概要】

- 無電柱化の現状・課題
- 包括委託、PFI、他事業連携の活用状況

② 調査の視点

1. 無電柱化の現状・課題について

- 無電柱化の取組は、「無電柱化推進計画」の策定や国土強靱化の一環としての事業実施などにより推進しているところ、**実際の進捗状況**について調査する。
- 今後の更なる無電柱化の推進のため、**無電柱化を実施する際の課題**について調査する。

2. コスト削減の取組について

- 無電柱化を効率的に推進するためのコスト削減の取組として、令和元年度予算執行調査（以下「令和元年度調査」という。）で指摘した「**低コスト手法**」の活用状況について調査する。
- 「低コスト手法」以外のコスト削減の取組として、
  - ・設計、工事、事業調整を民間事業者へ委託する「**包括委託**」
  - ・計画、工事、事業調整、維持管理を民間事業者へ委託する「**PFI**」
  - ・他の事業と併せて無電柱化を実施する「**他事業連携**」
 の活用状況について調査する。

3. 占用制限の活用について

- 道路法第37条第1項第1号及び第2号に基づく**緊急輸送道路以外の新設電柱の占用制限の実施状況**について調査する。
- ※令和元年度調査等を踏まえ、道路法第37条第1項第3号に基づく緊急輸送道路上の新設電柱については、全て占用制限を実施済である。
- 道路法第37条に基づく**既設電柱の占用制限の実施状況**について調査する。

【調査対象年度】  
令和7年度

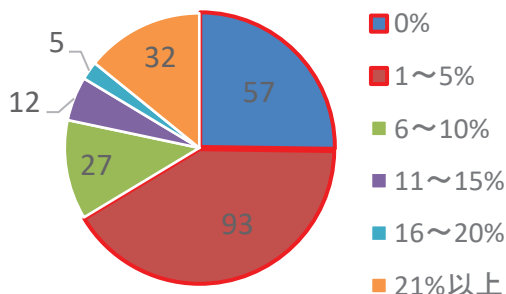
【調査対象先数】  
 ・直轄国道事務所 75先  
 ・地方公共団体 151先  
 計 226先

③ 調査結果及びその分析

1. 無電柱化の現状・課題について

- 調査対象の各道路管理者が管理している緊急輸送道路のうち、**直近5年間で無電柱化が完了した道路延長は0%が約4分の1（25.2%）を占め、5%以下が3分の2程度（66.4%）**となっている状況である【図1】。
- 無電柱化を実施する際の課題としては、**事業に時間を要する、コストが高い、電線管理者との調整**、といった点が挙げられている【表1】。

【図1】直近5年間で緊急輸送道路における無電柱化完了率（n=226）

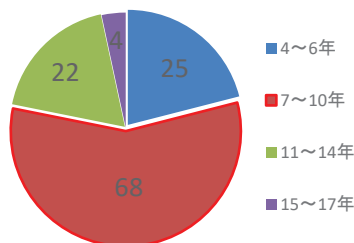


【表1】無電柱化を実施する際の課題（n=226、複数回答可）

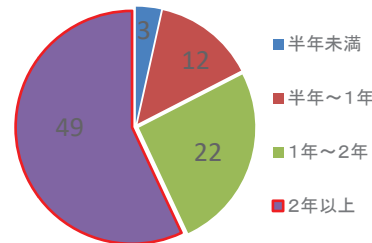
課題	回答数（率）
事業に時間を要する	192（85.0%）
コストが高い	170（75.2%）
電線管理者との調整	154（68.1%）
道路幅員が狭い	118（52.2%）
地元との合意形成	88（38.9%）
ノウハウがない	53（23.5%）
その他	27（11.9%）

- 事業に時間を要するという点について、直近5年間で完了した**無電柱化事業の実施期間は、最短で4年、最長で17年**となっており、**7~10年**が約6割（57.1%）を占めている【図2】。
- また、**当初の予定より期間を延長した事業も多く、延長した事業のうち半数以上（57.0%）が2年以上の延長**となっている【図3】。
- 延長の要因としては、**電線管理者との調整**や**地下埋設物の移設**といった点が挙げられている【表2】。

【図2】直近5年間で完了した事業の実施期間（n=119）



【図3】当初の予定から延長した期間（n=86）



【表2】当初の予定より長期間を要した要因（n=86、複数回答可）

課題	回答数（率）
電線管理者との調整	53（61.6%）
地下埋設物の移設	41（47.7%）
地元の合意形成	24（27.9%）
工事における交通規制	10（11.6%）
その他	22（25.6%）

③ 調査結果及びその分析

2. コスト削減の取組について

(1) 「低コスト手法」の活用について

- 「低コスト手法」については、個別補助制度について「低コスト手法」の活用が補助要件とされていることもあり、**調査対象先全て（226先）において活用している**との回答であった。
- 「低コスト手法」の活用による**コスト削減効果については、半数以上が「1割未満」と**の回答であった【図4】。
- **実際に採用された「低コスト手法」には偏りが見られる【図5】**ことから、**コスト削減効果を踏まえ、活用方法を見直す必要がある**と考えられる。

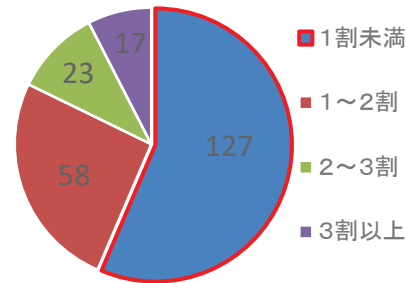
(2) 「包括委託」及び「PFI」の活用について

- 「包括委託」及び「PFI」については、調査対象226先のうち、**活用したことがある者は65先（28.8%）**であった。活用した場合には、**コスト削減効果【図6】だけでなく、事業期間の短縮【図7】にも効果がある**との結果であった。
- 一方で、「包括委託」及び「PFI」について、**活用を検討していない者が39先（17.3%）、手法自体を認識していない者が25先（11.1%）**となっており、**更なる周知と活用の促進が必要**であると考えられる。

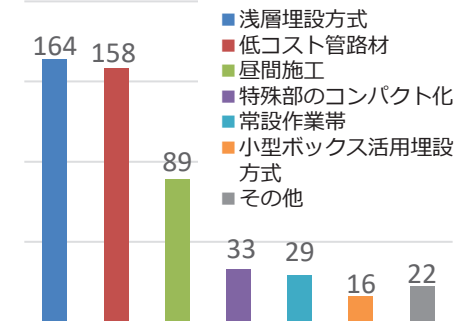
(3) 「他事業連携」の活用について

- 「他事業連携」については、調査対象226先のうち、**活用したことがある者は131先（58.0%）**であり、**コスト削減にも効果的**であることが確認できた【図8】。
- 具体的な連携事業としては、**道路事業（新設、拡幅等）のほか、市街地再開発事業や上下水道事業等でも実績を確認**できた【表3】。
- 無電柱化事業の実施に際して、必ずしも連携可能な事業が存在するとは限らないが、**幅広く検討することでコスト削減につながると**考えられる。

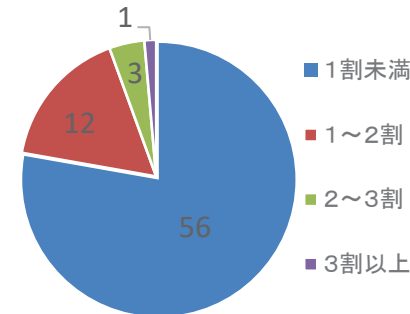
【図4】「低コスト手法」によるコスト削減効果（n=225）



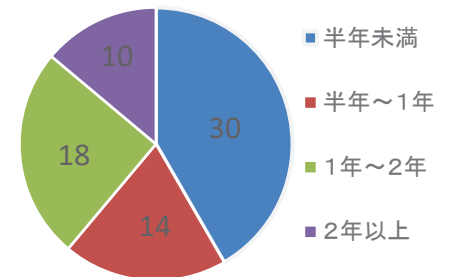
【図5】「低コスト手法」ごとの採用状況（n=226、複数回答可）



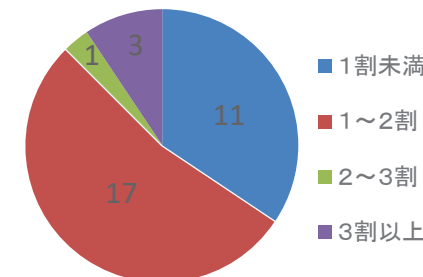
【図6】「包括委託」「PFI」によるコスト削減効果（n=72）



【図7】「包括委託」「PFI」による事業期間短縮効果（n=72）



【図8】「他事業連携」によるコスト削減効果（n=85）



【表3】連携して実施した他事業（n=131、複数回答可）

連携事業	回答数（率）
道路事業	121（92.4%）
市街地再開発事業	38（29.0%）
上下水道事業	15（11.5%）
土地区画整理事業	4（3.1%）
その他	1（0.8%）

※上記のほか、53先から「不明」との回答（一定のコスト削減効果は当然見込めるため具体的な金額を算出していない等）があった。

③ 調査結果及びその分析

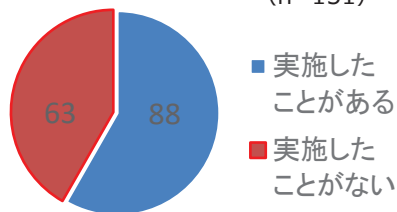
④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 占用制限の活用について

(1) 新設電柱の占用制限について

- 調査対象の地方公共団体151先のうち、**道路法第37条第1項第1号及び第2号に基づく地方道の新設電柱の占用制限を実施したことがない者は63先(41.7%)**であった【図9】。実施していない理由としては、**対象となる道路がない、既設電柱を制限しないと効果がない、緊急輸送道路のみ実施**といった点が挙げられている【表4】。

【図9】新設電柱の占用制限の実施状況 (n=151)



【表4】新設電柱の占用制限を実施していない理由 (主な回答) (n=63、複数回答可)

理由	回答数 (率)
対象となる道路がない	15 (23.8%)
既設電柱を制限しないと効果がない	14 (22.2%)
緊急輸送道路のみ実施	14 (22.2%)
民地での制限をしないと効果がない	10 (15.9%)
電線管理者の理解が得られない	9 (14.3%)

(2) 既設電柱の占用制限について

- 調査対象の地方公共団体151先のうち、**道路法第37条に基づく地方道の既設電柱の占用制限を実施したことがない者は146先(96.7%)**であった【図10】。実施していない理由としては、**電線管理者の理解が得られない、他の地域の先例がない**といった点が挙げられている【表5】。

【図10】既設電柱の占用制限の実施状況 (n=151)



【表5】既設電柱の占用制限を実施していない理由 (主な回答) (n=146、複数回答可)

理由	回答数 (率)
電線管理者の理解が得られない	52 (35.6%)
他の地域の先例がない	47 (32.2%)
民地での制限をしないと効果がない	22 (15.1%)
実施に向けて検討中	22 (15.1%)
どのように実施すれば良いか不明	20 (13.7%)

1. 無電柱化の現状・課題について

- 優先的に整備すべき緊急輸送道路において、直近5年間の無電柱化完了率は、5%以下が調査対象の3分の2程度という結果であり、課題の解消に取り組む必要がある。
- 特に、事業に時間を要する点については、事業着手後に事業期間を長期間延長する例も見られることから、**事前の地下調査や関係者との調整を精緻化するなど、計画段階と実施段階で乖離が生じないような方策を検討するべきである。**

2. コスト削減の取組について

- 「低コスト手法」については、令和元年度調査等を踏まえ活用が進んでいるものの、活用法に偏りがあることから、**採用が進んでいない手法は適用可能条件を整理するなど、活用の拡大に取り組むべきである。**また、電線管理者の主体的な関与が必要な手法（特殊部のコンパクト化等）については、**道路管理者等から電線管理者へ協力を求めるなど電線管理者の積極的な参画を促すべきである。**
- 「包括委託」及び「PFI」については、**好事例の周知を推進するとともに、活用を前提としたコスト面や事業期間等の比較検討を補助要件に追加するなど活用の拡大に取り組むべきである。**
- 「他事業連携」については、道路以外の事業との連携を拡大するため、**計画段階から部局を跨いで関係者間での調整ができるような体制を構築するべきである。**

3. 占用制限の活用について

- 新設電柱の占用制限について、令和元年度調査等を踏まえ、緊急輸送道路上の新設電柱は全て占用制限が実施されているが、引き続き**道路幅員が狭く歩道のない道路等における新設占用制限の拡大を図るべきである。**
- 既設電柱の占用制限については実績が少ないことから、**国(国道事務所)における事例を地方公共団体に横展開するべきである。**また、既設電柱の撤去が加速し、事業期間の短縮にもつながることから、**事業実施中の区間における既設電柱の占用制限の実施を徹底すべきである。**
- 占用制限の取組に加えて、**電柱の道路占用料の引上げなど、無電柱化を促進するような方策についても検討すべきである。**

【参考】道路法

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項目	住宅防災事業費
						目	住宅市街地総合整備促進事業費補助
調査対象予算額		令和7年度：5,900百万円 ほか (参考 令和8年度：5,900百万円)				調査主体	本省と関東財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)に規定される空家等対策計画に基づき、市区町村が実施する「**空き家の除却・活用に係る取組**」や、NPOや民間事業者等(以下「事業者等」という。)が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等(以下「**空き家対策モデル事業**」という。)に対して支援を行うものである。  
 本調査では、「空き家の除却・活用への支援」事業については、空き家対策の基礎となる「空き家対策総合実施計画」等(以下「空き家計画」という。)が適切に策定、実施されているか、また、「空き家対策モデル事業」については、空き家の減少(除却・活用)に資する取組となっているか、これらの実態把握及び検証を行うため市区町村及び事業者等に対して調査を実施した。

### 1. 空き家の除却・活用への支援(市区町村向け)

#### ● 空き家対策基本事業

- ・ 空き家の除却  
(特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等)
- ・ 空き家の活用(地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用)
- ・ 空き家を除却した後の土地の整備
- ・ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
- ・ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・ 空き家の所有者の特定
- ・ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務

#### ● 空き家対策附帯事業

- ・ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業

#### ● 空き家対策関連事業

- ・ 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

#### ● 空き家対策促進事業

- ・ 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

#### 主な補助率

##### ● 空き家の所有者が**除却**を行う場合

国	市区町村	所有者
2/5	2/5	1/5

※市区町村が行う場合：  
国2/5、市区町村3/5

##### ● 空き家の所有者が**活用**を行う場合

国	市区町村	所有者
1/3	1/3	1/3

※市区町村が行う場合：  
国1/2、市区町村1/2

### 2. 空き家対策モデル事業(事業者等向け)

事業者等の創意工夫による空き家対策に関する先進的な取組を行う事業を広く公募し、**モデル性の高い事業**に対して支援を行うことにより、空き家対策の推進に寄与する先行・優良事例の蓄積と、全国への横展開を図ることを目的として実施。

#### ● ソフト事業

事業スキーム構築、普及啓発、体制整備、調査検討など空き家対策に関するソフト的な取組を行う事業。

#### ● ハード事業

空き家の改修工事、除却工事又は土地整備に関する技術や工法、施工プロセス等において、先進性や創意工夫などのモデル性を有するハード的な取組を行う事業。

#### ● ソフト・ハード事業

ソフト事業及びハード事業の取組を行う事業。

#### 【事業区分別の採択数】

事業区分\年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ソフト	107	36	40
ハード	0	0	0
ソフト・ハード	37	14	9

#### 主な補助率

- ・ 調査検討、普及啓発等に関する費用：定額
- ・ 改修工事に関する費用(設計費等を含む)  
※面積当たりの上限額あり。
- ・ 除却工事に要する費用(設計費等を含む)  
※例外規定あり。
- ・ 除却後の土地整備に要する費用

国 1/3      事業者 2/3

国 2/5      事業者 3/5

国 1/3      事業者 2/3

② 調査の視点

1. 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）について

市区町村は、「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（以下「制度要綱」という。）に定める空き家計画を策定し、それに従って事業を実施する必要がある、当該計画には、空き家対策に資する総合的な取組（空家の発生抑制に関する取組等）を記載することとなっている。上記を踏まえ、以下の視点で調査を実施した。

（1）国費の効果的・効率的な使用に資するため、市区町村が策定する空き家計画に①空き家の発生抑制に関する対策や②KPI（定量的な成果指標）が記載されているか。

（2）策定した計画に基づいて取組を実施し、その結果について効果を検証し、次期計画に適切に反映しているか。

【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】

調査対象年度に「空き家対策総合支援事業」による国の補助を受けた市区町村数：584先

うち有効回答数：527先（90%）

③ 調査結果及びその分析

1. 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）について

（1） 「空き家の発生抑制に関する対策」の空き家計画への記載について

- 制度要綱第25-3-六の総合的な取組に挙げられている「空き家の発生を抑制する事業」に関する空き家計画への記載について、「**記載はない**」又は「**具体的な対策までは記載していない**」との回答が**46%**（240先）であった【図1】。

（2） KPIに関する記載について

- 空き家計画におけるKPIの記載状況を確認したところ、「**記載していない**」との回答が**55%**（291先）であった【図2】。
- 記載していない主な理由として「KPIを設定するまでのデータ収集・分析に至っていない」との回答が57%（167先）、「どのような指標が適切かわからない」との回答が29%（84先）、「KPIを設定する必要性がない」との回答が8%（23先）であった。

（3） 実績に係る評価・検証の実施について

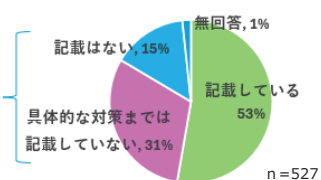
- 空き家対策の取組実績について、評価・検証を実施しているか確認したところ、「**実施している**」との回答が55%（288先）、「**実施していない**」との回答が**45%**（237先）であった【図3】。
- 「実施していない」主な理由の回答として、「評価・検証を行うのに必要な人員が不足している」が32%（76先）、「KPIを設定しておらず、目標に対する達成度の把握が困難」が27%（63先）、「空家等の実態把握（件数、所有者の特定等）が困難であり、評価・検証に必要なデータを十分に得られていない」が19%（46先）であった。

（4） 評価・検証結果の次年度計画への反映について

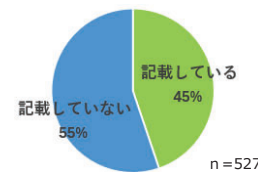
- （3）で「実施している」と回答した市区町村（288先）のうち、その結果を次年度以降の空き家計画へ反映しているかの確認をしたところ、「**計画の見直しや改定に一部のみ反映している**」又は「**反映していない**」との回答が**41%**（117先）であった【図4】。
- その主な理由として、「計画内容の見直しや改定への反映を前提としたものではない」が17%（20先）、「評価結果が定性的で、具体的な計画見直しの反映につなげられなかった」が12%（14先）であった。

空き家対策に関するPDCAサイクルが有効に機能しているとは言い難い状況の市区町村が、一定数確認された。

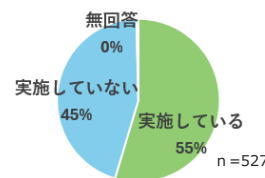
【図1】 空き家の発生抑制に関する対策を空き家計画に記載しているか



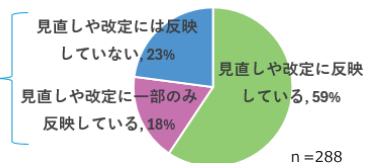
【図2】 空き家計画にKPIを記載しているか



【図3】 空き家対策の取組にかかる評価・検証



【図4】 評価・検証結果の次年度以降の空き家計画への反映状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）について

- 制度要綱においては、空き家計画に定める事項の一例として「空き家発生を抑制する対策」が示されているが、調査の結果、当該記載が十分でない事例が確認された。

- また、KPIの設定や評価・検証が十分でない事例も確認されており、その要因としては、市区町村におけるノウハウや人員、データの不足等が挙げられている。

- このため、国土交通省においては、市区町村における**計画記載事項の充実や、KPIの適切な設定・活用**が図られるよう、必要な対応を検討すべきである。

- 具体的には、PDCAサイクルが有効に機能するよう、**KPIの設定や評価検証の実施を制度要綱等に定め、補助要件化するとともに、KPIの設定に係る技術的助言や、評価・検証結果の実績報告を通じた好事例の横展開等を進めること**により、**空き家対策の実効性向上**を図るべきである。

② 調査の視点

2. 空き家対策モデル事業について

空き家対策モデル事業においては、空き家の発生抑制、活用等に関するモデル性の高い取組を採択することとしており、モデル性は、実現可能性や創意工夫、持続可能性等の複数の視点から総合的に判断されている。

上記を踏まえ、以下の視点で調査を実施した。

- (1) 空き家の減少（活用・除却）に資するモデル性の高い取組が適切に採択されているか。  
(採択基準の是非等)
- (2) 空き家の減少（活用・除却）につながる効果が得られたか。
- (3) 補助の終了後、事業者等は、実施した取組を、自立かつ継続して展開できているか。

【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】

補助対象事業数：197事業（163先）  
うち、有効回答数：152事業（77%）  
（113先）

③ 調査結果及びその分析

2. 空き家対策モデル事業について

(1) 空き家の減少（活用・除却）に資するモデル性の高い取組が適切に採択されているか

① 採択された事業の区分等について

- ソフト事業、ソフト・ハード事業、ハード事業の区分及び補助金額について確認したところ、【表1】のとおりであり、**ソフト事業の採択数が多い**（ハードを伴う事業も採択されているが、ハード単独での採択は0件）。

【表1】事業の区分及び補助金額等

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業数 (件)	補助金額 (円)	1事業当たり 平均額 (円)	事業数 (件)	補助金額 (円)	1事業当たり 平均額 (円)	事業数 (件)	補助金額 (円)	1事業当たり 平均額 (円)
ソフト事業	68	404,198,711	5,944,099	24	194,688,845	8,112,035	31	136,154,383	4,392,077
ソフト・ハード事業	20	167,022,587	8,351,129	24	186,549,414	7,772,892	14	120,563,349	8,611,668
ハード事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	88	571,221,298		48	381,238,259		45	256,717,732	

※複数年度にわたって実施している事業があるため、調査対象先数の事業数とは一致しない。

② 事業の内容について（募集要領の評価基準に沿った事業であったか）

- 事業内容のうち、評価基準の「モデル性が高い取組であったか」、「創意工夫された点」、「効率的であった点」、「他地域・他事業者への展開可能性」について調査したところ、【表2】のとおりであった。

募集要領において、「モデル性が低い事業は補助の対象とならない」とされているにもかかわらず、「**モデル性が高いと言える点はなし（該当なし）**」との回答が一定数あった。

- 評価基準とされている「国及び市区町村の施策への整合性」に関して、市区町村が策定する「空家等対策計画」と実施した事業との関連について調査したところ、「あまり整合性はない」、「関連は不明・未整理である」、「関連はない」と回答したのは**18%（27事業）**であった【表3】。

(参考) モデル性が高い事業であると事業者等から回答された例

- ・「管理不全空家等」の判定基準及び判定事例集の作成
- ・空き家問題を題材としたボードゲームの作成

【表2】評価基準に沿った事業か

	該当あり (件)		該当なし (件)	
モデル性	135	89%	17	11%
創意工夫	139	91%	13	9%
効率的	103	68%	49	32%
展開可能性	127	84%	25	16%

【表3】空家等対策計画との関連性

	事業数 (件)	
(概ね) 沿っている	125	82%
あまり整合性はない	6	4%
関連は不明・未整理である	14	9%
関連はない	7	5%

18%  
(27事業)

③ 調査結果及びその分析

2. 空き家対策モデル事業について

(2) 空き家の減少（活用・除却）につながる効果が得られたか

① 事業の効果について

- 事業の効果について調査したところ、「効果は限定的」、「ほとんどなかった」、「目立った効果はまだ出ていない」、「まだ評価できる段階ではない」と回答したのは**22% (33事業)**であった【表4】。

② 空き家の減少（活用・除却）件数について

- 事業の実施による空き家の活用・除却件数について調査したところ、**ソフト・ハード事業**においては、同事業全体の約**8割以上**の事業が、空き家の減少につながる取組を実施していたのに対し、一方で**ソフト事業**においては、**半数に満たない件数**であり、空き家の減少に直接結びつき難い傾向があることが確認された【表5】。

【表4】事業の効果

	事業数 (件)		うち、ソフト		うち、ソフト・ハード	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
想定したとおり (以上) の効果	116	76%	90	76%	26	79%
限定的又は効果なし	<b>33</b>	<b>22%</b>	27	23%	6	18%
効果は限定的	14	9%	11	9%	3	9%
ほとんどなかった	2	1%	1	1%	1	3%
目立った効果はまだ出ていない	6	4%	6	5%	0	-
まだ評価できる段階ではない	11	7%	9	8%	2	6%
その他	3	2%	2	2%	1	3%
合計	152	100%	119	100%	33	100%

※小数点以下の四捨五入により、合計等が一致しない箇所がある。

【表5】事業実施により1件以上の活用・除却に至った事業の件数

	活用・除却あり(件)		活用・除却なし(件)	
ソフト事業(119件)	<b>50</b>	<b>42%</b>	69	58%
ソフト・ハード事業(33件)	<b>29</b>	<b>88%</b>	4	12%

※「活用・除却あり」は活用及び除却の両方を実施した事業も含む。

(参考) モデル事業の効果に関する事業者等からの回答の一例

- ・効果ありと回答された事例  
：AI予測により将来の空き家増加地域を抽出するシミュレーターの開発
- ・目立った効果はまだ出ていないと回答された事例  
：空き家カルタ作成及び小学生向けワークショップ (出典) 国土交通省HP



(3) 補助の終了後、事業者等は実施した取組を自立かつ継続して展開できているか

- 募集要領において「補助の終了後は自立かつ継続して事業を展開していくことを見据えたもの」が補助対象とされていることから、補助終了後の継続状況について調査したところ、「継続していない」、「継続のため準備中」、「継続について検討中」と回答したのは**16% (25事業)**であり、**全てソフト事業**であった【表6】。
- 事業を継続できなかった理由として、「資金の確保が困難だった」、「担当人員や専門人材が不足している」等、主に**資金面や人材確保に関する課題**が多く挙げられた。
- そのほか「もともと補助制度の活用を前提とした事業設計であった」との回答が3事業あり、**本事業の趣旨を十分理解されないまま応募し採択**されている状況も見受けられた。
- 以上のことから、**補助終了後の継続に至らなかった事業が一定数**確認された。

【表6】事業の継続状況

	事業数 (件)	
継続している	120	79%
継続していない	10	7%
継続のため準備中	4	3%
継続について検討中	11	7%
令和8年度応募予定	7	5%

※小数点以下は四捨五入。

④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 空き家対策モデル事業について

- 調査の結果、十分なモデル性がなく、空き家の減少（活用・除却）に直結していない事業も見られたことから、国土交通省は事業の採択において、**空き家減少等への寄与度が高く、かつ、モデル性の高い横展開可能と見込まれる事業**（他地域への再現性が高い事業）に**重点化**していくべきである。

- 補助事業終了後、事業を継続できていない先が一定数確認されたことから、国土交通省は事業の採択において、**事業の継続可能性について、補助終了後の事業計画等の確認やヒアリングの実施**などを通して、**十分に精査**すべきである。

- これらのことから、事業採択に当たっては、**長期的な視点から真に空き家の減少に資する取組**が採択されるよう、国土交通省は**審査基準等の見直しを検討**すべきである。

- 併せて、モデル事業で得られた知見を踏まえ、**標準的手法の確立や全国的な実装に向けた取組に移行**できるよう検討を進めるべきである。

府省名	国土交通省	組織	-	会計	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	項目	空港整備事業費ほか
調査対象予算額						調査主体	空港整備事業費補助 本省調査
令和7年度：1,500百万円 ほか (参考 令和8年度：1,000百万円)							

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

○ 空港の脱炭素化に向けて、照明・灯火のLED化や空港車両のEV・FCV化、誘導路の整備等を促進するとともに、太陽光発電等の再エネ設備の導入を促進している。そのうち以下に係る経費の一部（1/2以内）を国が補助することにより、空港における脱炭素化を推進することを目的としている。

- ①各空港における脱炭素化推進計画策定
- ②空港ビル等で照明・空調効率化やエネルギーの見える化等の省エネ化に向けた設備導入
- ③空港車両のEV・FCV化に伴い必要となるインフラの整備
- ④空港や周辺の用地における太陽光発電等再エネ設備の導入

○ 国土交通省航空局では、「2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向けて、令和3年3月に設置された「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」における議論などを踏まえ、空港施設・車両の省エネ化や空港の再エネ拠点化等の空港脱炭素化に向けた取組を推進している。

○ 同取組の目標としては、「航空法等の一部を改正する法律」（令和4年6月公布・同年12月施行）に基づく「航空脱炭素化推進基本方針」の中で「**2030年度までに各空港のCO2排出量を2013年度比で46%以上削減（排出量＝113万t⇒55万t）**」することを目指すとともに、再エネ等導入ポテンシャルの最大限活用により、空港全体でカーボンニュートラルの高みを目指す」ことなどが設定されている。

### 【問題意識】

- GX（脱炭素と経済成長の両立）が各分野で進められるようになって久しく、省エネ・CO2削減施設・設備（大型空調、LED照明等）は一般的に普及しつつある中で、**先進性を失いつつある民間企業（空港ビル会社・エアライン等）所有の省エネ・CO2削減施設・設備の更新への補助を漫然と継続しているのではないか。**
- 航空分野全体でのCO2排出量に占める空港のCO2排出量の割合は極めて小さい中、目標達成に向けて、事業が効果的なものとなっていることは最低限必要と考えられるが、**事業による目標達成への寄与度などを適切に検証できるようフォローアップされているのか。**



## ② 調査の視点

### 1. 先進性について

個別の事業対象が「民間事業者が自前で整備すべき施設・設備を越えた先進性のあるもの」といえるか。

### 2. CO2削減効果について

これまで実施してきた事業によりどれだけの成果が上がっているのか。また、事業全体の目標とその達成期限に対してどれだけ有意義な成果となっているか。

### 3. 執行体制について

各空港が策定する脱炭素化推進計画に沿って、脱炭素化の取組及び補助事業に伴う効果をフォローアップできているか。

【調査対象年度】  
令和4年度～令和7年度  
【調査対象先数】  
・国土交通省航空局  
・96空港

③ 調査結果及びその分析

1. 先進性について

○ 採択事案件数の6割、費用当たりで4割程度が、空港施設の照明LED化・効率的空調機器への更新案件となっていた。これらは、単なる「老朽化に伴う設備更新」と同視されるものであり、民間事業者が自前で整備すべき施設・設備を越えた先進性があるとはいえない【表1】。

2. CO2削減効果について

○ 令和4年度～令和7年度の実績は、補助金総額約76億円に対してCO2削減量は約1.7万t（1年当たり約19億円に対して約0.4万t程度の削減効果）であった【表2】。  
 ○ 費用当たりのCO2削減効果が最も大きいEV・FCV化（補助額1億円当たり0.037万tの削減効果）であっても、目標達成（113万t⇒55万t）への寄与度は小さい。加えて、CO2削減効果が極めて低い場合にも補助を認めていたケースがすべてのメニューにあった【表2】。  
 （参考）環境省公表の「エネルギー対策特別会計補助事業活用事例集」（2025年度版）によると、空港における脱炭素化促進事業（空港における再エネ活用型GPU※等導入支援）では補助金1億円当たり約0.6万t/年の費用対効果を得ている事例もある。※GPU：駐機中の航空機に電力を供給する地上装置

3. 執行体制について

○ 空港ごとの脱炭素化推進計画の認定・作成状況を確認したところ、96空港（千歳飛行場を除く。）のうち、認定済みは51のみで、検討中21・未着手24と、**そもそも脱炭素化に向けた計画が作成されていないものが約半数**あった【表3】。  
 ○ 計画を策定している空港の中でも、事業採択後は採択した空港内事業者等に任せきりであり、**空港脱炭素化の取組の全体の状況を空港管理者が把握しておらず、また、効果を測定していないケースもあった。**

【表1】年度別補助金額（国費「単位:億円」）と採択事案件数

	太陽光	照明	空調	EV・FCV化
R4	6.14	0.00	0.00	0.75
R5	26.39	2.38	11.34	0.79
R6	4.46	2.38	9.02	0.90
R7	8.44	1.65	0.99	0.68
合計	45.43	6.41	21.35	3.12
事業数	22	45	40	33

【表2】費用当たりのCO2削減効果（令和4年度～令和7年度）

	太陽光	照明	空調	EV・FCV化	合計
CO2削減量【万t】	0.990	0.211	0.414	0.116	1.731
補助金額【億円】	45.43	6.41	21.35	3.12	76.31
費用当たりの削減効果【万t/億円】	0.022	0.033	0.019	0.037	0.023
（最大値）【万t/億円】	0.075	0.234	0.147	0.476	-
（最小値）【万t/億円】	0.007	0.002	0.001	0.003	-

【表3】脱炭素化推進計画の認定・作成状況

計画策定主体	会社	国*	地方	計	
協議会設置	認定・作成	4	27	20	51
	検討中	-	-	21	21
未着手	-	-	24	24	
合計	4	27	65	96	

※千歳飛行場を除く

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 先進性について 2. CO2削減効果について

○ 現行の補助対象は、**先進性がなく、かつ、CO2削減効果が薄い**ため、**現行の補助を継続することは不適当と考えられる。**  
 ○ そのため、①**空港におけるCO2排出量は航空分野全体（約2,600万t）の4%程度（約100万t）にすぎず、現行の補助事業におけるCO2削減効果が薄い**ことを踏まえ、**航空分野全体で削減効果を考慮するよう見直す**とともに、②「脱炭素」のみではなく、**経済成長（GX）やエネルギー安全保障などの他の社会課題解決の観点からも真に効果が見込まれるもの**（例えば、SAF※1やペロブスカイト太陽光電池※2の導入促進等）を補助する仕組みに見直すなど、**事業の設計を抜本的に改めるべきである。**

※1 バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料のこと（Sustainable Aviation Fuel）。 ※2 曲げに強く、軽量化が可能。世界各国で実用化に向けて取り組んでいる。

3. 執行体制について

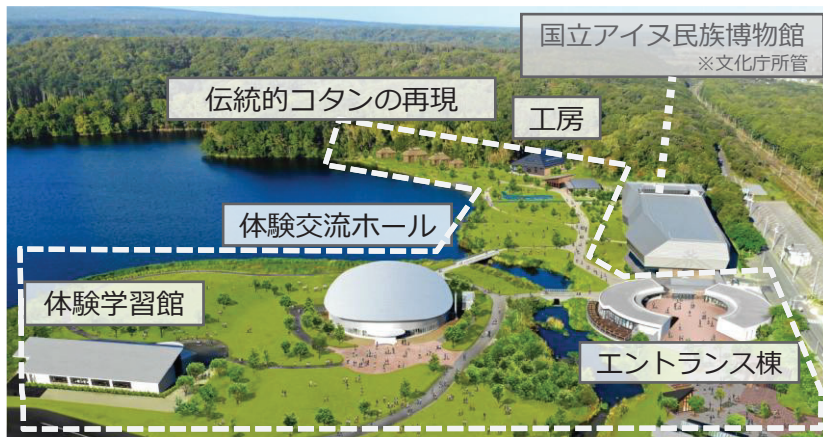
○ また、**空港管理者が空港内事業者等と一体となって計画の進捗状況や事業効果の確認等を徹底して行うこと**などにより、**脱炭素化推進計画の実効性を向上させるべきである。**

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項目	北海道総合開発推進費 民族共生象徴空間運営委託費
調査対象予算額	令和6年度（補正後）：2,504百万円 ほか （参考 令和8年度：1,475百万円）					調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- アイヌ文化の振興や普及啓発においては、伝承者の減少、アイヌ語や伝統工芸などの存立の危機、未だなおアイヌの歴史や文化等について十分な理解が得られていないといった課題に直面している。
- このような背景を踏まえ、平成21年7月、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（座長：内閣官房長官）で、**アイヌの人々が先住民族であるとの認識に基づき**、民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）が**アイヌ政策の「扇の要」**であると提言された。
- 提言を踏まえ、「**アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について**」（平成26年6月13日閣議決定。平成29年6月27日一部変更。）（以下「基本方針」という。）が策定され、令和2年7月に北海道白老町でウポポイが開園した。
- ウポポイの施設の管理運営に当たっては、国土交通省が「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき指定した**公益財団法人アイヌ民族文化財団**に対して**施設（国立アイヌ民族博物館を除く。）の管理運営、誘客推進等業務を委託**している。
- ウポポイは基本方針に基づき年間来場者数100万人を目標としているが、令和4年度の約37万人をピークに、減少傾向が続いている。



②調査の視点

1. 来場者数について

- 年度別・属性別・月別の来場者数及び目標達成状況を調査した。

2. 自己収入（入場料収入等）について

- 分類別の自己収入について調査した。
- 有料コンテンツ収入確保に向けた課題等について調査した。

3. 運営コストについて

- 来場者1人当たりのコストについて調査した。
- 職員の年齢構成や配置状況について調査した。

【調査対象年度】 令和2年度～令和6年度  
 ※来場者数については、一部令和7年度の数値も掲載している。

【調査対象先数】 1先（公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。））

③調査結果及びその分析

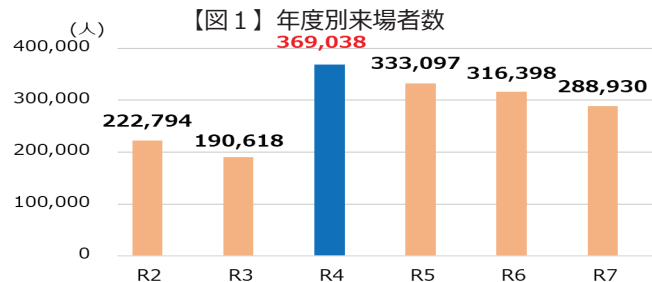
1. 来場者数について

(1) 年度別及び属性別来場者数について

令和2年7月の開園以降の年度別来場者数は、【図1】のとおりであり、最も多い令和4年度でも36.9万人と、開園後5年を経ても、目標の年間100万人にはほど遠い状況となっている。

また、令和6年度における属性別の来場者数は【図2】のとおりであり、令和5年度の行政事業レビュー公開プロセスで公表した目標と比較しても、著しく低い状況にあり、目標達成に向けたロードマップ等も示されていない。

なお、アイヌ民族博物館時代の平成3年には、年間約87万人が来場している。



(2) 月別来場者数について

月別の来場者数（開園以降の平均値）を比較すると、5月から11月までの期間が多客期となっており、その他の月と比較すると、大きな開差が見られる【図3】。なお、施設の開園時間は、4月～10月が9時～18時、11月～3月が9時～17時と季節に応じた時間設定となっているが、施設内の体験型コンテンツは、年間を通してほぼ同様のスケジュールで運用されており、舞踊観賞などの個別のプログラムも年間を通して同一のものとなっている。

2. 自己収入（入場料収入等）について

(1) 分類別の自己収入について

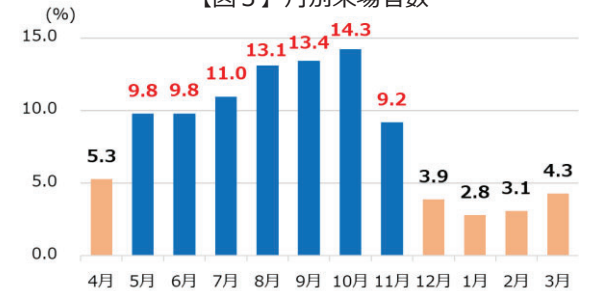
令和6年度における自己収入（191,804千円）の内訳は、入場料収入が最も多く、次いで駐車場収入、テナント収入、有料コンテンツ収入となっている【図4】。

入場料収入については、有識者による検討を踏まえ設定されており、国営公園や国立博物館・美術館等と比較しても同程度の水準となっていた。

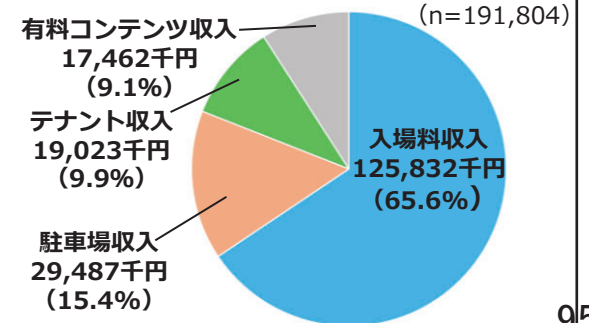
【図2】属性別来場者数

	目標	R6実績	達成率
道内	35.0万人	10.6万人	30.3%
道外	35.0万人	12.9万人	36.9%
国外	20.0万人	2.1万人	10.5%
教育旅行	10.0万人	6.1万人	61.0%

【図3】月別来場者数 (%)



【図4】自己収入の内訳 (n=191,804)



③ 調査結果及びその分析

駐車場収入については、地理的要因等を踏まえれば料金設定は高めとなっているものの、**相当程度の利用があり、貴重な収入源**となっている。

テナント収入については、固定家賃分と変動家賃分で構成されており、固定家賃については当該施設の周辺地域における商業施設等と同水準に設定されており、変動家賃については各店舗の売上の3%に設定されている。変動家賃については、著しく高く設定すると業者が撤退することとなり（過去にもその懸念あり）、来場者の利便性が著しく低下するおそれもあることから、**収入と利便性の両立が可能となるような水準に設定**している。

(2) 有料コンテンツ収入について

**有料コンテンツ収入は、自己収入のなかでも、最も低いもの**となっており、内訳は【図5】のとおりとなっている。

まず、参加人数については、コンテンツによって大きな開きがあり、年間の開園日数（約300日）から算出した**1日当たり参加人数は、最大で18.7人、最小で0.4人**となっており、**全体的に少ない傾向**にある。

次に、コンテンツごとの収入と費用を比較すると、**B/C（費用便益比）が1.0以下となるものが見受けられる**。これらのコンテンツは、**実費相当の負担を求めておらず、参加者が増加すれば更にB/Cが悪化**することが懸念される。

なお、これらの体験型コンテンツは、年間を通してほぼ同スケジュールで運用されており、所要時間は5分～60分、実施回数は1回～随時となっている【図6】。

各コンテンツの参加人数については、例えば、**ムックリ（楽器演奏）は、所要時間が10分と短く、また、9:00～16:30まで随時体験**できるとなっているため、**参加人数も最多の2,797人**となっている。

他方、**試食体験**については、**土日のみで1日に1回の開催**となっているため、**参加人数は232人ととどまっている**（令和6年11月から開始したため、開催日は39日。）。

このほか、参加人数の多いコンテンツは「木彫」が2,071人、「刺繍」が1,452人となっており、「木彫」は1回目が11:00～、2回目が14:00～と来場者が多く滞在している時間帯の設定になっている。他方、「刺繍」は、1回目が9:30～、2回目が12:30～となっており、1回目は来場者の少ない開園30分後と早い時間帯であり、2回目は一定の来場者は見込まれるものの昼食時間帯に設定されており、**利用者にとって参加しにくい時間帯**となっていることから、**時間帯を見直すことでより多くの利用者が見込める可能性**がある。

【図5】有料コンテンツ収入の内訳

コンテンツ	1人当たり 徴収料金（円）	参加人数（人）		収入（円）	費用（円）	B/C
		年間	1日当たり			
刺繍（あずま袋）	1,000	1,055	3.5	1,055,000	607,975	2.39
刺繍（ブチフレーム）	1,000	397	1.3	397,000		
木彫（コースター）	1,000	871	2.9	871,000	526,790	5.07
木彫（スマホスタンド）	1,500	1,200	4.0	1,800,000		
ムックリ	1,000	2,797	9.3	2,797,000	1,155,000	4.62
団体ムックリ	800	3,174	10.6	2,539,200		
試食体験（令和6年11月開始）	1,000	232	5.9	232,000	267,472	0.87
調理体験	1,500	132	0.4	198,000	5,997,761	1.16
団体調理体験	1,200	5,612	18.7	6,734,400		
弓矢体験（令和6年9月開始）	500	748	15.0	374,000	664,400	0.56
その他	-	-	-	464,520	-	-
合計		16,218		17,462,120	9,219,398	1.89

※弓矢体験について、令和6年9月から開始したため、開催日数は50日として計算。

【図6】コンテンツタイムテーブル  
有料コンテンツ

コンテンツ	所要時間	開催時期	9	10	11	12	13	14	15	16	17
刺繍（あずま袋、ブチフレーム）	60分	通年									
木彫（コースター、スマホスタンド）	60分	通年									
試食体験（令和6年11月開始）※土日のみ	40分	通年									
ムックリ	10分	夏期									
		冬期									
弓矢体験（令和6年9月開始）（有料）※土日のみ	10分	夏期									
		冬期									

無料コンテンツ

コンテンツ	所要時間	開催時期	9	10	11	12	13	14	15	16	17
アイヌ古式舞踊 ※16時の回は土日のみ	20分	通年									
口承文芸	15分	通年									
座り歌体験	15分	通年									
紙芝居	15分	通年									
アイヌ語体験 ※15時の回は土日のみ	15分	通年									
トンコリ体験	20分	通年									
カムイアイズ（VR）	5分	通年									
カムイコカラアニメーション	30分	夏期									
		冬期									
弓矢体験（無料）	10分	夏期									
		冬期									
映像を使ったアイヌ語体験	10分	夏期									
		冬期									

③ 調査結果及びその分析

これらの体験活動における満足度を来場者アンケートから見ると、**53.8%**が満足と回答しており、一定の満足度はあるものの、「**利用していない**」が最も比率が高く**38.5%**を占めた【図7】。

また、個別の意見として「体験・イベント内容の充実」（調理体験の枠の増加、子供向け体験の充実など）、「体験機会の拡大」（体験プログラムの開催回数や時間帯の増加）、「情報提供の改善」（内容やスケジュールの情報提供）を求めるものがあった。

このような状況を踏まえると、「利用していない」要因は、十分な情報提供がされていないことによる**認知度不足**、**来場者の滞在時間は2～3時間が最も多く**、その**時間内で体験できるコンテンツが限定的**であることなどが考えられる。

アンケート結果を踏まえ、**情報提供の方法等を改善し認知度を上げること**、**体験プログラムの開催回数の増加や時間帯を拡大**させることにより、**利用者の増加が期待**できる。

(3) 季節限定イベントについて

開園以降、**季節限定イベント**として以下の取組を実施してきている。

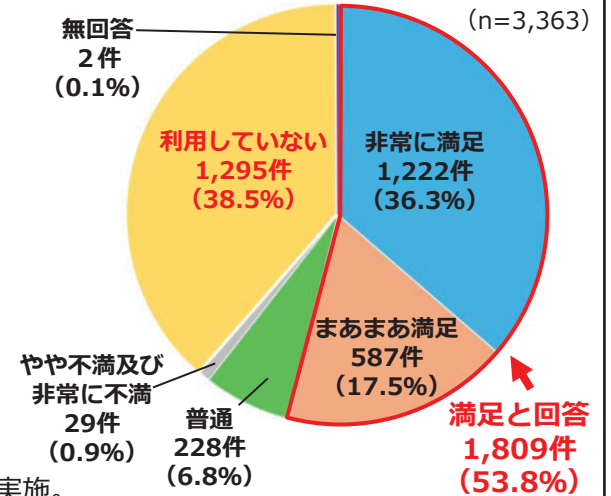
- ・GWイベント：4月下旬から5月前半にかけて実施。ファミリー向けのイベントを実施。
- ・開業日イベント：毎年開業日（7/12）近辺で実施。古式舞踊や伝統芸能などの伝統的な文化紹介などを実施。
- ・夏休みイベント：7月下旬～8月中旬にかけて実施。ファミリー向けのイベントを実施。
- ・SWイベント：9月中旬～9月下旬にかけて実施。歌や踊り、食事など、文化の秋とリンクさせたイベントを実施。
- ・無料開放デー：文化の日に合わせて、入場料を無料としている。
- ・冬イベント：2月上旬～2月中旬にかけて実施。雪を使ったイベントや、園内ライトアップなどを実施。

また、過去にはプロジェクションマッピング（令和2～5年度に年間70～90日間）やドローンショー（令和5年度に9日間）を実施していたところであるが、いずれも**費用（※）に見合う効果が得られていたとは言い難く**、令和5年度を最後に**実施を見送っている**。

※プロジェクションマッピング・・・年間約5,000万円、ドローンショー・・・約3,000万円

継続中のイベントについても、**効果検証を適切に実施し、効果の乏しいものについては、見直しを進めていく必要がある**。

【図7】体験活動満足度アンケート



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

3. 運営コストについて

ウポポイの**来場者1人当たりの運営コスト**については、令和2年の開園以降、**低減傾向にはあるものの、依然として高い傾向にあり**、国立文化財機構（博物館部門のみ）と比較すると、**約5倍**となっており、**令和6年度実績では13.0千円**となっている【図8】。

また、**運営コストに対する国費支出割合**を比較すると、開園以降、**90%以上**が続いており、**国費依存度が高い**【図9】。

要因としては、一定の無料入場者がいることや、理解増進施設であってエンタテインメント性や利益

【図8】来場者1人当たり運営コスト

	R2	R3	R4	R5	R6
ウポポイ	26.0 千円	23.7 千円	12.1 千円	12.8 千円	13.0 千円
国立文化財機構	10.8 千円	5.6 千円	4.0 千円	2.8 千円	2.7 千円

※ ウポポイは、公園と博物館の合計。  
国立文化財機構は、博物館部門のみ。

③ 調査結果及びその分析

を追求する施設ではないことが挙げられるが、それを踏まえても、**来場者1人当たりの運営コストも国費依存度もかなり高い傾向にあり、改善の余地がある**と考えられる。

【図9】 運営コストに対する国費支出割合

	R2	R3	R4	R5	R6
ウポポイ	94.1%	95.2%	90.0%	91.1%	91.4%
国立文化財機構	84.3%	96.6%	84.6%	83.9%	70.5%

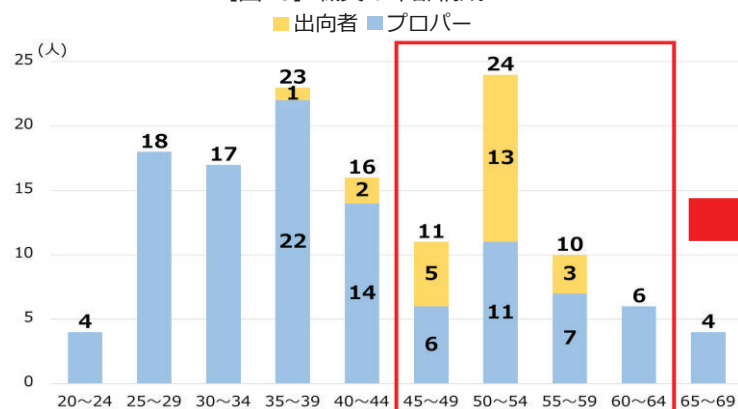
※ ウポポイは、公園のみ。管理運営費に対する国費支出割合。  
国立文化財機構は、博物館部門のみ。運営事業費に対する国費支出割合。

次に、ウポポイの運営委託費（令和6年度当初予算：1,487百万円）の構成要素としては、人件費が最も多く、761百万円となっており、**約5割**を占めている。

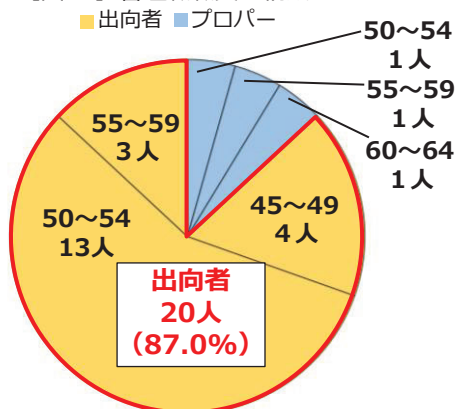
職員の年齢構成は、【図10】のとおりであり、**20代後半から40代前半の職員が多くなっており、世代間の開差が大きい。**

また、課長級の**管理職**（主に40代～50代）は**国等からの出向者が大部分**（23人中20人）を占める構造【図11】となっており、この構造は開園以降変わっていない状況である。

【図10】 職員の年齢構成



【図11】 管理職職員の構成 (n=23)



このような現状から、**プロパー職員のボリュームゾーンである20代後半～40代前半の職員が10年後～20年後には管理職層になり、当面の間、給与水準の上昇が見込まれる**ところである。

さらに、今後も同様に国等からの**出向者を管理職に充てる**ことが続けば、給与水準の上昇のみならず、**人件費総額の肥大化**につながり、**運営コストは増加の一途を辿ることとなりかねず、そのような事態は避けなければならない。**

また、開園当初から、**年間来場者100万人を想定した運営体制が構築されている**ことを踏まえれば、今後、**自立的かつ安定的な組織運営を図る観点からも、出向者も活用しつつ、施設の運営に精通した専門的な人材を確保するほか、年齢構成を考慮した人員確保、園内の稼働状況に対応した柔軟な人員配置などの取組が必要**である。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 来場者数について

- 多客期と閑散期とで**開園時間や実施プログラムのタイムテーブルを見直す**など、**より来場者数の増加に向けた取組を実施すべき**である。
- 来場者**年間100万人の目標達成**に向け、現状を踏まえた**今後の具体的な方策について検討・実施**すべきである。

2. 自己収入（入場料収入等）について

- 体験型プログラムについて、**情報提供の方法等を改善し認知度を上げる**ことで、**利用者の増加に努める**べきである。
- また、有料コンテンツについては、**最低限、実費相当分の負担を求め**ることとし、開園時間や来場者の平均滞在時間等も踏まえ、**コンテンツの所要時間やタイムテーブルの見直しにより、利用者及び自己収入等の増加に努める**べきである。
- 季節に応じたイベント等を開催する際は、その**効果検証を適切に実施**すべきである。

3. 運営コストについて

- 管理職の多くを国等からの出向者が占めるような**現体制を見直し**、財団が**自立的かつ安定的な組織運営**を図れるよう**施設の運営に精通した専門的な人材の確保、柔軟な人員配置に取り組み**べきである。
- 毎年度、多額の国費が投入されている現実を踏まえ、**より一層コスト意識を持って運営にあたる**べきである。

府省名	国土交通省	組織	海上保安庁	会計	一般会計	項	船舶建造費 船舶交通安全及海上治安対策費
						目	船舶建造費 航空機購入費 ほか
調査対象予算額		令和7年度(補正後) : 100,446百万円 ほか (参考 令和8年度 : 48,708百万円)				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

海上保安庁においては、領海警備や人身救難のため、船舶や航空機等の調達を実施している。調達に当たっては、公募を行った上で、予定価格を作成し随意契約を行っている。近年、資材価格や労務単価の上昇により、船舶・航空機の調達価格は上昇しており、調達の効率化や価格低減策を講じる必要がある。そうした中、海上保安庁の調達制度について、改善点がないか調査を実施した。

【表1】 調達価格の推移

単位：億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大型巡視船 (PL3,500トン)	76.8	-	85.3	92.4	-	113.0	113.0
大型巡視船 (PL1,000トン)	38.2	33.9	34.8	-	-	57.9	-
小型巡視艇 (CL)	4.0	3.8	4.0	4.2	4.7	5.4	5.4
スーパーピューマ 225	50.2	49.9	-	-	63.0	-	-
無操縦者航空機	-	-	-	-	125.7	72.6※	-

※無操縦者航空機の令和6年度の金額は、リース機を買取りしたため安価であった。

② 調査の視点

1. 前金払の適正化について

金利上昇局面において、前金払によって、受注する企業が得られる収益（機会便益）が増加していると考えられ、それらを調達価格や支払う前金の金額に反映すべきではないか。

2. まとめ買いについて

海上保安庁は防衛省と比較して、調達数が少ないため、まとめ買い効果が発揮しづらい。まとめ買い効果を発揮するために、より長期の契約を行うことは調達の安定化や調達コスト縮減への効果があるのか。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】  
受注事業者 10先

3. 航空機整備の効率化について

稼働率を維持・向上するために必要な整備・修繕が効果的・効率的に行われているのか。

③ 調査結果及びその分析

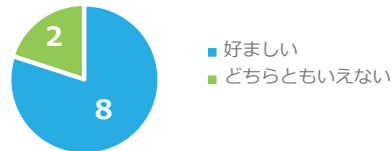
1. 前金払の適正化について

事後的に契約変更によって前金払が実施された場合、受注企業には機会収益（金利収入や借入金の早期返済による利子負担の軽減）が生じていると考えられるが、そうした**機会収益を加味せずに支払いが行われている**実態が明らかとなった。

2. まとめ買いについて

受注企業へのアンケートでは、現行よりも長期のまとめ買い（長期一括契約）は**調達の安定化（資材や労働力の確保）に資する**傾向があることが確認された【図1】【表2】。5年を超える契約に対しては、為替予約が難しいことへの懸念の声もあったが、**長期の契約がコスト縮減に資する**と回答した事業者もあり、例えば、令和8年度予算編成においても、無操縦者航空機を5年間で4機購入のところを5機にしたことで、1機当たりの調達価格を低減することができた。

【図1】 装備品の受注において、現行よりも長期間にわたる複数隻（機）の契約は好ましいか



※ 令和5年度から令和7年度において船舶建造や航空機購入の受注があった事業者10者に対してアンケート調査を実施し、集計した。

【表2】 長期間にわたる複数隻（機）の契約にはどのような効果があるか（好ましいと回答した8者による複数回答）

コスト縮減	3者
資材の確保	7者
労働者の確保	7者

3. 航空機整備の効率化について

現状、海上保安庁の回転翼機については、練習機を除いて6機種運用体制となっている。**機種数が多い**ことで、**整備員や操縦者の負担が増加**するほか、**部品の共用などもしづらい**ことから、**非稼働機増加の要因**となっている。なお、例えば、航空自衛隊においては、2機種のみ回転翼機を運用しており、効率化が図られている。

また、航空機の整備費について、オーバーホール以外の修理については国庫債務負担行為を活用しておらず、単年度歳出により支出している。そのため、修理を受注した企業は契約が切れる年度末までに、修理が完了していなくても、一度、海上保安庁へ機体を納入しなければならないといった事象も発生している。これにより、企業側の整備負担が年度末に集中するとともに、契約作業がストップする年度明けには整備所要がないといった、需要の大きな変動も発生している。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 前金払の適正化について

防衛省においては、前金払を実施する場合に、金利相当分を減額して支払う規則が定められている。防衛省の考え方を参考としながら、海上保安庁においても同様の規則を制定し、**事後的に支払う前金額の適正化**を図るべきである。

2. まとめ買いについて

国庫債務負担行為を最大限活用し、まとめ買いをしていくことは重要である。防衛省においては、一定の条件の下で、特定防衛調達について、通常の5か年を超えて10か年までの長期契約が認められている。

長期のまとめ買いには、仕様変更・技術の陳腐化といったリスクや予算の硬直化等のデメリットがあることに留意しつつ、個別装備品のケーススタディを深化させるとともに、更なる調達の効率化や安定化に向けて、**特定防衛調達と同様の制度を海上保安庁へ導入**することも検討の余地があるのではないかと。

3. 航空機整備の効率化について

航空機整備については、**機種数を減少させる**ことにより、整備員や操縦士の負担を軽減し、部品の共用を容易にするなど、効率化を図りながら稼働率の維持・向上を目指すべきである。

また、受注企業の繁忙状況や受入体制など、企業側の課題をよく把握するとともに、**国庫債務負担行為を活用して作業の平準化**を図るなど、発注側・受注側双方の利益となるような取組ができないかを検討すべきである。

府省名	環境省	組織	-	会計	エネルギー対策特別会計	項目	エネルギー需給構造高度化対策費
						目	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
調査対象予算額	令和7年度：13,000百万円 ほか (参考 令和8年度：12,500百万円)					調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

二国間クレジット制度（JCM）は、パリ協定6条に基づき、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して温室効果ガス（GHG）排出削減対策を実行し、**得られるGHG削減・吸収量の一部を両国の貢献度合いに応じてクレジット化し、配分する仕組み**である（貢献度合いは相手国と協議）。

JCMは、日本企業がパートナー国企業と連携して事業を実施することで、日本企業にとって、海外市場における事業参画や運営ノウハウの展開、JCMクレジットの獲得・活用といった収益機会の創出につながる構造となっており、**日本とパートナー国の双方のNDC（パリ協定に基づき各国が決定する温室効果ガス排出削減目標）達成への貢献や、企業のビジネス・投資チャンスの拡大と経済の活性化等に資することを目的としている。**

本事業では、導入コストの高さなどにより途上国への普及に困難が伴う、先進的な脱炭素技術等を活用した、エネルギー起源CO2の排出を削減するための設備・機器の導入に対して補助を行うことで、**事業形成や市場参入の契機とするものである。**

### 【JCM実績】 令和8年5月現在

- ・パートナー国数：32か国
- ・JCMプロジェクト件数：300件  
※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

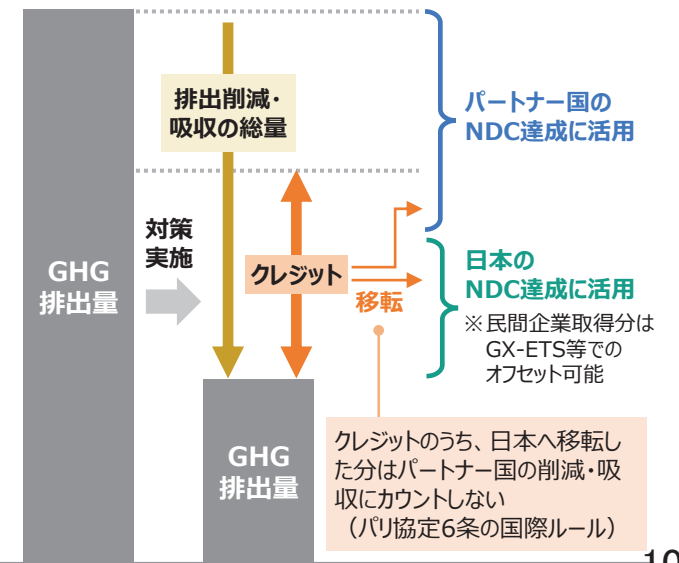
### 【補助実績】 令和8年5月現在

- ・補助率：1/2～1/5（JCMエコリース事業は1/10）  
※同一国での類似技術は10件未満まで
- ・補助事業数：255件
- ・交付決定額：79,479百万円
- ・CO2排出削減量（事業計画値）：4,794万トン  
※削減量については、法定耐用年数期間で算出  
※約1,900万世帯分の年間排出量に相当（自家用車除く）

### 【JCM設備補助事業例】

再エネ		省エネ		廃棄物
				
風力発電 (ベトナム)	小水力発電 (インドネシア)	高効率ボイラー (タイ)	高効率冷却装置 (ベトナム)	廃棄物発電 (ベトナム)

### 【JCMイメージ】



② 調査の視点

1. 補助事業における事業実施の実態について

補助事業における導入設備の内訳や、事業における投資回収年数、JCMによるビジネスチャンスへの寄与度といった、事業効果を確認した。

2. 導入設備の原産国及び先進的脱炭素技術の導入有無について

補助事業の目的に照らし、日本の産業裨益や先進技術の導入につながるような実態となっているか。

【調査対象年度】  
令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】  
プロジェクト事業数：83事業  
導入設備数：89設備

③ 調査結果及びその分析

1. 補助事業における事業実施の実態について

【調査対象補助金における事業実施状況について】

- 令和5年度から令和7年度の補助金の交付決定を受けて実施した83事業について、補助金の交付決定額は約309億円、事業計画におけるCO2排出削減量は、約2,347万トンであった。
- 事業において導入した設備は89件で、再エネ設備が79件、省エネ設備が6件、エネルギー有効利用設備が3件、廃棄物関連設備が1件であった【図1】。
- 大宗を占める再エネ設備については、太陽光発電が61件、小水力発電が7件、バイオマス発電が4件、その他7件と、**導入が比較的容易な太陽光発電設備の導入が約8割**と多くを占めている【図2】。  
※「太陽光発電」は全て**従来型のシリコン型太陽光発電**。

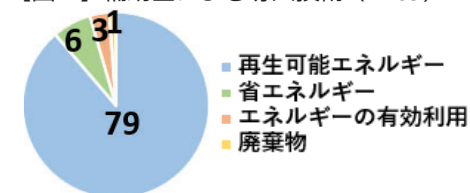
【事業における投資回収年数について】

- 導入設備89件のうち、JCMエコリース事業5件を除く84件の投資回収年数を確認したところ、5年未満が9件、5年以上10年未満が44件となっており、**10年未満がボリュームゾーン**となっている【図3】。
- また、仮に補助金がなかった場合に、投資回収年数がどの程度遅れるかを確認したところ、**3年未満の差が8割となり、補助金が無くとも投資回収できる可能性が示唆された**【図4】。

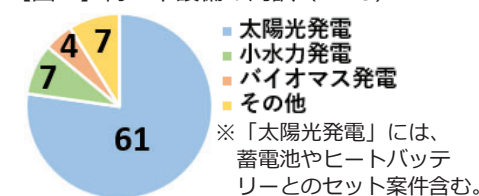
【JCMによるビジネスチャンスへの寄与について】

- JCMにおけるビジネスチャンスの可能性について確認したところ、「有り」が78件、「無し」は0件となり、**ほぼ全ての事業において、JCMが日本企業のビジネスチャンス拡大に寄与しているとの回答であった**【図5】。
- 主なビジネスチャンスについては、「**補助金による収益性の改善**」が約半数を占める一方で、「**現地との関係構築による更なる事業展開**」といった趣旨の回答が多かった【図6】。

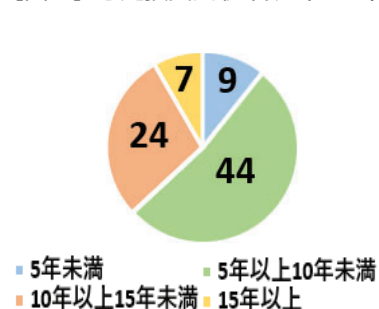
【図1】 補助金による導入技術 (n=89)



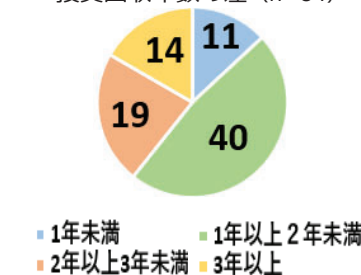
【図2】 再エネ設備の内訳 (n=79)



【図3】 想定投資回収年数 (n=84)



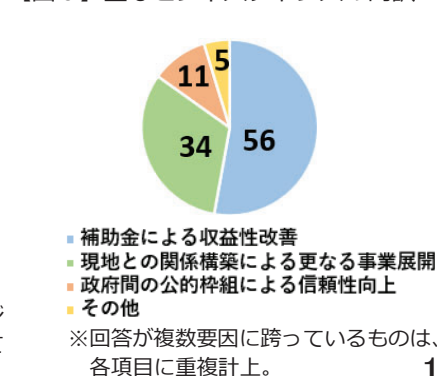
【図4】 補助金の有無による投資回収年数の差 (n=84)



【図5】 ビジネスチャンスの有無 (n=83)



【図6】 主なビジネスチャンスの内訳



③ 調査結果及びその分析

2. 導入設備の原産国及び先進的脱炭素技術の導入有無について

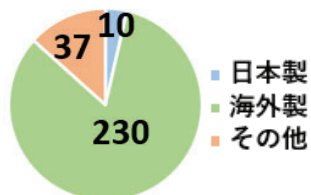
【設備の原産国について】 ※金額上位に含まれないものはまとめた回答のため、母数から除外。

- 導入設備について、調達先等の異なる構成部品別に原産国を分類したところ、日本製が10件、海外製が230件、その他が37件となり、**日本製部品については約4%しか導入されていない**【図7】。

なお、海外製のうち、約半数は中国製品であった。

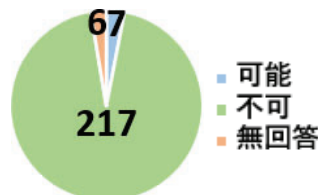
- また、海外製品230件について、日本製品へ代替が可能か質問したところ、可能と回答した件数は7件にとどまり、ほとんどが不可とのことで、理由を確認すると、**価格によるものが162件**となっており、**価格競争力により、ほぼ海外製品で占められている状況である**【図8】【図9】。

【図7】 構成部品の原産国 (n=277)



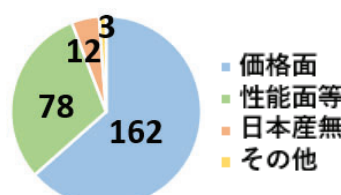
※「不明」「未定」といった原産国が不明の回答は「その他」に計上。

【図8】 海外製品の日本製品への代替可否 (n=230)



※「可能」の回答のうち、「代替不可理由」を記載している回答は「不可」に計上。

【図9】 日本製品への代替不可理由



※回答が複数要因に跨っているものは、各項目に重複計上。  
※「性能面等」については、互換性や、その他サービス面等による不可も含む。

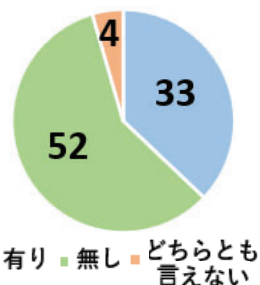
【先進的な脱炭素技術の有無について】

- 導入設備について、先進的な脱炭素技術を有しているか確認したところ、先進的技術「有り」が33件、「無し」が52件、「どちらとも言えない」が4件となっており、**先進的技術が活用されているとの回答は約4割**であった【図10】。

- また、先進的技術の内訳について確認したところ、「日本技術」が3件、「海外技術」が30件であり、**日本の先進的技術の導入にはほとんどつながっていないことが明らかになった**【図11】。

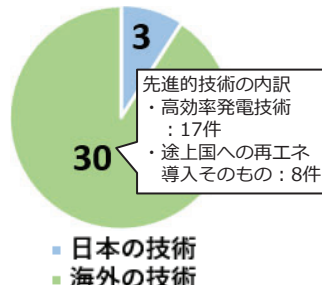
- なお、海外の先進的技術の主な内訳は、**高効率な発電技術を導入している**との回答が17件あった他、**途上国での再エネ導入そのものが先進的**との回答が8件であった。

【図10】 導入設備における先進的技術の有無 (n=89)



※「どちらとも言えない」の回答のうち、先進的技術の詳細を記載している回答は「有り」に計上。

【図11】 先進的技術の内訳について (n=33)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 補助事業における事業実施の実態について
2. 導入設備の原産国及び先進的脱炭素技術の導入有無について

- 導入設備の多くは、導入が比較的容易な太陽光発電となっており、**途上国において普及に困難が伴う設備ではないのではないか。**
- 補助金が無くとも投資回収できる可能性が示唆されており、**補助金による効果は限定的ではないか。**
- 導入される技術はほぼ海外製となっており、**日本の産業裨益にほとんどつながっていないのではないか。**
- 他方で、現地との関係構築など、**補助金以外の面において、ビジネスチャンス拡大につながっている点については、一定の評価ができる。**
- これらの点から、事業の意義・目的を踏まえ、**事業内容の見直しが必要である。**
- 具体的には、(補助金を活用しない) **民間JCMへの移行を進め、補助金による支援は真に必要なものに限るべきである。**
- 少なくとも**従来型のシリコン型太陽光発電設備については、既に支援件数も十分あることから、民間による自走へ切り替え、補助対象外とすべきである。**

府省名	防衛省	組織	防衛本省 防衛装備庁	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費
						目	教育訓練費、試験研究費 ほか
調査対象予算額		令和7年度：204,784百万円の内数 ほか (参考 令和8年度：232,694百万円の内数)				調査主体	本省と関東財務局の共同調査

## ① 調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 防衛省の各研究機関では、防衛省の活動に必要な各種研究を実現するために必要な研究器材を取得している。
- 本調査では、防衛省の研究機関等が取得した研究器材（取得価格：300万円以上※）を効果的に活用しているか、研究器材の購入プロセスや不用決定プロセスが効率的・効果的な予算執行の観点から問題ないか検証を行うものである。また、使用しなくなった研究器材の民間市場等におけるニーズを確認する観点から、民間事業者に対して調査を行った。  
※今回の調査では取得価格が「少額随意契約の基準額以上」の研究器材を調査対象とした。

### 【問題意識】

- 研究器材購入に当たり機関内や他の機関と類似性の高い器材や緊要性の低い器材を購入するなど、非効率な執行が行われていないか。
- 使用実態を適切に管理し、効率的な活用を行っているか。また使用目的を達成し用途がなくなった研究器材を適切に処理しているか。

### 【調査の概要】

- 【研究器材購入までのプロセス】や【購入及び不用決定した研究器材の使用実態や処分実態等】を調査した。また、研究器材の中古販売・買取等を実施している民間事業者から市場における研究器材の買取や中古販売等の状況についてヒアリング調査を実施し、各研究機関が保有する研究器材の売却可能性について検証した。

【表1】 調査対象先及び調査対象器材の区分

調査対象 組織名	調査対象 機関数	区分	調査対象 器材数
防衛大学校	1	取得器材	1,909個
防衛医科大学校	2	処分器材	978個
防衛装備庁	14		
計 3組織	17機関		

### 【参考】 研究器材のイメージ

<名称等> 顕微鏡測定システム（取得価格：3,597万円）  
<用途> X線（封入型）を利用し土壌等試料の構造を測定  
<機関> 防衛大学校



(写真) 現地にて関東財務局職員が撮影した画像を生成AIにて処理

## ② 調査の視点

### 1. 研究器材購入に係る機関内外の調整について

- 類似の研究器材を購入しないための確認体制が構築されているか。

### 2. 研究器材の使用実態について

- 当初予定されていた使用頻度で使用されているか。
- 使用頻度が低調な研究器材を共同利用等に活用できないか。

### 3. 使用頻度が低調又は使用不能等となった場合の対応について

- 目的を達成し用途がなくなった研究器材について、防衛省内の他の機関や民間企業/大学等との共同利用を検討しているか。
- 研究器材の中古市場への売却を検討しているか。

【調査対象年度】  
令和3年度～令和7年度

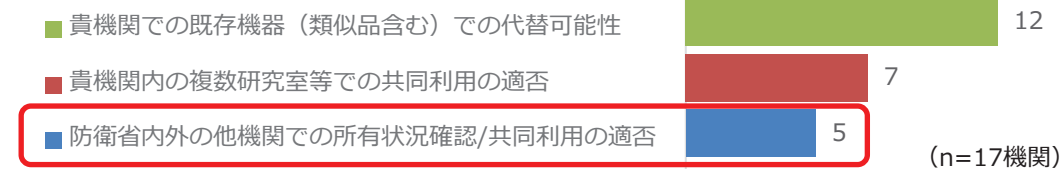
【調査対象先数】  
・防衛省：17機関  
・民間事業者：6社

③ 調査結果及びその分析

1. 研究器材購入に係る機関内外の調整について

- 器材購入前に機関内で協議（確認）している事項について調査した結果、大半の調査対象機関では機関内での既存器材（類似品含む）での代替可能性は協議項目とされているものの、**調査対象機関以外（防衛省内外）の機関における類似器材の所有状況の確認や他機関との共同利用の適否を確認している機関は5機関であった【図1】。**
- また、概算要求前には同じ組織内では類似器材の活用等の調整を行っているものの、**組織間（防衛大学校⇄防衛医科大学校⇄防衛装備庁間）での事前調整を実施していなかった。**
- これらの結果から、防衛省全体で見た場合に類似性の高い研究器材の購入を回避するための取組は**同じ機関又は同じ組織内部でしか行われておらず、防衛省全体の組織間で研究器材を融通する方を講じる必要があるのではないか。**

【図1】 器材購入に係る協議項目（複数選択可）



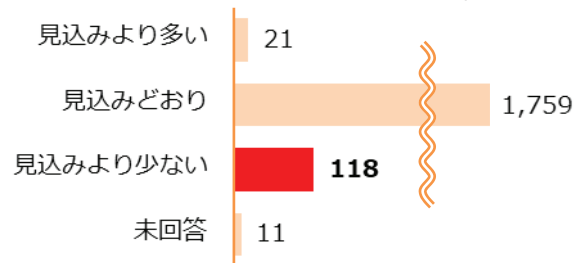
※「機関内外の調整」に関する選択肢以外は記載省略

2. 研究器材の使用実態について

- 調査対象の取得器材1,909個の直近1年間における使用頻度について、取得当初に見込んでいた使用頻度と比較してどのように評価しているかを調査した結果、**研究器材取得後の使用頻度が当初見込みに比べて低調な研究器材が118個（取得価格：約62億円）確認された【図2】。**
- なお、これを取得年度別でみると**令和5・6年度の2か年度は74個（取得価格：4,529百万円）**となっており、**令和3・4年度の2か年度の19個（取得価格：1,006百万円）**に対し**個数ベースで約3.9倍、金額ベースで約4.5倍**であった【表2】。

- これらの結果から、**研究器材の「必要性」はもとより、研究計画等の「進捗具合」や器材の「使用頻度」も勘案した上で予算要求や調達可否を判断するなど、適正化を図る余地があるのではないか。**

【図2】 当初見込んでいた使用頻度に対する稼働率の評価 (n=1,909個)



【表2】 使用頻度が「当初見込みより少ない」研究器材

取得年度	個数	取得価格（百万円）
令和3年度	12	381
令和4年度	7	624
令和5年度	58	4,186
令和6年度	16	343
令和7年度	25	651
計	118	6,186

(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 研究器材購入に係る機関内外の調整について

- 防衛省の機関同士が**研究器材の所有リストや活用状況を容易に確認できる仕組みを構築し、類似性の高い研究器材の購入を避ける、あるいは共同利用を促すための仕組みを構築すべきである。**

2. 研究器材の使用実態について

- 機関が予算要求及び調達する際は、必要性に加えて**器材を使用するタイミングや使用頻度、借上げ等の代替手段も検討すべきである。**

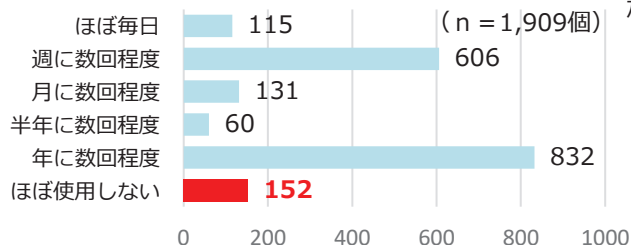
③ 調査結果及びその分析

3. 使用頻度が低調又は使用不能等となった場合の対応について

(1) 管理方法

- 取得した研究器材の管理は原則としてその使用者（研究室単位等）のみで行っており、**組織として使用頻度が低調な研究器材を確認する仕組みが構築されていないことが確認された。**
- 調査対象取得器材の「直近1年間の使用頻度」を調査した結果、「**ほぼ使用しない**」とした器材が**152個（取得価格：約103億円）**確認された。また、これらの「使用頻度の理由」について分析した結果、**今後の使用目的が明確に確認できない器材が101個（取得価格：約84億円）**確認された。使用目的もなく器材を保管することは、管理に係る事務コストや資産の有効活用の観点から適切ではない【図3】【表3】【表4】。
- これらの結果から、公的資金で購入した研究器材をより**効果的に活用していく**ためには管理方法の改善を図るとともに、使用見込みのない器材については早期に不用決定手続きを行うなど、より迅速な手続きを図るべきではないか。

【図3】直近1年間の使用頻度



(注) 無効回答：13個

【表3】ほぼ使用しないと回答した器材のうち、今後の使用可能性

今後の使用可能性	回答数
見込まれる	51
見込まれない	101

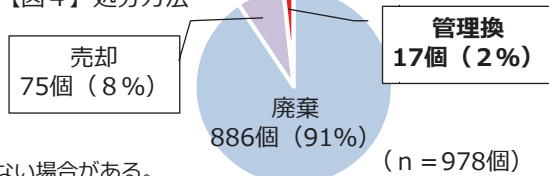
【表4】今後の使用が見込まれない理由

今後の使用が見込まれない理由	回答数
当該装置を使用する試験計画がないため	50
研究が終了し他の研究での活用が見込まれないため	43
所要のデータを取得できたため	4
性能確認試験で使用し、所要の目的達成（研究終了）	4
計	101

(2) 管理換や共同利用の状況

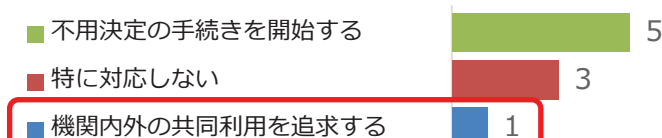
- 防衛装備庁では不用決定に際し、まずは防衛省内の他の機関へ「管理換の照会（他の機関に対し当該研究器材の移管希望の有無を照会）」を行っているが、**防衛大学校及び防衛医科大学校では同様の取組は確認できなかった。**
- 一方、防衛装備庁は管理換の照会を行っているものの、調査対象の3組織における調査対象処分器材（978個）のうち、**実際に管理換が成立した事例は2%（17個）と僅少であった【図4】。**
- 取得した研究器材の使用頻度を機関として把握しているか否かを調査した結果、把握していると回答したのは9機関であった。その9機関に、研究器材の**使用頻度が低調となった場合の対応**を調査した結果、「不用決定の手続きを開始する」と回答した機関が最も多く、**機関内外の共同利用を追求する機関は1機関のみ**であった【図5】。
- 文部科学省においては、大学等において公的な財源により整備した研究設備・機器の共用を促す「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン※」を策定し、具体的な運用方法として「使用できる研究設備・機器の情報の機関内外への見える化」などを求めている。  
※[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html)

【図4】処分方法



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

【図5】使用頻度が低調の場合の対応とした最も当てはまるもの



(注) 他8機関は使用頻度を把握していない。

(n=9機関)

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 使用頻度が低調又は使用不能等となった場合の対応について

(1) 機関として使用頻度を確認する仕組みを構築するとともに、**使用見込みがない器材は早期に適正な手続きを経て不用決定を行うべき。**

(2) 使用目的が完了した研究器材については、まずは**防衛省内全体で管理換の照会を徹底するとともに、他の研究室や民間研究機関等の防衛省内外の研究機関との共同利用なども視野に、所有する研究器材の情報や使用頻度等を可視化し、共同利用を促進する仕組みを構築すべき**である。

③ 調査結果及びその分析

3. 使用頻度が低調又は使用不能等となった場合の対応について

(3) 処分方法

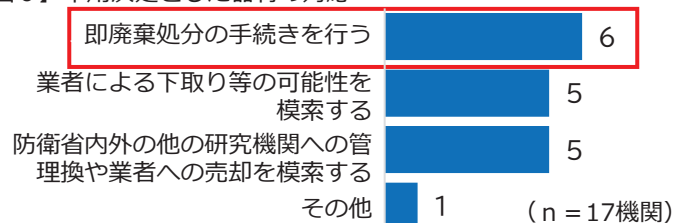
- 今後の使用が見込まれない器材を不用決定する際の対応を調査した結果、「**即廃棄処分の手続きを行う**」機関が**6機関と最も多かった**。

また、研究器材ごとの処分方法を調査した結果、**調査対象処分器材(978個)のうち約91%は「廃棄処分」**であった。

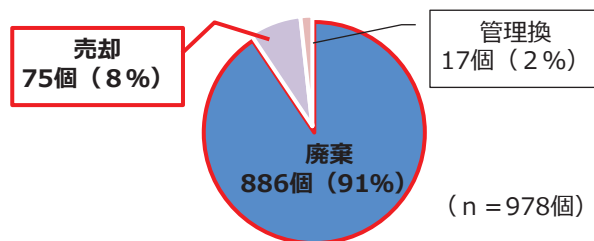
同様に、不用決定とした器材の対応として「業者による下取り等の可能性を模索する」機関は5機関であった。また、研究器材ごとの処分方法では、「**売却**」できた器材は約**8%**にとどまっていた【図6】【図4(再掲)】。

- また、3.(1)で述べたとおり使用目的もなく器材を保管することは本来適切ではないが、現地調査において、廃棄処分する際は他の物品も含め一定量に達するまで保管し、その後入札により産業廃棄物として一括して廃棄処理を行っている調査対象機関が存在することを確認した。

【図6】不用決定とした器材の対応



【図4】処分方法(再掲)



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- 研究器材の買取やリユース等を取り扱う民間事業者(6社)を任意に選定しヒアリング調査を実施した。

- 民間事業者へのヒアリング調査では「研究器材は壊れていたり、部品だけであったりしても買い取る余地がある。特に中古市場において比較的需要が高い器材は引き取りやすい。」という回答があった。

他方、**需要が比較的高い研究器材として民間事業者から紹介があったものと類似の研究器材について調査対象機関では廃棄している事例(39個)**を確認した【表5】。

加えて、廃棄した器材のなかには研究器材の一般的なサポート期間である7年(民間事業者への聞き取り)を経過していないものについて廃棄している事例も確認された。

- 調査対象機関に対し売却に積極的に取り組まない理由を尋ねたところ、「**壊れた器材は売却できないと考えていた**」、「**処分する際、売却するという発想がなかった**」といった回答があった。

- 使用しなくなった研究器材については、民間事業者が行う研究支援サービスを通じた活用も含め、その**有効活用を検討することで、スタートアップを含む民間等における研究機会の創出に資する可能性がある**。なお、有用な研究支援サービスを探索・把握する上で、文部科学省の「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS<sup>※</sup>)」を参考情報として活用することも考えられる。

※[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

- これらの調査の結果、**不用決定をした研究器材の処分方法については改善の余地があるのではないか**。

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 使用頻度が低調又は使用不能等となった場合の対応について

(3) 処分に当たっては、廃棄処分の決定をする前に、機密性を十分に配慮した上で**民間の中古取引市場や研究支援サービス等の活用を含めた研究器材の有効活用を進めるための仕組みを構築すべき**である。

【表5】中古市場での需要が比較的高いとの回答があった研究器材と同種の調査対象処分器材(事業者からのヒアリングに基づく)

種類	器材	個数
分析装置	分光光度計	9
	(ガス)クロマトグラフ	4
電子計測器	ネットワークアナライザ	3
	オシロスコープ	3
顕微鏡	(光学、電子、原子間力)顕微鏡	17
その他	遠心機	1
	オートクレーブ	2
合計		39

# (31) 装備品等の維持整備 (PBL)

府省名	防衛省ほか	組織	防衛本省ほか	会計	一般会計	項目	航空機整備費ほか
						目	航空機修理費ほか
調査対象予算額		令和7年度：47,443百万円 ほか (参考 令和8年度：57,182百万円)				調査主体	本省調査

## ① 調査事案の概要

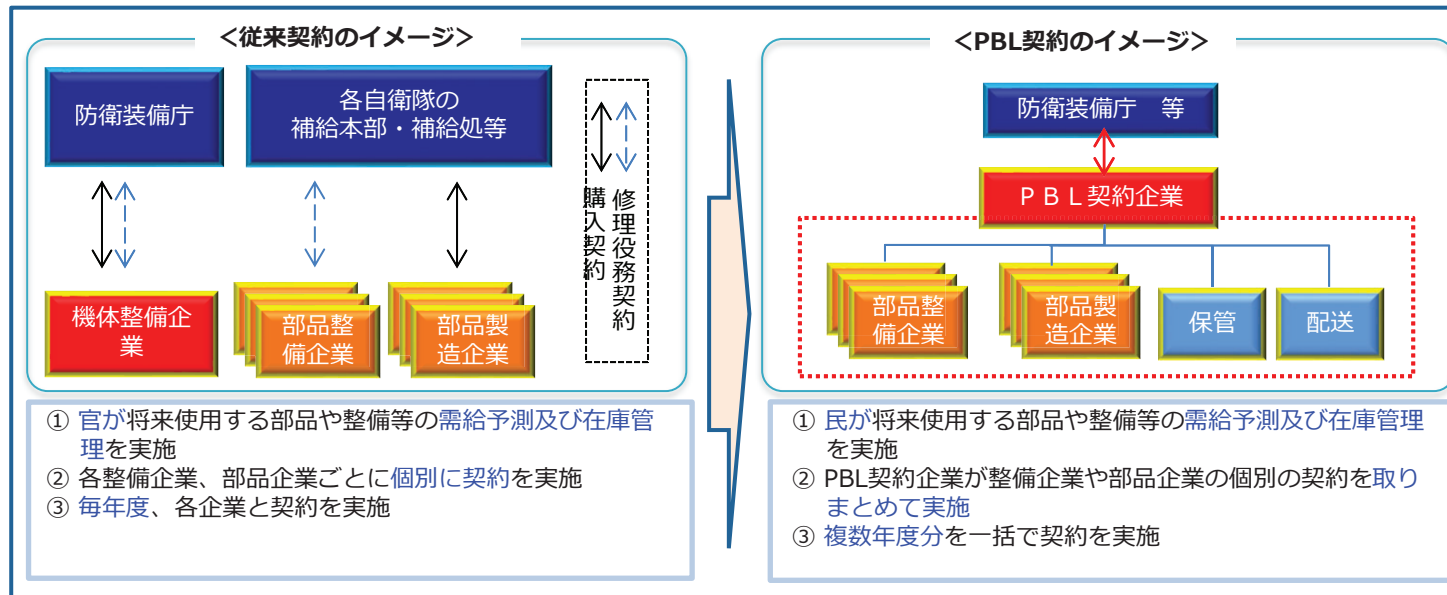
### 【事案の概要】

防衛省では、保有装備品の可動数向上を図る観点から、**維持整備について成果の達成に応じて対価を支払う契約体系であるPBL (Performance Based Logistics) を導入している。**

装備品等の維持整備について、従来契約では、部品等の売買契約又は製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じて契約を結び、その作業量に応じて対価を支払うが、PBL契約では、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に対して対価を支払う契約となる。官民間の合意により設定された**目標を達成するための手法について契約相手方に裁量を与えることにより、契約相手方の自主的な改善・効率化活動を促し、維持・整備業務における品質を維持・向上させつつ長期的な経費の抑制を図ることを目指すもの**とされている【図1、表1】。

平成24年度に初めてPBLが導入されて以降、PBL契約件数や対象装備品等は拡大しているが、**平成30年度の「防衛省PBLガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の改正以降、特段の制度見直しはなされていない。**現行の防衛力整備計画において維持整備費は大幅に増加されており、防衛装備品の高度化・複雑化も進む中、装備品等の即応性の維持・向上を図りつつ業務の効率化及び経費の抑制を図ることは益々重要となっているところ、本調査では、PBL契約の成果を測定するためのパフォーマンス指標 (KPI) の設定や達成・未達成の判断基準の適切性のほか、ガイドラインで今後の課題とされている、保証KPIの達成度合いに連動した支払いの導入状況について調査した。

【図1】 PBL契約のイメージ



【表1】 パフォーマンス指標 (KPI) の例

KPIの種類	具体例
目標KPI (運用ニーズに基づく維持整備全体の目標)	可動率 ・ 任務を遂行できる状態にある対象装備品の割合 飛行時間 ・ 年間〇時間程度
保証KPI (目標KPIを達成するために契約相手方に保証させるパフォーマンス指標)	供給リードタイム ・ 部品発注から〇日以内に納入 在庫基準数 ・ 防衛省が保有する基準在庫数を維持する(基準在庫数を下回った場合は〇日以内に補充) 修理リードタイム ・ 修理発注から〇日以内に完了

② 調査の視点

1. 各種KPIの設定について

- 目標KPI及び保証KPIが適切に設定されているか。
- 保証KPIの達成状況をどのようにモニタリングしているか。

2. 保証KPIの達成・未達成の判断基準について

- 保証KPIの達成・未達成をどのような観点で判断しているか。
- 保証KPI未達成時における責任範囲がどのように設定されているか。

3. 支払方法について

- 保証KPI未達成の場合、契約上どのように対応しているか。
- 保証KPIの達成度合いに連動した支払いは検討されているか。

【調査対象年度】  
平成24年度～令和7年度  
※契約件数33件（うち進行中の契約12件）

【調査対象先数】  
・防衛省

③ 調査結果及びその分析

1. 各種KPIの設定について

(1) 目標KPI及び保証KPIの設定について

ガイドラインでは、「PBLの実施により維持・整備業務の改善を図るためには、まず、運用ニーズに基づき可動率等の維持や整備業務全体に係る目標KPIを設定した上で、その目標KPIを達成するため、PBLにおいて契約相手方に保証させる保証KPIを官民の合意により設定し、連携してその達成を目指す必要がある」とされている。どのようなKPIを設定するかは、PBLの対象装備品等や役務範囲を踏まえて設定する必要がある。

上記を踏まえ、目標KPIについて調査した結果、**進行中の契約12件のうち、目標KPIを設定していない案件が4件あった。**

また、保証KPIについては、下記例のとおり**定性的な保証KPIを設定している案件が1件あった**。当該案件は部品供給や修理リードタイム等を保証する契約であるが、定性的である理由は、整備を通じて修理期間や必要な部品等が判明することから、あらかじめ定量的な期間を定めるのは困難なためとのことであった。

定性的な保証KPIの例

〇〇について、▲▲の計画整備の工期内で全工程を阻害しない工事の実施を保証する

(2) 各種KPIの達成状況等のモニタリングについて

ガイドラインでは、官民による定期的なミーティング（以下「定例MTG」という）を開催し、各種KPIの達成状況のモニタリング等を実施することとされている。

調査の結果、**進行中の契約12件全てにおいて、四半期に1回定例MTGを実施しており、保証KPIの達成状況や未達時の原因分析、改善策を協議していた。他方、目標KPIへの影響評価について議論しているとの回答は4件であった。**

官側の定例MTGへの参加者の役職は、係長クラスが3件、班長クラスが3件、課長クラスが5件、部長クラスが1件であった。

上記から、保証KPIの達成状況に関するモニタリングは適切に実施できていると推察されるが、**参加者の役職にバラつきがあり、案件ごとに定例MTGの位置付けが異なっていることがうかがえた。**

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 各種KPIの設定について

(1) 目標KPI及び保証KPIの設定について

PBL契約は、可動率改善等の維持整備全体の課題を解決するための手段であるが、目標KPIが無ければ、PBL契約を通じて何を改善するのかという目的が曖昧になるほか、目標KPIの達成に資する観点から設定される保証KPIの妥当性・適切性が判断できず、保証KPIの見直しが適切になされないおそれがある。**PBL契約を導入する目的を明確化する観点からも、目標KPIは原則設定するとともに、目標KPIとの関連性を明確にしな**がら保証KPIを設定すべき。

また、企業のパフォーマンスを客観的に評価するためには、KPIは測定可能かつ定量的な指標であることが適当である。**定量的な保証KPIが適切に設定されるよう、ガイドラインで明確に位置付けるべき。既に定性的な保証KPIを設定した契約であっても、契約履行を通じて蓄積された実績を踏まえて、あるべき姿である定量的な保証KPIの設定ができるよう、不断に見直しを図るべき。**

(2) 各種KPIの達成状況等のモニタリングについて

各種KPIの達成状況等を適切にモニタリングし、各種KPIの見直しを含めて改善を促す観点からも、上記(1)のとおり**目標KPIを設定した上で、その達成状況や保証KPIの進捗が目標KPIに与える影響度合いについてもフォローすべき。**

特に、後述のように保証KPIの達成度合いに連動した支払いを検討する場合、これまで以上に保証KPIの進捗や達成状況が重要となることから、定例MTG等で議論すべき事項の設定、参加者の条件など、**官民の定例MTGにおける標準的な要領を整備し、運用の実効性を高めるようにしてはどうか。**

③ 調査結果及びその分析

④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 保証KPIの達成・未達成の判断基準について

2. 保証KPIの達成・未達成の判断基準について

(1) 判断基準の有無について

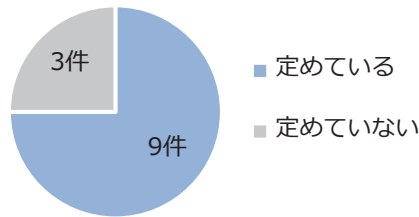
(1) 判断基準の有無について

まず、保証KPIの達成・未達成の判断基準の有無について調査した結果、**進行中の契約12件のうち、判断基準を契約上定めているとの回答が9件、定めていないとの回答が3件であった【図2】**。前者については、保証KPIで定められた水準（例えば部品供給〇〇日以内）を満たしているかどうかで単純に判断しているとの回答が8件あったが、目標KPIへの影響度合いに応じて判断している（例えば、保証KPIが未達であっても、目標KPIが達成できている場合は問題ないとみなす）との回答が1件あった【表2】。後者について契約上定めていない理由を確認したところ、個別事案の性質によることや、官側の都合及び不可抗力により達成できない場合があることが挙げられたほか、保証KPIは成果管理指標として設定しているに過ぎない、との回答があった。上記から、**PBL契約は企業のパフォーマンスを評価する仕組みであるにもかかわらず、判断基準が明確に定められていない契約が存在し、保証KPIが単なる努力目標として位置付けられている可能性が判明した。**

保証KPIの達成・未達成に関する判断基準やその帰責性は、事前に官民で認識をすり合わせた上で契約締結しなければ、契約履行時に民側のパフォーマンスに対する客観的な判断ができず、更なる効率化に向けた官民双方の取組が適切になされないとおそれがある。

【図2】 契約上の判断基準の設定状況

【表2】 目標KPIへの影響度合いに応じて判断基準を設けている例



類型	判断基準の内容
目標KPIの達成が担保されていれば保証KPIの達成状況を問わない例	保証KPIである供給リードタイムが未達成でも目標KPIである〇〇が達成されていれば問題ないとみなす。
目標KPIの達成状況にかかわらず保証KPIの達成状況を判断している例	保証KPIである整備リードタイムを超過した場合は未達成と判断。

次に、保証KPIの達成・未達成について、官民の帰責性に関する判断基準の有無を調査した結果、**進行中の契約12件のうち、契約上定めているとの回答が2件、契約上には無いが省内で整備しているとの回答が2件、判断基準はなく契約担当官等が個別に判断しているとの回答が8件であった【図3】**。契約上若しくは省内で判断基準を整備していると回答した案件では、民側が免責となる条件として、天変地異といった不可抗力等を想定しているとの回答だった【表3】。残りの案件について帰責性の判断基準が整備されていない理由を確認したところ、「官側の都合によりKPI未達の可能性が高いため」「PBL対象部品は輸入品の占める割合が高く、KPI未達成の帰責を民側に求めた場合、契約履行できないリスクが高まるため」といった回答があった。

また、判断基準がなく契約ごとに個別に判断する方法では、契約担当官等の裁量に過度に依存し、契約の継続性や安定性が担保できないおそれもある。

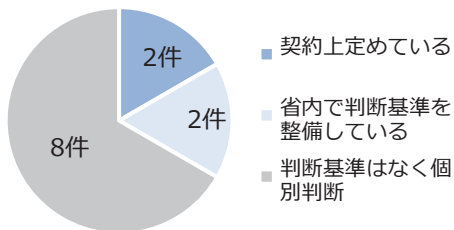
保証KPIの達成・未達成を判断する時点（四半期、年度末、契約の最終年度末）や目標KPIへの影響をどう加味するかといった観点も含め、**判断基準を作成すべき**。その際、**一律の数値基準だけで判断するといった画一的な運用ではなく、対象装備品や業務内容の性質等を考慮した原則的な考え方を具体例も含めて整理することが望ましい。**

上記から、**官民の責任分界点が明確に定められていない又はそもそも民側が達成状況をコントロールできない保証KPIを設定しているために、保証KPIが未達成の場合でも契約相手方の責任を問えない状況が生じている可能性が判明した。**

また、**官民双方の役割分担や責任分界点は民側と十分協議の上、契約締結時に明確に設定し民側に共有すべき**。特に天変地異などの不可抗力を含む**官民双方の免責事項は、これまでの契約実績の知見も踏まえて、できるだけ個別具体的に挙げ、客観的に判断できるようにすべき。**

【図3】 帰責性の判断基準の設定状況

【表3】 帰責性の判断基準の例（民側の責任を問わない事象）



民の無責とする判断基準は以下のとおり。

- (1) 天災地変その他不可抗力による場合において、当該不可抗力による影響を未然に防止すべき必要な措置をとっていたとき。
- (2) 内部事情に起因しない不定期のストライキによる場合において、当該ストライキによる影響を未然に防止すべき必要な措置をとっていたとき。
- (3) 予算の繰越、監督及び検査、官給品等による場合等の官側に起因する場合
- (4) 前3号に定める場合のほか、無責とすることが相当であると認める場合

加えて、**保証KPIは民側が達成状況をコントロールできる指標を設定するとともに、それがどうしても困難な場合は、官側の都合で保証KPIが達成できなかった場合に民側が免責となるよう責任範囲を明確にすべき。**

なお、保証KPIが官側の都合で達成できない可能性があらかじめ想定される場合は、**対象装備品等や業務範囲の見直しも含め、PBL契約の適切性や妥当性、PBL以外の手法も含め、事前にBCA※でよく検討すべきではないか。**

※Business Case Analysis : PBLの実施内容及期待効果の明確化及びそれを前提とした所要経費の見積りを行うもの。

③ 調査結果及びその分析

2. 保証KPIの達成・未達成の判断基準について

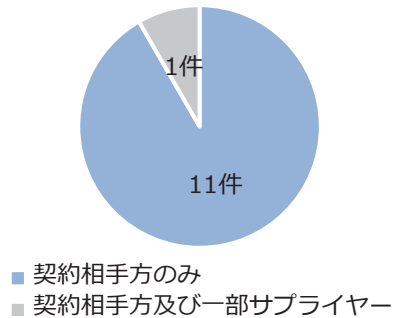
(2) 保証KPI未達成時の責任範囲について

保証KPI未達成時に契約相手方の責任がどこまで及ぶかについて調査した結果、**進行中の契約12件のうち、11件は責任範囲が契約相手方（主にプライム企業）のみ、1件は責任範囲が契約相手方に加え一部のサプライヤーも含むとの回答だった**【図4】。後者については、PBL契約の履行に際し、防衛省とプライム企業、各サプライヤーとの間で別途取決めを交わし、対象品目、技術資料、各々の役割及び責務を定めているとのことであった。

また、実際に発生した保証KPI未達成の事例について調査すると、上述のとおり、進行中の契約の大半が契約相手方のみ責任を負うため、例えば**サプライヤーに起因する部品供給の遅延により保証KPIが未達成の場合は、民側の責任であるにもかかわらずプライム企業に責任を問うていないといった事例が存在した**【表4】。

上記から、民側の責任の所在への認識が不十分だけでなく、**プライム企業の管理が及ばない、サプライヤーに起因する原因で保証KPIが未達成となる場合に対する責任分界点への認識や事前の協議が不十分となっていることが判明した**。

【図4】 契約相手方の責任範囲



【表4】 保証KPI未達成の事例

事例概要	責任所在	対応策
海外サプライヤーにおいて自然災害が発生し、部品輸送に遅延が生じたため、保証KPIを達成できなかった	官民共に責任なし	代替経路による輸送の検討
部隊の整備計画の変更により在庫保証の基準数量を下回ったため、保証KPIを達成できなかった	官側	部隊の整備計画の変更に伴うものため、保証KPIの未達成を許容
部品供給業務において保証基準日数を超過したため、保証KPIを達成できなかった	民側	サプライヤーに製造計画の見直しを要望

3. 支払方法について

(1) 保証KPI未達成時の契約上の対応

民側の責任で保証KPIが未達成であった場合の契約上の対応について調査した結果、**進行中の契約12件のうち4件は、遅滞金・延納金の発生や契約不履行として減額を行うことが可能との回答があり、契約上、遅滞金・延滞金や契約不履行として減額する際の計算方法を定めていた**。他方、8件は不可能との回答であり、その理由は「保証KPI未達成時の支払いに関する取決めが無いため」「初回契約のため運用実績が蓄積されておらず、ペナルティを適用する段階に無いため」といった回答であった。

上記より、民側の責任で保証KPIが未達成だった場合の減額等の支払い方法について、**契約上明確に定められていない案件があることが判明した**。

④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 保証KPIの達成・未達成の判断基準について

(2) 保証KPI未達成時の責任範囲について

保証KPIの達成が確実となるよう、PBLの対象となる部品供給や修理等の役務は、契約相手方がコントロール可能な範囲で設定することが望ましい。現状、契約相手方であるプライム企業のみでPBL契約の役務を実施している例は見受けられず、PBL契約を履行できるかどうかは、プライム企業とサプライヤーとの関係によるものが大きいと考えられる。

**PBLの対象装備品等や役務範囲、保証KPIを設定する際には、プライム企業の責任範囲（保証KPI達成のためにどこまでリスクを取るか）と保証KPIの達成見込み、必要なコストのバランスを踏まえて、現実的な契約とすべき**。

検討に際しては、保証KPIの達成状況の管理負担低減やPBL契約のより効率的な履行に資する観点から、別途取決めを交わすなどして、**プライム企業とサプライヤーの責任分界を明確に設定することも一案と考えられる**。

3. 支払方法について

(1) 保証KPI未達成時の契約上の対応

PBL契約上、保証KPIの達成を前提に業務の履行が求められていることを踏まえると、**民側の責任で保証KPIが未達成であった場合の対応について、減額等の支払い方法も含めて契約上明確に定めるべき**。

③ 調査結果及びその分析

3. 支払方法について

(2) 保証KPI達成度合いに連動した支払いの検討

まず、進行中のPBL契約12件の対価はどのように支払われているか調査したところ、6件は契約金額をそのまま支払う契約であったが、他6件は支払い金額の調整が含まれる契約であった。支払い金額の調整が含まれる案件はいずれも、定期修理や技術維持等に係る恒常的な経費（固定費）と運用実績に応じて変動する経費（変動費）を組み合わせる支払う方法に基づくものであった。

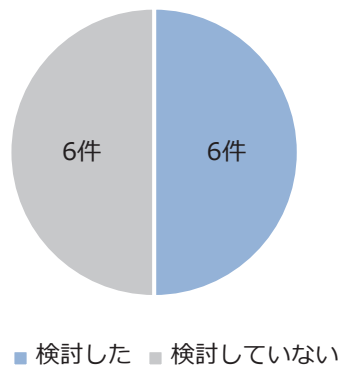
その上で、ガイドラインでは、今後の課題として、効率化に向けた企業の継続的な努力を促すために、海外で導入されているKPIの達成・未達成に対するインセンティブやペナルティの設定について、更に検討を進めていく必要があるとされている。

上記を踏まえ調査した結果、**進行中の契約12件のうち、6件はBCAにおいて保証KPI達成度合いに連動した支払いの検討を行っており、残り6件は検討していなかった**【図5】。

前者については、検討は行ったものの、いずれも保証KPI達成度合いに連動した支払いの採用には至っておらず、その理由として「事業者が忌避感を示し契約締結できないリスクがある（3件）」や「ガイドラインに記載が無いため（2件）」と回答があったほか、「保証KPI達成度合いの判断ができないため（1件）」としている案件もあった。後者については、「BCAで提案されなかったため」との回答が半数（3件）を占めた【表5】。

上記より、**保証KPI達成度合いに連動する支払いについて、実際の契約では実現していないものの、一部では検討されていることが判明した。**

【図5】 保証KPI達成度合いに連動した支払いの検討有無



【表5】 保証KPI達成度合いに連動した支払いが採用されなかった理由の例

- ・事業者が忌避感を示し契約締結できないリスクがある
- ・ガイドラインに記載が無いため
- ・KPI達成度合いの判断ができないため
- ・BCAで提案されなかったため

④ 今後の改善点・検討の方向性

3. 支払方法について

(2) 保証KPI達成度合いに連動した支払いの検討

企業の自主的な改善・効率化を促すインセンティブを与える観点からは、PBL契約では固定額を支払う契約が望ましく、実際に進行中の契約のほぼ半数が固定額を支払う契約となっている。

他方、保証KPIの達成度合いに連動した支払いが体系的に導入されていない現行制度では、固定額を支払う契約の場合、企業側に保証KPIを達成するモチベーションが生じにくい側面もある。

このため、**企業の自主的な改善・効率化を更に促す観点から、固定額を支払う契約については、保証KPI達成度合いに連動した支払いの導入を検討すべき。**その際には、例えば、

- ・企業がKPI未達成時のペナルティを恐れて保証KPIが過度に保守的に設定されるリスク
- ・保守的な保証KPIを設定することで部隊所要や可動率等の維持整備の目標が達成できなくなるリスク
- ・保証KPI達成をより確実にするため企業が体制整備等を充実させることによる経費増加のリスク
- ・業務効率化など、保証KPIだけでは判断が難しい便益などを踏まえ、**導入のために必要な対応や留意すべき点等をガイドライン上で体系的に整理すべきである。**

なお、保証KPI達成度合いに連動した支払いの実施に当たっては、1及び2で指摘した各種KPIの適切な設定や達成・未達成の判断基準、責任分界点の適切な整備が極めて重要である。保証KPIの達成状況のモニタリングに加え、達成度合いに連動した支払いの管理も加わるとなると、かなり複雑な仕組みとなり、官民双方のコストが増加することにより、かえって非効率的となる可能性もある。そのため、**単にガイドラインを整備するだけでなく、実際に実務に携わる契約担当官等の制度理解を深めるための研修や、他省庁による成果に連動して報酬を支払う事業※も参考にしながら、実効性が伴う運用とすべきである。**こうした運用の実効性の担保がなされるまでは、**初回契約あるいは新規装備品ではなくPBL契約実績がある程度蓄積された装備品等に対象を限定し、費用対効果をよく見極めて導入を検討することが適当である。**

※内閣府では、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）に基づき、地方公共団体等が事業を実施することを推進している。